

平成21年 第1回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成21年3月4日開会

平成21年3月16日閉会

宿毛市議会事務局

平成21年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成21年3月 4日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第44号まで	13
(提案理由の説明)	
市 長	13
散 会 (午前11時00分)	
陳情文書表	18
----- . . . -----	
第 2 日 (平成21年3月 5日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成21年3月 6日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成21年3月 7日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成21年3月 8日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成21年3月 9日 月曜日)	
議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
事務局職員出席者	19
出席要求による出席者	19

開 議（午前 10 時 00 分）

○日程第 1 一般質問	2 1
1 野々下昌文議員	2 1
市 長	2 2
野々下昌文議員	2 5
市 長	2 6
野々下昌文議員	2 8
2 松浦英夫議員	2 8
市 長	3 3
教育委員長	3 7
教 育 長	3 8
総務課長	3 9
松浦英夫議員	3 9
市 長	4 2
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	4 4
松浦英夫議員	4 4
3 中川 貢議員	4 5
市 長	5 2
中川 貢議員	6 1
市 長	6 3
中川 貢議員	6 4
4 今城誠司議員	6 4
市 長	6 6
教 育 長	6 9
今城誠司議員	7 2
市 長	7 2
教 育 長	7 3
今城誠司議員	7 3

延 会（午後 3 時 37 分）

----- . . ----- . . -----

第 7 日（平成 21 年 3 月 10 日 火曜日）

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 5
出席議員	7 5
欠席議員	7 5
事務局職員出席者	7 5
出席要求による出席者	7 5

開 議 (午前 10 時 01 分)

○日程第 1 一般質問	77
1 岡崎利久議員	77
市 長	79
教 育 長	83
岡崎利久議員	83
市 長	86
岡崎利久議員	88
2 中平富宏議員	88
教 育 長	89
市 長	91
中平富宏議員	92
教 育 長	94
中平富宏議員	96
教 育 長	97
中平富宏議員	98
教 育 長	98
中平富宏議員	99
教 育 長	99
中平富宏議員	99
3 濱田陸紀議員	100
市 長	101
濱田陸紀議員	103
市 長	105
濱田陸紀議員	106
市 長	106
濱田陸紀議員	107
4 浅木 敏議員	107
市 長	110
教 育 長	113
浅木 敏議員	114
市 長	117
教 育 長	118
浅木 敏議員	120
市 長	121
保健介護課長	121
教 育 長	121

保健介護課長	1 2 2
浅木 敏議員	1 2 2
教 育 長	1 2 2
浅木 敏議員	1 2 3
教 育 長	1 2 3
浅木 敏議員	1 2 3
散 会 (午後 3時09分)	

----- . . ----- . . -----

第 8日 (平成21年3月11日 水曜日)

議事日程	1 2 5
本日の会議に付した事件	1 2 5
出席議員	1 2 5
欠席議員	1 2 5
事務局職員出席者	1 2 5
出席要求による出席者	1 2 5
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第44号まで	1 2 7
質疑	1 2 7
1 松浦英夫議員	1 2 7
総務課長	1 2 9
企画課長	1 3 0
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 3 1
市民課長	1 3 3
松浦英夫議員	1 3 4
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 3 4
総務課長	1 3 4
松浦英夫議員	1 3 5
2 野々下昌文議員	1 3 5
保健介護課長	1 3 5
総務課長	1 3 6
建設課長	1 3 7
野々下昌文議員	1 3 8
保健介護課長	1 3 8
市 長	1 3 9
建設課長	1 4 0
商工観光課長	1 4 0
野々下昌文議員	1 4 0

3	中川 貢議員	1 4 1
	環境課長	1 4 2
	中川 貢議員	1 4 3
	環境課長	1 4 5
	中川 貢議員	1 4 5
	副市長	1 4 6
	環境課長	1 4 6
4	岡崎 求議員	1 4 6
	教育長	1 4 8
	岡崎 求議員	1 4 9
	市長	1 5 0
	岡崎 求議員	1 5 1
5	浅木 敏議員	1 5 1
	産業振興課長補佐	1 5 3
	建設課長	1 5 3
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 5 3
	浅木 敏議員	1 5 4
	産業振興課長補佐	1 5 6
	市長	1 5 6
	浅木 敏議員	1 5 7
	産業振興課長補佐	1 5 7
	浅木 敏議員	1 5 7
6	西村六男議員	1 5 7
	総務課長	1 6 0
	環境課長	1 6 1
	市長	1 6 2
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 6 3
	水道課長	1 6 4
	産業振興課長補佐	1 6 4
	教育長	1 6 5
	西村六男議員	1 6 6
	副市長	1 6 7
	委員会付託省略（議案第1号から議案第27号まで）	1 6 7
	委員会付託（議案第28号から議案第44号まで）	1 6 7
散	会（午後 3時14分）	
	議案付託表	1 6 8

— — — — — • • — — — — — • • — — — — —

第 9 日（平成 21 年 3 月 12 日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 10 日（平成 21 年 3 月 13 日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 11 日（平成 21 年 3 月 14 日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 12 日（平成 21 年 3 月 15 日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 13 日（平成 21 年 3 月 16 日 月曜日）

議事日程..... 1 6 9

本日の会議に付した事件..... 1 6 9

出席議員..... 1 6 9

欠席議員..... 1 6 9

事務局職員出席者..... 1 7 0

出席要求による出席者..... 1 7 0

開 議（午前 11 時 17 分）

○日程第 1 議案第 1 号から議案第 44 号まで..... 1 7 1

（議案第 1 号から議案第 27 号まで）

討論・表決..... 1 7 1

（議案第 28 号から議案第 44 号まで）

委員長報告

総務文教常任委員長..... 1 7 1

産業厚生常任委員長..... 1 7 2

（議案第 28 号から議案第 33 号まで及び議案第 35 号、議案第 37 号並びに

議案第 39 号から議案第 44 号まで）

討論・表決..... 1 7 3

（議案第 34 号）

討論・表決..... 1 7 3

（議案第 36 号）

討論・表決..... 1 7 4

（議案第 38 号）

討論

浅木 敏議員（反対）..... 1 7 4

表決..... 1 7 5

○日程第 2 陳情第 12 号外 7 件

委員長報告

総務文教常任委員長..... 1 7 5

産業厚生常任委員長	175
質疑	176
(陳情第13号)	
討論・表決	176
(陳情第15号)	
討論・表決	176
(陳情第16号)	
討論・表決	176
(陳情第18号)	
討論・表決	176
(陳情第19号)	
討論	
浅木 敏議員 (反対)	177
表決	177
(陳情第12号及び陳情第14号並びに陳情第17号)	
継続審査	178
○日程第3 委員会調査について	178
継続調査	178
○日程第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで	178
質疑	178
委員会付託省略	178
討論・表決	178
(閉会あいさつ)	
市長	179
閉会 (午前11時59分)	
委員会審査報告書	181
陳情審査報告書	183
閉会中の継続審査申出書	185
閉会中の継続調査申出書	186
意見書案第1号	189
意見書案第2号	190
意見書案第3号	192

----- ● ● -----  
付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3



陳 情..... 付— 6

平成21年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成21年3月4日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 諸般の報告
- 行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第44号まで

議案第 1号 平成20年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2号 平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 3号 平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成20年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 6号 平成20年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について

議案第 7号 平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成20年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成20年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第10号 平成20年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第13号 平成20年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第14号 平成21年度宿毛市一般会計予算について

議案第15号 平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第16号 平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第17号 平成21年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第18号 平成21年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第19号 平成21年度宿毛市老人保健特別会計予算について

議案第20号 平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第21号 平成21年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第22号 平成21年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第23号 平成21年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第24号 平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

議案第25号 平成21年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について

- 議案第26号 平成21年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第27号 平成21年度宿毛市水道事業会計予算について  
議案第28号 宿毛市定住自立圏構想推進基金条例の制定について  
議案第29号 宿毛市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について  
議案第30号 宿毛市の簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について  
議案第31号 宿毛市表彰条例の一部を改正する条例について  
議案第32号 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第33号 宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第34号 宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について  
議案第35号 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第36号 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について  
議案第37号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
議案第38号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について  
議案第39号 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第40号 宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について  
議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
議案第43号 市道路線の認定について  
議案第44号 市道路線の廃止について

----- . . . -----

## 2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号から議案第44号まで

----- . . . -----

## 3 出席議員（16名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君  | 2番 岡崎利久君  |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君  |
| 5番 浅木敏君   | 6番 中平富宏君  |
| 7番 有田都子君  | 8番 浦尻和伸君  |
| 9番 寺田公一君  | 10番 宮本有二君 |
| 11番 濱田陸紀君 | 12番 西郷典生君 |

13番 山本幸雄君                      14番 中川貢君  
15番 西村六男君                      16番 岡崎求君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 児島厚臣君  
議事係長 岩村研治君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君  
会計管理者兼  
会計課長 小島秀夫君  
保健介護課長 三本義男君  
環境課長 岩本克記君  
人権推進課長 小栗幹夫君  
産業振興課長補佐 松岡博之君  
商工観光課長 立田明君  
建設課長 安澤伸一君  
福祉事務所長 沢田清隆君  
水道課長 豊島裕一君  
教育委員長 松田典夫君  
教育長 岡松泰君  
教育次長兼  
学校教育課長 小島正樹君  
生涯学習課長  
兼宿毛文教  
センター所長 有田修大君  
学校給食  
センター所長 岡村好知君  
千寿園長 村中純君

農業委員会  
事務局 局長  
選挙管理委員会  
事務局 局長

小野正二君  
土居利充君

-----・-----・-----

午前10時00分 開会

○議長（宮本有二君） これより平成21年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において今城誠司君及び岡崎利久君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西郷典生君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る3月2日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査いたしました結果、本日から3月16日までの13日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（宮本有二君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月16日までの13日間といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月16日までの13日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

本日まで、陳情8件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しておるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、市長の「行政方針の表明」を行います。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

3月に入って、少し肌寒い天気になっております。花粉も多分に飛んでいるようでございまして、花粉症の方々、マスクをしながらの毎日だろうと思います。ぜひ、花粉に負けないようにしていただきたいと思います。

本日は、平成21年第1回宿毛市議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

新年度予算案並びに各議案のご審議をお願いを申し上げるに当たりまして、市政運営に対する基本方針並びに主要施策について、所信の一端を申し上げまして、市民並びに議員の皆様にご理解とご協力をお願いを申し上げます。

さて、昨年来、我が国では100年に1度と言われる未曾有の経済危機にあつて、全国的に金融危機や製造業の低迷に伴う派遣社員の雇用打ち切り、正社員の早期退職による人員整理が行われるなど、大変厳しい実態経済が浮き彫りとなっております。

このため、国におきましては、数々の緊急経済対策や、雇用対策を立案し、経済の低迷脱出と、雇用の創出に向けて取り組んでいるところでございます。

このような中、平成20年度に、幡多地域が国の定住自立圏構想の先行実施団体の指定を受けまして、宿毛市は四万十市とともに、中心市として位置づけられました。

この事業は、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を中心市に集約的に整備し、周辺市町村において必要な生活機能を確保するとともに、農林水産業の振興や、豊かな自然環境の保全を図るなど、互いに連携協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とするものでございます。

今後は、周辺市町村と協議を進め、速やかに事業を具体化し、魅力ある地域づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

財政的には、今後も非常に厳しい状況が見込まれていますので、引き続き、行政改革大綱・集中改革プランを着実に実行し、行政の効率化を図ることで、必要な財源を確保しつつ、宿毛市の発展と市民福祉の向上を目指して、新たに各種施策を積極的に推進するなど、今後も市民の目線に沿った行政運営に全力を傾注してまいります。

それでは、市政運営の基本方針について、申し上げます。

行政改革についてでございます。

平成21年度は、行政改革大綱・集中改革プランの最終年度となっております。平成17年度より事務事業や組織の見直し、民間委託の推進、職員の給料・手当の見直し、及び職員数の削減など、積極的に行政改革に取り組んできた結果、プランで示した数値目標をほぼ達成し、財政的にも大きな成果があったものと思っております。

しかしながら、激変する社会経済情勢の中、宿毛市におきましても、新たな行政需要への対応や、三位一体改革の影響等により、財政状況は依然として厳しく、この状況を打破していくために、行政改革を継続し、効率的・効果的な行財政運営を行っていかねばなりません。

平成21年度におきましても、限られた財源の中で、ますます多様化する市民ニーズに適切に対処していくためにも、引き続き、プランに沿った改革を、積極的に実施するとともに、市民の皆様のご理解、ご協力を賜りながら、新たな取り組みも検討していかねばならないと考えています。

財政状況でございますが、平成19年度決算に基づき、平成20年度に財政健全化比率の公表を行いました。

宿毛市は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれも早期健全化基準を下回る数値となっております。

しかしながら、土地開発公社の長期保有土地や、地方債残高が多額となっているため、地方債等の償還金の割合を示す実質公債費比率、将来負担すべき負債の割合を示す将来負担比率は高率でありまして、大変厳しい財政状況であることには変わりありません。

世界的な経済不況による国内経済の急激な低迷を受け、国では安心実現のための緊急総合対策を初め、生活対策、生活防衛のための緊急対策など、総額75兆円の経済対策を打ち出し、雇用対策や社会保障、中小企業支援対策、及び生活者支援等を平成20年度、21年度の両年度にわたって推進することとしています。

宿毛市におきましても、国の経済対策に伴う財源措置を十分活用し、予算編成を行いました。

平成21年度は、小筑紫地区小学校の建築工事や、市道大島中央線の整備等の普通建設事業費を大幅に増額し、一般会計で対前年度比8.

4パーセントアップの98億6,460万2,000円を計上しています。

今後も、経済情勢や国の政策等に留意しながら、健全な財政運営を目指してまいります。

防災対策について、申し上げます。

昨年は岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震が連続して発生し、大きな人的、物的被害をもたらしました。

また、本年1月4日には、ニューギニア付近で発生した地震の影響により、高知県を初めとする太平洋沿岸部に津波注意報が発表され、関係職員が参集し、情報収集に努めるとともに、防災行政無線を使って市民に注意を呼びかけました。改めて、日ごろからの防災対策や、防災意識の向上の必要性を認識したところでございます。

このため、平成21年度も引き続き、津波避難道の整備、木造住宅耐震診断、改修事業、自主防災組織が整備する資機材等に対する助成、毛布や簡易トイレなどの生活必需品を中心とする公的備蓄の推進など、ハード面の整備はもとより、市民の防災意識の向上を図るため、自主防災組織を対象に、研修を行う中で、住宅の耐震化を強く訴えてまいりたいと考えています。

さらに、災害時における高齢者や障害者の迅速な安否確認や、平常時の見守り活動を進めるため、災害時要援護者対策を推進するなど、総合的な南海地震対策に積極的に取り組んでまいります。

情報化について申し上げます。

平成21年度は、一昨年の平田、宿毛中継局に続き、小筑紫中継局並びに沖の島地区の母島、弘瀬、両中継局においてデジタル波の送信が開始される予定となっています。

このように、放送事業者による地上デジタル放送完全移行に向けた環境整備が着々と進む中、今後とも市民への啓発活動に努めるとともに、

国や県の補助制度を活用しながら、共聴施設のデジタル化改修を積極的に支援してまいります。

一方では、ケーブルテレビに加入することで、デジタル放送が視聴可能となり、またインターネット利用につきましても、1つの窓口で対応できるなど、地域にとっては大変利便性が高くなるものと考えています。

そのため、本市といたしましても、西南地域ネットワーク株式会社に対して、必要に応じて経営安定化や、加入増につながる支援をしてまいりたいと考えていますが、地域に密着した活動を継続するためには、何よりも市民の皆様の加入が最大の支援となります。今後も、ケーブルテレビが配線されている地域の皆様方におかれましては、より一層のご協力をお願いいたします。

交通運輸体系の整備についてでございます。土佐くろしお鉄道は、幡多地域の基幹公共交通として、住民の通勤・通学などの生活路線としての機能はもとより、地域経済や観光振興において、必要不可欠な存在であります。

しかしながら、人口の減少やバスなどの二次交通の脆弱さにより、利用者の減少が続いています。

さらに、昨年は急激な燃料高騰の影響を受けるなど、依然として厳しい経営状況が続いています。

このような状況の中、安定した経営を目指すため、鉄道の利用促進に向けた取り組みを図ることはもとより、運営方針の抜本的な見直しを進めているところでございます。

平成20年度土佐くろしお鉄道の車中において実施した乗客アンケートを参考にさせていただく中で、できることから運営の改善に取り組むよう、強く求めてまいります。

宿毛佐伯航路につきましても、航路再開から4年が経過し、当初計画を上回る利用があり、



経営も軌道に乗りつつあります。しかしながら、昨年からの燃料費の急激な高騰により、依然、楽観できない状況にあります。

本航路は、四国西南地域と九州を結ぶ海の国道として、重要な航路であることから、平成21年度は、幡多6カ市町村と高知県で、安定した経営ができるよう、財政支援を行います。

今後とも、大分県、佐伯市との連携を図りながら、利用が促進されるよう、取り組んでまいります。

地域の公共交通を長期的に存続させるためには、市民の皆様の積極的なご利用をお願いするとともに、観光資源のピーアールや、交通網のアクセス環境の向上に努め、利用者の増加につながる事業に取り組んでまいります。

宿毛湾港の整備につきましては、港湾の静穏度を保つための第1防波堤300メートルが完成の運びとなりました。今後も港湾機能の充実のため、第2防波堤の早期着手に向け、関係機関への要望活動を続けてまいります。

港の利活用につきましては、平成21年度に倉庫兼用の旅客待合所を整備し、この施設を活用したイベントの充実を図ることで、港の活性化に努めてまいります。

また、引き続き、関係機関との連携を図る中で、ポートセールスや企業誘致にも取り組んでまいります。

中村宿毛道路は、中村・間インター間が、今月20日に開通の運びとなりました。平田・宿毛インター間は、一部の工区は工事に着手しておりまして、引き続き他の工区も工事の着手に向け、地元説明や用地買収を進める予定になっています。今後も早期完成に向けて、積極的に取り組んでまいります。

また、四国横断自動車道の予定路線区間であります宿毛・内海間が、早期に計画路線に組み込まれるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、横瀬川ダムの整備につきましては、平成21年度より、ダム本体の準備工事として、河川水を迂回させる仮排水トンネル工事に着手することとなりました。

これにより、ダムの早期完成に向け、大きく前進することとなります。

市道につきましては、路面等施設の老朽化が激しく、維持修繕箇所も年々増加しています。こうした箇所の修繕や工事につきましては、緊急性、優先度等を十分に把握し、計画的に整備してまいります。

また、市道大島中央線につきましては、平成21年度に完成させる予定でございます。

さらに、地域の主要幹線である国道、県道の整備促進につきましては、地域の要望が早期に実現できるよう、引き続き、各関係機関へ強く要請してまいります。

都市計画について申し上げます。

宿毛駅東地区土地区画整理事業につきましては、新たな魅力ある市街地の形成と、良好な都市環境整備を実現することを目的として、平成9年度より事業に着手しておりまして、既に市道桜町藻津線沿いに新たな店舗も建設され、市街地が形成されつつあります。

平成21年度は、工事の完成に向けて取り組んでまいります。

また、中心市街地商店街の空洞化もさらに深刻な問題となっています。このため、平成21年度も、引き続き、関係機関、関係団体との連携のもと、中心市街地の活性化に向けた新たな計画の策定に取り組み、賑わいのある商店街の再構築に向けて、事業内容の検討を進めてまいります。

潤いのある市民生活に欠かすことのできない水道事業につきましては、安全で安定的な給水を図るため、市内の配水管を計画的に整備しています。

特に、配水管が地表にむき出しになっていました沖の島につきましては、平成18年度から平成22年度までの5カ年計画で、母島簡易水道、弘瀬簡易水道、古屋野飲料水供給施設を統合し、沖の島簡易水道として整備をしています。

平成21年度は、母島地区、弘瀬地区の配水管及び古屋野配水池等の整備をいたします。

また、長浜飲料水供給施設も改修し、安全な水の供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、「下水道 きれいな水を未来まで」をキャッチフレーズに、市民の生活環境の向上と、公共水域等の環境保全を図るため、事業に着手し、平成14年3月には、宿毛クリーンセンターが稼働を始め、現在は面積で約149ヘクタール、2,349戸が利用可能となっています。

平成21年度は、宿毛駅東地区土地区画整理事業区域及び高砂地区の一部の管渠整備を行い、利用可能区域の拡張を図ってまいります。

下水道への加入促進を図る取り組みとして、水洗便所等改造資金利子補給や、水洗化促進奨励金を設けていますが、平成20年度から3年間に限り、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水とも、くみ取り方式から下水道に加入した方に10万円の水洗化促進特例奨励金制度を設けて、加入促進に努めています。

下水道の整備された地域の皆様には、積極的な加入をお願い申し上げます。

企業誘致について、申し上げます。

現在、高知西南中核工業団地では、製造業20社、物流センター協業組合25社が操業、約830人が就労しています。

また、宿毛湾港工業流通団地では、造船会社2社が操業、約50名が就労しており、雇用の確保はもとより、地域の経済・産業の発展に多大な貢献をさせていただいております。

去年は、米国の金融危機に端を発した世界経

済の急激な後退により、日本経済も大打撃を受け、国内生産が加速的に落ち込んでいます。

この影響は、工業団地の立地企業にも及び、各企業とも非常に厳しい経営環境に置かれています。

このような状況に置かれている企業を支援するため、工業団地立地企業と、これまで以上に情報交換を密にし、関係機関との情報共有を図るとともに、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金といった、国などの助成制度の利用を促進するため、迅速な情報収集に努め、立地企業を積極的に支援してまいります。

また、厳しい経済状況ではありますが、未売却地への誘致はもとより、未進出企業に対する進出への働きかけや、進出企業へのアフターケアに努め、さらなる雇用の場の確保にも努めてまいります。

農林水産業について申し上げます。

一次産業を取り巻く環境は、昨年燃料、肥料の高騰、これに追随するように、上昇傾向を示している各種の生産資材単価が、各経営体にも与える影響は少なくないと考えています。

このため、平成20年度は、燃料高騰対策として、施設園芸ハウスと、水産加工場を財団法人省エネルギーセンターの協力を得て、省エネルギー診断を実施しました。平成21年度は、この診断結果から支援が必要と判断される事項について、農協、漁協と連携を図り、支援策を検討してまいります。一次産業の礎であります農家、漁家の所得向上のためには、地産地消や販路拡大とあわせて、後継者の育成も必要となってきます。このため、宿毛市では、水産加工品、かんきつ類等を高知駅や高知空港で販売するなど、販路の拡大にも積極的に努めています。

また、一次産業の後継者対策として、本年2月より一次産業に限定して、無料の職業紹介を各協同組合と連携しながら進めています。

農業につきましては、米の計画的生産や、地域の特色を生かした作物の推進に努めるとともに、農地の荒廃を招かないよう、各種事業を導入してまいります。

また、地域の素材を生かした特産品の開発及び販売につきましては、宿毛市として支援する中で、一定の成果も出てきています。

今後とも、関係団体との連携を密にし、ナオシチの搾汁施設を整備するなど、新たな商品の開発を進めるとともに、インターネット等によるピーアールや、各種イベントにおける物産展参加等により、普及・宣伝に努めてまいります。

畜産業につきましては、牛や豚の品評会や販路拡大に向けて、生産者の生産意欲が高まるよう、努めてまいります。

そのため、幡多地区畜産振興協議会が開催する幡多地区総合畜産共進会への支援等を引き続き行ってまいります。

林業につきましては、木材価格の長期にわたる低迷、林業従事者の高齢化などにより、適正な森林整備ができなくなってきています。

一方では、地球温暖化防止対策として、森林整備の重要性はますます高くなってきており、森林組合、森林所有者、行政が一体となって森林整備等を推進する必要があります。

このため、平成21年度は、市有林整備事業を活用し、久礼ノ川地区において間伐作業を実施し、収益につなげてまいります。

また、宿毛市森林整備計画については、本年度中に森林組合と協議する中で、検討してまいります。

水産業につきましては、平成21年度は片島地区にすくも湾漁協を事業主体とした加工場を新設し、宿毛湾でとれたキビナゴを中心に、その他の魚類も加工するなど、漁家所得の向上と雇用の場の確保に努めてまいります。

さらに、水産資源の増殖、保護のため、ヒラ

メ、イサキ、タイ等の種苗放流事業や、藻場の造成を行い、漁船漁業の振興、漁家経営の安定にも努めてまいります。

養殖漁業の振興につきましては、最近の新聞報道にもありますように、大変厳しい状況ではありますが、漁業経営の安定を図るため、資金の借入れに対する利子補給を行うとともに、新たな支援策についても、漁協と連携する中で検討してまいります。

商工業について申し上げます。

商工業を取り巻く経営環境は、金融危機に端を発した景気の減退や、個人消費の低迷により、市内の企業、個人事業者にとりましては、大変厳しい経営状況にあります。

国においては、中小企業に対する原材料価格高騰対策対応等緊急保証制度や、セーフティネット貸付制度などの支援策を打ち出し、対策に努めています。

宿毛市においても、制度の周知や迅速な認定事務作業を行うとともに、引き続き、中小企業、商工業者への融資制度を実施することで支援してまいります。

観光について申し上げます。

本市の観光につきましては、幡多地域や南予との広域観光を視野に入れ、関係市町村と連携を図りながら、だるま夕日や出井の甌穴などを生かした見る観光、豊かな海や山の自然を生かした、都会では経験できない体験型観光、地元のすぐれた安全・安心な食材を生かした新鮮な食の提供や、おもてなしなどをくみ入れた観光メニューを整える必要があります。

また、観光案内板等の充実を図り、観光客の利便性の向上にも努めてまいります。

地元が地元のことを知らねば始まらないとの思いから、平成20年度は宿毛市内各地の自然を紹介した番組制作を行い、行政チャンネルで放送をいたしました。平成21年度はこれに

加えて、沖の島の自然や歴史を紹介した番組を制作し、これらをあわせた宿毛の自然を紹介するDVDを制作することとしております。

このDVDを関係各所に配付し、宿毛の自然を活用した観光ピーアールにも努めてまいります。

さらに、すばらしい景観美を有する県内唯一の有人離島である沖の島、鶴来島の観光振興につきましましては、平成21年度も引き続き、全国離島サミットへの参加や、各種イベントの開催により、観光客の誘致に努めてまいります。

また、都会からの修学旅行生や一般観光客をターゲットに、離島や漁村等の生活、漁業体験の場を提供するブルーツーリズムにつきましましては、一昨年から栄喜地区で本格的な受け入れを開始しております。

今後も受入態勢の強化や、誘致活動を進めるとともに、海と山を組み合わせた滞在型観光の開発にも取り組んでまいります。

教育について申し上げます。

宿毛市では、21世紀を心ゆたかに生き抜いていくことのできる子どもを育てることを目指して、取り組んでいます。今後も、学校、保護者、地域との連携を図りながら、地域ぐるみで子どもたちをはぐくむ取り組みを取り組みを推進してまいります。

また、小中学校連携事業や、保・幼・小連携推進事業などを実施することで、保育園から中学校までの連携を強化してまいります。

また、教育的支援の必要な子どもたちが在籍する学校には、支援員を配置するなど、子どもたちの教育環境の整備を充実させる中で、学力や体力の向上はもとより、たくましい子どもの育成を目指してまいります。

学校再編につきましましては、将来の郷土を支えていく大切な子どもたちにとって、望ましい教育環境を整備する視点から、複式学級の解消や、

耐震化を視野に策定しました宿毛市立小中学校再編計画に基づき、保護者や地区住民の理解を得ながら進めてまいります。

平成21年度は、小筑紫地区小学校の建築工事を実施し、平成22年4月の開校に向けて、取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、生涯学習の拠点施設であります宿毛文教センターを積極的に活用し、市民の学習活動を推進するとともに、培ってきた地域文化の継承と、新たな文化の創造に努め、心ゆたかで活力のある地域社会を築いてまいります。

社会体育につきましては、NPO法人宿毛市体育協会を支援する中で、市内の体育施設等を活用し、市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術等に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、みずからの健康増進と体力づくりができる環境を整備してまいります。

また、大学、スポーツ団体のキャンプ誘致や、各種大会の招致に努め、社会体育施設の有効活用を図ってまいります。

さらに、3月22日にことしは行われますが、宿毛花へんろマラソンや、菜の花まつりなどを同じ時期に開催することによる、スポーツと観光イベントの相乗効果を図り、交流人口の増加や、地域おこしにつながるよう、努めてまいります。

人権について申し上げます。

宿毛市では、これまで人権が尊重される社会の実現を目指し、宿毛市人権尊重の社会づくり条例の制定、人権施策に関する宿毛市総合計画の策定を行い、人権啓発講演会や人権教育推進講座等を実施、人権意識の向上に努めてまいりました。

平成21年度も、引き続き、部落差別をなくする運動強調旬間での講演会、人権啓発パレードや、人権教育推進講座の開催等、関係機関と

連携しながら、あらゆる人権問題の解消に向けた取り組みを進める中で、市民一人ひとりがみずからの問題として、認識と理解を深めるよう、啓発に努め、人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

福祉について申し上げます。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、障害のあるすべての人が共通のサービスを、身近な地域で受けられるようになりました。

その一方で、原則1割の利用者負担が伴うことや、サービスの実施主体が市町村に移行されたことにより、市町村格差が生じるなど、依然として制度の課題を抱えています。利用者の皆さんが、安心して地域で生活できるよう、宿毛市障害者計画等に基づき、障害者福祉の充実に取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、新たな子育て支援策として、平成20年度より、小学校就学前から小学校卒業までに、医療費の無料化の対象者を拡大しました。今後は、宿毛市の子育て支援策として、安定した制度となるよう、国、県の財政支援等についても要請してまいります。

また、子どもたちを取り巻く環境は、教育現場におけるいじめ、不登校などの問題だけではなく、家庭での子どもの虐待や、親の子育ての悩みなど、多くの課題が顕在化しています。

これに対応するため、福祉事務所を総合窓口とした宿毛市子ども支援ネットワーク委員会を設置し、問題の解決に向けて、積極的に取り組んでいます。

今後とも、関係機関との連携、相談窓口の充実、また家庭としての機能が十分果たせるよう、さらなる支援に努めてまいります。

保育所につきましては、少子化の影響により、園児数が年々減少し、効率的な保育所運営ができていく状況の園があります。そのため、統廃

合を含めた保育所のあり方につきましては、小中学校の再編計画とあわせて、保護者や地域の皆様のご理解をいただきながら、進めてまいります。

また、次の年代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ環境づくりや、安心して子どもを預けることができるよう、平成21年度は、宿毛市次世代育成支援行動計画の後期行動計画を策定します。

高齢者福祉につきましては、引き続き、第4期高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の方々が住み慣れた地域で、生きがいのある生活ができるよう、サービスの充実に努めてまいります。

保健事業について申し上げます。

宿毛市では、市民が生涯を通じて、健康で安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、乳幼児から高齢者までを対象とした保健事業の積極的な推進を図るとともに、自分の健康は自分で守るといった意識の高揚に努めています。

健診事業につきましては、特定健康審査、特定保健指導により、市民がみずから生活習慣を振り返り、改善していくことができるよう、積極的に支援し、受診率の向上に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、少子化対策の一環として、妊婦健康審査の公費での負担回数を5回から、出産までに最低限必要とされる14回に拡充いたします。

このことにより、より一層、胎児の健やかな成長と、妊婦の健康管理の向上、安心・安全な出産につながるものと考えています。

介護保険事業につきましては、高齢者が自立し、生きがいのある生活が送れるよう、はつらつ筋力アップ事業などの介護予防事業を引き続き推進してまいります。

また、平成20年度に策定しました第4期介護保険事業計画に基づき、平成21年度から平

成23年度までの介護保険料基準額を、月額4,980円に改定するとともに、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定するため、これまでの6段階方式から7段階方式に見直しを行うなど、適正な介護保険サービスの提供と、介護保険給付費の確保に努めてまいります。

今後も、保健、福祉、医療、介護の連携をより一層強化し、高齢者を初め、すべての市民が健康で豊かに生活できる活力あるまちづくりの実現に向けて、取り組んでまいります。

生活環境について、申し上げます。

宿毛市では、CO<sub>2</sub>の削減や、地球環境対策として、廃棄物の再資源化、及び焼却ごみの減量化に、市民の皆さんのご協力をいただきながら、積極的に取り組んでいます。

現在、溶融炉で焼却処理している宿毛市の負担額は、年間で約1億4,000万にもものぼっており、ごみの減量化は、財政的にも大変重要な課題となってきています。

このため、ごみの減量対策として、ごみの発生の抑制、資源の再利用と再活用の3つを基本に、本年度はごみの水分を大幅に減らせる生ごみ処理機を一部地域に試験導入し、実際に効果が上がれば、市内全域に拡大していくことも検討したいと考えています。

また、高知工科大学と共同で、宿毛市バイオマスタウン構想にも積極的に取り組んでいるところであります。

この構想は、地域に豊富にある木材チップを初め、現状では、ごみとして処分されている芋焼酎やナオシチの搾りかす、養殖死魚、生ごみなどの有機資源を堆肥等に有効活用することによって、地球環境に優しい循環型社会を構築しようとするものです。

生活環境の保全につきましては、宿毛市クリーンデーを年2回実施することや、環境指導員による環境パトロールを行い、不法投棄及び野

焼き防止にも、引き続き努めてまいります。

また、合併処理浄化槽設置整備補助事業を実施し、生活排水対策を行うことで、公共水域の水質保全に努めるなど、各種補助事業を引き続き実施します。

また、市民への啓発の一環として、職員による学校出前事業等を行い、身近なテーマで広報啓発活動にも努めながら、人にも環境にも優しい、発展しながら持続可能なまちの実現に努めてまいります。

ごみの収集体制につきましては、平成21年度に一部民営化をいたします。

以上、平成21年度を迎えるに当たりまして、市政運営の基本的な考え方を申し上げましたが、極めて厳しい財政状況の中、南海地震対策や、地域振興のための各種事業など、今後、さらに推進しなければならない課題も山積みしています。

市役所内部におきましても、職員同士で、「やる気で知恵出し一工夫」を合言葉に、課題に取り組んでまいりたいと考えております。

この上は、本市の置かれている現状を積極的に皆様にお知らせしまして、この厳しい状況を乗り越えていただきたいと考えています。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願いを申し上げまして、所信の一端とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（宮本有二君）** 以上で、市長の「行政方針の表明」を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第44号まで」の44議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（中西清二君）** ご提案いたしました議案につきまして、提案理由のご説明をいたしま

す。

議案第1号は、平成20年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

主な内容は、国の補正予算に伴う各種事業の増額と、職員の早期退職による退職金の増額、並びに決算見込みによる補正でございます。

総額で8億1,344万7,000円を増額しようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、職員退職金、3億4,640万3,000円、国の景気対策として、国民1人当たり1万2,000円、18歳以下と65歳以上の方には2万円を支給すると報道されております、この定額給付金給付費として4億9,920万5,000円でございます。

提案ではございませんが、ここで一つ皆さんに、突然でお願いがございます。

市民の皆様にご覧いただきたいんですが、定額給付金をかたって、市役所の名前をかたって、振り込めという、ATMのところへ行けという、そういう連絡があって、この人があやうく引っかかりそうになりました。

こういったたぐいの詐欺行為が発生しておりますので、ぜひ、市民の皆様にも、ここにおられる議員の皆様にも、被害に遭わないように。市役所からは、そういうことは電話等で申し上げることはありませんので、こういうことを皆さんに、ぜひ認識していただきたいと。

ここで、突然で申しわけございません。これをやっとなないと、被害に遭う方がおられると思いますので。

恐れ入ります、途中で失礼しました。

次に、国の生活対策として、3歳から5歳の第2子以降の子供のいる世帯に3万6,000円を支給するとしました子育て応援特別手当給付費、1,444万円などでございます。

議案第2号から議案第13号までの12議案

は、平成20年度各特別会計及び水道事業会計補正予算でございます。

いずれも決算見込額として、必要最小限の経費を補正しています。

議案第14号は、平成21年度宿毛市一般会計予算でございます。

総額で98億6,460万2,000円を計上しています。

財政状況や予算編成につきましては、行政方針の中で申し上げましたので、省略させていただきますが、前年度より7億6,311万3,000円の増額予算となっております

歳入の主なものを申し上げます。

市税22億388万8,000円、地方交付税39億円、国からの支出金9億4,295万2,000円、県からの支出金6億4,487万2,000円、財政調整基金等からの繰入金1億7,143万2,000円、市の借入金であります市債として、11億5,610万円などを計上しております。

一方、歳出の中で主なものを申し上げます。

総務費の中で、SWANテレビへの行政チャンネル番組制作委託料として、1,024万6,000円、デジタル難視聴地域への共聴施設デジタル化支援事業費補助金として、1,700万円、宿毛佐伯航路運航経費支援事業補助金として、2,000万円、衆議院議員選挙費として2,800万円。

民生費では、0歳児から小学校6年生までの医療費を、すべて無料化するための市単独乳幼児医療費扶助3,502万円、後期高齢者療養給付費市町村負担金2億4,371万4,000円、大島・宿毛の両私立保育所への運営補助金5,493万8,000円。生活保護扶助費3億2,750万7,000円。

衛生費では、少子化対策の一環として、妊婦健康診査の公費負担回数を、5回から最低限必

要な14回に拡充するための、妊婦・乳児一般健康診査委託料等2,083万7,000円、水洗トイレの普及促進のための浄化槽設置整備事業補助金1,650万円、沖の島の長浜飲料水供給施設整備工事費3,952万円。

経済危機の中、増加傾向にあります失業者の雇用対策として、干物などの水産加工場に新規雇用するため、などとしまして、新設しました労働費の緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料、及びふるさと雇用再生特別基金事業委託料が5,143万2,000円。

農林水産業費では、市有林整備事業に1,979万9,000円。県営漁港事業負担金に1,120万円。

商工費の商工業振興費として、1,525万5,000円。

土木費では、市道大島中央線道路改良工事費ほかで、2億1,556万1,000円。

倉庫と旅客待合所等を兼ね備えます宿毛湾港交流拠点施設建設工事費に6,000万円。中心市街地活性化のための都市再生整備事業費に1,000万円。

消防費では、橋上分団に配備します消防ポンプ自動車購入費2,006万3,000円。和田分団山北部に配備します小型動力ポンプ付積載車購入費が795万1,000円。

教育費では小筑紫地区小学校統合事業に5億3,136万4,000円。

宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金として600万円などを計上しています。

議案第15号から議案第26号までの12議案は、平成21年度各特別会計予算でございます。

総額で71億9,568万5,000円を計上しています。

議案第27号は、平成21年度宿毛市水道事業会計予算でございます。

平成21年度から簡易水道事業特別会計と統合することとして、総額で、8億9,591万円を計上しています。

議案第28号は、宿毛市定住自立圏構想推進基金条例の制定でございます。

内容につきましては、昨年、国から幡多圏域が宿毛市と四万十市を中心市として、定住自立圏構想の先行実施団体としての決定を受けました。これに伴いまして、事業推進のための財源の一つとして、地域活性化・生活対策臨時交付金の割り増し分として、3,721万3,000円が交付されましたが、事業実施に当たり、周辺市町村との調整に時間を要することから、一たん、全額を基金として管理するために、新たに基金条例を制定しようとするものでございます。

議案第29号は、宿毛市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定でございます。

内容につきましては、介護保険制度において、介護報酬が3パーセント増額改定されることに伴いまして、保険料の急激な上昇を抑制するため、平成21年度からの3年間に限り、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が市町村に交付されます。

このため、全額を基金として管理するために、新たに基金条例を制定しようとするものでございます。

議案第30号は、宿毛市の簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定でございます。

内容につきましては、平成21年度から簡易水道事業特別会計を水道事業会計に統合し、地方公営企業法を適用しようとするものでございます。

また、これに伴いまして、簡易水道事業特別会計を平成20年度限りで廃止すること、及び関係条例を整理するための一部改正をしよう



するものでございます。

議案第31号は、宿毛市表彰条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、市政善行者に対する記念品又は記念品料を記念品のみに改めること、及び宿毛市最大の榮譽である表彰式に、より多くの市民の皆さんが参加できるよう、開催日程を限定しないようにするために条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第32号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正は、株式会社日本政策金融公庫法及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行等に伴い、職員の特別休暇に裁判員を加えるなどの、語句の整理を行おうとするものでございます。

議案第33号は、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方の医師不足を解消するため、平成20年高知県人事委員会勧告に基づき、高知県は、平成21年度より初任給調整手当を、10万4,000円増額改定しようとしています。

このため、宿毛市においても県に準じて同額に改正しようとするものでございます。

議案第34号は、宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成22年度開校を目指しています小筑紫地区小学校を平成21年度に建築することに伴い、国庫負担事業認定申請が年度当初に必要となりますので、今議会において条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第35号は、宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例でござ

います。

内容につきましては、現在、スクールバスは、沖の島、橋上、小筑紫の3地区で運行し、一般客の乗車を認めています。小筑紫地区では、舟ノ川、石原地区の小学生を、スクールバスで登下校時に送迎していましたが、平成21年度は、両地区ともに小学生が不在となりますので、スクールバスを休止するために、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第36号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成20年度をもって和田保育園を廃園することにつきまして、地元関係者と再三にわたり協議を重ねてまいりましたが、このたび、地元関係者の同意が得られましたので、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第37号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、日本に滞在する外国人に対する被保険者の取り扱いにつきましては、国民健康保険法に明記されていますので、あえて条例で明記する必要がありません。このため、条文から削除するとともに章立て等を廃止して、条文の整理を行おうとするものでございます。

議案第38号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

介護保険料につきましては、3年ごとに見直しを行っていますが、高齢者人口の増加や介護従事者の処遇改善などの増加要素を見込みまして、介護保険基準額を90円増額し、月額で4,980円に改定しようとするものでございます。

議案第39号は、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、条例制定後10年以上が経過し、現状にそぐわない部分が生じてきま

したので、「未納の家賃」を「家賃の滞納」に改めるなどの、語句の整理を行おうとするものでございます。

議案第40号は、宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定でございます。

内容につきましては、平成15年より宿毛西町郵便局において取り扱っています納税証明書や、住民票の写しの交付等の事務について、平成21年度も継続して行うため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号及び議案第42号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更でございます。

内容につきましては、小筑紫町栄喜地区内で簡易水道工事を実施するに当たりまして、辺地対策事業債の申請を行うため、及び沖の島へき地診療所に医療機器を整備するため、それぞれ、計画を策定及び変更する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号及び議案第44号は、市道路線の認定及び廃止でございます。

内容につきましては、「東鹿島線」を道路法第8条第2項の規定に基づき市道認定することについて、また、横瀬ダム工事に伴い、役目を終えました「一生原2号線」を、道路法第10条第3項の規定に基づき市道路線を廃止することにつきまして、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

以上がご提案申しあげました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願いを申しあげまして、提案理由の説明といたします。

ありがとうございます。

○議長（宮本有二君） これにて、提案理由の

説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、3月5日及び3月6日は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、3月5日及び3月6日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

3月5日から3月8日までの4日間休会し、3月9日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時00分 散会

陳 情 文 書 表

平成 2 1 年第 1 回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 1 2 号	平成 21. 1. 21	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について	特定非営利活動法人ワーカーズコープ高知支部 千原崇史	総務文教
第 1 3 号	21. 2. 9	落石及び崩落防止対策について	坂ノ下地区長 山本博司	産業厚生
第 1 4 号	21. 2. 12	「公契約」「入札制度」の改善を求める意見書の提出について	高知県労働組合連合会 執行委員長 高橋豊房	総務文教
第 1 5 号	21. 2. 12	臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書の提出について	高知県労働組合連合会 執行委員長 高橋豊房	〃
第 1 6 号	21. 2. 12	最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書の提出について	高知県労働組合連合会 執行委員長 高橋豊房	〃
第 1 7 号	21. 2. 12	派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書の提出について	高知県労働組合連合会 執行委員長 高橋豊房	〃
第 1 8 号	21. 2. 12	地方分権「改革」に関する意見書の提出について	高知県労働組合連合会 執行委員長 高橋豊房 外 1 名	〃
第 1 9 号	21. 2. 12	物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について	高知県労働組合連合会 執行委員長 高橋豊房 外 1 名	〃

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 2 1 年 3 月 4 日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二

平成21年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日(平成21年3月9日 月曜日)

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員(16名)

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 児島厚臣君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長補佐	松岡博之君
商工観光課長	立田明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、公明党、野々下昌文です。皆さん、おはようございます。

議長にお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

朝晩だんだんと暖かくなり、春めいてまいりましたが、宿毛市の経済は春にはまだまだほど遠いようであります。国も、いわゆる三段ロケットで75兆円規模の総合的な経済対策を打ち出し、生活支援策、景気浮揚策に懸命であります。

宿毛市においても、この大変な経済状況の中で、政治や行政に取り組む使命と責任は何かとの思いを強くいたします。とりもなおさず市民の生活を守り、雇用を守ることに尽きるかと思えます。

そこで、国の75兆円の経済対策と、宿毛市の取り組みについてお尋ねをいたします。

定額給付金を含む2008年度第2次補正予算関連法案は、3月4日に可決いたしました。青森県西目屋村では、日本で一番早く、3月5日から定額給付金の支給が始まったことは、テレビで放映をされておりました。

この第2次補正予算の目玉は、やはり定額給付金。さまざまな議論がありましたが、給付つき定額減税は、アメリカやドイツ、フランス、イギリスなどでも行われており、今や世界の流れであります。今か今かと胸おどらせる宿毛市民の期待にこたえるべく、早期かつ円滑な支給のために、今後のスケジュールと定額給付金の支給に合わせて、全国では698の市区町村で

プレミアム付商品券や、地域振興券の発行が行われるのでありますが、本市では、そのようなお考えはないのかお尋ねをいたします。

続いて、生活支援の色彩が濃い施策では、生活保障分野で介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策が示されております。急速な少子高齢化が進展する中で、持続可能な福祉社会の実現には、社会保障関連予算の確保とともに、医療、福祉での人材の増強を図らなければなりません。

特に、急速に進む社会の高齢化に伴い、介護職員の増強は重要課題であろうかと思えます。

そこで、介護職員の処遇改善のため、政府は昨年10月、新たな経済対策の中に、来年度からの介護報酬の3パーセント引き上げを盛り込み、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制を講じるために、1,154億円の緊急特別対策を行っております。

雇用情勢が激変する中で、福祉分野を志す若者も多いわけですが、こうした人材が安心して働くことができるような取り組みは、急務の課題であろうかと思えます。

そこでお伺いをいたします。

介護報酬は3年ごとに見直されますが、過去2回、介護報酬の改定は2003年、2006年と連続して引き下げられてきました。このために、介護事業者の収入がふえず、給与が抑えられ、人手不足が深刻化した経緯があります。今回の改定では、介護職員の待遇改善を目的に、初めてプラス3パーセント引き上げを行いました。

しかし、これは2000年の介護保険発足時の水準に戻っただけで、介護職員の待遇改善にまでは至らないのではないかという声が多く聞かれますが、本市において、介護職員の給与水準はどうなっているのか。介護施設に対して、どれだけ不足しているのか、また、介護施設に

入居できない介護難民はどのくらいおられるのか、お伺いをいたします。

続いて、介護報酬の3パーセントの引き上げに伴い、全国の介護事業者の収入は、約2,000億円増となり、全国の介護職員の給与を月2万円引き上げるのに必要な費用、約1,900億円を上回るといわれています。

しかし、介護報酬はサービス提供の対価として、事業者を支払われます。どう使うかは事業者任せにされており、事業者ごとの規模や経営状況などで変わりますが、事業所は自主的に処遇改善の取り組みの情報公開や、市による検証も求められるのではないかと思います。この対応についてお伺いをいたします。

続いて、地域活性化対策として、地域活性化生活対策臨時交付金が示されています。この地域活性化実施計画の中で、宿毛市施設整備基金を初め、多くの事業が計画をされていますが、その中で雇用促進住宅の購入があります。

既に市営住宅とすることが発表されていますが、どのような目的の住宅となるのか。現在、入居されている方、また新しく入居される方の家賃を初め、高層階、低層階の家賃体系はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、現在も市営住宅には多くの高齢者の方が入居されていますが、雇用促進住宅は5階建てです。急速に高齢化が進んでいく中で、高齢者が3階以上へ入居されるのは非常に困難ではないかと思います。高齢者対策はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

続いて、環境問題の視点から、太陽光発電の補助についてお尋ねいたします。

経済産業省は、昨年11月27日、家庭への太陽光発電の設置、補助制度の再開に238億円を盛り込んだ平成21年度予算の概算要求を発表しました。この補助制度は、平成17年度に廃止されていましたが、低炭素社会の実現に

太陽光発電のさらなる普及を打ち出したことを受けて、復活したものであります。

平成16年度の補助金が1キロワット当たり4万5,000円、平成17年度は、同2万円だったことを考えると、今回の1キロワット当たり7万円はかなり手厚い支援となっております。

標準家庭で太陽光発電システムを導入した場合、石油を年間729リットル以上も削減し、また杉の木289本が吸収する二酸化炭素を削減するといわれています。

また、本年3月1日には、環境省は日本版グリーンニューディールの骨格として、全国の学校や国、自治体の庁舎、公園など公共施設に率先して太陽光パネルを設置する考えを打ち出し、さらに高価格での太陽光発電による電気購入を電力会社に義務づける固定買取制度を導入し、太陽光発電のコストを低下させ、民間部門での急速な普及につなげることを打ち出しました。

本市では、太陽光発電設置に対する独自の補助はないようではありますが、今後、本市にとっても非常に重要な課題の1つとなると思われます。

今回、国の施策を考え合わせ、太陽光発電をどのように位置づけておられるのか、また今後の普及について、ご所見をお伺いいたします。

以上、最初の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に定額給付金の件でございますが、既に人口の少ないところでは、定額給付が、給付の方が始まっているということでございます。これは、私もニュース等で承知をしているところでございますが。

定額給付金が国会で成立するというところで

ざいまして、ついこの間、関連法案が成立したわけでございまして、当市でもいろいろな支給方法については、庁内でプロジェクトチームをつくりまして、その中で検討してまいりました。

その結果について、報告をさせていただきます。

この議会の閉会后、直ちに交付要綱を制定しまして、今月末までには申請書を各世帯に発送したいというふうに思っております。

その後、4月の中旬には、各地区に職員が出向きまして、受付作業を行います。

この方法は、申請書を郵送することによりまして、本人確認が1つ担保されること。それから、各地区に職員が出向きますのは、対面方式での受付によりまして、記入漏れがないかなどの確認作業を効率的、かつ確実にを行うというふうなことで、ミスが発生を未然に防ぐことによりまして、例えば振り込め詐欺防止のため、基本的に市から市民に電話をかけないこととして、対面方式の方が確実性があるだろうということでございます。

この場で市民の方々に呼びかけたいのは、1つ事案がございました。この間、議会の開会のときに申しましたように、振り込め詐欺のような電話がかかってきております。市民の皆様には、市からこの件について電話をかけて何かを確認する。それから、ATMに行ってくださいとかいうふうな電話は一切することはございませんので、ぜひその、こういった詐欺にかからないようにしていただきたいというふうに思っております。

当日、受付できなかった市民の方には、後日、専用の窓口を設けまして、全市民に確実に行きわたるように、特にご高齢の単身世帯の方などには、民生委員さんのご協力も仰ぎながら、万全の体制をとってまいりつものであります。

銀行振込による給付は、4月下旬を予定をしております。また、給付金を辞退される方があろうかと思えます。これは、できれば、私の気持ちとしては、できれば一度受け取っていただきまして、市にご寄附をいただければありがたいなというふうなことも思っております。

ふるさと納税というふうなこともやっております。山積する課題事業等に有効活用できるのではないかなというふうな考えを持っておるところでございます。

それから、地域振興券などの検討はしているかのご質問でございますが、結論から申しますと、市が地域振興券のような形のを発行することはございません。

商工会議所等からも、今のところ計画をしてくれというふうな要望もございません。そういう話も聞いておりません。

ただ、商工会議所等で取り組みが進みまして、具体的な支援要請があれば、どのような対応ができるか、十分検討もしてまいりたい、このように考えております。

次に、介護従事者の処遇改善のための特別対策でございます。介護従事者の報酬が3パーセント引き上げというのは、行われました。これによって、処遇が改善されるのかどうかということでございますが、介護従事者の状況については、国が全国的な状況として示したものでありまして、宿毛市について示したデータというものはございません。

また、事業所の統計につきましても、市の平均給与等は出ておりますが、業種ごとに示したものはなくて、市には情報も残ってありません。判断の難しいところでございますけれども、従業員の方から処遇が悪い等の苦情は、現在まで市には来ていないという状況です。

ということで、介護事業者、そして介護職員、入居者等々の関係もございますが、今のところ、



宿毛市の事業所については、そういった苦情がないということで、問題はないのではなかろうかという認識をしております。

また、介護職員の人員でございますが、これについても、不足はしていないのではなかろうかというふうな認識でございます。

あと、施設の待機者でございますが、これは特別養護老人ホームの2月末時点で、他の施設に入所中の待機者も含めまして、100人程度というふうになっております。

第4期期間中の保険料につきましても、これは65歳以上の第1号被保険者の保険料が、宿毛市介護保険事業計画策定委員会でご検討をいただきまして、現在の基準月額4,890円から4,980円と、90円のアップとなっております。

40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料につきましては、医療保険と同時に集められるものでございまして、その負担額は医療保険者によって異なるために、一概に申し上げることは、ちょっと困難ということでございます。

介護報酬改定後の介護職員の処遇についての確認についてでございますけれども、事業所の情報公開制度がございまして、サービス利用者のための事業所のサービス内容の情報を公開するものでございまして、会計の情報等について、すべて公開することになっておりません。

そういったことで、確認することは非常に困難でございます。

また、職員の給与等について、指導することも困難ですが、市の指定する事業所がございまして。この市の指定する事業所を調査する場合に当たっては、職員の処遇について、聞き取り等のことを行うことは可能でございますので、今後、そういったことを確認していきたいというふうなことは考えております。

次に、地域活性化の関係で、雇用促進住宅の

購入のことでございますが、現在の状況でございます。雇用促進住宅には、現在、2棟ありまして、80戸ございます。入居可能戸数が80戸。そのうちに、現在入居者が19戸でございます。

これを購入するに当たっては、どのような目的の市営住宅となるかということでございますが、これは1点目、2点ほどございます。老朽化している市営住宅の代替施設ということ。それから、地域振興に寄与する支援策としての公的賃貸住宅として活用したいと、このように考えております。

雇用促進住宅購入の予算化につきましては、本年2月の臨時議会でご承認をいただいているところでございます。

現在、入居されている方とか、新しく入居される方の家賃を初め、高層階、低層階の家賃体系についてのご質問もございました。

雇用促進住宅が、宿毛市の所有となった場合には、現在、入居されている方や、新しく公的賃貸住宅として入居される方の家賃につきましては、近隣の民間の賃貸アパートの経営を、できる限り圧迫しないような家賃としなきゃいけないのかなというふうなことも思っています。

ただ、利便性を考慮しまして、高層階と低層階では差をつけることを考えております。

5階建てでなかなかエレベーターがつかないような状況でございます。ついてはおりませんので、そういったことで考えてはおります。

また、この住宅の家賃につきましては、新たに公的賃貸住宅の条例を制定しまして、決定する予定としております。

次に、高齢者対策についてでございます。これ、雇用促進住宅につきましては、高齢者向住宅として取得しようとしているわけではございませんので、現在のところ、別途費用をかけて、先ほど申しましたように、高齢者に対応したエ

レベーターの設置とか、そういうふうな改修は考えておりません。

ただし、現在、入居している市営住宅の代替住宅として、ご入居いただける高齢の方につきましては、例えば低層階に入居をしていただけるような配慮はしていきたいと、このように考えております。

ただ、この件につきまして、1つだけ、2月の臨時議会ではご承認いただいておりますが、ただ内装の改修であるとか、現在の雇用促進住宅側がすべきことをまだ履行していない部分もございまして、これはきちんと履行していただく上での契約というふうなことを考えておるところでございます。

それから、太陽光発電の補助でございますが、野々下議員がおっしゃるとおり、このまま化石燃料依存のエネルギー需要がふえますと、もう温暖化防止に必要な削減量よりも、はるかに多くのCO<sub>2</sub>排出量となってしまうというふうなことを思っております。

これ、大変重要な課題でございます。当市としましても、まず公共施設を対象としまして、これを積極的に導入していくことを考えております。

その取り組みの第1弾としては、今議会に上程しております小筑紫地区の小学校改築工事におきましても、これ、設計の段階で太陽光発電の導入を行う予定としております。

また、消防庁舎の更新時期もきております。この辺にも太陽光発電を初めとした自然エネルギーの導入を検討しているところでございます。

次に、家庭に対しての支援でございますが、野々下議員からもお話がありましたように、この太陽光発電の設置に対する政府の補助が充実してきているということ。また、余剰電力の買取価格についても、引き上げが検討されているというふうな報道がございました。

導入しやすい環境が整いつつあるというふうなことを思っております。

したがいまして、これらの動向を見ながら、当市としてどういった支援ができるかということも検討してみる予定にしております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、再質問をさせていただきます。

まず、初めに定額給付金の手続について、お尋ねをいたします。

いろんな問題が生じてくることは想定をされますが、何点かお聞きをしたいと思います。

宿毛市に住みながら、住民票がどこにもない人の場合、また2月1日の基準日を過ぎて住民登録ができていない場合、給付を受けることはできるのか。できるなら、どのような手続が必要か。

続いて、市民税を滞納している場合、給付される定額給付金を宿毛市が差し押さえをすることはあるのか。

先ほど、市長も触れましたが、振り込め詐欺対策として、申請書の中に振り込め詐欺の手口を書き込んだチラシを入れて注意を喚起するべきではないか。

その3点。

続いて、プレミアム付商品券については、現時点で商店街組合の方からそのような相談がないということでありまして、今のところどうしようもないかと思っております。

続いて、介護従事者の処遇改善についてですが、本市においては、処遇面では苦情がないということではありますが、ある面、安心をいたしますが、これは地域経済のレベルの低さから、我慢するしかないという部分ではないかと思っております。

私も、何人かの方から、介護従事者の方から

話を伺っておりますが、給与面では、やはり仕事の内容から言えば、少し低いように思われます。若者が安心して仕事ができ、子育てができる、安心して宿毛市の地で暮らせるためには、さらなる充実が必要かと思われます。

21年度の介護保険制度の総費用は、保険料が50パーセント、そして税金が50パーセントで賄われ、保険料50パーセントの内訳は65歳以上の第1号被保険者20パーセント、40歳から64歳の第2号被保険者が30パーセント。税金の方の内訳は、国が25パーセント、県が12.5、市町村が12.5で賄われており、サービスを提供した事業所への報酬の1割が自己負担、残りの9割は介護保険。ですから、介護報酬が3パーセントアップすれば、すべてのところでアップをいたします。

この制度からいくと、とてもこれ以上は望めませんが、そこで若者を定住させる意味から、雇用対策として、また子育て支援として、そして定住自立圏構想の上からも、若者が希望を持って介護の仕事に従事できるまちとして、独自の施策はできないかお伺いをいたします。

続いて、雇用促進住宅の件ですが、耐用年数が過ぎている市営住宅52戸については、現在、入居されている方が移転した後、その跡地利用についてお伺いをいたします。

今後ますます高齢者の入居希望者も多くなると思います。高齢者の中には、自家用車を持っていない方もおられるわけですが、地域性、利便性を考えると、やはりスーパーや公共施設へ歩いて通えるところへ高齢者用の住宅は必要かと思われます。

今後、跡地にそのような住宅を建てるおつもりはないのか、お伺いをいたします。

続いて、環境問題についてですが、太陽光発電について、今後の動向を見ていきたいということですが、割と早い動きになるのではないかと

と思っています。

また、昨年の4月から、京都議定書で定める温室効果ガスの削減について、2012年までの5年間、平均で1990年の6パーセントを削減することがスタートをいたしました。地球規模で待ったなしの課題となっている温暖化問題であります。

地方での取り組みとしては、隣の四万十市では2月1日からレジ袋の有料化が始まりました。また、省エネ家電やリサイクル製品の購入、レジ袋を断るなどの環境に優しい行動への特典として、ポイントをもらえる新たな商品と交換できるエコポイント制度を取り入れる企業や、団体が注目を集めています。

環境省も、この制度を、家庭部門における温暖化対策の切り札と位置づけて、2009年度予算案で3億7,000万を計上して、国民の生活現場から二酸化炭素削減の支援をしております。

宿毛市として、100パーセント削減へ向けて、どのような取り組みをされているのか。また、具体的な目標値はあるのか、お伺いをいたします。

2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の再質問にお答えをいたします。

まず、定額給付金の問題でございます。どこにも住民登録をされていない人の対応でございます。なかなか難しいことではございますが、基本的には、市から最初に申請書を郵送した日から6カ月以内でありましたら、給付は可能となっておりますので、できるだけ速やかに、これは住民登録をしていただいて、市から申請書を送付して、申請していただくことによって給付することになりますので、これはぜひ、定額給付金が宿毛市にいて住民登録されてない方につき

ましては、速やかに手続をしていただきたいと、こんなふうに思っております。

次に、税金、市民税を滞納している場合には、定額給付金をという、支給をしないのかということかなと思います。市が差し押さえをするのかと、事前にということですが、これ、税金は納めてない人には、ぜひ納税をしていただきたいと思いますが、定額給付金をもって差し押さえをするということではございませんので、この金だけは、安心していただきたい。

ただ、ここで私自身は、未納の方には、税金はぜひ、これ市民、国民の務めでございますし、税の公平性からきましたら、やはり納税という行為につきましては、市民の皆様、ぜひご協力をお願いしたいと。

野々下議員のこのことにつきまして、改めてここで皆様方をお願いをしておきたいと思えます。

それから、振り込め詐欺の対策でございます。これ、申請書を郵送するときには、振り込め詐欺対策としまして、注意を呼びかけるチラシを入れるように、計画をしております。

そういったことで、市民の方々が被害に遭わないという予防行為ですね、そういうことをしていく必要があるかというふうに思えます。

お金の支給ですから、確実に市民の皆様に、きちんと渡るような対策をとってまいりたいと、このように思っております。

それから、介護従事者の関係、処遇改善の関係でございます。先ほど申しましたように、介護従事者が給料安くて、我慢もしているのではないかというふうなことはあるかと思えます。ただ、私どもの方、先ほど申し上げましたように、把握をしてない部分がございます、特に不満ということでは、きておらないということでございます。

なかなか事業者の方も、介護施設をやる上に

当たっては、非常に大変なやりくりというか、そういうことでご苦労もされているというふうなことは聞いております。

また、ほかの面で、若者の定住雇用対策、それから子育て支援対策についてもどうかということでございます。現在の財政状況からしまして、介護事業所について、市が単独で給付金の上乗せなどの施策を行うことは、非常に困難な状況でございます。

このことは、介護事業に従事している方だけの問題ではなくて、他の業種も含めて、市全体を通して検討すべきであることじゃないかなというふうにことを考えております。

今回、介護報酬の改定につきましては、介護事業の団体などの意見交換を経て行われたものでございますので、介護従事者のキャリアアップなどの仕組みづくりとか、働きがいのある職場環境づくりの視点で改定をされているふうに聞いております。

労働環境への影響もあるものと考えられます。

また、介護報酬の国、県の負担率をアップとか、介護従事者の処遇改善等に関して要望を行うことは可能でございますので、今後の介護保険事業の状況を見ながら、市としても対応していきたいと、このように考えております。

それから、雇用促進住宅の件の後でございますが、まず、老朽化の住宅を除却後の跡地利用でございます。現在のところ、具体的なことはまだ決めておりません。まだ入居者の方がおられる状況ではございますので、厳しい財政状況も考慮する中で、将来的には市営住宅の建てかえが必要であるとの認識は持っております。

建てかえ計画の検討を、これから行っていかなきゃいけないということでございます。

建てかえを実施する際には、先ほど野々下議員からご指摘がございましたご老人の方、ひとり暮らしの方々については、地域性や利便性と

か、そういったものもやっぱり考えていかなきゃいけないと思いますが、そこに市有地があるかどうかについても、またこれもう一度見直しもしなきゃいけない。保有地なんかを総合的に判断しながら、跡地利用を考えていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、市営住宅の高齢者対策、先ほどのこともありました、いろいろな、まだほかのものもございまして、バリアフリーにしなきゃいけないであるとか、トイレ水洗化の洋式にするとか、足の悪い方とかいうふうなことも、いろんなことをやっぱり考えて、高齢者、また障害者にもやさしい市営住宅にしていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

これ、建てかえをする場合の検討事項の中に、当然、こういったことにも配慮した住宅にしてまいりたいと、このように考えております。

それから、太陽光発電の件でございまして。これ、私自身も、本当は全戸に太陽光発電やってもらいたいぐらいな気持ちでございまして。先ほど、私、ここで話すと、すぐに財政状況がという言葉を使うということで怒られますけれども、その辺もございまして。

ただ、京都議定書の6パーセント削減の件でございまして。私ども、田舎は森林がこれほど豊富でございまして。それほど、国全体の中では、がちり6パーセントとはならないかもしれませんが、国全体でこういうことをしなきゃいけないということで、1つには、そのごみの削減努力も要りますし、それから省エネをしなきゃいけない、そういったこともございまして。自然エネルギー等含めまして、ごみ処理につきましては、できるだけ生ごみを堆肥化するというところを、今、考えておりますし、また、水切りでごみの量を減らすということも、市民の方々にお願いをしているところでもございまして。

そういった日ごろの、不断の努力と申します

か、少しずつ皆さんで協力していただくことが大切だろうというふうなことを考えております。

そういったことの結果が、ごみ処理関係では、クリーンセンターで今、量ではかっておりますので、そういった取り組みが、前と後とで結果が出ると思っております。そういったものについて、検証していきまして、最終目標を立てていきたい。

今現在、私、今、手元には目標数値というものはございませんが、そういった不断の努力をしていくということに、今、苦心をしているところでございまして。

市民の皆様にも、ぜひそういったできるところを実行していただければありがたいというふうに思うところでございまして。

以上でございまして。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、ご丁寧な答弁をいただき、ありがとうございます。

このたび、国から手立てられた3段ロケットの補助金、交付金、1円もむだにすることなく、宿毛市民のために有効に使っていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございまして。

それでは、通告いたしております内容につきまして、一般質問を行いたいと思っております。

まず、初めは、市長の政治姿勢についてであります。このことについて、2点ほどお伺いをいたします。

1点目は、広報「すくも」2月号の記載内容についてであります。

本年2月の広報「すくも」19ページに掲載された「市長雑感」が物議をかもしているということでもあります。この「市長雑感」の中で、

宿毛へんろマラソンを、全市あげてのイベントにして、成功させたいとの市長の意気込みは十分に理解をいたします。しかし、1月5日の年頭における職員訓示において、ボランティア参加は職員の義務であり、この義務を果たせない職員は不適格であると述べております。このことが、本当に職員としての義務であるのか。ボランティアに参加にしない職員は不適格なのか。私としては、大変疑義を感じます。

地方自治法を私なりに調べてまいりましたが、そのような条項は見当たりませんでした。この記事が事実とするならば、パワーハラスメントではないかと思えます。

トップダウンによるパワーハラスメントは、市長と職員の間溝をつくり、信頼関係を損なうことになり、ひいては現場の職員間において混乱を起こすことになりかねません。このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

あわせて宿毛市の職員が公務員として守らなければならない義務、並びに不適格な要件をお示しをいただきたいと思えます。

ボランティア活動を事実上強要することは、市長の思いや熱意とは裏腹に、今後における職員のボランティア活動に重大な影響を与えるものと思えます。ボランティア活動は、本来はそれぞれの皆さんが、できるときにできることを、まさに自主的に行う活動であり、強要されるべきものではありません。ボランティア活動、並びにそのあり方について、市長のお考えをお伺いいたします。

次は、図書館の窓口業務の委託についてであります。

現在は図書館の業務の運営に当たっては、正規職員は館長と事務職員の2人であり、窓口業務につきましても、臨時職員3名で対応いたしております。

宿毛市行政改革大綱・集中プランとの関係で

お伺いいたします。

平成20年1月末現在における宿毛市行政改革大綱・集中プランの履行状況の中では、図書館の管理運営については、他市では指定管理者に移行している図書館もあるが、司書資格を有する専門職員を雇用した指定管理者によって運営管理されている。

本市は、専門的な知識、技術を持った職員を有する指定管理者を受託できる組織がなく、また、組織化の取り組みもないことや、市民の生涯学習活動の支援や学校教育事業との連携、支援等の市民サービスに加え、施設の性格上、経済的な利益を期待することができないこと等もあり、合理化を図りながら、直営による管理運営を行うこととすると明確に直営で行うとなっておりますが、本年1月末現在における履行状況を見ますと、21年度からは、NPO法人による窓口業務の委託を実施しますとの方針であります。このように方針が大きく変更となり、NPO法人へ業務委託をしようとする理由についてお示しをいただきたいと思えます。

私は、昨年の12月議会におきまして、保育園の統合計画について、部内において十分検討してきていないのではないかと質問をいたしました経過があります。

この計画を作成するに当たり、教育委員会や生涯学習課等、図書館運営に関係する皆さんと、事前に協議をする中で、それらの意見を参考にし、市長部局と教育長部局が連携をとりながら、一体となって進めてきたのかどうかお伺いをいたします。

2点目は、地区組織への未加入世帯の対策についてお伺いをいたします。

現在の宿毛市の人口は、年々少子高齢化が進み、自然減少傾向にあります。あわせて、経済が疲弊する中で、これといった産業もなく、そのために若者の定住が少なく、減少の一途をた

どっております。

平成元年には、約2万6,000人おりました人口も、本年の2月現在、約2万3,500人と急速に減少いたしております。率にしますと9.6パーセントの減少であります。

一方、世帯数を見た場合、核家族化の影響をもちに受ける中で、平成元年には約8,600世帯でありましたが、現在では約1万100世帯とのことであります。率にしますと、実に17.4パーセントの増加であります。

このように、人口が減少していく中にあっても、世帯数は急激にふえているのが現状であります。1万を超える世帯数であります。現在、各地区の組織状況、並びに加入状況を見てみますと、宿毛市内全域で146地区の組織があり、約8,600世帯の方々それぞれの地区に加入をされておるとのことです。

この内容を見てみますと、実に約1,500世帯ものの方々、特に街地区、並びに西地区等の住宅地区に多いのでありますが、主にアパートやマンションで生活をされておる世帯に組織されておりますそれぞれの地区へ加入をされておらない状況であります。

宿毛市地区長連合会には、8つの支部がありますが、未加入者がいない支部は沖の島支部だけだそうです。

地区長の持つ職務としては、市が行う各業務に対し、援助、協力、行政から住民への各種の情報についての周知徹底を図る等、連絡網としての任務、そして地区住民からの要望や意見等、生の声を行政へ届けるパイプ役として、その責務は非常に大きいものがありまして、スムーズな行政運営を考えた場合に、大変重要な役割を持つものであります。

宿毛市としても、地区長をされておる皆さんの日常の活動に対し、そのご労苦に報いるために報償をいたしております。

21年度予算においても、地区長報償費として1,493万4,000円が計上されております。

地区は、住民の地域コミュニティーづくりの中心であると同時に、地域住民との連携による協働のまちづくりを進めるために必要な組織でありまして、これまた市民が地域生活を営む上で、その果たす役割は大きいものがあります。

一般的に、コミュニティーとは同一の地域内に居住する人々が、生活のあらゆる分野にわたって、共同でその地域を媒介とした意識、価値観、行政模範、生活様式を持つ地域生活のことです。

今日の社会においても、住民同士の連帯意識や共同意識が薄れていくという社会世相の中において、生活優先の理念のもとに、自治と連帯の意識を持って助け合うという、よりよいコミュニティーが求められておりまして、真のコミュニティーを形成していくためには、住民の主体的な参加が必要であると思います。

そこでお伺いをいたします。

現在、地区に加入されておる世帯に対しては、行政からの住民への大切な情報源の1つであります広報「すくも」を初めとする各種の情報は、地区長を通じて配布をいたしておりますが、未加入世帯である約1,500戸の世帯に対しては、情報が届いていないのではないかと、大変危惧をしております。

この状況について、市長としてはどのように認識をされておるのか、その対策について市長の所見をお伺いいたします。

次に、未加入世帯の地区への加入対策について、地区並びに地区長に置かれまして、大変頭を悩ましておる大きな課題であり、地区独自で創意工夫しながら、その対策を講じているとお聞きをします。

行政としても、積極的にこの対策を講じなけ

ればならない重要な課題であると思います。宿毛市として、総世帯数の14.8パーセントに当たる約1,500世帯と、非常に多い方が地区へ未加入の状態となっていることについて、どのように考えておられるのか、あわせて今後、未加入世帯の地区への加入促進に向けて、どのような取り組みをしようとしているのか、お伺いをいたします。

3点目は、介護保険制度についてであります。この問題については、先ほど、野々下議員も質問をされましたので、重複する部分があるかと思えますけれども、お許しをいただきたいと思えます。

先ほども申し上げましたが、全国的に少子高齢化が急速に進み、高齢化率は2035年には全国では33.7パーセント、高知県では37.4パーセントと予想されております。こうした高齢化社会に対応するための社会保障の整備が大きな課題となっております。

そのような社会にあって、介護を必要とする人口も、それに比例するかのように年々増加をしているのが現状ではないでしょうか。

我が国では、そうした介護を必要とする高齢者を、社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度が施行されます。

本年度で9年が経過する中で、介護保険制度は利用者本意の制度として、みずからの選択に基づいたサービス利用が可能になるということで、一定、国民の中に定着をしております。

市内にも各種の介護保険施設があり、400人くらいの方々が、それぞれの施設において各種の介護サービスを受けておるとお聞きします。

本市においても、既に平成21年度からの第4期の計画も策定されました。

そこで、この制度について、何点かお伺いをいたします。

まず、初めは沖の島地区の問題についてであ

りますが、ご案内のとおり、介護保険事業所はありません。沖の島地区は、他の地区以上に高齢化が進んでおるとともに、ひとり暮らしの世帯が多いのであります。わずかに訪問介護サービスや、住宅改修、福祉用具の貸与・購入が受けられる程度であり、鶴来島に至っては、訪問介護サービスを受けることができない状況であります。

これ以外のサービスを受けようとするれば、住み慣れた島から出て行かなければなりません。島での生活は石段ばかりであり、日常の買い物や診療所への通院等、家から外に出るのも、お年寄りにとしましては非常に大変なことであります。まさに厳しい生活環境であります。

どの地区で生活をしている人たちも同じように、特にお年寄りの方々は、生まれ育ち、住み慣れた場所で生活をしたいと思っております。そこから離れるのをためらっております。

そのような高齢者で、しかもひとり暮らしの生活をしている方々のことを、島外における家族や親戚は大変心配をされております。

沖の島の方々も、介護保険料は他の市民と同じように、決められたとおりに納めておるのでありまして、何とか住み慣れた島から出て行かなくてもよいように、沖の島地区に介護保険施設を設置し、介護が必要な人には、他の市民と同じように必要な介護サービスを提供できるよう、行政としても真剣に取り組まなければならない課題であります。

この問題につきましても、毎年、沖の島開発促進協議会の皆さんからも強い要望が出されております。

第4期の計画を策定する際に、この問題について検討を行ったとのことですが、どのような内容であるのか、お伺いをいたします。

次に、第4期の介護保険の基準額は、現在の4,890円から4,980円と90円高くな



るようではありますが、その要因についてお伺いをいたします。

どの介護保険事業者においても同じではありませんが、施設に入所する場合に、在宅での介護にかかる手間の大変さから、介護度の高い方の入所を優先しているのが実態であります。要支援1ないし要支援2の認定を受けられた方が、施設を利用しようにも利用できない状態で、家庭で介護をしている方は大変な思いや苦勞をいたしております。

要支援1や要支援2の方々が利用する施設といたしましては、有料老人ホームが考えられますが、その利用状況はどのようになっておるのか、お伺いいたします。

市内には2つの特別養護老人ホームがあります。1人の方が複数の施設に申し込みをされておるという状況でありまして、正確な数字は把握できないと思いますが、先ほど、野々下議員の質問に対し、100名ぐらいの申し込みがあるというお話でございます。その中で、在宅で介護されておる方での待機者はどれぐらいの数にのぼると考えているのか、お伺いをいたします。

最後に、教育行政についてお伺いをいたします。

このたび、松田新教育委員長が新しく選任をされました。まずもって、心からお祝いを申し上げます。

松田さんにおかれましては、教育委員としての長い経験がありますので、十分に活躍できるものと期待をいたしております。

この質問に移る前に、18年度においては、教育長が6カ月ほど空席となり、議会でも問題となりましたが、今度は教育委員長が選任できずに、24日ほどの空白状態がありました。

私といたしましては、教育委員会を司る責任者が空白の状態であったことについて、甚だ遺

憾なことであったと思います。今後においては、三度このようなことが起きないように、教育委員会の長として、十分、気をつけて教育委員会の運営に当たっていただくよう、強く要請をいたします。

それでは、教育委員長の所信についてお伺いをいたします。

宿毛市の教育委員会の責任者として、新しく選任をされました初めての議会でありますので、どのように教育委員会を運営しようと考えているのか。そして、今日の宿毛市における教育現場の実態を、新教育委員長としてどのように認識されておるのか、所信をお伺いいたします。

21年度の教育行政方針にも触れられておりますが、全国的に大きな問題となっておる学校におけるいじめの問題や、基礎学力の向上に向けての今後の取り組み、教職員の資質、知能力の向上、学校、家庭、地域の連帯の推進、そして宿毛市を見た場合に、当面する課題であります小中学校の再編計画等、教育をめぐる課題は山積をいたしております。

最近の新聞によりますと、全国的に比べて高知県の子どもの基礎学力低下という問題とあわせて、子どもたちの体力についても、全国最下位レベルであるとの報道がされました。

以上、これらのことを踏まえて、教育委員長として、どのように取り組もうとしているのか、所信をお伺いいたします。

次は、教育長に1点お伺いをいたします。

文部科学省は、去る1月30日に全国の教育委員会に対して、携帯電話は学校での教育活動に直接関係がないとして、小中学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止するとの通知を出しました。

子どもたちが携帯電話を所持することにつきましては、自治体や保護者の中でも賛否両論があることは承知をいたしております。しかし、

最近の新聞によりますと、携帯電話がもたらす害の部分が大きく報道をされております。

携帯電話がもたらす影響等、本市における学校現場での問題点や状況はどのようなものであるのか、お示しをいただきたいと思います。

そして、文部科学省からの通知を受けて、宿毛市教育委員会として、今後、どのような対応をしていこうと考えているのか、このことについては、教育行政方針に書かれておりませんでしたので、教育長の所見をお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に広報「すくも」の2月号で、私の書いたものが、「ボランティア参加は職員の義務であり、この義務を果たせない職員は不適格である」というふうに、これをパワーハラスメントではないかというふうなご質問でございます。

パワーハラスメントは、権力をかさにきたいやがらせということであって、私は、これはハラスメントとは、まず思っていないということを、まず先に申し上げておきます。

それから、これ、前後の話をやっぱり聞いていただかなきゃいけないと思います。

普段から庁議等の場で、私自身、職員は市民の範となるべきであるというふうなこと。それから、市が主催するイベント等には、率先して参加してほしいということも言ってきております。

それから、いろいろ地域おこし等もございまずし、みずからが広告塔となって、ピーアールもいろいろやっていただきたいというふうなことも、ずっと言ってきております。

にもかかわらず、イベントによっては、職員の参加数が非常に少ない状況がございます。そ

ういったところが、実態もございまして、やはり職員が市民に参加を呼びかけても、これは説得力がありませんよというふうなことも、私の思いとして、ずっと抱いてたわけでございます。

そういったことで、職員として、やはり宿毛市の職員でございますから、宿毛市のイベントにはぜひ出ていただきたい。

担当は、これは職務として出なきゃいけないということでございますが、そういう自覚を持ってほしいという願いから、1月5日の職員訓示で、これ読ませていただきます。

このフルマラソン大会にかけ、全市、全庁をあげての行事なので、職員は慶弔のある者、お喜びであるとか、不幸であるとか、そういったもの、それからほかに公務がある者ですね。いろいろやっぱり、それぞれの理由はあると思いますが、これはもう全員参加してくださいというふうなことで、義務とするといいました。この義務をやっぱり果たせない職員は、職員として不適格であるじゃないかというふうなことまで申し上げました。

担当でなくても、市民ボランティアとして参加するのは、市職員として、私は当然、思わなきゃいけないことであるというふうに思っております。そういう姿勢を見せることが、市民の協力を得ることにつながっていくものと思えますと、記述をしたものでございます。

指摘されるようなパワーハラスメントというふうな形で、私は思っておりませんし、嫌がらせという形でものを申したつもりもございませんし、やはり市民の理解をいただくためには、やはり市の職員がこういったものについては、率先して出ていきたいというふうな思いから、ということで、法的な根拠でもって、何かしろというふうなことは言っておりません。

そういうことでございます。

先ほど、松浦議員からも、職員が公務員とし

て守らなきゃいけない義務であるとか、不適格要件が必要でありましたら、担当課長の方から、これは法文の問題でございますので、ちょっと説明をさせていただきます。

ボランティア活動、これは言葉だけをとれば、強制をしたのではないかというふうなこともとらえられるかもしれません。が、これ、私自身も若いころはずっと、ボランティア活動をずっとしてきておりまして、ボランティアについてはわかっているつもりでございます。

これはやはり、だれかが呼びかけるからボランティアが出てくるものであって、だれも呼びかけなければ、だれもボランティアしないですよ。やはり、これは依頼とか募集とか、呼びかけというのをやって初めて、皆さんが心から、じゃあボランティア活動をしようかというふうなことでございますから、職員への呼びかけは、私は当然であるというふうなことで思っております。

これ、職員に対して、これ私、市長職でございますから、職務命令を出すことは簡単だと思います。この職務命令出してまでじゃなくて、先ほど申しましたように、市民の皆さんと同じように、やっぱり自主的に参加していただきたい。こういうことが、職員を促すことで、自覚を促すことについて、重要なことであろうというふうなことを考えております。

したがいまして、パワーを発揮してというふうな感じじゃなくて、長でございますから、たまにはパワーも発揮しなきゃいけないんですけども、やはりこれからの地方自治、職員が市民を引っ張っていくぐらいの気概が必要であろうというふうな思いから、申し上げたわけでございますので、ぜひそこのところをご理解願いたいというふうに思います。

私もボランティア活動の定義のこともございました。私、本当に学生のころから、もうボラ

ンティア活動をして、体育面であるとか、社会活動をしてきたつもりでございます。これ、おっしゃるとおり、これは本人の意思で自主的に行うものでございます。これは間違っておりませんけれども、だれかがやはり呼びかけをしないといけないんじゃないか。何かこういうものがありますよ。だから、こうしてくださいよという呼びかけをして、初めてボランティアの方が、心から、じゃあいこうかというふうなことになるんじゃないかなというふうに思います。

次に、図書館の窓口業務の委託の件でございます。これは、21年度から図書館の窓口業務をNPO法人へ業務委託をしようとする理由でございますが、現在、図書館業務の一部を、NPO法人へ委託することとした最も大きな理由でございますが、これは優秀な人材を確保して、今まで以上に市民サービスの向上を図ることを目的としたものでございます。

現在の図書館の臨時職員につきましては、地方公務員法の規定によりまして、これは1年以上継続して雇用できない状況でございます。優秀な人材でありましても、1年というより、1年経過じゃなく年度で切りますので、大体10カ月ぐらいですか、そういった形で2カ月間があくというような状況でございます。

そういった制約がございます。それから、雇用される側の臨時の職員にとりましても、せっかく資格を持って、優秀な人材がおるわけですが、これ、2カ月間あくという生活の補償ができないというふうなこともございます。

それで、次にじゃあ、その方に、いい人だから図書館での勤務を依頼しましても、既にほかの仕事についていること、そういったこともございまして、優秀な人材の確保が難しくなっているわけでございます。

このような状況の中で、司書という専門的な知識とか技術を有した人材のいるNPO法人が

組織化されたことが、大変歓迎すべきことだというふうに思ひまして、委託によってこれまでの問題が解消せられるというふうなことが、主な問題。

そしてまた、雇用される職員にとっても、継続して雇用されることによって、みずからの専門的知識、技術の向上を図ることが可能となります。

ひいては市民サービスの、これは向上につながるものというふうに期待をしております。

それから、行革大綱で20年1月現在における集中プランの中で、直営による管理運営を行うというふうなことを書かせていただきました。

今、世の中、去年の原油高騰以来、今の状況に至るまで、もう1年もたっておりませんけれども、どんどんどんどんこうやって世の中変わってきております。景気がよくなるんじゃない、悪い方向に変わっているのというのは非常に残念なことですけれども、いろいろな、我々もこの周りの状況を見ながら、やっぱりそれに適切に対応していかなくちゃいけない。

これ、直営による管理運営を行おうとしておったのは、これあえて言いますと、受け皿というものが無いというふうな状況がございましたので、それで、そういう表現を使っておりましたが、計画を、これ19年の1月現在までの集中改革プランは、平成20年度に坂本図書館に指定管理者制度を導入するというふうにしておりました。

しかし、計画を目前に控えた昨年の1月現在で、受託できる、先ほど申しました法人等の組織化の情報が得ていなかったということでございます。その時点での委託は不可能でありました。当面は、合理化を図りながら、先ほど申しましたように、直営による管理運営を行うと、その時点では判断したものでございまして、その後、市民有志によります図書館業務の受託に

向けた法人の組織化の取り組みが具体化したわけでございますので、今回、窓口業務等を委託するというふうにしたものでございます。

また、市長部局と教育委員会部局が連携をとりながら進めてきたのかということでございますが、これ、いろんな物ごとを進めるときは、やっぱり、当然、関係部局の意見を聞いたり、打ち合わせをしたりしてやっておるわけでございます。図書館の運営につきましては、17年の宿毛市行政改革大綱集中改革プランの策定時から、民間委託の方針を出してきておるわけでございます。

これは全庁的な取り組みの中で、検討を進めてきた経緯がございまして。今回の委託は、こんな方針の中で取り組みでやっております、当然、その教育委員会と一緒に検討を進めてきた状況でございまして。

それで、結果的にこのほどNPO法人への委託費を予算計上させていただいたということでございます。これでご理解を願いたいと思っております。

次に、地区への未加入者対策の関係でございます。るる松浦議員からお話もございました。非常にありがたい話ですが、宿毛市として、認識と対策でございまして、まずもって、現在、地区長の皆さん方には、日ごろから広報等も、市役所のためにと申しますか、非常に市民のためにもご苦勞をいただいておりますことに、ここをもって感謝の意を表したいと思います。

まず、広報「すくも」を初めとします各種情報でございます。これ、地区未加入世帯に対して、情報が届いてないんじゃないかということでございます。私どもでは、広報誌を初め、各種行政情報につきましては、地区長を通じまして、市民の皆様に配布をさせていただいたりしておりますが、未加入世帯への配布については、地区長が配布してくださっている地区もありま

すが、全戸にまでは、松浦議員おっしゃいますように、配布されていないというふうなことがあります。

このために、私どもとしましては、広報「すくも」を市のホームページに掲載するというのもございます。

それから、市役所のロビー、企画課、各支所、坂本図書館、それから宿毛駅などの窓口に広報誌を設置をするなどしております。

ひとりでも多くの方が、行政情報を確認できるように取り組んでいるところでございますが、まだまだ足りないかもしれません。

このところは、また知恵を絞りながら、やらなきゃいけないと思います。

今後も地区長を通しての配布をお願いしたいということも考えております。

次に、地区未加入世帯の加入促進に向けた取り組みでございますが、地域におきまして、自治会の果たす役割は非常に重要であります。それから、自治会へ加入をしていただくことによりまして、地区内の情報とか、行政からの情報の収集も容易に行えるわけでございます。

地域の環境美化とか、防災・防犯などの安全、安心の確保、さらには災害時におきましても、近所の人たちの協力とか、助け合いが被害を最小限にすることができるものというふうなことを考えております。

このようなことから、地区未加入世帯の加入促進に向けまして、行政としても、可能な限りの支援はしていかなきゃいけないというふうなことは思っておりますが、ただ、地区への加入は市民の自由意志によるものでございますので、行政が加入を、先ほどの話ではございませんが、強制することはちょっと困難ということでございます。

今後とも、地区長連合会の皆様方と連携を密にし、広く市民の方に理解していただ

るように努めてまいりたいというふうなことを考えております。

この場を借りまして、未加入の方がおられましたら、これを見ていましたら、ぜひ自治会に加入していただけるようお願いを申し上げたいと、このように考えております。

次に、介護保険の関係でございますが、非常に、やっぱり気になっているところでございます。たくさん気になっているところを、松浦議員、きょう、先ほども申しいただきましたが、沖の島地区の問題でございます。非常に介護施設もございません。そういったことは認識しておるわけでございまして、介護保険の施設につきましては、介護保険事業計画に組み込まれていないところ、建設ができないということでございますので、第4期計画の策定委員会でご検討をいただきました。この結果で、第4期計画では、平成22年度より在宅の方が利用する訪問、通所、泊まりを行うことのできる定員20名程度の小規模多機能型居宅介護施設、認知症の方が入所することができる施設として、定員9名のグループホームについて、了承をいただきまして、計画に組み込むこととなりました。

このことによりまして、沖の島で介護保険施設について事業を展開することが可能となっております。

また、平成20年度は2級ヘルパーの講習を沖の島で開催をいたしました。沖の島在住の10名の方が受講していただきまして、介護サービスを提供できる環境は、在宅、施設ともに整いつつあるというふうなことを考えております。

次に、保険料ですが、第3期の基準月額から、月額90円のアップになった原因でございます。宿毛市の介護保険給付費は、現在も前年度比で5パーセント程度の増額を続けております。今後も高齢化率は上昇していくと見込まれておりますので、給付費も増額を見込んでいます。

そんなことをごさいます。また、介護従事者の離職率が高いということで、人材難となっている問題で、介護従事者の処遇を改善する目的で介護報酬が、先ほど野々下議員のときに申し上げましたように、3パーセント引き上げられることになりました。

この2つが保険料増額の主な要因でございます。

それから、有料老人ホームの要支援1、2の方の利用状況につきましてでございます。これ、有料老人ホームは、介護保険制度の施設ではございませんので、年末時点でのデータしかありませんが、要支援の方の利用はございません。

要介護1から5の方が入居されているという状況でございます。

有料老人ホームに限ったことではございませんが、入居者については、施設側の判断で入居者を決めることとなっておりますので、こんなような状態になっているのかなというふうなことでございます。

それから、特別養護老人ホームの入居待機者数についてですが、先ほど申しました2施設分での重複分を除きますと、100名程度の待機者ということでございます。

一時的に施設に入所されている方もございます。待機者の方の詳細な現状については、なかなか正確にはつかめませんが、そのうちの半分の50名ぐらいが在宅で入所を待っているのではなかろうかというふうなことでございます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育委員会委員長。

○教育委員長（松田典夫君） 皆さん、こんにちは。教育委員会委員長、4番、松浦議員の質問にお答えいたします。

平成14年4月2日に教育委員に就任して以来、宿毛市の教育に携わってまいりました。前委員長の任期満了に伴いまして、平成20年1

2月24日、新たに委員長に就任いたしまして、その責任の重さを痛感している次第でございます。

国の行政改革が推進される中で、それぞれの自治体では、財政面で非常に厳しい状態が続き、少子化や情報化の急速な進展により、家族構成や価値観の多様化、所得格差の拡大等、社会情勢が大きく変化しており、教育界も大きく影響しております。

そして、教育については、さまざまな議論が続けられております。このような、いわば教育行政の大転換期ともいえるべき重要な時期に、教育委員長の重責を担うことになり、大変光栄に存じているとともに、身が引き締まる思いがいたしております。

私は、戦後の厳しい食糧難の時代を戦争で負傷いたしました父や、父の弟である叔父と一つ屋根の下で、大所帯で助け合いながら生き抜いてまいりました。

当時は苦しい社会の情勢でありましたけれども、先輩、後輩、みんなが遊ぶ中で、学校での教科学習だけではなく、学ぶことのできない、いろんなことを身につけて学んでまいりました。

例を言えば、集団の中で助け合う力、我慢する力などです。

地域には、先生が家族とともに下宿しており、地域の一員として、いろんな行事に参加する中で、子どもたちに伝統や文化を大切にする心を育成していく力になったと思います。

しかし、現在では、核家族化が進み、地域力も低下しておりますので、より一層、関係機関が連携し、集団の中で子どもたちに幅広く体験をさせ、社会の中で苦しいことや辛いことがあっても、挫折しない、心豊かな、活力ある子どもに育てほしいと、私は願っております。

マスコミで報道されましたように、全国学力テスト、全国体力・運動能力、運動習慣等調査

の結果、高知県は全国レベルよりかなり低い結果が出ており、課題解決のために、さまざまな議論を重ねております。

この結果を重く受けとめ、結果を細かく分析し、今後の教育に生かしていくことが重要ではないかと、私たちは考えております。

子どもたちには、基礎・基本をしっかりと身につけさせ、それを活用しながら、みずから学び、みずから考える、よりよく問題が解決する力などの確かな学力を育成する必要があります。

また、規範意識や命を大切にす心、豊かな感性をはぐくむことが重要です。

さらに、成長期の子どもたちにとって、スポーツに親しむ習慣を身につけ、将来にわたり、スポーツを愛する心を育てるとともに、望ましい食習慣を身につけることも重要だと考えております。

いじめや問題行動等の課題につきましても、子どもたちの心に触れるきめ細かい対応ができるよう、さまざまな視点から、小さなことも見逃さない姿勢で取り組んでいく所存でございます。

今まで続けてきた土佐の教育改革をもとに、さらに開かれた学校づくりを推進し、地域や保護者、関係機関が協働し、子どもたちを守る姿勢も必要だと考えております。

教育行政方針にのっとり、生きる力の育成、人間の尊重や豊かな心の育成、学習社会の創造など、時代に即した教育に取り組んでいくことが重要だと考えております。

皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

議員が話されましたように、平成21年1月30日付によって、文部科学省の初等中等教育

局長より、学校における携帯電話の取り扱い等についての通知が、県の教育委員会にありました。

その通知を受けまして、高知県教育長より各市町村教育委員会に同様の通知がありました。

通知の内容につきましては、第1点目に、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであるから、小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすべき。

第2点につきましては、携帯電話の持ち込みに関して、やむを得ない事情も想定されることから、例外的に認める場合については、学校での教育活動に支障がないように配慮するというものです。

携帯電話がもたらす学校現場での問題点につきましては、ネット上のいじめ問題とか、それからチェーンメールや出会い系サイトの問題、ブログやプロフ等による個人情報流出や個人攻撃の問題等が挙げられます。

このような問題については、ネット上という見えない世界で簡単に起こる問題ですので、発見しづらいという大きな問題があります。

本市におきましては、本市の状況につきましては、平成20年5月に携帯電話の保有率の調査を実施いたしました。小学生で14パーセント、中学生で24パーセント保有しているという結果になっております。

携帯電話による被害等につきましては、現時点では報告は受けておりません。しかし、携帯電話やインターネット等の普及によって、掲示板やブログ等によるいじめ等が全国的にふえている傾向を考えてみますと、本市においても被害に遭って、通常の教育活動ができなくなる、対応ができなくなる子どもが出てくる可能性は十分想定されると思っております。

本市における対応につきましては、現在、小

中学校においては、携帯電話の持ち込みを原則禁止をしております。特別な事情がある場合には、家庭に保護者から許可の申請願いを提出してもらい、学校内で担任が預かる等の対応をしております。

また、青少年の育成センターが、携帯電話の講演会等を、生徒、PTAを対象に行うなど、被害防止の啓発に努めております。

ただ、携帯電話の取り扱いにつきましては、学校だけではなく、家庭での取り組みが大変重要になってまいります。携帯電話を子どもに持たせるかどうかについては、利便性ととも、危険性を十分理解をしていただき、利用に関するルールづくりをつくるなど、保護者が子どもたちの利用状況を把握することが、大変重要なことだと考えております。

本市の対応は、今回の通知の趣旨と合致をしておりますので、今後も引き続き、学校や家庭と連携をとりながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） おはようございます。総務課長、4番議員の一般質問にお答え申し上げます。

宿毛市の職員が公務員として守らなければならない義務及び不適格な要件についてのご質問でございますけれども、まず、職員が公務員として守らなければならない義務でございますけれども、すべての公務員は、憲法を尊重し、擁護する義務を負う。これは憲法第99条に規定をされております。

また、憲法第15条では、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務をすべきということが規定をされております。

その他の主な義務といたしましては、地方公務員法の第32条に、法例等及び上司の職務上

の命令に従う義務。地方公務員法の第33条に、信用失墜の禁止をする規定。それから、地方公務員法第34条第1項では、秘密を守る義務、いわゆる守秘義務でございます。

それから、地方公務員法の第35条では、職務に専念する義務という義務規定がございます。

そのほか、職員が市の職員として採用された時点で、最初に市長から辞令の交付を受けます。その際に、地方公務員法第31条に基づきまして、サービスの宣誓を行いますけれども、そのサービスの宣誓の内容が、先ほど言いました日本国憲法を尊重し、擁護すること。

それから、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行すること、こういったことが規定をされたものを、職員一人ひとりが市長の前で宣誓をすることとなっております。

次に、公務員として不適格な要件についてのご質問でございますけれども、地方公務員法の第16条に、公務員としての欠格条項がございます。これは、当然、罪を犯した者であるとか、懲戒免職になって、ある一定期間を経過してない者とか、そういった者については、職員となったり、あるいは競争試験、あるいは選考試験を受けることができないという規定がございます。

また、地方公務員法の第28条第1項各号におきましては、職員が勤務成績がよくない場合や、心身の故障により、職務の遂行に支障がある場合は、職員の意に反して免職をしたり、あるいは降任をしたりすることができる。

職員の義務及び不適格な要件の主なものは、そのようなものでございます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 再質問をさせていただきます。

今、市長は、パワーハラスメントではないと、



当たらないという答弁をいただきましたけれども、私が持っている資料の中に、就業時間以外の行動を束縛すること、そして仕事上の権限を超えて命令することもパワーハラスメントであるという、こういう規定が、パワーハラスメントについての条項があるわけでございまして、今回は、明らかに、市長がどうしても、先ほどもありましたけれども、活字として明確に義務であるとか、いう部分を書いておりますので、そこらあたりで、私はパワーハラスメントではないかなと。

現実に、私もこの若干の問題を提起して以降、何か職員の間にも、そういうような取り方をし、ボランティアについても、いろいろ問題が生じているふうに聞いております。

例えば、純粋な気持ちで市が主催するボランティア活動に参加を自分がしたんだと。けれども、ややもすると、裏の見方をして、そういうふう感じておるとい部分言いますか、そこらあたりがあって、非常にこの問題は、活字にした以上、した部分で、大変、職員間に疑義が生じておるのではないかなということ思っております。

それと、1点ですが、宿毛市が主催をする、いろいろ行事があるわけですがけれども、その行事に市の職員が、ボランティアとして参加した場合、何かの事故等の場合、参加して事故が起きた場合の補償については、どういうふうな体制になっておるのか。

私としては、ボランティア保険には入っておるとは思うんですけども、そこらあたりお答えをいただきたいと思っております。

そして、私、7年間ほどずっと車で通勤をしておりましたけれども、その間、ラジオを聞いた一文の中に、民間企業でありますけれども、非常によい業績をあげている会社を紹介した放送を、ラジオで聞きました。

その理由は、他の会社に比べて、そこで働く労働者を、その会社は非常に大切にしておるといことでありました。そのことが、業績がよい状態で続いておるとい内容のラジオ放送でありましたが、市長も言われますように、私もそう思いますけれども、宿毛市も1つの企業であると思っております。

市長は、市政運営を行う上において、市役所にも民間経営感覚を取り入れながら、市政運営を行っていくと常々述べられております。

職員が優秀な方ばかりでありまして、行革による職員数は減っていく中で、それぞれの部署において、一生懸命、私は頑張っておるものと思っております。

そのことを考えると、上からの、私は命令であったという、命令としてとっておるわけでございまして、上からの命令だけでなく、職員の業務に対する熱意とか意欲を伸ばし、物事を前向きに考える職員を養成し、今以上に市役所を活性化していくことが、非常に大切ではないかと思っております。

そうした取り組みをすることが、市民サービスの向上、強制しなくても自発的にボランティアへ参加する職員がふえてくることにつながるものではないかというふうに考えております。

そのことについて、市長の所見をお伺いいたします。

図書館の関係でありますけれども、一定、雇用の安定とかいう部分では、理解を示すわけでございます。

そして、今後の問題点について、一定述べさせていただきますが、今までは、臨時職員は図書館長の指揮指導のもとに業務をいたしておりましたけれども、今後はNPO法人の職員として業務に当たるとい、初めての取り組みでありますので、図書館の運営に当たっては、NPO法人と十分に連携を図りながら、民間委託し

たことにより、利用者に対するサービスが低下したといわれぬように、取り組みをしていただきたいと思います。

そこで1点だけお伺いしますが、具体的に図書館職員とNPO法人との連携、並びに日々の業務を行うNPO法人の職員と図書館との連携を、どういう方向で取り組もうとしておられるのか、お伺いをいたします。

地区組織の問題でありますけれども、加入世帯がふえることにより、それぞれの持つ情報が共有化されるばかりではなく、地区独自の財政活動にも寄与し、地区内での住民同士、お互いの連帯感が強化されるものと考えます。

あわせて、赤い羽根共同募金活動を初め、日本赤十字社の社資や社会福祉協議会の会員拡大等、地域での福祉活動の推進や、宿毛まつりを初めとする地域での行事、そしてこの分については、以下の分については、先ほど市長も答弁の中で申されましたが、やはり要援護者対策、南海地震対策に関する、そういう地域での連帯して取り組みというようなことで、大変、効果が貢献するものと、私は思います。

いろいろと法的には制約があるようでございますけれども、地区長連合会との連携をさらに図って、あらゆる機会を利用して、宿毛市としても未加入世帯の加入促進に向けて、格段の努力を、要請をいたしておきます。

この点についても、答弁は求めません。

次に、介護保険制度についてお伺いをいたします。

沖の島地区へ介護保険施設を建設することにより、介護ヘルパーの養成事業を受講し、2級の資格を取得している方が10名くらいおりますけれども、その人たちの雇用の確保という観点からも、大いに歓迎をいたします。

そこでお伺いしますが、1つに、計画には盛り込まれましたけれども、介護保険事業者のめ

どは、どのように把握しておられるのか。そして、先ほど言いましたが、何人くらいの雇用を見込まれておられるのか。

あわせて、この施設への雇用条件としまして、介護ヘルパー2級をお持ちの方でも対応できるのかどうか。介護福祉士等専門の資格が必要であるのか、お伺いをいたします。

本年の2月19日に開催されました全国介護保険担当課長会議の資料についてであります。先ほど、資料にも明確に、離島等のサービスの確保対策ということであつたわけですので、介護施設の建設については、それについては、これらも参考にしながら取り組みを要請するところでもあります。

先ほど、野々下議員の市営住宅の、古くなった市営住宅の跡地の部分とも関連するわけでございますけれども、要支援1並びに支援2の、要支援2と認定された方が、有料老人ホームへの利用状況については、ほとんどないという状況であります。

そのことを考えると、今後は要支援1並びに要支援2と認定され、ひとり暮らしで生活をされているお年寄りや、高齢者だけで暮らしおる世帯の対策が、本当に急がれるのではないかと思います。

どのように、この問題についても、先ほどの答弁もあったかと思っておりますけれども、どのように考えているのかお伺いをいたします。

土佐清水市の、1つの例としまして、高齢者ホームを建設をしたということで、障害者や介護認定の少ない方も利用しておるというニュースもありますので、これらも、ぜひ参考にしていただけたらというふうに思います。

次に、待機者の関係であります。共同通信の調査によりますと、特別養護老人ホームへの入所待機者は、全国的には38万2,000人くらいで、高知県においては1,992人とのこ

とであります。

宿毛市でも、先ほどの説明では、待機者は在宅で介護している方は約50名くらいとのこととあります。高知県においては、療養病床の再編計画を受けて、療養病床から特老への転換を促進するため、県独自で療養病床転換支援交付金制度を計画をいたしております。

これらの考え方を受けて、特老への入所希望者が自宅で待機している方の解消のためにも、高知県の計画を踏まえ、新築なり増床を考えるべきでないかと思いますが、所見をお伺いいたします。

教育行政についてであります。

松田教育委員長、本当に自分の生い立ちから含めて、そしてまた教育に対する思いを寄せられました。本当にありがとうございます。大変厳しい今日の状況ではございますけれども、思うところは、私も同じでございます。ぜひ宿毛市の教育の発展のために、最善のご努力をお願いをいたしたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

教育長の方から、携帯電話の状況、文部科学省との通知の問題を含めてお話がございました。

事故があってから、事故と言いますか、いろいろ事案が出てからでは、大変になると思いますので、正しい使い方とか、そこらあたりを含めて、学校現場、そしてまた保護者への指導言いますか、との連携を密にして、事象が起こらないように、最善のご努力をお願いをし、これについても答弁は求めません。よろしく。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

ボランティア参加のことと、フルマラソンへの参加のことで、職員の義務というふうなことでございます。

活字になるからということございまして、

活字になることで、私もちょっとここ、このボランティアの参加ということについては、これは自主的なものであるというふうなことで変わりはありません。

こういった市の主催する行事につきましては、職員の義務としてやってくださいというふうなこと。ちょっとこれが、両方の気持ちが入っておりまして、活字になって、ここにちょっと言葉がもう少し入れるべきだったかなというふうなことは思っております。

そんなことで、これをもってパワーハラスメントではないかと言われますと、非常に、私自身もパワーハラスメントをしたという意識はなくて、やはり皆さんで、職員のみながこうやって、市民の皆さんが出てきていただいているわけですから、そういうものについては、ぜひ市の職員として、率先して出ていきたいというふうな思いが強いものですから、今も強くは思っております。

ただ、ボランティアという言葉だけをとらえますと、これは自主的な参加ですよということでございますので、こここのところのすみ分けを、やっぱり活字にするときは、すべきであったというふうなことは思います。

それから、職員の間でも物議をかもししているというふうなことがありました。

私も、庁議とか補佐会とか、係長会とか、できるだけざっくばらんに話しているつもりなんですけど、なかなかそういう場で、ざっくばらんに職員の方からこういう、これは物議があるというふうな話も聞いておりませんでしたので、だから、職員はこのことで熱意がわかってくれるんだろうというふうなことを思いました。

ただ、これ、職員でございますので、ぜひ、私も言われて、職員からの提案とかもいろいろ受けつけたりしておりますから、こういった中で、私が言っている、書いているものについて、

問題があるよということであつたら、やっぱり職員からも言ってほしかったなという、今、これは自分の内部としての反省でございますけれども、そういうふうにして、やっぱりもっていかなきゃいけないということを、もう一度、反省を含めてやっていきたいというふうに思います。

また、次の話もわかりますけれども、民間企業感覚をもってということは、私も常々言っております。そういった形で、職員がいろいろ提案して、いろいろ話するときも、やはり受け取る側に立った対応をしていこうやというふうなこともしておりますし、余り職員を頭からしかりつけて、命令を頭からやったようなつもりもございませんし、できるだけ職員は働いてもらわなきゃいけない大切な人ですから、私自身は大切に扱っているというふうな感覚で思っております。

非常に、松浦議員おっしゃるとおりのことで、私自身はやっているというふうな自負は持っておりますが、それが受けとめて、十分に受けとめていただけてないという部分が、お話の中でわかったということでございますので、これからも反省を込めて、職員を大切にしながら、市民のために市役所一体となった形で、いろんなことに取り組んでまいりたいと、このように思います。

それから、ボランティア参加については、市の主催の、いろいろ草刈り等もございます。いろいろ参加をお願いしているところでございますけれども、ボランティアでいきますよという登録をしていただければ、市の加入しているボランティア保険で対応するということになっております。

それから、図書館長とNPO法人との連携でございます。ちょっと、実務的なものになりますので、それは担当者の方から答えさせていた

だきます。

それから、介護関係の問題でございます。

沖の島地区の関係もございまして、まず、沖の島の介護保険施設でございます。この建設の要望は、今のところあがっていません。対象人員が少ないこともございますので、今後の動向を見ていきたいというふうなことを考えております。

それから、事業所ができた場合の雇用、これは雇用があるわけでございますが、実際に運営する事業所によって異なりますが、定員9名のグループホームの指定基準では、最低5名の従業員が必要となります。

しかしながら、実際の運営については、勤務体制にもよりますが、それ以上の人員が必要となるんじゃないだろうかというふうなことを思っています。

また、計画作成担当者等には、専門的な資格が必要な場合もございますが、現場での介護従事者に、専門的な資格は必要はございませんで、2級ヘルパーでも十分に対応することができます。

それから、小規模多機能型居宅介護施設につきましても、従業員が必要になるということから、介護保険施設が建設されますと、沖の島で就労の場、雇用の創出ということは十分に考えられるというふうに思います。

また、要支援1、2の方の施設の利用についてでございますが、要支援の方で独居、ひとり暮らしですね、であったり、高齢者のみの世帯もあろうと思います。しかし、要支援と認定された方を、優先的に入れる施設、また施設等に要支援者のための空きを求めることが、制度上難しい状況です。

在宅サービスが充実をしていること、それから市としましても、災害時における支援、通常時の見守りも含めた要援護者台帳の整備にも取

り組んでいるところでございます。

認定を受けた方が、自立して生活できる体制づくりに努力をしていきたいというふうに考えています。

それから、特別擁護老人ホーム等の施設整備につきましても、今回の第4期計画中には見込んでいません。平成23年度末までに、療養病床の再編が行われることとなっておりますが、宿毛市の療養施設につきましても、現在のところ、転換時期、転換内容ともに未定となっております。見込みが立たない状態でございます。

転換内容によっては、急激に施設がふえることも想定されます。保険料への影響も大きなものとなることから、この療養病床の転換状況も見ながら、3年後の第5期計画の策定の際には、施設整備について、再度、検討することとしています。

以上でございます。

**○副議長（寺田公一君）** 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

**○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君）** 生涯学習課長兼文教センター所長。

4番、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

図書館の委託に関連しまして、NPO法人との、どういう方向で連携をとろうとするのかというご質問に対してお答えいたします。

NPO法人に委託するということになれば、図書館長は、直接NPOの職員を指導ということが法的にできなくなります。そんなことから、NPO法人の中で、現場の責任者を配置していただくということになります。

そんなことで、NPO法人の職員につきましても、現場責任者を通じて指導していただく、指示をしていただくということになります。

それから、松浦議員ご心配のように、やはりNPO法人に委託することによって、市民サービスの低下を来すことがないようにというご指

摘ですが、そのことは最も大切なことだと考えておりますので、図書館長と現場の責任者の話し合い、情報交換というものを、日常的に、常に行うことによって、相互の意思疎通を図って、市民サービスの向上を図っていくということにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**○副議長（寺田公一君）** 4番松浦英夫君。

**○4番（松浦英夫君）** 済みません。若干、時間をいただきたいと思ひます。

見解の部分ではあろうかと思ひます。パワーハラスメントについては。

やはり、この問題、人権ともかかわる問題でありまして、受け取る側の気持ちで対応していくという市長の答弁があったわけですけれども、受け取る側が、パワーハラスメントと認識をいたしておるんじゃないかという今の現状でございますので、そういうことで、今後の対応で十分考えた、活字なり職員への対応をお願いをしておきたいと思ひます。

最後になりますけれども、介護保険の施設について、介護保険事業計画に見込まなければ、建設ができないということで、今回、ようやくその計画にのったという意味では、一歩前進したかなという感がいたします。

沖の島の人たちが、長年、要望を続けてきた課題でもあります。先ほども言いましたけれども、本年2月19日に開催された全国介護保険担当者会議の中でも、介護サービスの確保が困難な離島や、過疎地域において、当該地域の特性に応じた施設を実施することにより、介護保険サービス提供体制の充実を図っているという離島等サービス確保対策事業もあるようでございます。

それらもくみして、行政と関係する方々との連携をとりながら、市民が等しく必要とするサ

ービスを受けられるように、そしてこのことにより、多くの雇用の確保も期待されているようでありますので、一日でも早い実現に向けて、格段のご努力をしていただきたいということを申し上げて、一般質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） この際、午後1時5分まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時05分 再開

○副議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 14番、中川でございます。ただいまから、一般質問を行います。

若干ちょっと、今回につきましては、長々とやるようになっておりますが、なるべく簡単に、まとめたつもりでございますので、適切なご答弁を、よろしく願いをしておきたいと思えます。

まず、1点でございますけれども、住民から信頼される行政運営について。

これはPDC Aの手法のことも含めてご質問をさせていただきたいと思えます。

中西市長は、一昨年の市長選挙におきまして、無投票で再選され、宿毛市行政のかじ取りをまかされております。

無投票ということは、取り方によりましては、中西市長のやりたいようにやりなさいよという解釈もできますけれども、裏を返せば、すべての市民、住民から信頼される市政運営、また行政運営を行う責任も大きいものだというふうにも考えます。

私は、市長の進める市政運営に対しましては、是々非々の立場で、宿毛市議会議員として対応をしているつもりでございますけれども、ここ数年の市長の行政運営に若干の心配をする部分

がございますので、以下の数点についてご質問をいたします。

まず、1点といたしまして、住民から信頼される行政運営を推進し、最大限の行政効果をあげるためには、まず市長と職員のチームワークや、信頼関係がなくては困難だと考えております。

宿毛市では、2005年、平成17年12月に発表いたしました宿毛市行政改革大綱・集中改革プランをもとに、職員数を減員し、平成19年度に平成21年度までの数値目標でございました32名を上回る35名の減員を達成し、平成20年度には、さらに8名を減員しております。

一方で、地方分権の流れの中で、行政の事務量は今後とも増加していくことが予想されております。当然ながら、事業、予算の削減や、職員減とあわせて、課の統廃合も機構改革として断行してきた結果、一部の部署ではこれまでの行政サービスや事業の水準を維持するために、一人ひとりの職員にかかる負担が増大しているケースも見受けられます。

しかし、そうした中にありましても、職員は限られたスタッフで一生懸命行政遂行をしながら、責任を負っているわけであります。

こうした現状を見ても、年々少なくなる職員体制で、これまでの宿毛市の行政水準を維持し、行政方針に沿った、市民に対する行政サービスや職務をこなすことは、かなり厳しいところにきているのではないかと感じております。

この春の退職者数18名に対しまして、新規採用者は12名、補充率としまして66.6パーセントぐらいだと思いますが、既に平成21年度当初で数値目標の32名を大きく上回る41名の減員となっております。

これによりまして、宿毛市の条例による職員

定数427名に対し、平成21年度の職員数は335名になるということになります。

これは、定数条例に対しまして、17.4パーセントの減ということになるかと思えます。

この、しかも退職者の中には、実務経験豊かで、有能な若手幹部や、中堅職員が早期退職するケースも少なからず含まれております。なぜそうなってしまったのかについて、素朴な疑問を感じると同時に、非常に残念なことだと思っております。

市長として、こうした現状をどのように受け取られるのか、お聞きをいたします。

2点目といたしまして、毎年毎年、総論では素晴らしい行政方針を掲げられておりますが、その方針と、住民に約束したさまざまな施策に沿って仕事をこなさなければならない職員の絶対数が不足すれば、掛け声倒れの行政方針になってしまうのではないかというふうに心配をいたしております。

今議会に執行部から提出された今後の財政状況の見通しをしてみると、来年度以降の職員削減見通しとして、平成21年に2名、同22年に3名、同23年にゼロ名と想定をしておりますけれども、市長は、今後もさらに職員を減員し、市民生活に直接かかわる事業や、行政サービスを縮小していくおつもりなのか。

また、今の宿毛市の行政を健全運営していくために、必要最低限の職員規模について、どの程度が適正規模だとお考えなのかをお聞きをいたします。

3点目といたしまして、昨年秋の人事異動が、市民課、税務課を中心に行われております。メリットとデメリットがあると思えますけれども、現場の職員が年度途中で業務の引き継ぎを行わなければならないことは、業務の効率化やノウハウ、スキルの面から考えて、職員の負担が大きくなり、ひいては市民サービスの低下にもつ

ながる懸念がございます。

これが全庁的な人事異動になりますと、半年ごとに職員が、業務半ばで異動するケースが発生し、相互の職場で業務の流れにブレーキがかかることも予想されます。

年度途中の人事異動を、今後も定期異動として継続していくおつもりなのか、お聞きをいたします。

あわせて、人事異動に当たりまして、職員の意向や希望を反映することになっておるようでございますが、その効果が上がっているのかどうかについても、お聞きをいたします。

4点目といたしまして、市長は毎週月曜日の課長との庁議を初め、課長補佐会、係長会を定期的に開催し、職員とのコミュニケーションを図っていると聞いております。

この取り組みそのものは非常によいことだと思いますが、職員数が減少し、事務量が增大している中で、どのような効果が上がっているのか、また市長は100点満点でいうと、この会議等に何点ぐらいの評価をしているのかをお聞きをしたいと思えます。

逆に、もう一方の職員から見た評価についても、何らかの方法で、市長ご自身が把握することも必要ではないかというふうにも考えておりますが、その市長の見解をお聞きをいたします。

さらに、これらの庁内の会議内容は、特別職や非常勤、そして臨時職を含めた職員が認識を共有するためにも、職場内などにフィードバックされなければ、余り意味のないことだと思いますが、庁内で会議の内容を含めて、行政運営に関する開かれた、自由闊達な論議がなされているのかどうか。あるいは、逆に会議内容のすべてを部外秘扱いにしているのかについて、お聞きをしておきます。

5点目といたしまして、サッカー発祥の地といわれますイギリスの指導者が言った言葉に、

よい結果を得るためにはよい準備が必要であるという格言がございます。これには、これは物事はしっかりとした手順で、抜かりのない準備がなければ成就しないというたとえでございます。まして、まさにP D C Aサイクルによる行政運営は、この考えと一致しております。

宿毛市といたしまして、この行政手法をどのように評価しておるのか。また、現在、この手法をすべての部署で行政運営に取り入れられておるのかどうかについて、まずは基本的な点について、お聞きをしたいと思います。

続いて6点目にお聞きしたいのは、中西市長の行政姿勢が、市長職権で何でもありという行政運営の傾向が、ちょっと強くなっているのではないかなというふうに疑問を持っておるわけでありまして、この疑問点についてでございます。

例えば、国庫補助で設置した行政財産の目的外使用を、契約者や関係者のコンセンサス、並びに国の同意を得ずに、必要な手続を経ずに二重貸しをしていたケースでございますとか、補助金で購入した公用車を、目的外に常用していたケースなど、ちょっと厳しい言い方ですが、恣意的な判断で運用しているのではないかと疑われる実態が、多々見受けられます。

後で取り返しがつかないことにならないようにするためには、こうしたことは、厳に慎むべきでございますけれども、無投票で当選されたから、何でもありということではなくて、行政運営の最高責任者でございます市長に求められる資質は、行政の透明度を高め、コンプライアンスの徹底と住民や議会に説明責任を果たし、信頼され、尊敬される市政のかじ取り役として、その決断力や行動力を求められているのではないかと考えております。

1期目の市長選挙で、中西市長は、市民優先の市政運営と情報公開、説明責任を果たす行政

運営を公約にして、当選されました。その中西市長の現在の行政指針について、改めてお聞きをいたしたいと思います。

続きまして、大きな2点目でございます。産業振興支援策について、お伺いをいたします。高知県元気のでる市町村総合補助金を利用するためには、宿毛市、あるいは市長の認めた団体が、指定された様式による事業計画を作成し、宿毛市を通じて、県に対し、補助金申請の手続を行わなければならないこととなっております。

県の事業採択を受けた後、昨年6月の宿毛市議会で、この補助金制度を利用した株式会社すくも酒造の施設整備にかかわる補助金といたしまして、県の5,000万円に加え、宿毛市単独分として3,000万円を上乗せした合計8,000万円を含む宿毛市一般会計補正予算を可決をいたしております。

議会審査の過程で、市長は、この補助事業を宿毛の地場産業振興に関する重要施策と位置づけ、農家の所得向上と地元原材料でつくった宿毛の特産品焼酎の製造販売を通じた雇用の創出を初め、将来計画として、製造過程で出てくる残渣等を活用した肥料工場の設置などの関連産業創出などを見込んでいることを説明をされております。

本議会も産業振興による宿毛市住民の雇用や、所得の向上につながるという執行部の予算説明を了といたしまして、予算を認めた経緯がございます。

しかし、この市単分の補助金につきましては、市長の指示により、企画課が制定した宿毛市地域特産品開発支援事業補助金交付要綱に基づく昨年の告示日から、ことし3月31日までの1年限りの期間限定補助金交付となっております。実質、株式会社すくも酒造だけのために制定した市単独補助制度となっております。

ご承知のように、この補助金につきましては、



市民から特定の企業にだけ、なぜ補助金を交付するのかという批判の声も出ておまして、こうした宿毛市の産業振興支援策に対する疑問を払拭するためには、改めて行政の説明責任を果たすことが求められていると思います。

一方で、高知県元気のでる市町村総合補助金、同じものでございますが、最高5,000万円を限度とする指定事業に対して、県が補助をする事業でございますが、この受け皿となる宿毛市の補助金交付制度は、既に企画課で、平成18年9月22日に、宿毛市元気のでる総合補助金交付要綱として、期限なしで制定をされております。

これまでもこの補助金交付要綱や、宿毛市補助金交付規則等を適用した補助実績もございません。宿毛市が株式会社すくも酒造に対して、市単で補助金を上乗せする特別な期間限定交付要綱を別途制定するのであれば、この2つの高知県元気のでる市町村総合補助金の受け皿となる宿毛市補助金交付要綱を一本化して、公正で透明な補助基準や審査体制を整備し、補助額の上限を設けた上で、宿毛市内の補助対象となるあらゆる分野の産業振興事業に対しても、同様の支援をしていくべきではないかと考えます。

株式会社すくも酒造だけのというのではなくて、宿毛市全体の産業振興を図ろうという行政方針や理念からすると、公平性を欠くと批判されても仕方がないこれまでのやり方を変えて、交付要綱の見直しをするお考えはないかについて、お聞きをしたいと思います。

産業振興に関連して、もう1点お聞きをいたします。

宿毛市は、法定計画の一環として、平成18年4月から5カ年の宿毛市進行計画を策定しております。この計画の第2章、都市づくり基本目標では、子どもから高齢者まで、すべての市民が安心して、健やかに生活できるまちづく

りを進め、安定した所得を市民に保証するとともに、多様な産業の集積と都市的機能を兼ね備えた、活力に満ちた生産都市を目指すとしておまして、第3章では、目標年次の姿として、宿毛市の平成22年の目標人口を3万5,000人としております。

しかし、現在の人口が2万3,000人台に激減している実態から見れば、この計画どおりに進んでいないことは、だれが見ても明らかであります。

実施計画は、期間を3年としておまして、毎年、計画のローリングを行うことになっております。計画の4年目を目前にして、今後の人口や産業動態の見通しにつきまして、中西市長が描く今後の宿毛市の将来ビジョンにつきまして、お聞きをしておきたいと思っております。

大きな3点目といたしまして、国の第2次補正予算と宿毛市の産業計画のアクションプランにつきまして、お聞きをいたします。

まず、1点目といたしまして、緊急雇用創出事業と、ふるさと雇用再生特別交付金の活用方針について、お聞きをいたします。

先週の3月4日、今国会で国の第2次補正予算が成立をいたしました。高知県には、約81億円が交付される見通しでございますが、今回の補正は世界の金融損失だけでも200兆円と言われるアメリカ発の金融経済ショックで発生した世界同時不況の影響で、雇用が奪われました失業者などへの緊急な雇用創出などを目的として打ち出した経済対策でございます。

ことし1月17日に、国の方針を受けまして、高知県雇用労働政策課が作成した資料を見ますと、緊急雇用創出事業に1,500億円、ふるさと雇用再生特別交付金に2,500億円を緊急補正することにより、全国で25万人の雇用創出を図ることを目的としておるということになっております。

本市といたしましても、今回、関連する5,143万2,000円の予算議案を提案しているのでございますが、予算の内容については、議案質疑等にお任せすると思いたしまして、ここでは今回の緊急雇用対策を受け入れるに当たりまして、時間的な余裕のない中で、事業の絞込みを余儀なくされたと思っておりますけれども、事業対象となる条件を満たす事業種目を選定するに当たりまして、どういった方針で行ったのか、そしてその選定経過について、お聞きをしておきたいと思っております。

2点目といたしまして、高知県は来年度、新産業振興計画実行の元年と位置づけまして、機構改革を行い、産業振興推進本部を設置するなど、県下市町村と連携した全県的な産業振興関連事業に85億円を計上しております。

その中で、産業振興推進総合補助金を創設して、補助額10億円を確保するなど、県政浮揚と雇用創出を図ることを前面に、思い切った政策を実行予算として、現在の県議会にはかかっておるところであります。

尾崎知事が就任以来、1年以上かけて積み上げてきた高知県の産業振興戦略のベースとなる各市町村の地域アクションプランも、最終案が県下7ブロックでまとまりました。このうち、幡多地区のアクションプランにつきましては、37項目が盛り込まれたと聞いておりますが、当初予算にも盛り込まれた事業を含め、宿毛市の提出されました当面のアクションプランの内容と、そのプランづくりの経過や採択された理由、及び先ほど質問した宿毛市全体の産業振興施策との整合性を、どのように図っていくとされておるのか、お聞きをしたいと思います。

3点目といたしまして、高知県とともに、これらの産業振興策を、宿毛市内の実態経済にどのように波及させていくのかということが重要になると思っておりますが、宿毛市としても、全庁的

な産業振興策について、コーディネートする必要があると考えます。

そのためには、各課を横断した実務担当窓口や、庁内推進体制を整備するとともに、市民住民に宿毛市の具体的な産業振興にかける意気込みや、支援策がはっきりと見えるように、宿毛市として行動で示すつもりはないかについて、お聞きをしておきます。

続きまして、大きな4点目でございます。議会議決が条件でございます、指定管理者制度の充実についてであります。

既に指定管理者の指定に関する宿毛市の条例や規則は、不十分だということは、2007年12月議会の一般質問で指摘させていただいたとおりでございます。

今回、改めてこの問題を取り上げましたのは、指定管理者制度を導入し、既に3年が経過しまして、指定管理者の指定期間が満了を迎えた施設の再指定問題が生じていることや、これから新たに指定しようとする施設の指定のあり方について検証し、指定制度の見直しをする必要があるのではないかという考え方であります。

そういう考え方からご質問をする次第であります。

ご承知のように、指定管理者の指定行為は、契約ではなく、行政処分でございます。条例に定められた指定手続によりまして、指定期間や指定先を決めるに当たり、議会の議決が必要となっております。

以前にも指摘してまいりましたが、本市の指定管理者を指定するための条例は、指定手続の基準や、方法に関する具体的で詳細な規定が明文化されておられません。

議会として、審査を進める上で、あいまいな現行制度では、公正で透明な審査に支障を来すおそれが強いと考えております。

この制度を導入した時点では、これまで委託

をしていた施設を、そのまま指定管理者制度による管理に委任したために、大きな支障はございませんでしたけれども、最初の指定期間が終了し、改めて指定の手続を行う第2期に入ったことや、今後、想定される新たな施設の指定管理者による管理委任を考えれば、業務評価制度の確立や、指定基準の明文化による透明性や公平性を担保するための制度の拡充を行い、住民や議会に対して、説明責任を果たすことが必要不可欠だと考えます。

具体的には、ほとんどの自治体で導入されており指定管理者の指定手続等に関する条例と、施設ごとの設置条例への指定管理者による管理、指定管理者の指定手続、指定管理者が行う業務などの条文を加えた二本立ての条例に改正し、指定管理者業務評価制度の導入もあわせて行うべきだと考えます。

市長の見解と、今後の方針についてお聞きをいたします。

5点目の質問に入ります。

適正な業務委託基準の確立についてであります。

現在、本市で行われております業務委託の契約は、委託業務の契約は各担当課で、これまでの実績や他の事例を参考にしながら、仕様書を作成し、入札や随意契約で行っておるというふうに考えます。

この公契約の制度化についても、以前、質問をいたしまして、底なし入札の問題点を指摘もさせていただきました。総合評価方式や、プロポーザル方式の公募方式の導入など、大きく改善されてはきておりますけれども、今回、改めて質問で取り上げましたのは、最近、市職員が直接行ってきた業務についても、アウトソーシングしていこうとするケースがふえてきたことに照らしまして、仕様書の作成のあり方も含め、庁内で一定の基準となる業務別、職種別の積算

根拠となる適正な単価の統一基準を定めることが必要ではないかと考えるからでございます。

アウトソーシングの目的が、ただただ安上がりであればよいということでは、行政としての責任を履行はできません。安心、安全な住民サービスを担保することはできないと思います。

正規職員が行ってきた職務内容や、専門的なノウハウ、スキルが求められる職種評価に準じた適正な労務単価の設定、質を落とさないための材料費や、必要最低限のランニングコストなどの適正な価格設定が求められると思います。

現在の各課任せの対応だけでなく、専門的なノウハウやスキルを必要とする業務と、単純労務の業務の違いなどを考慮した上で、庁内で統一した、適正な単価基準を定めることにより、行政サービスのレベルダウンを防止し、アウトソーシングすることによって、これまで以上の行政効果をあげることが期待できると考えます。

特に、本来、正規職員が行うとされてきた施設の業務のアウトソーシングの人件費につきましては、同一職種、同一労働、同一賃金の原則から、現在、宿毛市が行っております私立保育所ではありますが、この保育所に対する委託費、運営補助金で算定されている人件費の基準をベースに、整合性を図るべきではないかと考えますが、市長はどのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

また、業者が提出する業務実績報告書のみを参考するのではなくて、客観的な業務評価制度につきましても、先ほどの指定管理者と同様に、確立していくことも必要ではないかと思いますが、これからの取り組み方針について、お伺いをいたします。

最後に、人権と福祉のまちづくりについて、お伺いをいたします。

その中の1点でございますが、戸籍謄本等の不正取得の場合における本人通知についてでご

ざいます。

数年前に、関西を中心に行政書士によります戸籍情報の不正請求利用事件が発覚いたしまして、本市にも2件の職務上請求書が提出され、そのうちの1件が情報提供していた事実が判明しております。

この行政書士は、興信所や探偵社に職務上請求書を不正に転売し、人権侵害にかかわるさまざまな身元調査などに利用されていたことが、明らかにされております。

2007年4月に、戸籍法の一部を改正する法律が、国会で可決成立いたしまして、同年5月11日に、戸籍法の一部を改正する法律が公布をされております。

それを受けて、昨年5月1日に両改正法が施行され、現在、戸籍情報は原則非公開に改められております。

市町村の窓口では、本人を含めて戸籍情報を得ようとすれば、身元確認が必要になっていることは周知のとおりでございますが、自分の戸籍情報を自分が知らないうちに不正に利用されている場合、現状では、被害者である本人への通知が制度化されていないことが大きな問題となっております。

つまり、職務上請求権を持つ8士業、これは弁護士でありますとか、司法書士、そして行政書士などの8業種でありますけれども、この不正利用におきまして、被害をこうむったご本人が、だれに、何の目的で取得され、利用されているのか知る権利を保障することが必要ではないかということでございます。

この問題につきましては、戸籍などを交付する全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会が、昨年の12月1日に、不正取得された戸籍などの返還命令と、とられた方への通知などを定める法整備を、国の方へ要請をしております。

さらに、和歌山県では、総務部総務管理局市

町村課長名で県下各市町村に対しまして、住民票の写し等の不正請求における被交付請求者に対する事実の通知の取り扱いについての依頼通達を出しまして、不正請求があった事実を自治体が本人に速やかに通知する措置をとった事例に関連して、被交付請求者への通知の考え方を示した上で、個人情報等を害することのないよう、留意するよう求め、事実上、本人通知を認めております。

このほか、東京都、大阪府、京都府、広島県の各市町村などでは、本人通知制度について検討中というところもございます。

ちなみに、土佐市の板原市長は、昨年12月の定例市議会の答弁で、本人通知も効果的な方法だとの見方を示した上で、今後、関係機関を通じ、検討し、有用な防止策がとれるように、国へ要望につなげていきたいということを表明をしております。

本市におきましても、当時の時点で不正取得された本人通知につきましては、制度が不十分なため、実現をしておりません。市長は本人通知の必要性につきまして、現在、どのような見解をお持ちかお聞きをしておきたいと思っております。

2点目に入ります。

グーグル社のストリートビューによるプライバシー侵害についてであります。

世界最大のシェアを誇るインターネット検索サイト、グーグル社が、アメリカなどに続きまして日本国内でも、昨年8月からストリートビューサービスを始めました。

このサービスの内容は、上空からの住宅写真地図に加えまして、住宅の地番を打ち込めば、その住宅の前の路上から360度のパノラマ写真で、住宅周辺の様子が一目で確認できるというものでございまして、サービスの対象となっている地域の各自治体や議会、住民から重大な人権侵害やプライバシー侵害であることが指摘

をされ、その運用や規制や中止を求める動きが広がってきております。

現在、このサービスは東京都など、一部の大都市などで始まっておりますけれども、今後、全国に広がることは必至でございます。

このサービスの問題点は、インターネット上で特定の人物の住宅構造や間取り、出入り口、表札の名前、周辺の道路や景観が、その場にいるような感覚で、手に取るようにわかることでありまして、簡単に犯罪や人権侵害に利用できる点であります。

地方議会では、昨年10月の東京都町田市議会を皮切りにいたしまして、次々と全国各地でストリートビューの規制を求める意見書が議決をされておりました。法曹界も、福岡弁護士会、新潟弁護士会が中止を求める声明を発表するなど、国内の各界各層からも、グーグル社への抗議や、中止の要請が起き上がっております。

海外におきましても、アメリカではプライバシー侵害事件として訴訟が起こり、カナダではプライバシー保護法に抵触するとして公開を停止、欧州連合では、非公開、観光地などに制限する国が出てきております。

宿毛市は、今のところ、このサービスの対象地域とはなっておりませんが、対岸の岸の火事で済まされる問題ではございませんで、インターネットを悪用したいじめによる自殺事件や、人権侵害事件、訴訟事件が多発していることから考えましても、国内における一定の法的な規制による運用が必要であると考えてところでございます。

宿毛市長として、この問題に対する見解につきまして、お聞きしたいと思います。

また、戸籍情報の不正利用された本人通知制度とあわせて、国に対して、この法整備を求めるために、宿毛市長として取り組みをするおつもりはないかについてもお聞きをいたします。

最後の1点でございますが、あったかふれあいセンターについて、お伺いをいたします。

新年度の高知県が進めようとしている地域福祉推進の大きな目玉事業といたしまして、県下のNPO法人などが事業主体となる、地域で支え合う拠点施設、あったかふれあいセンターの設置補助事業が事業化されるように予定されております。

この総事業予算は、1億5,000万円と聞いておりますけれども、宿毛市として、県に対してどのように対応しようとするのかについて、お伺いしたいと思います。

あわせて、このあったかふれあいセンターの設置の主たる目的が、中山間地域として紹介をされておりますが、これが中山間地域だけに限らず、市内、そのニーズのあるところへ設置できるのかどうかについても、あわせてお伺いをして、1回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に住民から信頼される行政運営についてのところで、非常に厳しいお言葉もいただきました。私にとって、ちょっと心外に思う言葉もありました。

私自身、先ほど松浦議員の答弁の中でも話をさせていただきましたように、市民のための市政ということで、ずっと取り組んできたつもりで、増長もしているわけでもございませんし、できるだけ謙虚に、市民のための行政をしていかなきゃいけないというふうな思いでいっぱいでございます。

無投票で再選された、これは事実でございますが、無投票にしたのは私ではございませんで、結果として無投票になったわけでございます。

私自身も無投票で再選されたから、全部で信頼、全部の市民が、任せたとということではな

いだろうというふうなことも、きちんと自覚はしているつもりでございまして、決して職権で何でもやるとか、それから恣意的な判断で運用しているとか、これは庁内でもいろいろな課に関連する問題でございますので、そういったところといつも話し合いをさせていただきながら、行政運営をしているつもりでございますので、どうかまたきょうのお話の中、私自身も反省をしなければいけないし、また反省もして、行政運営を進めてまいりたいと、このように思っております。

そんな中でちょっとありましたのは、先に行政財産の目的外使用につきまして、ちょっと違法性はないんですけれども、一連の手續にちょっと配慮が足りなかったかなという部分はありました。これは議員協議会の方でも説明をしたとおりでございます。

また、そういった実態が多々見受けられるというようなお言葉もありましたが、多々というのは、なかなか出てこないものですから、それほど恣意的にやっているつもりはございません。そのことをご理解願いたいというふうに思っています。

これからも初心に戻りまして、市政運営につきまして、市民優先の市政運営ということでやっていきたいと思っておりますから、どうかご理解を願いたいと思っておりますし、また、気がついたところにおきましては、またお話もしていただきたいし、ご提案もまたしていただきたい、このようなことを思っております。

それから、個別に話をさせていただきます。

まず、1番目に、職員の体制の問題でございますが、最近の地方自治体職員を取り巻く状況を見ますと、行革、行革でなかなか国の方は進まないのに、地方に対して行革をしていけというふうな押しつけが、非常にあるということでございます。

職員数が削減される一方で、地方分権に伴う国、県からの権限委譲とか、住民ニーズの多様化などによりまして、業務量は増加をしております。これは間違いのない事実でございます。

そのために、一層、合理的、効率的な仕事の遂行に努める必要がございました。一方、これ以上の職員数の削減は、行政サービスにも影響を及ぼしかねないというふうに考えております。

こうした中で、先ほどご指摘もございましたように、定年までかなりの期間を残して早期退職をする若手の幹部職員、中堅職員もおります。

私自身、非常に残念な思いでございまして、できるならば、その定年退職の日まで、豊富な経験とか知識があるわけでございますので、後輩職員に伝えてほしいという気持ち等で、引きとめもいたしました。それぞれ、さまざまな事情があつての退職ということでございましたので、私の権限で退職を承認しないということにはなりません。

苦しいときでございますから、仕事に工夫を加えて、負担の軽減を図るとともに、職員が一丸となって知恵を出して、市政運営に取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えております。

また、退職された皆さんにつきましても、職員OBとして、また市民として、側面から市政を支えていただきたいというふうに思っております。

次に、すばらしい行政運営を掲げてもというふうなことでございます。百花斉放ではございませんが、行政運営そのものは夢も持たななきゃいけないというふうなこともございます。実現をしていかなきゃいけない行政方針でございます。

その中で、今後も、さらに職員を削減するのかというふうなことでございますが、17年度に策定しました行革の大綱、集中改革プランの

数値目標は、中川議員も先ほどおっしゃっていたいただきましたように、32名の削減ということになっておりますが、現在、目標以上の削減を行っています。

一方では、本市は離島を抱えるという地理的条件とか、私立の保育園が少ないという状況から、最低限必要な人員を確保する必要がございます。

このために、これまでのように退職者の2分の1採用を基本に置くことは、行政サービスの水準を維持していく上では、困難な時期にきたというふうに考えております。

今後は、業務の民間委託を含めまして、さらなる行政運営の効率化を図り、また職員数と行政サービスのバランスをきちんと見極めないといけない。そういったことでの、また行政改革の推進も、一方ではやっていかなきゃいけないというふうなことを思っております。

また、職員の適正規模でございますが、先ほど申しましたように、地理的な条件等々、さまざまな要因がございますので、仕事の配分量に応じた人員配置を考えるべきと思っております。

これまでも仕事配分とか、人員配置につきましては、私の、自分ひとりの、ひとりよがりではなくて、各課長からのヒアリングも実施しておりますして、これからもそういった、いわゆる現場の声を聞きながら、そういった人員配置等に努めてまいりたいと、このように考えております。

それから、次の年度途中の人事異動でございますが、昨年秋に、10月1日付で窓口サービスに支障を来さないという観点から、新しい試みとして、人事異動を10月1日付で実施いたしましたわけでございます。

これにつきましては、4月の転入とか転出等、異動の多い時期に、新採職員とかを窓口、それから全然経験のない者を窓口配置するという

ことには、一定、サービスに影響があるということで、担当課の職員からの要望にこたえたものでございまして、平成20年度に、試行的に実施したものでございます。

毎年度、定期異動として取り扱うということではございませんし、大幅に、ここで異動をさせるということも考えておるわけではございません。

今後は、この人事異動をさまざまな側面から検証をして、現場の声、職員の声も聞きながら、対応を検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、職員から異動希望等を聴取するための職員申告書の提出についてでございます。

適材適所の人事配置を目的としまして、これは平成13年度から実施しております。

この申告書によりまして、職員の希望をすべてかなえるというわけではございませんが、自分自身を見つめ直してもらおうとか、それからモチベーションを高めてもらうというふうなことでは、効果は上がっているのではないかなど。

やる気ですてくれる職員については、そういったところで人事配置でも考えてもいかなきゃいけないんじゃないかなというふうなことも思っております。

それから、庁議を初めとする職員との各種会議についてのご質問がございました。

現在、毎週月曜日の午前9時から、管理職等をメンバーとする庁議を開催しております。

それから、毎月の第1月曜日には、その後、補佐会、さらに係長を2つのグループに分けて、毎月1回のペースで係長会を開催しているところでございます。

これらの会議でございますが、施策の具体的な実施方法の検討とか、さまざまな課題等への対応策について、協議することによりまして、情報の共有化を図る。それから、市政を効率的

に推進するためという形で開催しております。

こういう会によって、常日ごろから繰り返し、指導しておるわけですが、職員の間での、いわゆる「ほうれんそう」、報告・連絡・相談、こういったことを徹底してやりましょうと。全庁的な目的意識の共有などの効果が上がっているんじゃないかと考えてはおります。

したがいまして、私の口から自己評価を、具体的に100点満点の何点だというのは、ちょっと申しにくい、あげるのは控えさせていただきませうけれども、私個人としては、一定の評価はいただけるものと自負はしているところですが、まだまだ未熟な面もございまして、もっと成熟をさせなきゃいけないかなという部分も、まだまだございます。

これらの会議ですが、もともと自由な意見交換をしていこうじゃないかと。ざっくばらんな形で話ができるようにということから設けておるわけですが、職員から評価を改めて聞くようなことはしていません。

ちなみに、補佐会、係長会については、この参加を必ずということではございませんで、公務を優先して、手があいたら参加をしてくださいという形にしておるわけですが。

また、庁議の結果でございますが、これは各課長にも申し上げています。いつも各職場において、各課で必ず報告していただきたいということを言っております、その報告を受けて、職場内ではさまざまな意見が交換されているのではないかなというふうなことを思っております。

中には、異論、反論を唱える職員もいて結構だと思いますし、そのような違った視点から意見が出て、またこの庁議の中に反映していただくことは、もう大切なことだというふうに私は思っております。

職場内でけんけんがくがく、大いに議論もし

ていただければいいし、また直接、私にメールでも結構ですし、遠慮なく意見も述べてもらいたいと、このようなことでやっておるところでございます。

それから、PDCAサイクルによる行政運営でございますが、これ、非常に大切なことございまして、事業をプラン・ドゥー・チェック・アクションということで、計画して実施実行、それから点検評価して、処置改善といったサイクルでございます。

これは、中川議員ご指摘のとおり、製造業等においては、早くから生産管理であるとか、品質管理などの管理業務をスムーズに進めるために、古くから取り入れられております。

これまでの行政活動は、計画・実施・実行に重点は置くものの、点検評価とか、それを受けての改善は、ちょっと民間と比べて少なかったのではないかなというふうには感じております。

近年、その行政活動においても、その概念が有効であるとのもとで、多くの自治体がこういったPDCAサイクルを活用した行財政運営を行っているのではないかなというふうに思っております。

当市でも、宿毛市の行財政改革大綱、集中改革プランの項目の1つとして、PDCAサイクルを確認する意味で、行政評価システムの導入をしております。

この行政評価システムは、平成18年度予算編成時から、各担当課において所管する事務事業をみずから評価して、それに基づいて予算要求されたものを、財政担当課による査定、さらには市長査定において事業の必要性も含めて評価を行っている、そういったところでございます。

次に、産業振興支援策でございますが、宿毛市地域特産品開発支援事業が単年度の補助事業



となった経緯につきまして、地域特産の芋焼酎製造プラント建設費用に対して、補助事業を実施するために、補助金要綱の策定を検討していました。

同時期に、これから県政浮揚のためのトータルプランとして、高知県からの県の産業振興計画の策定に向けた取り組みがなされておるわけでございます。

平成21年度からは、この計画の実現に向けて、具体的な支援が予定されております。宿毛市もこの計画に基づく支援策を活用しながら、産業振興に取り組んでいくことを考えておりました。

したがって、20年度に実施しました宿毛市地域特産品開発支援事業交付要綱につきましては、平成21年度以降、当市としても一次産業を初めとした産業振興への支援を継続していくため、見直しを含めた再検討に取り組んでまいります。

次に、あらゆる分野の産業振興事業についても、同様の支援をしていくべきであり、交付要綱を見直す考えはないかのご質問でございますが、当初から産業振興に資する補助事業について、分野を限定して支援する考えはございませんで、先に述べさせていただきましたとおり、高知県産業振興計画に基づく支援事業費補助金を活用しながら、適切な補助要綱を制定したいと考えております。

また、制度の一本化につきましては、高知県におきましても、平成21年度以降は高知県元気のふる市町村総合補助金と、まだ案の段階ですが、産業振興推進総合支援事業費補助金の2本立てで検討が進められておまして、当市といたしましても、これらの制度要綱の条件に応じた要綱を制定していくべきだということを考えております。

また、本市の現時点での将来ビジョンについ

てのご質問でございますが、市町村におきましては、地方自治法の規定によりまして、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して事務を執行するという事になっております。

本市におけます地方自治法の規定による総合的かつ計画的な運営方針として、宿毛市振興計画を定めていますが、この振興計画は計画期間を平成13年から平成22年とした基本構想と、計画期間を5年として、平成18年に計画を更新し、平成22年までを計画期間としました基本計画により、構成されております。

中川議員、先ほどのお話もありました。ダブると思いますが、この振興計画では、美しい視点と先人の残された薫り高い文化と伝統を受け継ぎ、子どもたちが大きな夢を持ち、青少年が明るく、希望に満ち溢れ、お年寄りが安らぎに満ちた人生が送れる、人が輝き、自然がほほえむ元気都市宿毛を目指した計画として策定されております。

この現在の振興計画は、平成22年までの計画期間でございますので、平成23年からの新たな計画策定に向けまして、来年度からの2カ年で計画策定に向けた取り組みを進めていきたいと考えておりますが、今後も子どもからお年寄りまでが、だれもが安全・安心して暮らせるための福祉・医療などの社会福祉を充実させたまちづくりを基本として、明るく、活力に満ちたまちづくりのため、本市の基幹産業である農林水産業の振興、高知西南中核工業団地や、宿毛湾港背後地などへの企業誘致、また高速道路などの交通インフラの整備などにも取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、現在、こういった経済状況でございます。なかなか進まないとは思いますが、努力していかなきゃいけないというふうに感じております。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出臨時特例基金事業の事業選定に当たっての方針についてでございます。

昨年12月中旬に、高知県の方から、国において、現在、検討中のため、事前準備をしておくようにという通知がありましたので、年末の課長会におきまして、各課で事業を検討するように指示をいたしました。

その時点で、宿毛市への配分が幾らになるかは不明でありました。考える事業はすべて計上するといった考えのもとで、各課からの事業集約を行ったわけでございます。

その結果、ふるさと雇用再生特別基金事業は、3年間で3事業、総額8,628万9,000円。緊急雇用創出臨時特例基金事業は、3年間で13事業、総額1億5,868万4,000円の要求があがっておりました。

その後、県からの配分案の通知がございまして、ふるさと雇用再生特別基金事業は、満額配分可能であるものの、緊急雇用創出臨時特例基金事業は、3年間で2,440万円でありました。そのため、事業の必要性、重要性を考慮する中で、事業調整を行いまして、現予算に計上している事業を抽出したものでございます。

また、緊急雇用創出臨時特例基金事業は、3年間に分割して、市の配分額を使用することは可能でございますが、当市の雇用情勢もかんがみ、1年間で満額実施とした方が効果的ではないかと考えまして、平成21年度の単年度実施として計画をしております。

なお、これらの事業につきましては、現在、県に申請している段階でございます。事業実施に当たっては、事業採択に変更等が生じる可能性があることを、報告をしておきます。

次に、宿毛市が提出したアクションプランの内容について、お答えをいたします。

1つ目は、当初予算にも計上しております魚

の加工施設の整備でございます。

事業主体はすくも湾漁業協同組合で、本市の豊富な水産資源を有効に活用して、漁業者の所得の向上や、雇用の創出、交流促進を進めることを目的にしまして、水産加工施設の整備をして、進めていくものでございます。

フェリー、定期船などの交流の拠点としての機能の高い片島地区を中心に、計画をしているというところでございます。

2つ目は、ナオシチ等のかんきつ類の搾汁、商品加工をする施設整備でございます。

かんきつ系の一種であるナオシチを利用したナオシチポン酢等の商品が高評価を得ていることございまして、市内の農家等に増産を進めていますが、商品の製造を市外の業者に委託を、今しておるわけでございます。運送に多大な労力や時間を要しておりまして、利益率が低い上に、市内での雇用も生まれていない状況となっております。そのため、市内で収穫される他のかんきつ類も含めまして、まずは搾汁施設の整備を行いまして、将来的には商品加工の施設整備も視野に入れて、農家所得の向上と雇用の創出を図る計画でございます。

3つ目は、堆肥化工場の整備でございます。

現在、溶融炉で焼却処分されておりますし尿汚泥とか、下水汚泥の脱水ケーキ、水産業や地域産品の加工業から排出される廃棄物等に、一部生ごみも含めまして、有効活用するための堆肥化プラントの整備運営を行う計画でございます。

なお、この3つの事業以外にも、例えば観光事業の取り組みなど、他の市町村と共通の取り組みとなっておりますものが、宿毛市として10点ほどございます。

先ほど、中川議員の方から、幡多地域のやつが37項目というふうなことでございます。この中で、私が1点、37項目に入れるのはおか

しいという発言をしたものがございます。これは、地域振興策の中に、幡多広域観光協議会の法人化というのが、これはちょっと、地域振興策、アクションプランとして似合わないんじゃないかということで、今、発言をさせていただいております。

次に、そこに入るわけですが、プランづくりの経過と採択理由でございますが、幡多地域のアクションプラン策定に当たりまして、高知県は市町村の事業を抽出するための市町村別地域アクションプラン検討ワーキンググループ、それから意見交換会を合計4回開催しております。

このワーキンググループや意見交換会では、商工会議所とか漁協を初めとする関係団体の方、そして当市からも産業振興に資する事業を提案し、意見交換をいたしました。

この4回の打ち合わせを通して提案された事業について、幡多地域の6市町村長、関係団体の役員や住民の方の計15名が委員を務める幡多地域アクションプラン策定委員会、これにおきまして、計3回の議論がなされて、採択されたものです。

なお、産業振興計画は、年度途中にまた見直しが予定されておまして、関係の方々と情報共有を行いながら、産業振興に資する新たな事業の創出にも取り組んでいかなければならないかなというふうなことを考えております。

宿毛市の振興計画との整合性についてでございますが、都市づくり基本目標におきましては、本市の持つ豊かな自然条件を生かした第1次産業の振興を初め、企業誘致等による新たな雇用の創出は、若者の定着を図り、活力ある地域社会を築くための重要な要件であり、このため、今後においても地場産業の育成とあわせて、企業誘致にも積極的に取り組み、安定した所得を市民に保障するとともに、多様な産業の集積と都市的機能を兼ね備えた活用に満ちた生産都市

を目指すというふうに、先ほど、中川議員のお話の中にもありましたように、こういうふうに書いておまして、整合性は図れているんじゃないかというふうな認識を持っております。

なお、基本計画の明るく活力に満ちたまちづくりの詳細な計画につきましては、今後、見直しも検討する中で、整合性を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、この産業振興のアクションプランであります。それから、産業振興についての推進体制のことでございますが、これは関連の各課と、そして関係の機関の方々とも連携して、プランだけではいけません。実行に移さなきゃいけないということで、皆さんのお力を借りながら、また皆さんの意見を聞きながら、取り組んでまいる予定にしております。

いろんな事業計画の実現に向けた施策を策定中でございます。

続きまして、指定管理者制度の充実についてのご質問でございます。

現在、宿毛市では、6施設について指定管理者制度を導入しておまして、中央ダイケアセンター及び宿毛サニーサイドパークにつきましては、昨年の第4回定例会におきまして、ことしの4月1日から3年間、引き続き現在の指定管理者を指定する議案を提出しまして、議決をいただいたところであります。

本市の指定管理者に関する条例を、中川議員の方からは、各施設の設置及び管理に関する条例と、指定手続に関する条例の2本立てとする分離型へ移行すべきではないかというお話でございます。

これは、平成19年第4回定例会においても、答弁をさせていただいておりますが、本市の指定管理者制度を導入している施設につきましては、施設の設置及び管理に関する条例の中に、指定手続に関する事項を盛り込んだ、いわゆる

総合型という形になっております。

高知県も、本市と同様の総合型の条例となっております。指定管理者選定手続に際して、総合型が分離型に劣るということはないんじゃないかなとは思いますが、他の自治体の条例と本市の条例を比較した際に、公募についての規定等を加えることが望ましいと思われる点も幾つかございます。

そういうことで、中川議員のご指摘の部分を検討をさせていただき、改正も含めて検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、委託業務に係る人件費の単価を、統一基準とするために、私立保育所に対する業務委託費運営補助金で算定する人件費をベースに、整合性を図る考えはないかのご質問でございます。

市内の2カ所の私立保育所につきましては、本来、国の委託基準により、運営をできれば、市の補助金の支出はないわけでございますが、市民の利便性等を第一に、園児の受け入れを行っていること。

それから、急激な少子化によりまして、効率的な運営ができなくなりまして、どこの保育所においても、より質の高い保育を行うために、保育所の実情に応じて、市補助金を支出しているところでございます。

したがって、本来の市の業務を、直接外部委託する場合とは、若干、取り扱いが異なってくるのではないかと考えております。

市の業務を外部委託する場合の基本的な考えといたしましては、行政のサービスの水準を低下させることなく、適正な価格で行政サービスを市民に提供することが重要であると考えております。

中川議員ご指摘のように、安ければいいという考えではございません。したがって、人件費の整合性につきましても、それぞれの業務

に応じた、適正な単価があるのではないかとというふうにご検討をしております。すべての業務委託が、全く同一の基準とは、ちょっと考えられないのではないかと思います。

委託をしているところで、少し安過ぎるんじゃないかなという、実態に合わないんじゃないかなというふうなところも、ちょっと見受けられるかなというふうなことは思います。

そのところは、また受託していただいているところとの話し合いも、またすべきではないかなというふうなことは思います。

次に、委託業者の業務実績に対する評価制度でございますが、各種委託事業につきましては、仕様書等に基づきまして、適正かつ確実に履行されることが最も重要でございます。現在、行っている各種委託事業につきましても、業者からの業務実績報告書だけではなくて、業務を遂行中に気づいた点などがありましたら、適宜、指導や改善要望などを行っているところでございます。

今後も、各委託業務ごとに、適正な評価指導を行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、戸籍謄本等の不正取得の場合における本人通知についてでございます。

中川議員ご指摘のように、不正請求がまだ後を絶たないことはまことに残念なことでございます。

近年発生しました戸籍謄本等の不正取得や、個人情報保護に対する意識の高まりを受けまして、平成20年5月1日、戸籍法、住民基本台帳法の一部改正が行われまして、交付請求時の本人確認の徹底や、交付請求できるものが限定されたわけでございます。

また、弁護士等の有資格者につきましては、業務の種類、請求理由、依頼者の氏名等を記入した統一請求用紙による請求が義務づけられて

います。

住民の皆さんの個人情報を管理する我々自治体といたしましては、法例の遵守や個人情報の保護はもとより、常に交付事務の向上に努めるよう、徹底していますが、請求時にそれが不正に使用されるものかどうかの判断ができないのが現状でございます。

他県におきましては、住民が事前に希望すれば、第三者からの請求について、本人通知される自治体もあると聞いております。

いずれにしても、不正行為を事前に予防することは、現状で大変困難な状況にありまして、本市といたしましては、不正防止策や、不正請求を受けたご本人への対応につきまして、私、個人的には、これは本来、通知すべきだというふうには思いますが、関係機関等と協議をするとともに、有用な対応がとれるように、国への要望につなげてまいりたいと、このように考えております。

次に、グーグル社のストリートビューによるプライバシーの侵害についてでございますが、私も、つい先だって、これをテレビで見て初めて知りました。四国にはないものですから。

本当に、家の周りがきれいに、自分が歩いて見ているかのように見えました。これが非常に問題になっていることを、そこのニュースで初めて知って、引っ越し等、初めて行く土地へ、そこに引っ越していく方には、非常に便利なものだと思いますが、この便利なものを悪用する人が出てくると、便利な社会になるのに、どうしてこういう悪用する人が出るのかというふうな、ちょっと憤りみたいなものを感じましたけれども。

中川議員おっしゃるように、今、12の都市に限られているようでございます。四国もそのうち、対象地域になってくるんじゃないかなというふうに思いまして、本当に良心として、よ

いことに使うのであればいいんですけども、これを悪いことに使うという人間が出てくること自体が、本当に情けないことではございますけれども。防犯上の問題とか、個人のプライバシーを侵す可能性もあるんじゃないか、そういったことも考えさせられております。

私も、1回だけ見たことしかないものですから、これについて深い、まだ考えを持っていませんで、また本市だけじゃなくて、全国的な問題でございます。できれば市長会等でも、いろんな、こういう問題を話し合っ、課題として提案もしていってみたいと、こんなふうに思いました。

本当に便利なものなのに、悪用されては困るというのが私の正直な気持ちでございます。

それから、最後に、ふるさと雇用再生、あつたかふれあいセンター事業でございますが、高齢者や子ども、それから障害者など、だれもが集い、健康づくりや介護予防、生活支援の拠点となる場を整備することを目的に、国の雇用対策事業の1つとして、失業者を雇用して、地域のニーズに合った、支え合いの交流拠点となるあつたかふれあいセンターを整備することにつきまして、平成21年度から平成23年度までの3年間、総事業費のうち、失業者に向けた人件費が2分の1以上であることを要件に、社会福祉法人、及びNPO法人などに運営を委託することについて、補助するもので、ことしの2月10日に、高知県の健康福祉部の方から、当市の担当に説明があったものでございます。

宿毛市としましては、21年度より障害者に対する相談支援事業を、高知西南福祉協会及び幡多福祉会へ委託して、実施することとなっております。そのうち、高知西南福祉協会の宿毛授産園を活用して、障害者だけでなく、高齢者や地域の方々が利用できる、共生型の集いの場を創設できればと考えまして、高知県に対

して、事業計画書を提出しております。

しかしながら、県下から、県下の17市町村から申請がありまして、宿毛市が補助対象として採択されるかどうかは、まだ未定でございます。

当初予算には計上しておりませんが、採択となりましたら、補正で対応するなど、年度途中にはなりますが、前向きに検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうも、市長、長い答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきますが、まず、住民から信頼される行政運営ということで、冒頭に、一番最後の部分で答弁がございました。

市長の思いはわからなくはないわけですが、心配をしておるということを受けとめていただいて、ここで具体的なことを言うと、若干、いろいろ支障を来しますので、ぜひ、いろいろなコンセンサスを得ながら、住民の理解も得ながら、議会の理解も得ながら、行政執行に当たっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

PDCAサイクルの関係で、ちょっとお話をさせていただきますが、市長もご存じのように、先ほど言われた産業分野での管理、マネジメントシステムとして定着して、第2次世界大戦後ですよね、いうことになっておりまして、アメリカの学者が提唱して、世界に広がって行って、現在はISOのいろいろな管理システムの標準の形で、今、取り入れられて、ずっとおります。

もちろん行政としても、ずっとこのやり方をやられておるところが、今、ほとんどではないかというふうな認識をしておりますが、ぜひ、このプラン・ドゥー・チェック・アクションという、この4段階のサイクルをきちっと徹底す

ることによって、市民、住民からの信頼が得られる、そういった行政運営になるのではないかなというふうに思っております。

と申しますのは、企画の段階ですよ、プランの段階で、もっと住民の意見を取り入れたらどうですかということで、以前、私は行政改革大綱の集中改革プランに、最初から載っておったかどうかはわかりませんが、ぜひパブリックコメントを導入してはどうですかということをご提案させていただきまして、検討することでありました。

そういうことで、実際に何かの事業で、企画のホームページを見ると、1つやった、足跡は見受けられます。しかし、その内容がパブリックコメントの募集とかいう、そういうコーナーということではなくて、事業に対しての意見を聞くということになっておりまして、宿毛市の新たな行政手法として、パブリックコメントを市民、住民に求めるという形のことが、よく理解されて、まだないんじゃないかなというふうに思います。

他市町村でやっておるやつも参考にしたら、いっぱいあると思うんですけども、具体的に、例えば基本的な政策とか、事業とか、計画する段階で、市民、住民に意見を聞くという方法として、この手法がもうとられておるわけです。高知県ももちろんやっていますし、他市町村でもやっています。

そうしたことをすることによって、いろいろな意見を取り入れた形で、改めて政策を完成させていく。そして、それが審議会等に図られて、でき上がったものが議会に、今度は提案される。

なぜこういうことを言うかということ、私たち議会でこうやって審議しますけれども、住民のサイドの、最初の段階の意見を聞いたりとか、審議会の意見とかいうのは、全く参加することもできないし、またすべきでもないというふう

に思っていますので、十分な、そこで議論が尽くされた上で、議会に予算なり条例なりとして提案されてくるべきであろうというふうに、私は思っております。

そういうことの中で、スムーズに事業執行ができていくのではないかなというふうに思いますので、ぜひその点のメリットが、大変大きいものがあると思いますので、ちょっとやったからと言って、懲りずにもっと充実させていっていただきたいなというふうに思うわけでございます。

そうすることによって、いろいろ、現在起こっております産業振興のいろいろな意見、市民からの批判、それから保育園の統廃合の問題での批判、そういったものも克服、本来できていったんじゃないかなというふうに思うわけです。

そういう手法も、ぜひワークショップなんかと同様に、市民参加の、それこそ市長がおっしゃられる市民優先の説明責任を果たす行政を進めていけるんじゃないかなというふうに思っております。

ぜひ、それはご答弁のとおり、もっと熟成していただいて、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

産業振興策についてでございますけれども、支援策でございますが、私が指摘をしたのは、補助要綱が二本立てになっているということで、問題に、私がしたのは、通常の補助要綱はいいとして、特別に1年限りの補助要綱をつくって、市単補助をするための補助要綱をつくったということのことを言ったわけでありまして。

この補助要綱を統一して、先ほど、市長が述べたように、県が新たに二本立ての制度にしていこうという話もあるようですから、ぜひ、県の補助プラスの、宿毛市の必要に応じてそれなりの理由、必要性があれば、市単も補助していきますよという、そういう柔軟な対応をしてい

くいうスタンスがあれば、市民からこれまでのような批判は受けられないんじゃないかなというふうにも思います。

それなりに必要な事業については、市費で補助してきた経過もあるわけですから、ぜひ、その点のあたりは、その1社だけに限ってやるんですよということじゃないということ、できたら市民に対して説明をされた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

そして、全体の、宿毛市の活力につながるそういう産業振興につなげていただけたら、より市民の理解も深まるんじゃないかというふうに思っておりますので、整合性のある、透明性のある、そういった産業振興策を進めていただきたい。そういう意味での補助要綱なり、制度要綱を整備していただくということをお願いしておきます。

一応、計画があるということですから、期待を込めて、指摘をさせていただきます。

それから、指定管理者制度につきまして、若干、ご指摘、もう1回させてもらいますが、一応、改正も含めた検討をしていくということでもあります。

なぜ、このことをずっと言うのかというと、残念ながら、市長が幾ら指定管理者でやりたいと言っても、議会の同意がなければできんわけですね。その議会の同意を得るための条件整備として、しっかりとした説明責任ができる、そうしたシステムなり、そういう情報開示も含めて、きちっと議会へ説明ができるようにしていただきたい、ということがあるわけです。

これから出てくるとは思いますが、そういった説明が不十分であれば、私、議員個人としては、なかなかこれ、幾らいい企業とかいい指定管理者だと相手方が思っても、制度上の不備があれば、ちょっと、はいはいというわけにはいかんというふうな気も、私はしております。

ぜひ、制度を充実させていただいて、公募にするのか、しないのか。公募するのでは、どういった基準とするのか、そういったことも条例で、他市町村ではうたっているところが結構多いんです。

宿毛市は総合型でずっといくということではないというふうに、先ほどの答弁で理解はしましたけれども、ぜひ市民、住民に対して、納得できる、説明のできる、そうした制度によりよく改善を図っていただきたいというふうに思います。

その点について、改めてご答弁をいただけたらというふうに思います。

それと、指定管理者の関係で、1つ答弁がなかったのは、業務評価制度のことについて、前回、質問のときに、検討するというご答弁をいただけてますが、実際に3年間、そしてまた5年間やられて、継続して、再度また議会におはかりになったことが、前議会でもありました。

しかし、その業務評価制度が、そのときの話としては、実績報告だけで、それほど問題がないからということであったかもしれませんけれども、それだけで執行部の説明を信用させていただいて、私は賛成をさせていただきました。

そういうことを考えたときに、より透明にすることと、それから、もうちょっと緊張感のあるお仕事をさせていただくということも含めて、その指定管理者にとっても、悪いことではないと思いますので、ぜひその評価制度を、各他市町村並にやってもらったと思います。

それでは、もう時間がないようでございますので、重要な部分だけ、今、2回目の質問でやらせていただきましたので、ぜひ5分間、もう切ってますので、よろしくご答弁をお願いします。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の再質

問にお答えをいたします。

先ほど、パブリック、いわゆるプランの段階での話がございました。PDCAサイクルの中です。

パブリックコメントをたくさん欲しいという部分もありましたけれども、なかなかいただけでない部分もありました。基本的には、皆さんからご意見をいただいて、いろんな計画の段階でやっていくのが本当でございますし、おっしゃるとおり、議会に出すときには、いろんなご意見がありました。こういう意見、こういう意見ということ、やっぱり皆さんの前に開陳していくのが、我々の務めだろうということは思っておりますので、これからももう少し、もっとわかりやすい形で、具体的にこういうことにご意見をいただきたいと、そういうふうな形を、ちょっと工夫をさせていただきます。

それから、1年限りの補助要綱、1社だけということがございました。先ほど申し上げさせていただいたのは、ちょっと間をカットさせていただきまして、結論を先に申し上げましたが、これは市単の補助要綱であっても、やはり1年限りと申しましたのは、どうしてもその時が、まだ産業振興がなかったものですから、そういった、この社に1年限りの市単補助要綱という形をつくってしまいました。

その分については、もうこれからは、だれでも、どこでもという形で、いろんな分野で、市単の補助も受けられるというふうな形をつくってまいりたいというふうに思います。

それから、指定管理者の総合型でなくて、やっぱり分離型ということで、いろんな選定の過程というものがわかるようにというふうなことも含まれておろうかと思いますが、これも、先ほど申し上げさせていただきましたように、少し勉強もきちんとしまして、受け入れられる形をきちっとつくっていききたいと、このように思



います。

最後に、業務評価の制度のこともございました。もう少しまじめにとは、まじめにやっているつもりでございますけれども、ちょっと抜かっている部分があったようなところもあろうかと思えます。こういったものについての充実は、きちんと図ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 先ほど、1回目の質問のときに、ちょっと数字間違っていた部分があったようでございますので、訂正させていただきます。

平成21年度の職員数を、335名というふうに言ったようでございますが、読み間違えてございまして、353名ということの誤りでございますので、変更をさせていただきます。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時50分 再開

○副議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、通告に従いまして、一般質問を行います。

本日4番目ということで、重複する質問もありますけれども、また違った角度の答弁を期待しておりますので、よろしくお願ひします。

まず、初めに雇用対策についてであります。

アメリカに端を発する金融危機の影響により、多くの企業が業績を悪化させ、雇用情勢が・逼迫し、連日、マスコミで流れております。

しかしながら、本市の雇用情勢は、ずっと前

から有効求人倍率は0.3から0.4を推移しており、慢性的に雇用状態の恵まれていない地域となっております。

もともと厳しい雇用情勢の中で、さらなる悪化をするという事態になれば、宿毛には仕事がなく、ますます人口減少に歯どめがきかなくなる可能性があります。

12月の雇用情報を見えますと、ハローワーク四万十の有効求人倍率は0.48となっております。職種別に有効求人倍率を見えますと、専門技術に分類される職種は1.44倍、サービスに分類されるものが1.57倍となっております。

しかしながら、厳しい状態の職種は、一般事務が0.11倍、最も厳しいのは、土木作業員で0.09倍となっております。

宿毛市内の求人情報を見えますと、該当46件で、薬剤師、看護師、理学作業療法士、介護スタッフは件数が多いのですが、この最も厳しい職種の求人はゼロとなっております。

私が議員になって初めての6月議会で、同じ質問をしましたが、約2年間、この数字はほとんど変化していないと思われまます。

都市部の状況悪化により、政府も対策に本腰を入れ、2次補正予算において地域活性化、生活対策臨時交付金や雇用創出のための交付金、さらに地方交付税の地域雇用創出推進費が、有効求人倍率の低い地域に手厚く配分されることになりましたが、十分な雇用対策を、これまで実施できていない本市にとって、救いになる施策となることを期待しておりますが、厳しい雇用環境が見込まれる宿毛市において、市としてどのような雇用促進策を考えになられているのか。また、国の施策と連動して、どのような展開を予定しているのかを、市長にお伺ひいたします。

次に、厳しい財政事情の中で、平成20年度

補正の増額、平成21年度予算での投資的経費を前年度比187パーセントの高い伸び率で予算計上されたことは、大変評価しておりますが、この予算を金額以上に効果を出すには、早期の予算執行があると思います。

本年の庁内のスローガンにもありますが、21年度予算は、よりスピーディーな予算執行を図っていこうとありますが、その展開には、その執行率の目標をあげることが大切でないでしょうか。

早期の予算執行について、具体的な取り組みをどのように行うかをお聞きしたいと思います。

次に、職員の能力開発についてお尋ねいたします。

先ほど、松浦議員は、2月の広報をと言われてましたが、私は3月号の広報で市長がコメントされておりましたが、21年度の庁内スローガン「やる気で知恵を出して一工夫」「やれない理由を探すな 工夫していこう」そして現在の不況に際し、「21年度予算はスピード感のある事業執行を図っていこう」とされております。

財政事情の厳しい本市にとって、予算を増額することなく、今ある資源で効率をあげることが最良であり、市長の思いが伝わるものでございました。

財政が厳しい中で、元気な宿毛市づくりを行うためには、優秀な市職員の人材活用が不可欠であると考えます。

一昔前の宿毛市の職員は、やる気のある仕事師の職員が多数在籍しておりましたことで、県下でも有名だったと思っております。

その時代の第一線で活躍された方々が、定年退職を前にどんどん市役所を去っております。

今、問題となっております公務員の天下り問題がありますが、景気情勢と雇用情勢がジリ貧の本市にとって、市のOBの再就職は、天下り

は皆無、から下りもなく、早期退職がされる理由がございません。わかりません。

市財政から見ればよい方向かもしれませんが、優秀な人材確保の面からはマイナス面が多いと、私は思っております。

再び宿毛市の職員が仕事師と評価されるような人材育成が急務であります。職員にアイデアを出せ、出せと言っても、民間や他県の先進的な取り組みを知る機会や、さまざまな研修に参加する機会が少なければ、これまでのお役所的な考え方や、その発想から脱却し、今までの固定概念を打ち破るような斬新なアイデアも思いつきませんし、なかなかよいものが出てこないのではないかと思っております。

職員の能力開発を行うためには、いろいろなジャンルの研修会に参加させて、個々の職員に不足する能力を補ったり、より高度な能力を身につけるとともに、国や他県、民間の取り組みを学習する研修に参加して、常日ごろから企画力、発想力を養成する必要があると考えますが、職員に対する外部への研修制度など、職員に対して、どのような研修を行い、職員の能力向上、レベルアップを、現在、どのような取り組みを行っているかをお聞かせ願いたい。

また、市長のトップマネジメントとしての、職員のやる気を引き出す展開方法についてもお聞かせ願いたいと思っております。

最後に、教育行政についてであります。

高知県の教育は、中学校の学力が全国最低の水準に、田舎の子どもは体力があると思っておりますが、体力も、小中とも、全国最低水準と報告されております。

我々高知県民、宿毛市民は、国民が一定の、同じ水準で保障された義務教育を受ける権利に格差が生じております。

尾崎知事も、教育改革と産業振興計画とともに、意気込みを感じる提案、予算措置をしてお

りますが、その内容は、高知市の状況改善による施策が主であり、問題の多い高知市の改善により、県全体のレベルを上げていくという異例の施策を実施し、平成24年度までに、全国水準にするという目標をあげて、取り組んでおります。

問題点を十分調査して、より効果のある施策を、重点的に実施しようとしております。

さて、宿毛市の子どもたちの現状はどうなんでしょうか。到達度把握検査、意識調査、学校生活調査、全国学力・学習状況調査等、いろいろな現状調査を行っておりますが、宿毛の児童生徒の状況について、その調査結果について、どのような問題点があるのかをお聞かせ願いたい。

また、問題の改善策として、21年度の取り組みについてお聞かせ願いたい。

中学校の学力低下の対応策として、小中一貫教育がありますが、宿毛市には沖の島小中学校、篠山小中学校の2校が、既に運営されている先進的な地域になっております。

その効果について、教育委員会として、どのように評価しているのか、また問題点はないのかをお聞かせ願いたい。

次に、昨年12月に宿毛市教育委員会の点検評価が報告されました。

教育委員会みずからが、事後にその成果や課題を確認することで、今後の施策改善につながる効果があるわけですが、その中で、評価2の改善の必要があると判断された事項が2点ございます。

1つ目は、家庭、地域の教育力向上、再生、また学校、家庭、地域の連携強化が挙げられております。

2つ目として、設備整備、教育環境の充実、この2つが指摘されておりました。

この評価を受けて、教育委員会として、平成

21年度、どのような改善策を、具体的にどのように実施していくかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に雇用対策でございますが、ご質問のとおり、このたびの景気低迷の影響によりまして、我が国の雇用環境は大変厳しい状況でございます。

この不況は、本市の雇用にも影響を及ぼしているところでございまして、今後は国の臨時交付金等を活用する中で、新たな雇用の創出に、迅速に取り組んでいかなきゃいけないというふうな思いでおります。

同時に、また、各事業所との情報交換を密にする中で、雇用調整助成金などを活用しまして、雇用の維持に努めるとともに、大変厳しい状況下ではありますが、引き続き、新たな企業誘致にも粘り強く取り組んでまいります。

また、現在、新たな雇用の受け皿として注目されております一次産業につきましては、市の方で既に職業紹介とか、後継者育成、さらには一次産業、加工事業所への支援などの、積極的な取り組みを行っているところでございます。

100年に1度と称される厳しい経済状況でございます。市民の雇用の場を守るべく、今後でもできる限り、取り組みをしていくつもりでございますが、なかなか市の方での直接雇用というものは難しゅうございます。ならば、その間接的にいろんな事業を発注した上で、その発注したところで働いていただくということが、非常に重要なことだろうと、私自身は思っております。

やはり都会と比べまして、田舎、まだまだ公共事業をしなきゃいけないところはたくさんあ

るんじゃないだろうか。

21年度には、市道大島中央線を、ぜひ完成をさせたいというふうなつもりで、予算を立てておりますし、また、小筑紫小学校の建築にも取りかからなきゃいけない。

そしてまた、これはまだ事業計画が策定を、着工されませんが、宿毛湾港の防波堤のもう1つの分について、国に対する着工要請を、引き続きしていかなきゃいけない。

こういった事業が発注されることによって、間接的雇用というものが進んでいくのではなかろうかと。

実はきのう、中筋川の治水対策を考える住民の会というものに出させていただきました。

ご存じのとおり、平田、山田の方では、市の穀倉地帯と申しますか、大雨が来れば、必ず田んぼが水に浸かる。そして56号が水に浸かる。もう1つは、片島地区でございますが、道路が水に冠水するところでございます。

こういったところの公共事業、治水対策でございます。こういったところを、やはりきちんと整備していかなきゃいけない。それには、市単独での予算が、なかなかつきません。

治水事業全体をやることによって、大きな川の改修ばかりでなくて、やはり川は支流がございます。各地域それぞれの、きのうの話ではございませんけれども、河川の支流がございます。そこに山の荒廃によって土砂が堆積しているというふうなところがございます。

そういったものを公共事業として、我々、要求して、予算もつけていただいて、都会の公共事業はもういいです。田舎の公共事業をやっていただきたいということで、建設業の方々、または建築業の方々、そういったものに従事されることでの雇用を図るということも、我々にとっては重要なことでなかろうかと。

ただ、一時的に雇用調整金だけで済ます問題

ではなかろうかというふうに思います。

すべき公共事業をきちんと予算要求をして、国に対しても、県に対しても要求していく。そしてまた、予算化になったものについて、先ほど、今城議員もお話ありました。私も思っております。これ、予算が通りましたら、早期に発注をしていかなきゃいけない。

ぐずぐずしてて、例えば予算、3月に認めていただいたものを秋に発注だとか、春に発注だとか、そういうふうなことをやってたら、後手後手に回って、雇用対策にも何もならないということがございます。

こんなことで、予算の執行、早期執行が経済活動とか、地域活性化に寄与するのではなかろうかというふうなことも思っております。

20年度の発注でございますが、これは当初、全体250万以上の計画が、28件中上半期で17件を計画しておりましたが、実績で5件少ない12件しか発注できませんでした。下半期11件の計画に対して、実績で23件ということでございまして、補正予算で対応しました7件分を含めまして、全体では35件の発注でございまして、結果的には、計画よりこれおくれが生じております。

21年度につきましては、こういったおくれが生じないように、予算執行については、しっかりやっていかなきゃいけない。また、職員にも、少ない人数ですが、合理的な執行ということで、ぜひまたお願いもしなきゃいけないと思います。

無理な願いはできませんが、できる限りのことはやっていただきたいというふうに思います。

平成21年度につきましては、普通建設事業費では、14億3,844万2,000円。これは前年度から6億6,100万ほど増額しております。20年度補正予算の繰越事業費が

1億2,932万4,000円ございます。こういうものと合わせまして、上半期では60パーセント以上を目標として、早期発注に努めてまいります。

そういったことでの雇用確保、または景気対策というふうになれば、これは市としても望むところでございますし、また、仕事を待っている方々についても、これは大切なことだろうというふうに思います。

そういった形で、しっかりやっていきたいと思えます。

それから、職員の能力開発でございますが、形式的なことではないんですが、職員の能力開発を図るために、本市では18年の11月に宿毛市人材育成基本方針を作成しているところでございます。

この方針は、人材戦略のマスタープランとして、人材育成を中心におきまして、「ひとが活きる人事管理」、「ひとが育つ職場環境」、「ひとが伸びる職員研修」の3つを、相互に連携させることによりまして、職員の能力を向上させ、最終的にまちづくりの推進と行政サービスの向上を図ることを目標に掲げてはおります。

この方針を受けまして、平成20年度におきましても、独自研修を初め、外部への派遣の研修を実施いたしました。

独自研修でございますが、全職員を対象にしました救命救急研修、これは281名の者が受けております。

それから、主任職員を対象にしましたメンタルヘルス研修。それから、係長以上の職員を対象にしました人事評価制度研修。それから、係長の職にある者を対象としました情報公開、個人情報保護制度研修などを行っておるところでございます。

また、外部への派遣研修でございますが、うち人づくり広域連合に39名、市町村アカデ

ミーに2名を初め、現在では横浜市へも、職員1名の派遣を行っておるところでございます。

一方、従前は県や自治体学校への派遣研修も行っていました、今は休止している状況でございます。

ご質問にありますように、現下の厳しい行財政状況の中であっては、何よりも優秀な人材が必要でございます。その育成のためにも、職員研修には力を入れていかなきゃいけないというふうなことを考えておきまして、現在、職員のモチベーションを高めるというふうなことも含めまして、私自身が、各職員にメールを出しまして、研修についての、これまで受けた研修でどうだったかとか、いい研修、自分も受けたものを受けさせたいというふうなこと。

それから、こういった研修をしてほしいというふうな、希望調査を、今、とっておるところでございます、職員から今のところ、10名ほどから提言がございました。

そういったものを生かしながら、職員研修にも使っていきたいというふうに思います。

また、21年度につきましては、民間企業への派遣研修であるとか、議会が行政視察へ行きますが、邪魔にならないように、職員を同行させていただきたいというふうなことも思っております。

やはり、よその方を見てくるということも大切でございます。やはり、見る、聞くということが非常に大切で、また、また、いろんな地域起こしの本等も出ております。そんなものも、やっぱり、自分なりに読んだりして、自己啓発にも努めていただきたいという気持ちでございます。

今後におきましても、県とか自治大学への派遣研修の再開も視野に入れまして、効果的な人材研修、人材育成にはどんな研修が必要かというふうなことも思案の中に入れながら、職員の

育成に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、今、環境対策なんかも、非常にございます。そういったことで、先進地への視察にも行かせたりもしております。視察そのもので、業務の遂行に役立つものもございますので、いろんな部分でよそを見る、また市の中でいろんな勉強をするということも必要なことだろうというふうに思います。

できましたら、私も予算要求等、時々東京へ行くわけでございますが、同じ人間ばかりじゃなくて、違う人たちを、それぞれに連れて行ったりして、都会の方も見せてあげたいというふうな気持ちを持っております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、今城議員の、本市の児童生徒の学力、体力の問題についての一般質問にお答えをいたします。

平成20年度の全国学力・学習状況調査の結果は、全般といたしまして、本市においては、小中学校ともに、全国平均、もしくは全国平均を少し下回っております。

小学校では、活用問題への対応の仕方、中学校では、数学にやや課題があります。

平成20年度の全国体力、運動能力、習慣等における実技に関する調査結果では、いろいろな種目があるために、一概には申せませんが、全般としては、小学校では全国平均を下回っております。

しかしながら、中学校では全国平均を上回っております。小学校での体力向上が課題となっております。

学力向上につきましては、基本的な生活習慣を身につけて、学習規律の確立を図り、教員の授業力の向上等を中心に、取り組んでまいっております。

具体的な取り組みといたしましては、県の事業でありますけれども、教科ミドルリーダー育成事業や、中学校の数学授業改善プロジェクト事業、それから数学の単元テスト等の活用や、宿毛市の教育研究所が行っております小中学校研究主任会や、中学校の教科担当者会など、事業改善にかかわる研修会等が挙げられます。

各校では、基礎的な学力定着のために工夫をして、課題解決のために、読書活動であるとか、計算タイム、それからドリル等の活動を、帯タイムを設定をいたしまして、取り組みをしております。

また、校内研修として、西部教育事務所の指導主事を招聘し、外部からの刺激を受けながら、授業研究を行い、授業改善に努めてまいっております。

その他、家庭学習、課題学習ですけれども、宿題のあり方についても見直しを図るために、生活点検等を定期的実施をし、規則正しい生活の定着が図れるように努めてまいっております。

その結果、毎年、対象の児童生徒が異なりますので、単純な比較はできませんけれども、全国学力・学習状況調査を、昨年度と比較をしてみますと、ほとんどの教科で、少しずつではありますけれども、改善の方向に向かっております。

平成21年度も、本年度の取り組みを充実させるとともに、中1ギャップの解消のための小中連携授業や、小学校の数学の単元テストの活用を図り、学習、学力向上に努めてまいりたいと考えております。

体力の向上につきましては、文部科学省が作成をし、配布をしております児童生徒用のシーートの活用とか、それから小学校では、高知県教育委員会が作成をして配布をしております子どもの体力向上5分間プログラム、これはCDで

ありますけれども、体育の授業の中で取り入れるなどして、子どもたちの体力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育についての評価といたしましては、中学校と小学校の縦のつながりを大切にする連携活動、それから中学校の教員による小学校への教科の指導等、小中学校の9年間を見据えた系統的な教育活動が展開をできることが特徴であると考えております。

そのような特徴があるわけですが、その取り組みの中で、小中学校の子どもが、ともに活動することにより、一概には申せませんが、中学生においては、年長者としての自覚が育ち、お手本になろうとする意欲的な態度が見られ、小学校では、中学生から励まされたり、学んだりすることで、向上をしようとする心が育成されるなどの成果が期待をされると思います。

また、中学校の専門の教諭が、乗り入れ授業を行うことにより、学力の向上や中1ギャップの防止、それから学力面、精神面での成長が図られるとともに、長期的な視点に立って、指導ができる等の利点があるのではないかと期待をされております。

ただ、成果もあるけれども、課題といたしましては、小中学生では、体力とか、それから知識量の差だとか、ものの考え方についての違いだとか、精神的な成長の度合いなどに差があり、一緒に行動することによって、意思の疎通がうまくいかなかったり、人間関係をうまく調整ができなかったり、いろいろとクリアしなければならない課題が生ずる場合もあるかと考えております。

それから、第2点目の教育委員会の点検評価においてのご質問について、お答えをいたします

地教行法、正式には地方教育行政の組織及び

運営に関する法律であります。この一部が改正が行われました。

その27条に、平成20年の4月から、教育委員会の行政執行について、点検評価の実施が義務づけられたことに伴って、19年度の事務につきまして、本市においては点検評価を行い、公表をいたしました。

評価を行う上で、教育委員会の所管事務及び教育長への委任事務と教育行政方針の記載事項を評価項目といたしまして、教育委員会で点検評価を行い、外部委員の意見、これは学識経験者の知見を活用すると法律には書いてございますけれども、その学識経験者の知見を得まして、まとめたものをただしていただいております。

議員のご指摘の評価の2の項目でございますけれども、第1点目の家庭や地域の教育力の向上再生、また、学校、家庭、地域の連携強化についての評価です、第1点目は。

この点につきましては、2という評価でございますけれども、家庭や地域の教育力再生向上を、社会全体の問題としてとらえて、家庭や地域が積極的にその役割を果たせるような支援体制づくりを進めて、地域全体で教育力を高める取り組みのことです。

平成19年度は、開かれた学校づくりにおいて、各学校より保護者や地域に学校だより等の配布などを送り、情報発信や、各地域において、保護者や地域住民のボランティアによる登下校の交通指導や、あいさつ運動を実施いたしました。

しかし、急激に変化をする社会情勢の中で、子どもたちを取り巻く社会環境も、一層厳しさを増してまいりまして、それに伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の乱れとか、それから公共道徳心、規範意識、そのようなものが、希薄化等が指摘をされるようになってまいりました。

家庭や地域の教育力の低下が社会全体で問わ

れる中で、これ、今までの取り組みでは、十分ではないのではないではないだろうかという、こういう考えの中の2という評価であります。

改善策といたしましては、今年度から、学校支援地域本部事業を、3カ年の計画によって、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することによって、教員の子どもと向き合う時間の確保や、地域の教育力の活性を図る取り組みを、大島小学校で授業を受けて行っております。

具体的には、地域住民のボランティアの方の協力により、朝夕の交通指導や、あいさつ運動を毎日実施するなどの、それから登下校の安全確保です。校庭や花壇への植栽や、草引きなどの環境整備、それからまた、国語、社会等の教科指導やクラブ活動など、いろいろな教育活動への学校支援であります。

それから、郷土芸能の伝承のための全面的な支援など、地域住民が学校をまた訪問することによって、子どもたちとの交流も深まり、心豊かな人間の形成が期待されるとともに、地域全体が学校にかかわることで、地域の教育力の活性化が図られるのではないかと考えております。

それから、地域の協力により、教員の多忙化解消が図られれば、教員と子どもが向き合う時間が確保できますので、質の高い教育活動が展開されるのではないかと期待をしております。

また、その他の取り組みといたしましては、平成21年教育行政方針の中で、学力向上のための取り組みの1つといたしまして、学習規律の確立の徹底を図るとともに、人を大事にする観点から、「宿毛の子どもは人の話を目で聞ける子ども」をスローガンに、人が話しているときは、その人の方を見ることができると子どもの育成に、学校現場ではなく、家庭や地域全体での運動として、広報や学校を通じて、呼びかけ、全市的な運動になるように、勢力的に取り組ん

でまいります。

このことは、教員の授業力の改善とともに、学習規律を確立することによって、学力向上にもつながっていきけるのではないかと考えております。

さらに、学校は教育方針を保護者や地域に情報発信をして、学校の教育活動に地域全体で参画をできるようにし、協力体制の確立を目指した取り組みになるように、努めてまいります。

それから、2点目でありますけれども、施設設備等教育環境の充実の項目につきましても、2という評点でありますけれども、小中学校の施設整備の適正な管理と、防災・防犯対策の徹底を図り、児童、生徒、教職員の安全確保を図る危機管理体制等の取り組みを、推進をすることとあります。

平成19年度は、咸陽小学校の校舎の耐震補強工事を実施をし、防災対策に取り組みをしてまいりました。

しかし、宿毛市立小中学校耐震化率は、平成20年4月1日現在で26.3パーセントと低く、市内全小中学校における十分な安全の確保ができていない状況にあります。

改善策といたしましては、平成22年4月の開校に向けて取り組んでまいっております小筑紫小学校の改築工事を、平成21年度に実施し、防災対策に備える取り組みを進めてまいっております。

また、引き続きまして、宿毛市立小中学校再編計画に基づきまして、今後も積極的に、地域に説明会の開催に努めてまいって、それから保護者、地域の皆さんに理解をしていただき、計画が着実に進行できるように、対応を努めてまいりたいと思っております。

そして、統合して新築した校舎で、小中学校の防災対策の充実を図るよう努めたいと考えております。



また、日常的な施設整備の管理につきましては、緊急性とか、それから消耗度を点検をし、優先度を点検をし、より効率的効果的な予算執行を努め、子どもたちの安全、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 少しだけ、再質問をさせていただきます。

市長の方から、上半期の発注率は60パーセント以上と、力強い答弁をいただきました。

市長がそういう目標を設定したら、職員はそのパワーハラスメントじゃなしに、その目標に向かって、全従業員がそれに取り組んでいく、それが役所だと思います。

その中で、職員の能力開発のところでも申しましたけれども、今、市役所の中で、一番弱いところは、中間というか、係長、課長補佐クラスだと思います。

事業課しか、僕は余り、昔から知らないんですけれども、いくら発注率を上げろと言っても、少し仕事のこなしきれない状態が、今、多いと思います。

そういった部分を、どのようにレベルアップしていくかが問題だと思います。

少し難しい問題ですけれども、年齢層がちょっといびつに、職員構成なってますので、その弱い部分をどうしていくか、少し、できれば再答弁お願いしたいと思います。

それから、教育問題についてですけれども、きょうの新聞にも、梶原町が小中一貫校にするという方針が表明されておりました。全国的にも、小中一貫校に効果があるということで、取り組んでおります。

その学校再編計画の中で、小さな小中学校をつくるんじゃないしに、大きな小中学校をつくるのか、そういう議論はしてないのかどうか、ひ

とつお尋ねしたいと思います。

以上で、2回目を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

答えになるかどうか、少し、ちょっと不安でございますが。

事業課の方でございまして、目標設定の60パーセントをやりきるかというふうなことだろうと思います。これはもう、やりきってくれというふうな期待感も込めての、今城議員のご質問だと思います。

係長、補佐クラスのレベルアップということがございました。この係長、補佐クラスのレベルアップ、全体のレベルアップは図らなきゃいけないと、私自身は思っております、せんだってから、松浦議員、中川議員の中で、係長会とか、補佐会もやってますよということはおっしゃってました。これで、現状を申しますと、私も、まだまだちょっと不満なところは、皆さんがやっぱり、もうざっくばらんに話してほしいという気持ちがあるわけなんですけど、そこがまだ、ちょっと遠慮して話をしているかなというふうな職員が多うございます。

そういったものについて、少しずつ、私に何か言っても、別にそれ、言ったからといって何かをされるということじゃないよと。松浦議員言うように、パワーハラスメントをやるわけではございませんので、ぜひ、係長さん、補佐会、両方の中で、みんなが、やっぱり私に対して、いろんな話もしてほしいし、同等に話をしながら、こういった目標設定したんだよと。そういうことで、みんなが頑張っていたきたいと。

やっぱり職員の奮起を促すということと、もし、違うと言いますか、どう言えばいいんでしょうか、知識的なものが、私の方から、また公共事業関係でしたら、建設課長になりますが、

そういったものの方からも話ができるようでありましたら、そういったところでも、あらゆる機会をとらえて話をし、奮起を促すということをしていきたいと。

これ、全職員に向かって、やっぱり言う話でございまして、私自身が、それ係員さんにも主任さんにも、係長、補佐、課長、みんながやっぱり力をあわせて、これを、事に当たっていかないと、なかなかその係長のせい、補佐のせいというわけには、なかなかいかないと思います。

組織で事に当たっておりますので、皆さんで力を合わせて、この予算執行に取り組んでまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

**○副議長(寺田公一君)** 教育長。

**○教育長(岡松 泰君)** 教育長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

今城議員ご指摘のように、小中学校の一貫教育につきましては、小規模の学校ではたやすくできるけれども、大きな学校では、なかなか計画段階でいろいろな問題が生じておりますし、それから、財政的な問題もあるし、地域性もあるし、大変難しい問題であります。

しかし、今、横浜市が大きな規模で取り組みをしておりますし、一貫教育については、確かに今、学力問題にもなっております中1ギャップ。子どもが小学校の授業形態から、中学校に行ったときに、授業のあり方について戸惑いが起こったりだとか、人間関係がうまくいかなかったりだというところで、いろいろと問題が出ておりますので、確かに一貫教育をすることによって、9年間、系統だった取り組みをする中で、人間関係もつくれるだろうし、長期的な視点でもって、教育をもらうということは、今、大変大事なことであろうと思っておりますけれども、今現在は、現在においては、宿毛市は学校の再編を進めておりますので、その再編が、

ある程度、めどが立った時点で、いろいろな地域で、いろいろな課題に向かって、各学校から課題改善のための取り組みをする中で、今は連携教育をやる中で、一貫教育で対応しなければ、クリアできない問題が生じた場合には、教育委員会としても、いろいろ、先進校の取り組みを学習して、前向きに取り組んでまいる気持ちは、十分持っております。

以上でございます。

**○副議長(寺田公一君)** 1番今城誠司君。

**○1番(今城誠司君)** 一貫教育について、少しだけ再質問をさせていただきます。

再編計画は完全じゃない。その時代に合った見直しをしていかないかと思っておりますけれども、3月補正の予算の中で、教育審議会の報酬がほとんど減額されていると。答申することがなかったかもしれませんが、やはり、もっと議論も深めることも必要じゃないでしょうか。

現在の状況で合っているかどうか。再編計画も、少し時代に離れているんじゃないか、離れる可能性もありますので、そういうことも必要だと思って、質問させていただきました。

以上で質問を終わります。

**○副議長(寺田公一君)** おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

**○副議長(寺田公一君)** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時37分 延会

平成21年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成21年3月10日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 児島厚臣君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長補佐	松岡博之君
商工観光課長	立田明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） おはようございます。2番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、「エコツアーで楽しむ宿毛自然紀行」についてお伺いをいたします。

出井から始まり、雪の篠山で終わる12話をすべて見ました。私自身、行ったことのない場所、または知らない場所もありました。この番組を見て、大変感動をいたしましたし、まだまだ、本市には知られていない、素晴らしい場所が数多く残っていることに感心をいたしました。

この場所に行ってみたいと、素直に思いました。

でも、この番組を制作しただけではもったいないと思いますので、今後の対応について、少しお伺いをいたします。

12本、12カ所を見て思いますが、この場所に行ってみたいと思った方々がたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。ひとりで行くのはちょっとと思う方もいらっしゃると思いますし、その目的場所まで、だれかの案内がないと行けないような場所もあるように思います。

できれば、この12カ所すべてに対して、体験型のツアーみたいな形で取り組みをしていただきたいと思います。

現状で言えば、本市の方々を対象にした取り組みになるかとは思いますが、少しずつでも磨いていけば、本市にとって、今後、素晴らしい観光名所になる可能性があるかと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、「エコツアーで楽しむ宿毛自然紀行」のダイジェスト版の制作について、お伺いをいたします。

宿毛自然紀行を12本すべて見てみますと、1本当たり約10分、2時間ほどかかります。

例えば、本市のピーアールをする場合に、この2時間の番組では、長いような感じがいたします。できるならば、2時間の番組を30分とかに短縮してもらえれば、もう少し見やすくなるのではないのでしょうか。

確かに、1本につき約10分で、大変コンパクトにまとめられている内容を30分にしろというのは無理な話かもしれませんが、できればダイジェスト版を制作していただきたいと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、「エコツアーで楽しむ宿毛自然紀行」の情報提供の方法について、お伺いをいたします。

この番組を見る方法として、現在では、SWANテレビでの放送しかありません。SWANテレビの加入数は、平成21年2月上旬では3,342世帯で、本市の約33パーセントのカバー率です。

SWANテレビ以外での放送、もしくは情報提供の方法を考える必要があると思います。

例えば、「エコツアーで楽しむ宿毛自然紀行」のDVDを、坂本図書館であるとか、本庁において貸し出しができる方法を考えていただきたいと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります。

平成20年度より、総務省、文部科学省、農林水産省の3省が、子どもたちの学ぶ意欲や、自立心、思いやりの心などをはぐくみ、力強い成長を与える教育活動として、小学生が農山漁村に長期滞在し、体験学習を行う子ども農山漁

村交流プロジェクトを推進しようとしております。

この子ども農山漁村交流プロジェクトは、全小学校の1学年約120万人が、毎年、農山漁村で長期宿泊体験学習を行うことで、今の子どもたちに失われがちな自立心や思いやりの心、社会性などをはぐくんでいくのがねらいで、また受入地域の活性化、定年退職者の生きがい対策にもつなげたいということでもあります。

初年度の平成20年度は、1学年100人程度の児童を受け入れられるモデル地域を、全国に40カ所選定し、一方、小学校側では、470校程度、各都道府県に10校程度のモデル校を設け、モデル地域で1週間程度の宿泊体験を行うものです。

平成24年までの5年間で、約2万3,000校ある全小学校で実施、年間120万人の参加に向け、活動に向け、受入地域を約500カ所に拡大し、また、全国推進協議会を設立し、活動の推進に向けた基本方針や、受入マニュアルの検討を進めようとしております。

農水省では、モデル地域を核とした受入地域の整備を総合的に支援し、環境省と連携し、受入地区情報の収集、提供や、自然体験活動を指導するインストラクターの養成などを促進します。

文科省は、宿泊体験活動を実施する小学校への活動支援、情報提供を行い、小学校と受入側との連絡調整を行います。

総務省は、都道府県による活動計画の作成や、研修会の開催、都道府県推進協議会の運営や、市町村による民宿開業促進などに対し、支援していくものであります。

今後5年間で、すべての小学校で実施するということでもあります。本市として、どのような受け入れを考えているのか、市長にお伺いをいたします。

また、本市の小学校では、どのような取り組みをするつもりなのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、ごみ減量化についてお伺いをいたします。

ごみ問題は、私たちの日常生活から切り離せないほど身近で、かつ重要な問題であります。全国的に見ますと、ごみは増加の傾向にありますが、ごみを資源とごみに分類することで、ごみの量を大幅に減らすことができます。

ごみは、処理すると灰や残渣となり、埋立処分しか方法はありませんが、資源に分別することで、新たな原料となります。本市においては、平成15年度から平成19年度の過去5年間のごみの搬入量について見てみますと、年々減量傾向にあります。いろいろな原因があるかとは思いますが、減量傾向です。

それと比較する形で、幡多クリーンセンターの運営負担金を、同じく過去5年間で見てみますと、平成15年度には、約1億2,900万円でした負担金が、平成19年度では約2億200万円になっています。

この5年間で約7,300万円の増額になっています。

ごみは減っているのに、幡多クリーンセンターの運営負担金はふえている原因はなぜでしょうか。

単純に考えると、本市よりもごみの搬入量を減量させた自治体があるということだと思えます。

ここでもう一度、ごみは減量傾向にあるが、いま一度、努力をしていただき、ごみの減量化に努めていただきたいと思います。

そして、まずは行政が手本を見せることにより、市民の協力が得られるのではないのでしょうか。本市においては、全職員を対象にして、宿毛市環境保全率先行動計画なるものが、平成1

8年4月に策定されています。その中に、取り組みの内容という項目がありまして、(4)で環境に関する研修などの実施。内容は、率先行動の推進に際しては、全職員に環境保全対策に関する情報提供を図る必要があり、また、職場における行動だけではなく、地域や家庭においても実施できる環境づくりが重要であることから、そのための研修などを、積極的に推進しますとの内容が書かれております。

今年の4月で、この宿毛市環境保全率先行動計画が策定されて3年となりますが、環境に関する研修会を、全職員を対象にしてされたのでしょうか。

研修会をしたのであれば、その内容を地域や家庭に対し、どのような形で実施ができたのか、市長にお伺いをいたします。

次に、市民に対しての啓発活動についてお伺いをいたします。

私は、ごみ処理というのは、最終の手段だと思っております。その前に、市民一人ひとりにやるのがもっとあるというふうに思っております。工夫をすることによって、ごみを削減できる方法がたくさんあると思いますが、市民の意識はまだ低いように思います。

この意識を変えてもらう意識改革が必要で、そのためには、啓発活動というのが非常に重要だと思います。

市民一人ひとりでは、どんなことをすればいいのだろうかということになると思いますが、具体的には、商品を長く使ってもらうとか、買い物をするときは、スーパーでレジ袋をもらうのではなく、エコバッグを持参してもらうとか、さらには環境に優しい商品を選んでもらう。再生資源を分別してもらう。集団回収に参加してもらうなど、こういう協力を、市民にもっと働きかけていかないといけないと思います。

行政として、市民に対する啓発活動、リサイ

クルの必要性を知る環境教育の充実は、資源循環を進めていく上で必要不可欠なものです。

ごみを分別するとき、なぜ分別が大切なのか理解できなければ、いいかげんに済ませてしまうでしょう。面倒だと思ったら、ごみの分別など、まじめにやる気にはなれない。ごみを分別することによって、自分たちの生活環境、すなわち地球環境の快適さが保障されるということが前提にあって、初めてやる気になると思います。

行政として、市民意識の高揚にどのように取り組まれているのか、具体的にご説明をいただきたいと思っております。

そして、今後、啓発活動については、広報誌などを有効に活用していただきまして、継続的にごみ問題に対して連載をしていただきたいと思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

最後に、ごみ減量モデル地区の設定について、お伺いをいたします。

まずは、ごみ減量について、本市全体で取り組むことは大事ではありますが、その反面、一部の地域でごみ減量、資源化の実験的な取り組みをしていただきまして、そこで出された意見、提案などを参考にして、今後、本市全体に拡大していくことも大事ではないかと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の一般質問を終わります。

○議長(宮本有二君) 市長。

○市長(中西清二君) 市長、おはようございます。岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

先ほど来ございました「エコツアーで楽しむ宿毛自然紀行」でございます。今まで12カ所行っておりますが、実は、私も最後の方の雪の篠山には、声かけがありましたので、たまたまあいておりまして手伝いに行きました。カメラマンの三脚持ちでまいりまして、ちょうど頂上

は大吹雪でございまして、大いに震えたところで、篠山は私も、実はそのとき、45年ぶりに頂上まで上がってまいりました。非常に、やっぱり吹雪の中でもすばらしい景観であるし、また、上の駐車場から、そこから歩く。あの歩道も、結構皆さんが整備していただいております、非常に雪道ではございましたけれども、歩くのに景観もすばらしいところだなと、改めて宿毛の地域の景観がすばらしいということで、これはまた売っていかなきやいけないというふうなことを感じたものでございます。

先ほどからのご質問ございました、全国屈指の規模を誇ります。これ、出井の甌穴は、これ福島県の須賀川の方にも、こういう甌穴群がございますが、なかなかこういう甌穴群はほかでは見られません。

そういったところで、この出井の甌穴は、高知市の中の小学校の子が作文を書いていたしておりますけど、我々のパンフレットを送っただけで、あれを1回実物で見てみたいというふうな作文もいただいております、すばらしいとこだと、私は思います。

そのすばらしさを、やはり宿毛市民の方がまず知ってほしいということから始めたのが、宿毛自然紀行を映像で撮っていきこうということでございまして、このほかにも、鶴来島とか、奥藤の自然観察教育林ですね。篠山は先ほど申しました。

このエコツアーで楽しむ宿毛自然紀行、これ、行政チャンネルで放送いたしました、まず、宿毛市民の方に、先ほどから申しましたように、とにかく知っていただきたいというのが真意でございます。

地名は知ってても、行ったことがないと。沖の島、鶴来島あたりにもまだ行ったことがない人がたくさんおられるんじゃないかと思います。ぜひ、この場で呼びかけをしまして、市民の方

が、まず行っていただきたいというふうなことを思っております。

やっぱり案内をしてもらわないと、ただ、巡航船に乗っただけで、行っただけということでは、なかなか、初めての方にはつらいところがあるかと思っておりますので、やはり、案内役も含めて、これ、行くべきであろうというふうに思います。

これを、宿毛自然紀行撮影地を、市民による体験ツアーと申しますか、そういったものを、ぜひ実施していきたいなど。民間の方のお力もお借りしまして、ぜひ進めていきたい。

自然紀行に出ていただいて、ナビゲーターをされた方、民間の方ばかりでございますので、その方々にも協力をお願いして、ぜひ、他の市民の方々にも見せていただきたいというふうな、協力もお願いしていきたいと思っております。

それから、昨年からでございますけれども、篠山とか、だるま夕日ウォーキングとか、そしてまた、88カ所の39番から40番へ向かってのウォーキングイベント等も実施しているわけでございます、その経験も生かしながら、SWANテレビとか、専門知識を持った方々と協議をしながら、実施していきたいというふうに思います。

12カ所すべてを、いきなり全部というわけにはなかなかいかないかもしれませんが、本当は全部やりたいんですけれども、何カ所かを、協力していただけるというところでピックアップして、体験ツアーを企画してまいりたいと、このように考えております。

また、現在、制作して放送しました12カ所の紹介映像でございます。10分間に編集されておりますが、先ほど、岡崎議員がおっしゃったように、12カ所全部見るためには2時間かかります。そういった2時間、映画でも2時間ぐらいはかかりますけど、これだけで2時間、



じっと見ていただけると、なかなか、じっと座っているところはないんじゃないかなというふうな感じをしまして、もう既に指示もしております、SWANテレビの方とも話しまして、ダイジェスト版をつくろうじゃないかということで、指示済みでございます。

一定、短めの時間で、ポイントはきちんと映していただくというふうなことでの映像制作を検討しております。21年度には、これに沖の島の自然紀行を13カ所目として、発注する予定にしております。これに合わせた、13カ所の自然を凝縮させた映像に再編集をしまして、そのDVDを作成していきたいと、そんなふうに考えております。

また、この12カ所の映像は、議会の録画映像と同様に、インターネット上で映像配信をするように進めていまして、新年度早々にはごらんいただけるようになるかと考えております。

また、新たに編集して作成する、先ほどのDVDでございますが、これは図書館とか市民の方々の集まる場所、駅であるとか、それから市外の方々がおいでになるのは旅館でございます。それから、ホテル。多くの方々に視聴していただけるように、そこをお願いをして流していただくというふうなことも考えておりますし、例えば、競馬場に行く、パルスの休み時間にも、その映像を流していただけませんかとか、あらゆるところで映像が流れるようなことをして、これをまた市外の方々、我々、観光に来てくださいというふうなところ、旅行会社、そういったところにも送り届けたり、今、クルーズ船が来ております。そういった船の中でも見ていただけるような取り組みをしていきたいと。船会社の方にもお願いをしに行きたいなというふうに思っております。

ともかく、宿毛のいろんなところを知っていただくということが非常に大切なところでござ

いますので、観光、観光という声のほかに、こういった実践行為をやっていかなきゃいけないというふうに思います。

次に、子ども農山漁村交流プロジェクトでございますが、他県等からの小学生受入でございます。全国で55カ所の本プロジェクトの受入モデル地域に、幡多広域観光協議会が選ばれていますので、協議会と連携しながら、受入態勢を構築できるようにと、そういうふうに考えております。

既に栄喜地区では、18年度から漁業体験での小学生や一般客の受け入れを行っております。平成20年7月には、県外小学生24名による2泊3日の漁家の民泊の受入実績もございます。

ただし、本プロジェクトによる受け入れでは、教育的要素を多分に求められております。体験メニューの内容によって、教育効果の高いものにするとか、研修会の開催による受入側の指導者の育成というものも必要になってくるんじゃないかな。

それから、受け入れ、こういった形で受入態勢の強化を図るように、地区とも協議を、受入地区とも協議をしまして、今後も前向きに取り組んでいきたいと、このように考えております。

次に、ごみの減量化でございます。

まず、最初にごみの減量化の前に、ごみのクリーンセンターへの持ち込みの運営の負担金が、ごみ減量をしているのにふえているんじゃないかというご指摘でございます。

これ、調べましたところ、15年度1億2,900万というふうな、そしてまた、19年度が2億200万となっておりますが、これは15年度の内訳は、クリーンセンター建設の、利子だけ返したところが、18年度から起債償還金の元金の返済が始まったというところで、そして、こういうことで原因は、15年度より負担金がふえているというところでございますの

で、ごみそのものではないというふうなことでございます。

次に、宿毛市環境保全率先行動計画でございますが、これは市役所の方で、地域の一事業所として、市民の模範となる温暖化防止の取り組みをしようとしたものでございまして、取り組みの、市民への周知につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律がございまして、この第21条4項の規定による公表を、広報「すくも」に、平成19、20と2回連載して、効果と行動内容を、市民への周知に努めたところではございます。

全職員に対する研修会は実施したかということでございますが、職員を一堂に会しての職員研修は行ってはおりません。政府などから、新聞、テレビ、また温暖化に関するリーフレットなどで、十分な国民、市民への温暖化に関する広報が、今、なされております。

また、率先行動の取り組みとしましては、庁内においても、こまめな消灯、それからごみ分別による資源への転換、リサイクルなど、身近なことからCO<sub>2</sub>の削減を行っておりますので、職員個々人には、自分の果たす役割というものとは十分理解されていると思うわけでございます。

市町村の温暖化防止対策は、ごみの削減が最大の効果があります。さきの議会でも、担当課長がここで答弁をいたしましたように、答弁というより、答弁と宣伝広告をしたような形でございますが、生ごみの水分の減量が効果的であります。ひと絞りしてごみを出していただきますように、重ねてお願いをしたいところでございます。

また、ごみの減量化に伴う取り組みでございますが、宿毛市では、毎年10月に行われます宿毛ふれあいまつりにおきまして、マイバッグを配布して、身近なところからのごみ削減を目標に、マイバッグの普及促進を図っております。

今年度、配布時にアンケート調査を行いました。今後、マイバッグを使いたいとの回答が大半を占めておりまして、今後も引き続き、ごみ減量化へ向け、マイバッグの配布等も実行してまいりたいと思っております。

それから、家庭から排出される生ごみにつきましては、減量化及び堆肥化を目的に、コンポストの購入助成を行っております。これは毎年、好評でございます。多くの方に購入していただいております。平成20年度で90基、平成21年度には、約100基分の予算を計上しております。引き続き、ごみの排出抑制の普及促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、ことしは、1月31日から2月26日の間に、坂本図書館におきまして、「地球の未来を考える」をテーマに、ごみ問題や資源ごみの分別等に関する図書、パンフレットを展示しました。

特に資源ごみにつきましては、分別収集から再商品化までの流れを、イラストとか写真等を使いまして、大人から子どもまで、興味を持って見ていただけるような取り組みをしています。

広報紙による啓発活動についてですが、平成19年度には、「ごみ減量化小作戦」と題しまして、5カ月間にわたって広報へ掲載をしまして、啓発を行っております。今後も、ごみの減量化、分別等の広報を有効活用しまして、啓発をしてまいりたいと考えておりまして、昨年5カ月間にわたりというのも、広報を1回だけ出すということじゃなくて、こういった日々のことにつきましては、しつこくしつこく、この減量化についてお願いをしていく、啓発活動については、毎号、毎号載せていくというふうなことをやっていきたいと、このように考えております。

また、資源をもっと、やはり分別を、資源ご

みをもっと細分化した方がいいかなという思いも持っておりまして、それにはごみステーションの整備というものも、きちんとしていかないとバラバラになったりしますので、地域によって、ごみステーションがきちんと、きれいにできるような形を、少し、地域の方々と話しながらしていかなきゃいけないのかなという思いを持っております。

それから、ごみ減量モデルの設定でございます。ごみ減量化につきまして、先ほど申し上げました、一滴の水を切っていただくだけで結構ですよというふうなことを申しましたが、本当は全部、水分は切ってほしいわけでございます。

そんなことで、生ごみ処理機を一部の地域に、試験的に導入する方法も、今、考えております。そのための準備をすることとしまして、地区長連合会ともお話をさせていただきながら、モデル地区を選定をしてみたいと、このように考えております。

今後も市民のご協力をいただいて、課題の抽出及び解決を図りながら、十分、検討を行いまして、市内全域へ、このごみ減量化について、また、モデル地区じゃなくて、市内全域へこういった取り組みを広めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、皆さん、おはようございます。

岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

子ども農山漁村交流プロジェクトにつきましては、平成20年度の新規の事業として、文部科学省において豊かな体験活動推進事業の名称で実施をしております。

本事業は、議員もお話がありましたように、子どもたちが自然に触れる中で、感性を磨いて、

やる気に目覚め、思いやりの心を育てる、たくましく立派な大人になってほしいとの思いにより、事業が開始をされております。

本市においても、積極的な実施に向けての取り組みが開始をされております。

本事業の趣旨を、各学校にも紹介をしております。そして、校長会においても、幡多広域観光協議会から説明をいただいております。実施に向けての取り組みができるような、取り組みを進めております。

本県におきましての指定校でありますけれども、児童生徒の輝く心の育成事業が1校、それから、農山漁村におけるふるさと生活体験推進校が5校となっております。

豊かな体験活動推進事業につきましては、3つの事業がありまして、1点目は、児童生徒の輝く心育成事業、2点目といたしましては、高校生の社会奉仕活動推進校、3点目といたしましては、自然の中での長期宿泊体験事業であります。

平成21年度におきましては、自然の中で長期宿泊体験事業を実施をすべく、ふるさと生活体験推進校の指定を受けるように、栄喜小学校が申請をいたしております。

本事業は、とてもよい内容でありますので、素晴らしい体験ができる事業だと考えております。

本事業の指定に向けて、教育委員会としても、努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） それでは、2番、再質問をいたしたいと思っております。

まずは、「エコツアーで楽しむ自然紀行」についてでございますが、12カ所すべて企画をしてほしいということを申し上げましたけれども、12カ所すべて、なかなか難しいのかなと、

私自身思っておりますし、ツアーに適したところ、適さないところがあると思えますけれども、できるところは実施していただけるような、前段階として、調査してくれるとの答弁でございましたので、調査をしていただきまして、その中でいろいろな知恵を出し合ってもらって、今後、宿毛市の観光の目玉となるように、工夫をしていただきたい。そのように思っております。

次に、宿毛自然紀行のダイジェスト版の制作についてでございますが、沖の島を含めて、ダイジェスト版を制作していただけるとの答弁がございましたので、これ以上、答弁は求めませんし、完成した番組を楽しみに待ちたいと思いますので、期待をしておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思えます。

次に、宿毛自然紀行の情報提供の方法についてですけれども、今、詳しい答弁がございまして、インターネット等で見えるように。また、駅とか旅館、ホテルにもDVDを配布するような形で見ていただくような方法をとるようになるというような答弁がございました。

それで、大体は納得をするところではございますが、本県には、SWANテレビ以外に4つのケーブルテレビがあるそうでございます。そのケーブルテレビをお願いをして、宿毛自然紀行を放送してもらう方法も考えていただきたい、そのように思います。

あと、四万十市の具同地区に、SWANテレビが放送をされているのですが、この宿毛自然紀行については、まだ放送されていないとお聞きをしております。まずは、放送可能な地域から放送を順次していただきたいと思えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、子ども農山漁村交流プロジェクトについてですけれども、先ほど、市長より答弁をいただきました。平成20年度は、モデル地区を55地区に選定していると。

それで、本県では1カ所だけ、幡多広域観光協議会が受入モデル地区に選定をされております。その中で、本市では、宿毛市ブルーツーリズム推進協議会栄喜実行委員会と、田ノ浦地区の果樹園と、2つが体験学習受入組織となっております。

栄喜地区でのブルーツーリズムについては、先ほど、市長より答弁がございましたけれども、平成21年度、行政方針の表明の中でも、受入態勢の強化、誘致活動を進めるとともに、海と山を組み合わせた滞在型観光の開発にも取り組んでいきたいという文章の方がございました。

今後、農山漁村交流プロジェクトとは若干異なりますけれども、ブルーツーリズムだけではなく、グリーンツーリズムなども開発していただきまして、先ほど申し上げました宿毛自然紀行なども活用していただきまして、宿毛市の観光に、今後とも発展できるように頑張りたい、そのように私は思っております。

それで、教育長に関しましては、先ほど答弁をいただきまして、栄喜地区が指定校を受けるように実施していくということでございますし、あと本市には10校ございますけれども、その10校に対しても、このプロジェクトの内容等をご説明されていうことをお聞きしましたので、それで私は十分でございます。

今後とも、こういうすばらしい事業がございましたら、進んで、各学校に説明に赴いていただきまして、できるだけこういう体験はしていただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、宿毛市環境保全率先行動計画についてでございます。

研修会については、特にはしていないとの答弁だったように思えますが、この中に書かれている内容でございますので、できるだけ実施をしていただきまして、各地域、もしくは家庭に、

その得た知識を還元していただきたい、そのように私は思っております。

次に、市民に対する啓発活動についてですが、先ほど、市長よりいろいろと答弁がございました。確かに、努力はされていると思っております。その点は評価いたしたいと思いません。

私も全く努力はしていないというつもりはないですけれども、過去、いろいろな議員さんが、このごみ減量化について一般質問をする中で、すごく改善されたなというところが余り見えなかったもので、今回、私、一般質問をさせていただきました。

それで、先ほど、広報紙について、こういう環境に関して掲載をしていますよということを言われましたけれども、私も過去3年間、平成18年、19年、20年と、過去3年間、環境に関する、またごみに関する記事がどの程度、掲載されているのかを、私、調べてみましたけれども、平成18年度は3回、平成19年度は、これは多くて6回、それで平成20年度、昨年は1回程度でした。

先ほども言いましたように、広報紙で連載をしていただくことによって、より市民にごみ問題について考えてもらう機会をふやすべきだと、私は思っておりますので、この点、連載を含めて、していただくような答弁をいただきましたけれども、これはお願いをいたしたいと思いません。

そして、余談ではございますが、隣の市では、平成17年度6月より、「シリーズ環境」と題して、ごみ問題について、広報紙で掲載を始めております。

平成21年3月現在で、まだまだこのシリーズが続いてまして、今、ナンバー42までになっております。

継続は力ではないですけれども、続けること

によって、市民に訴える何かがあると思いますので、その点、よろしく願いいたしたいと思いません。

ここで、私たち青雲会は、平成21年1月29日に四万十市と幡多クリーンセンターに、ごみ問題について政務調査をしてまいりました。

そこで感じるのは、四万十市のごみは、私自身が思うんですけれども、確実に減量されているのではないかと感じる点がいろいろございました。

それで、四万十市は、平成17年度に家庭ごみ収集運搬業務の民間全面委託をしております。また、平成18年度に、家庭ごみ減量モデル地区事業を実施し、ごみの減量、資源化の実験的な取り組みをスタートをさせております。

家庭ごみ減量チャレンジ事業について、少し説明をいたしますと、地区が主体となり、ごみの減量化、資源化に継続的に取り組みをし、地区がリサイクルをするごみを売却し、地区の公益事業の財源として、地域づくりに役立てをします。

また、事業実施期間中は、地区でごみや環境に関する勉強会を1回以上行い、地区が事業実施するにあたって、市が全面的に支援をするという内容になっております。

この事業は、平成18年度にモデル地区として3地区で実施をいたしまして、平成19年度より本格的に各地区に対して募集を行い、事業実施をしております。

平成20年度には、中村地区で34地区、西土佐地区で2地区、全地区で36地区、1万2,261人、4,936世帯が参加をしまして、これは四万十市の市民の約30パーセントの方々がこの事業に参加をいたしております。

これとは別に、生ごみ処理機、紙用シュレッダー購入者に対しまして、補助金を出しております。

参考までに、四万十市の幡多クリーンセンターの運営負担金を見ても、平成17年度で約2億4,800万円でした負担金が、平成19年度、約1億9,900万円で、約4,900万円減額をしております。

先ほど、一般質問のところ、若干、償還金の部分が抜けておまして、その点は訂正をしておきたいと思っております。

それで、このように隣町で、このようなすばらしい、私は取り組みだと思っております。をされているわけです。現に、運営費負担金、これは減額をされているんですね。本市としても、参考になるような部分は参考にしていただきまして、取り組みできる内容があれば、ぜひ隣の町でございますし、距離的にも近い。だから、そういうところで学んでいただきまして、今後、本市のごみ減量化に向けての取り組みの参考にさせていただければと思っておりますが、その点、市長のお考えをお伺いしたいと思っております。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の再質問にお答えをいたします。

まず、「エコツアーで楽しむ自然紀行」の話で、行政チャンネル、具共にケーブルが行っているわけでございます。それが、映ってないというのは、ちょっと、私の方もはっきりわからない部分がありますが、行政チャンネルですから、宿毛市の行政ということで、恐らく、宿毛地域だけに流しているのかもしれませんが。

ただ、こういったものについては、これは宿毛を売るという番組でございますから、これはどこに流してもいいのかなという気もいたします。

それから、本県の4社へのケーブルテレビ、それへの配信ということは、またケーブルテレビ会社とも話しまして、費用負担が伴うのかと

か、そういうようなものも問題はあろうかと思っておりますけれども、これはもう、私、先ほど申しましたように、あらゆるところへ、こうやって知っていただくということが大切ですので、こういうことは取り組んでまいりたいと思っております。

ケーブルテレビ会社とも、ちょっと話をさせていただきます。

それから、ブルーツーリズム等やっております。それで、農山漁村の交流プロジェクトでございますが、これ、ブルーツーリズムに限らず、やはりグリーンツーリズム、これも芳奈の方でも少しずつやっていたいただいております。それぞれ受け入れをさせていただいております。

そんなこともありまして、こういった受入施設があるところについて、まずそこら辺を、行政としても紹介をしていかなきゃいけないというふうなことを思います。

それから、今、早稲田の言葉を、先ほど出しましたのは、早稲田大学を通しまして、せっかくのつながりでございますから、早稲田の修学旅行生も来てくれないかと申し上げましたところ、受入態勢、1,000人ぐらい大丈夫かというから、これはちょっと無理だなということで、少し分割した形ででも、早稲田大学の附属高校とか、附属の中学校もあろうかと思っておりますから、そういったところに、何と言いますか、分割してでも来ていただければありがたいという話もしているわけでございます。

修学旅行関係とか、農山漁村の交流プロジェクトでございますから、これは学習の場ということで、来ていただけるんじゃないかなと。

この間、1つ、梓立祭のあった前後に、早稲田大学の平山郁夫さんの関係で、ボランティアが来ていただけるのがありまして、4人ほど学生さんが来ていただきました。

そういった、これは大学の方なんですけど、そういった、これも学生さんにとっては、非常に

学習の場になりましたということを知っています。

そんなことでのつながりというものは、大切にしていきたい。

今までのつながりを、もう1つ進んだ形でのつながりを進めていきたいなど、そういうふうなことを、ちょっと思っています。

それから、ごみの問題ですが、これはさっき、一番最後の問題につきましては、いいところはやっぱりまねて行って、私はいいと思います。別に、隣がやっているから、そんなものはやらないということじゃなくて、これは市民のやっぱり意識啓発というのは、非常に、まず大切なので、その行動を起こしてもらななきゃいけないというところがありますけれども、いいことはまねていくということはやりたいと思いますし、それから、何か葉っぱビジネスで有名になった徳島の上勝町でございます。そこにも地区長さん、そしてうちの環境課の職員と、一緒に見に行っていたいております。

ここは葉っぱビジネスばかりじゃなくて、ごみの分別を非常に細かくやっている。

人数的に少ないからできるかもしれませんけれども、上勝町ができるのにうちができないはずがないと、私は思っております、先ほど申しましたように、ごみのステーションを、やっぱりきちんとあげなきゃいけない。

今は、だれかのところにぽっと生ごみを置くとか、資源ごみでも、そこにかごだけ置いてポコッとやっているとかいうことがありますから、やはり土地の問題もあろうかと思っておりますけれども、例えばカンカンが月曜日しか集めておりません。私の地域でございますけれども。そういったものが邪魔になった人が、そのごみステーションには、カンカンは腐らないですから、そういうものをポットに入れておけるとか、散乱しないようにですね。そういったごみステーショ

ンをきちんとして、これはこれですよと、分類をきちんとして。例えば屋根もつけてあげるとなれば、家の中で邪魔になったダンボールだとか紙とかは、そこにいつでも置いておけるといふような体制がとれると、非常にいいかな。

先ほど申しましたごみステーションをきちんと整備していかないと、置くところがないと、まずだめだというふうなことを思っていますから、これは地域の区長さんとか、地域の皆さんとやっぱり話し合っていかなきゃいけない。

こういうふうな絵をかいていきたいと思いますというふうなことを、今、ずっと考えておるわけでございます。

それを実践していかなきゃいけないと思いますので。

それから、啓発活動につきましては、先ほど申しましたように、広報紙にはもう継続もいいんです、シリーズでこうやってもいいんですけども、これ、載せ方もあります。あんまり長いこと、ずらずらずら文章を書いても、これはなかなかいけないと思います。わかりやすく、大きな字で、これをやっていきましょうというふうな呼びかけを、やっぱりこの広報紙に載せていかなきゃいけない。

今回、いろいろ受診率を上げなきゃいけない、健康診断の受診率を上げないといけないというふうなこともございます。こういうものにつきましても、私自身は保健介護課なんですけれども、どうやったら受診率を上げるための効果を、広報紙に求められるかという、ずらずら長いこと書いても、なかなか読んでもくれないんじゃないかな。それよりも、自分のために、健康のためにこれを受けましょうとか、そういう何かインパクトのある呼びかけを、やっぱり広報紙にずっと連載と申しますか、月々、しつこくしつこく載せていくという。見てくださいますよというふうな形で、頭をそれで切りかえてください

というふうな形のものを出していかなきゃいけない。

ごみの問題は、やはりそういうふうな形で、広報紙を生かすということをしていかないと、なかなか効果が上がらないんじゃないかな、そんなことを、近ごろ考えていることでございまして、そういった市民の皆様にご理解していただけるような広報紙にしていかなきゃいけないと、こんなことを今、思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、先ほど、市長より大変詳しい答弁がございましたので、これ以上、再質問はするつもりはございませんけれども、観光に関しては、今後、まだまだ宿毛市、伸びる余地が十分ございますので、観光に関してピーアール等していただきたい。

また、ごみ問題に関しましては、まだまだ減量する余地がいっぱいあると思いますので、そのごみ問題に関しましても、精いっぱい取り組んでいただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、一般質問をいたします。

早速、質問内容に入ってまいりたいと思いません。

初めに、宿毛市立小中学校再編計画について、お聞きいたします。

昨年の9月議会でも質問をいたしましたが、宿毛市は平成17年の集中改革プランにおいて、平成21年度を目標に、栄喜、小筑紫、田の浦の小学校と、宿毛、橋上の中学校の統合を示しました。

そして、その後の平成19年11月に、教育委員会より、宿毛市立小中学校再編計画として、大きく変更された計画が示され、その計画に沿

って、統廃合が現在、進められているところであります。

その内容は、栄喜、小筑紫、田の浦の小学校が、平成21年度の統合、大島、宿毛、松田川、橋上の小学校が、平成24年度の統合、小筑紫、片島、宿毛、橋上、東の中学校が平成27年度の統合、山奈、平田の小学校が、平成30年度の統合、そして統合されるすべての新しい校舎の建築が示されております。

そのことを受け、昨年度予算には、栄喜、小筑紫、田の浦小学校が統合したときに使う新しい校舎の建築のための実施設計委託料が計上されております。

この予算は、住民、保護者の合意がなければ執行しないということで決議した経緯があり、9月議会においても、あくまでも小筑紫地区3校の統合が基本であり、まだ合意がいただけない栄喜地区には、理解していただけるよう努力すると、教育長みずから答弁をしております。

ところが、今議会の議案第34号「宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について」の内容は、小筑紫と田の浦小学校の場所の変更であり、栄喜小学校は明記されておられません。

施行日が22年4月1日であり、臨時議会で条例改正がまだ可能だとは考えますが、2校のみで条例改正をした理由と、現在の小筑紫統合小学校の状況について、教育長にお聞きをいたします。

また、同じく、昨年9月の答弁において、大島、宿毛、松田川、橋上の小学校の地元説明については、新しい校舎の建設位置を決定した後、早い時期に地元説明に出向きたいということでありました。

計画では、平成20年から地元説明に入り、21年には基本設計を作成することになってお



り、22年の後期から、要するに来年の9月ごろから新校舎建築となっております。

残された時間はありませんが、宿毛地区の統合小学校の現在の状況について、教育長にお聞きをいたします。

また、同時に、中学校の再編計画の現在の状況についても、お聞きをいたします。

続きまして、防災対策について、お聞きをいたします。

先ほどの質問でもわかるように、宿毛市は小中学校再編計画によって、新校舎を建築し、小中学校の耐震化を進めようとしております。

昨日の今城議員に対する答弁においても、宿毛市内の小中学校の耐震化率は26.3パーセントと低い。新しい校舎をつくり、防災活動を行いたいと述べられておりましたが、計画どおり進んだとしても、平成30年まで、要するにあと10年かかります。その間には、計画に入っていない沖の島小中学校の耐震補強もしなくてはなりません。

30年のうちに、今からですが、30年のうちに50から60パーセントの確率で南海地震は発生するといわれており、宿毛市は震度6弱の地震と、5メートルの津波がいつ発生してもおかしくない状態となっております。

そんな中、耐震化ができていない学校について、学校が崩壊時の対応マニュアルはできているのか、もしマニュアルがないとすれば、どう行動すべきだと考えているのか、教育長にお聞きをいたします。

最後に、災害協定についてお聞きいたします。

南海地震、東南海地震、東海地震の3つの地震が同時発生した場合、神奈川県から宮崎県までの広い範囲で震度6以上の揺れが予測されており、近隣市町村からの支援は不可能だと考えられております。

そんな中、ことし1月、大規模災害に備える

ために、高知県香南市では8府県の9市町で、災害時の支援協定を締結しております。

遠隔地の自治体と協定を結ぶことにより、同時に災害に遭うリスクが減り、支援が受けられる確率も上がります。

他の自治体からの支援が、高い確率で期待できるのであれば、現在、限られた予算の中で、少しずつ備蓄を進めている物品のうち、物によっては、宿毛市が備えるものと、他の町が備えるものを分担することもできます。

また、食料などは、必要以上に備蓄しておかないと不安であり、過剰備蓄になりがちですが、必ず支援が受けられる量がわかっているならば、備蓄量の調整も可能であり、効率的な備蓄ができるのではないかと考えております。

私が会長を務めさせていただいている四国若手議員の会でも、全国若手市議会議員の会の協力を得ながら、全国の企業と支援物資の協定、自治体の備蓄品の在庫状況の共有化を進めております。

しかし、自治体の備蓄品を、他の自治体で使えるための協定は、経費の問題もあり、自治体同士でなければ困難であります。

現在、宿毛市は、県内及び四国西南地域の一部との協定は結んでおられますが、これからは、遠隔地の、例えば太平洋側の市と、日本海側の市といった、そういった自治体同士が手を結び、物資や人的支援を行う必要があると考えます。遠隔地災害協定を自治体間で結ぶつもりはないか、市長にお聞きをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

小筑紫統合小学校につきましては、今回の条例改正におきましては、現時点で一定の理解をいただいております小筑紫小学校と、田の浦小

学校の2校のみを統合する内容となっております。

これは、4月に入ってすぐに行く必要のある統合校舎建築に伴う国庫負担金の申請の手続において、学校統合を裏づけるものとして、議会での条例改正が必要となってまいりますので、今議会に提出をさせていただいております。

宿毛市立小中学校再編成に基づいて、小筑紫統合小学校の地元説明会は、一昨年11月から先月までの1年4カ月の間に、合計15回開催をしております。

栄喜地区におきましても、先月25日に統合校舎の建築の概要を含めて、地元説明も行いましたけれども、保護者を含む地元住民の意見としては、地域に密着した学校体制を大事に、大切にしたいという思いが強くて、現時点では統合に賛成をするというところまでは至っておりません。

しかしながら、昨年9月議会におきまして、岡崎 求議員の質問にもお答えをいたしましたように、地元住民や保護者の方の理解をいただき、合意を得た上で、小筑紫地区の3校で小学校を統合することが基本であると考えております。今後も、栄喜地区につきましては、子どもの望ましい教育環境の充実を図るため、学校統合によって複式学級を解消し、新しい校舎で子どもたちを守る方針を説明をし、理解をしていただけるように、引き続き努力をしております。

次に、大島、宿毛、松田川、橋上の小中学校統合につきましては、新校舎の建設の場所を旧県立宿毛病院敷地を予定位置として交渉しております。新校舎の設計位置のめどが立った時点で、平成24年度の統合に向けて、地元の説明に入りたいと考えております。

次に、中学校の再編計画についてでありますけれども、平成24年度の市内中学校の生徒数

は、現在は700名でありますけれども、500人程度にまで減少をいたします。この数は、県立中学校や私立の中学校に生徒が入学をいたしますと、平成27年度、小筑紫中学校の数482名、この数よりも下回るのではないかと想定をされております。

私が常々申しておりますように、中学校においては、生徒の一人ひとりの心身の成長が飛躍的に変化をする時期だといわれておりますので、生徒の特性に合った対応ができて、それぞれの生徒の成長を伸ばせるような環境を整えることが大切であろうかと思っております。

そのためには、スポーツや芸術に堪能であったり、専門的な知識を持って、知に対する興味的心を開花させるような教職員の配置が可能な規模の学校が必要になるのではないかと考えております。そのためには、中学校は市内1校が適正ではないかと考えております。

学校における防災の対策でありますけれども、耐震補強につきましては、昨年、咸陽小学校に工事を行いました。今現在は、統合計画に基づいて取り組みをしておりますので、緊急に対応しなければならない学校ができた。緊急に雨漏りがして、対応しなければならない学校以外は、耐震補強は新築の校舎で対応するという方向でいかしていただきたいと、こんなふうに考えております。

そして、学校における防災対策でありますけれども、地震時における避難等についての取り組みは、各学校でマニュアル等を作成して、子どもたちの安全確保に努めております。

しかしながら、崩壊時における対応マニュアルにつきましては、作成がされておられません。教育委員会といたしましても、幡多郡内の教育委員会や学校に問い合わせをいたしましたけれども、調べた範囲内では、制作済みの学校はありませんでした。しかし、議員ご指摘のように、

建物が崩壊した際には、児童生徒の安全を確認をしたり、建物の崩壊状態を関係機関に知らせ、緊急の対応をしなければならないことは当然のことです。そして、何よりも、安全な場所で子どもたちの安否を確認をし、保護者へ直接引き渡すなどの作業があると思っております。

そのような作業をマニュアル化して、対応することは、慌てず、冷静に、組織的に、適切な対応をするためには、議員ご指摘のとおり大切なことだと考えておりますので、教育委員会としても、各学校と協働で、先進的な取り組みの例を参考にして、マニュアルを作成する予定でございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

災害協定についてのご質問でございますが、宿毛市、現在はまだ姉妹都市も締結をしてない状況もございます。常々、私も市長会等へ出て、気の合う市長さん方もたくさんできました。いろいろ、やはり我々も、国内でも姉妹都市の提携ぐらいはしていいんじゃないかなと。いろんな意味で、観光であるとか、産業振興であるとか、学ぶべきところもあるし、人と人との交流というものも、やっぱり必要だというふうなことも、普段から考えておまして、きょう、中平議員から、災害協定を、遠いところでもどうだというふうなお話がございました。こんなふうな話、こんなふうなご質問が聞ける時、こういう時って、姉妹都市だとか、そういうものの契機にもなるんじゃないかなというふうなことを、ちょっと考えたところでございまして、今、現在では、県内34市町村で、それから四国西南サミット加盟市が7市ございます。この間で、応援協定を締結しているところでござい

ます。

遠隔地の市町村との協定でございますが、現在、先ほど申しましたように、締結をされていません。南海地震では、ご指摘のとおり、高知県内、四国西南地域の市町村は大きな被害が予想されております。

現在、被災の可能性の低い遠隔地の市町村との応援協定は、大変有効な手段であるというふうなことも思っておるところでございます。

全国の多くの市町村の中で、こういった、こういった災害応援協定を結んでもいいよというふうな市町村が、意向を持っているのかどうか、そこら辺がちょっとわからない部分がございます。

私も、各市の市長さん方とお話する中で、今まで、災害応援協定の話は一切、まだしたことがございまして、きょう、お話を聞きながら、そういった話も、ちょっと話してみたいなというふうな思いを持ったところでございまして、今現在では、ちょっと、意向についての情報入手は、まだしていないというところでございます。

今後、他市町村の動向であるとか、情報収集にも努めてまいります。

それから、遠隔地の市町村との応援協定を締結できるかどうかとか、そういうふうなものも検討してまいりたいと思っております。

昨年もいろんなところで地震がありました。岩手だとか、宮城だとか、そういったところが、応援協定を、我々は結んでなくて、我々、被害なかったわけなんです、やはりこういったものについて、呼びかけがあれば、我々としても、やっぱり応援協定のいかににかかわらず、これは要請もあれば行かなきゃいけないんじゃないかなと。そういうふうなことは、各市町村が思っていることではないかなというふうな気持ちもしております。

ただ、各自治体で、議員おっしゃるように、協定を結ぶということは、1つの、みずから出動していただけるというふうなところもございますし、備蓄の問題であるとか、さまざまな問題があります。

さきに申しましたように、応援協定を結んだ都市と、いろんな、ほかの面での交流も、また深まってくるといけないかなど、そういうふうなことも考えておりますので、これについては、真剣に、相手のあることでございますけれども、検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問を行います。

まず、小筑紫の、これ名前正しいかどうかわかりませんが、小筑紫統合小学校ということで、本日は質問させていただきます。

こちらについてですが、先ほど、一定、教育長の説明を聞きまして、まずもって、引き続き努力はしていくというお話でございます。

それで、一応、納得はいたしました、この条例改正を見たときには、教育委員会ももうあきらめたのかなという思いが、実際いたしました。

大変、前回も言ったんですが、栄喜の地区、小学校、いい取り組みをしまして、今回も、先ほどの答弁でもありましたが、ブルーツーリズムの何か指定を受けるような形の取り組みもということの中で、この学校、来年春にはなくなるということが、なかなか話として、実際、進んでいくのかなという思いもいたして、聞いていたところでございます。

そういった思いも込めまして、若干、お聞きをいたしたいと思います。

栄喜の小学校は、先ほども述べさせていただいたように、耐震補強の問題があります。教育

委員会としては、この学校、耐震補強はもうする気がないというふうに、私自身は思っております。このことについて、お答えを願いたいと思います。

また、何度も取りざたされておりますが、適正規模の問題もございます。

平成26年には、1年生から6年生までの全員で、予定といいますか、私たちがいただいた資料では、10名。多い学年でも、2名ないし1名ということで、多いクラスが2名ということでございます。

こういったことで、教育上、問題がないのか。ありきたりの適正規模の話ではなくて、教育長として、何か思いがあれば、教えていただきたいなというふうな思いがしてますので、その点について、お聞きをいたします。

続きまして、少し長くなりますが、大島、宿毛、松田川、橋上小学校の再編計画。本日は、宿毛地区の統合の小学校というふうな形で言わせていただきたいと思います。その宿毛地区の統合の小学校、前回、場所の選定、まだどこに建てるかは決まっていないから、建てる場所もないのに説明に入れないよと、そういったお話だと思っていました。

確かにそういうふうに僕は聞いてたんですが、ちらほら、市長であられますか、教育長であられますかわかりませんが、どこかでこういった場所につくりたいよというようなお話があるということで、市内では、もう県立病院の跡地ということが、かなりの方が知られております。

そういった中で、もう地元説明会入っているんだろうなという思いがして聞きますと、本日は、設計のめどがついたら地元説明会に入りたいと。いつになったら地元説明会をしていただけるのかなという思いで、ただいまの答弁を聞いておりました。

こちらの、宿毛地域の統廃合につきましては、

橋上から大島ということで、大変、広い地域、そちらを1つの小学校にまとめようという計画でございます。

大変多くの問題点があるとも思っているわけですが、どうしても、すぐに地元説明会に入るべきでないかと、そういうふうに思っております。できれば、場所の選定前に、地元説明会に入って、一定の理解を求めるのも必要だったのではないかなと思って、必要ではなかったかと思っているぐらいでございます。

そのことについて、答弁をいただきたいと思えます。

また、先ほども言いましたが、いろいろな問題が既に浮上してきておりますが、教育長自身として、ここの宿毛地区の統廃合に対して、何が一番のハードル、問題点になるかと考えておられるのか、そのあたりの考えがございましたら、お聞きをしておきたいと思えます。

続きまして、中学校の再編計画についてですが、私は、中学校の再編計画は、その計画書をいただいたときに、一定の説明をいただいておりますので、本日、教育長が述べられたことは、一応、お聞きをしております。

そうではなくて、再編計画に対して、今、どういった活動、地元説明会とまでは言いませんが、どういった行動を、教育委員会として、現在、行っているかということを質問したつもりでしたが、若干、簡単に聞いてしまいましたので、答弁が違う答弁をいただいた形になってしまいました。

現在、この中学校の統合について、どういった、教育委員会として行動をしているのか、再度お聞きをしたいと思えます。

続きまして、耐震化のできていない学校についての対応マニュアルについて、お聞きをさせていただきました。

避難マニュアルはあるが、そういった崩壊し

たときの対応マニュアルはないよと。幡多郡下でもないというお話の中で、先進地の取り組みを勉強させていただいて、また考えていくというふうな答弁だったと、理解をいたしました。

ただ、先進地と言いましても、よその自治体、うちの宿毛市も同じなんです、崩壊時の対応について考えるのではなくて、耐震化をしようとして、どこも取り組みをしていますので、壊れて、耐震化ができてない学校は壊れて、その下敷きになった生徒に対して、津波の警告が出ると。そういった場合に、先生は助けを求めている生徒をおいて避難するのか、それとも、津波の避難警告を無視して子どもを助けるのか、そういったような究極の場合が出てくると思えます。

そういったマニュアル化は、なかなかできていないと思えます。そういった先進地を勉強するとかいうのではなくて、宿毛市は新築で対応するというので、よその自治体よりも、はっきり言って、耐震化がおくれています。だから、おけている、その10年以上かかる間に、どういった対応をしていくのかというのは、宿毛市独自で対応をしていただきたい、そういう思いがありますので、再度、このマニュアル化について、教育委員会として、取り組みをするつもりはあるのかをお聞きするとともに、防災の研修会のようなものを、地域の自主防災組織はあるわけですが、そういった防災研修会のようなものを、教職員の中で行っているのかをお聞きしたいと思います。

最後に、災害協定については、市長の方から、大変前向きな答弁をいただきましたので、これ以上のことは申しません。私自身も頑張りたいと思えますが、市長もどうかよろしくお願いをいたします。

以上で再質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 中平議員の再質問にお答えをいたします。

栄喜地区の児童の推移につきましては、議員指摘のとおり、5年ほどたつと、今の予想では10名を割るようであります。

その10名の数が、望ましい教育環境であるか、適正規模であるかということは、いろいろ考え方もあろうかと思えますし、地域の方は、寺子屋のような形でも学校を地元に残すべきだという考えもありますので、視点が違ふと、いろいろあるかと思えますけれども、私としては、やはり1人の学級に、異学年で、1人の先生が1年、2年を担当して教育活動、教科指導をするということは、本来は、子どもにとってはマイナスではないだろうか。

以前も申し上げましたように、下手な教員が指導すれば、教科指導すれば、限りなく2分の1になるだろうと思えますので、それはできるだけ避けていきたい。

それから、1人、2人ということになりますと、やっぱり集団の中で、学校はいろいろ学び合うことがあろうかと思えます。教科学習ではなくして、自分のやりたい遊びが、きょうは認めてもらってうれしかったり、やっぱり相手の遊びを、例えばかくれんぼだとか、缶けりだとかいう思いを聞いて、我慢して、我慢する力も育ったり、やっぱり集団でいろいろな培う力ができて、それが社会に出ても、生きていく力になろうかと思っておりますので、1人、2人の学級の中では、そういう力はつきにくいのではないか。

だから、私は集団の思考を育成するのに、5年後の栄喜小学校はふさわしくないと思っております。

それから、2点目の宿毛地区の学校統合につきましては、いろいろ思いもありましたし、市長と交渉する中で、統合の学校の位置について

は、大島小学校がその枠組みに入るというのであれば、できるだけ西による必要があるのではないだろうかという考えもありました。

そして、大島小学校については、宿毛小学校と通学区域がダブるところがありますので、旧大島小学校地域の世帯は十二、三だと聞いておりますので、ほとんどが宿毛小学校とダブる地域になっておると聞いておりますので、西の方へ統合の学校を建築すると、ある程度の理解が得れるのではないだろうかという、そういう考えで県立の病院後を交渉中ということでありませう。

そして、その場所を、今交渉中でありませうけれども、その交渉中の県立病院の跡地が、可能であるということになった時点で、お願いにいくという考えでありましたけれども、中平議員ご指摘のように、場所を決めることが決まらなかったら、いつになったらいけるかわからないじゃないかという考えもありますので、私どもとしたら、やっぱり思いを、統合の思いをやっぱり財政的な面もありますので、耐震補強に耐え得る学校が、宿毛市では非常に少ない。26.3パーセントということでありませうので、耐震がかなう校舎が。そういうことであるならば、財政面も考慮して、大島小学校も枠組みの中に入れてもらいたいというのであれば、それもできるだけ早い時期に、住民にご説明をして、地域の方にもご説明をし、保護者の方にも理解を得てもらおうように努めるべきであったと、今は考えております。

それから、統合に向けての高いハードルは何かということでありませうけれども、いろいろと考えがありまして、小筑紫地区については、立地条件は確かにベストではないと考えております。しかし、旧小筑紫町の中で、学校を1校を残すとすれば、いろいろな面、総合的に考えて、随分、昔の話でありますけれども、大海と小筑

紫の間の大きな山、あこの山に建てるだとか、伊与野の地区に建てるだとか、いろいろなこともありましたけれども、財政面、それから地権者の問題がありまして、とんざをしたということでありました。

いろいろな意見を聞きまして、今の場所にしか建つことができないだろうということになっております。

それから、大島地区につきましては、1つには、大島小学校の児童数は適正規模であると、私は考えております。しかし、さっき、今、ただいま申しましたように、小筑紫小学校の建設の場合と相反する考え、論理になりますけれども、大島小学校は、建てるのであれば、海の近くではない、もう少し望ましい場所があるのではないかという点が1点。

それから、もう1点は、大島小学校の耐震補強する場合には、1億5,000万程度かかります。それに1億5,000万程度の工事をするとすれば、二、三カ月の期間が必要となりますので、仮校舎を建てる必要がありますので、3,000万程度、1億8,000万程度かかります。

それで、国からの補助は3分の2ということでもありますけれども、見積単価が非常に安いので、多分、1億8,000万の工事をして、三、四千万しか、国から補助が出ないのではないだろうか。国からは、市からの持ち出し金が1億5,000万ぐらいになる、粗計算をして、そういうことになりはしないかとも考えておりますので、大体、いろんな、そういう考え方で、いろいろいきますと、教育的な、教育長ですので、財政のことをおまへは考える必要がないと言われるかもしれませんが、市の財力を考えますと、そういう面も考慮しなければならないのではないだろうかということで、そんな点が、いろいろ高いハードルだと考えておりま

す。

教育の適正規模であるだとかということだけで考えますと、今の論理は、非常におかしいことになってきますので、その財政面のこと、それから適正規模のこと、そういう二律背反するような問題がありますので、その点がクリアできない、高いハードルではないかと、今、議員が指摘があった段階で、今は考えております。

それから、中学校についての建設につきましても、教育長がいろいろ、こんなに少なくなってくる学校の中で、中学生に対応するためには、ある程度の、いろいろな分野での堪能な知力や、それからいろんな技術を持っている先生を確保するためには、ある程度の学校規模が必要ではないかという考えが言われるが、その思いを、地区に話すべきではないだろうかという。

もう少し、情報発信すべきではないかという考えでございます。

その点につきましては、もう少し広報等で、もっともっと情報発信するべきであろうし、それから、地域にも出て、説明するべきであろうと思っておりましたけれども、そういう考えもありますけれども、計画では、小学校の統合ができてから、宿毛地区の学校統合がかなった後に、説明に入るというふうになっておりますので、これは教育審議委員会、いろんなところで決まったことでもありますので、方向としては、今はそういう方向でいってみたいと、こんなふうに思っております。

しかし、確かにもう少し広報活動をして、地域の人、宿毛市民に知らせるということについては、大事なことだとは考えております。

それから、最後になりますけれども、防災体制でありますけれども、耐震補強につきましては、先ほど申しましたように、宿毛地区の学校は、橋上中学校を除いてほとんどの学校が昭和57年以前に建てられた学校でありますので、

すべて耐震補強しなくてはならない。そういうことから考えますと、今の段階では、耐震補強を全部の学校にしていくと、1年に1つずつ対応するとしても、何億というお金が必要になりますので、またそういうことを、君が考える必要はないと言われるかもしれませんが、やっぱり、いろいろ考えまして、できるだけ学校統合でそれを補完していくような形にしたいと。

緊急性のあるものについては、いろいろ皆さんのお知恵も借りて、対応したいと、今はこんなに考えております。

それから、防災のマニュアルにつきましては、先進の地域に学んでという考えは、議員おっしゃるように、それは宿毛独自のものをつくるべきと思っておりますけれども、いろいろ参考にしたいものはあると存じます。

議員ご指摘のありましたように、大変大事なことでありますので、私たちが抜かっていたこと、幡多地区ではいろいろ取り組みがなされていらないということでもありますので、自分たちもつくる、学校もつくる、そして今、そのマニュアルを作成している地域の学校のものも参考に、取り組みをしたいと。

できるだけ早く、取り組みをしたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

大変詳しく、長い答弁をいただいたわけですが、まず、小筑紫の、小筑紫地区ですね、の統合の小学校についてであります。一定、教育長のお考えはわかりました。

そして、地元の方々の中から、寺子屋としてでも残してほしいという意見もあったということもお聞きをしたところでございますが、地域

の方の中から、雑談の中で、これからの栄喜の小学校の生徒数の動向や、そして新しくできる学校の、小筑紫の統合した学校の様子を見ながら、三、四年後、10人程度になるのであれば、その時点で一緒になってもいいのではないかと、というお話も聞いたことがございます。

ただ、私が思うに、同時に田の浦と今の小筑紫、そして栄喜の学校が3つ同時に統合ということでありましたら、子どもたちはみんな同じ立場で、同時に1つの学校に集まってくる、そういう形になると思います。

そういった中で、友達関係と言いますか、そういったことも、スムーズに行われるのでは、みんなが同じ立場で集まってきますので、スムーズに行えるのではないかと、そういうふうに思うわけですが、しかし、三、四年たった後に、もうすっかり小筑紫と田の浦の子どもたちが仲よくなって、新しい学校で、1つの友達関係の形ができ上がったところに、こちらから1クラスですから、1人か2人ということですので、各クラスに1人ないし2人の人数で入ってくる時、その時の統合は、これはもう完全に転校生として、その学校に入っていかなければならない、そういった状況になるのではないかと、そういうふうな危惧をしております。

きっと、当事者の子どもたちは、大変不安な精神状況にも追い込まれると思いますし、私も、小学生の子どもを持っておりますが、友達関係、本当に大切なんですよ。

学校生活を行ってというか、学校に通うことの中で、子どもにとって、友達というのが一番大切なんじゃないかなと、そういうふうに親としては思っているわけでございます。

前々から言っております、子どもたちが主人公です。子どもたちのことを考えて、子どもたちの意見を取り入れて、そして統廃合を進めていただきたい、そういうふうに思っております。



ただいま申したこと、友達関係、とつても大きなリスクをしょうことになると思いますが、そのことについて、教育長のお考えをお聞きを、まずしたいと思えます。

そして、大島を含む宿毛地区の小学校の統合の再編計画、再編に向けての取り組みでございしますが、大島のことが出まして、大島のことを考えて、少しでも西へというお考えのようございします。

ただ、少し気になるのには、橋上、楠山地区からの生徒もおられまして、スクールバスで通うのであるから、1キロ、2キロ関係ないといったお話にもならないと思えますし、そういったことを含めまして、大変、この場では論議が出し尽くされないほどの大きな問題、課題があると思えます。

何せ広い範囲での統廃合でございします。そういったことも含めまして、教育長の方からも、早く地元説明に入りますよというお話も聞きましたが、一日も早く、地元の方々に入って、いろんな不安を払拭していただきたいと、そのように思っております。

続いて、中学校の再編計画についても、先ほど、後からまたちょっと質問したいとは思いますが、まず、小学校ができてから、そして中学校を建てるのであるから、まずは小学校の方に傾注していきたいというふうな感じにもとれたんですが、同時に、同時進行していただければ、何せもう詰んだ計画になっております。この計画、実行できないと思えますので、こちらの方も、早い段階で地元説明をできるようにしていただきたいと、そういう思いがしております。

耐震化のできていない学校についての防災マニュアルは、取り組むということですので、ただ1点、先ほど、その防災研修会、そういったようなものをしてないかという質問をさせてい

いただきました。この答弁が抜けてますので、答弁をいただきたいということとともに、私自身も受けたんですが、地域の自主防災組織の研修会の中で、阪神・淡路大震災のときの体験談をもとに、究極の選択と言いますか、命にかかわるような、こういった場合に置かれたときには、あなたはどうしますかと。

また、細かくは言いませんけれども、本当にどちらもとれないような、そういった投げかけもされて、実際、自主防災組織のメンバーの方とか、地区長さんたちは、そのことについていろいろレクチャーとか、自分の意見を言いながら、そういったふうな会議をしたこともございします。

そういったのも踏まえて、そういった防災研修会を、学校の職員もしているのか、していなかったらするべきではないかという質問ですので、その点について、答弁をまずいただきたいと思えます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

その前に、一番最初、一般質問のところ、私の発言した中で、中学校の統合を平成27年と言うべきところを、24年と申し上げたように思えますので、24年と言ったところを27年に訂正をさせていただきたいと、こんなふうに思えます。

それから、その数は、昭和37年の小筑紫中学校の生徒数であると述べるべきところを、平成27年と言ったそうでありますので、その点も訂正をさせていただきたいと思えます。

それでは、質問にお答えをいたします。

1点目の、小筑紫地区の小学校の統合についてでありますけれども、確かに栄喜の小学校が、後からその枠組みの中に入ってくるといわれれば、同じ思いで、新しい学校を自分たちでつく

っていこうかという気持ちが、確かにできにくいであろうし、仲間意識も育てにくいとのきらいもあると思いますし、それは転校生のような形になりはしないかという、そういうきらいがあると。その点については、私も心配するところでありすけれども、できるだけ、新しく枠組みに入る栄喜地区の子どもについては、カウンセリングマインドを持った先生で対応して、寂しい思い、それから不安な思いをさせないような取り組みをしたいと思っております。

考えは、やはり、その問題は大事にしていかななくてはならないと考えております。

それから、中学校の地元説明については、できるだけ情報発信をするということですが、防災研修会につきましては、今現在は、開催をしていないだろうし、調べてはおりませんけれども、学校も、そのような防災研修会に参加してはないと思っておりますので、調べまして、大変、重要なことですので、検討させていただきたいと、こんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

大島、宿毛、松田川、橋上、こちら宿毛の統合の小学校の再編計画について、中学校の再編計画について、先ほど、小学校が先で中学校が後というお話がありましたが、この関係について、少しお聞きをしておきたいことがございますので、答弁を願いたいと思います。

計画したとすれば、小学校を統合して中学校統合までの3年間、統合された小学校の5、6年生は、小学校卒業と同時に、今度、中学校はまだ統合されてないわけですので、中学校はありません。また、再度バラバラに、各地域、片島中学校、宿毛、そして橋上中学校と、せっかくできた友達とも別れながら、バラバラにまた

地域の中学校に帰らないといけない計画になっております。

何より、小学校の校区は、中学校の校区より広いという、こういった現象になるのが不自然であるというふうに、この計画を見た時から思っていたわけですが。

先ほど、小学校が中学校の先になるのは、教育審議会で決まったことであるからというお話が、教育長の方からありました。

この宿毛市立小中学校再編計画ですね。平成19年11月につくられておりますが、その1カ月前に、教育審議会の再編に関する答申という形で、これ正式なものではありませんが、1カ月前の10月にできたものを、少し、これは正式なものではありません。見たところ、こちらの計画では、中学校の統合が先になっているんですね。これが1カ月間の間に、いろんなレクチャーをしながら、小学校が先の方がいいだろうということになったのだと思うわけですが、その点について、どうして変更になったのか、その理由について、教育長にお聞きをしたいと思います。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の再質問にお答えいたします。

教育審議会で決定したのだというのは、統合計画全体についてと申し上げるつもりでありました。その変更になったことについては、いろいろ、まず宿毛小学校が昭和37年程度の、昭和37年の校舎でありますので、まず宿毛小学校を、小筑紫小学校の後には、耐震補強はかなわないので、耐震補強してもクリアできない。耐震補強かなわないので、宿毛小学校は、何とかできるだけ早い時期に新築をしなければならないという考えがありましたので、市長部局、いろんなところと相談をいたしまして、変更をしたということでありす。

以上です。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、最後にもう1回だけ、再質問をいたします。

ただいま、教育長の方から、そういった理由があって、市長部局と相談してというお話がありました。

今までの答弁聞いて、そして教育長の普段の発言の中から、この再編計画には、財政的な面、そして効率的な面もかなり配慮した計画であると察したところでございます。

ここで、市長はいつも、財政的な面のことをおっしゃいます。市長が効率的なことだけを考えているとは申しませんが、教育審議会の再編に関する答申を受けて、教育委員会として、この再編計画を発表するまで、1カ月程度の審議する期間があったと思うんですが、その中に、かなり市長の意見が入ってきたのではないかなというふうに思っております。

それは、決して悪いことではありません。ただ、教育には、政治的中立性と、安定の確保が強く求められていまして、そのために、選挙で選ばれる市長からは、独立した執行機関として、教育委員会が置かれています。

そして、教育長は、委員のうちから任命され、教育委員会の基本の方針の決定を受けて、教育行政を執行する権限があると、私は思っております。

市長は、きのうから話題にもなっております「市長雑感」の中に、3月号ですが、授業参観日を1週間にしてはどうかなどと載せているぐらい、教育には熱心であります。

また、行政のトップが、その教育に対して、ビジョンを持つことは当然大切であって、これは何らおかしいことではございませんが、教育長と市長は一線を引いた形で、独立した機関として、独自性を持って、教育の、教育行政に対

して当たるべきだと、私は考えていますが、教育長のそのお考えについて、この点について、お話がございましたら、最後にお聞きをしたいと思います。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 中平議員の再質問にお答えをいたします。

変更になったことに関しましては、市長とも相談をいたしましたけれども、いろいろと教育委員会の中でも、事務局の中で検討をして、やはり宿毛小学校の建設が、どうしても早める必要がないのではないだろうかという意見がありましたので、それで、市長の方へ、どうしても、建設を早める。宿毛小学校の建設を早める必要があるという考えでありましたので、市長の方にも、それを話す中で、決まりましたものから。

市長の方から、かえてはどうか。財政的なことを考えてという話はありませんでした。協議してということでありました。

それから、本当であります。

それから、もう1点、教育行政はということでございますけれども、議員がご指摘のとおり、独立した機関で、いろいろな圧力にも屈せず、第一義的には、子どもの教育のことを考えて対応するという思いは持っております。

市長の思いもあるでしょうけれども、教育委員会の思いもありますので、話し合いをして、いろんな問題には、助言もいただいたりはしますけれども、教育委員会の考えは持っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、教育長には、ぶれることなく、教育行政をおこなっていただきたいという願いを込めまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 11番、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、土佐沖の海底資源、メタンハイドレートについて。

これは、1月6日の読売新聞からです。

昨年春、ガソリンが急激に値上がりして、運送会社や漁師の人々が、これは死活問題だと、大規模にデモンストレーションを行い、全国的に石油に依存する我が国のエネルギー政策の脆弱性に、多くの分野から批判が噴出しました。

また、皆様方も記憶に新しいものではないかと存じます。

日本は、四方を海に囲まれ海の幸に恵まれ、それが豊かな食生活を支える一助にもなっておりますが、残念ながら、資源に乏しい国と考えられてきました。

ところが、21世紀に入り、魚介類のみならず、エネルギーに還元できる裕福な海底資源が存在することがわかりました。現状では、生産コストはまだ高く、1バレル当たり54ドルから77ドル、昨年の液化天然ガス輸入価格が41ドルだったことを考えれば、石油と比較すると、10ドル以上の割高になると言われています。

しかし、環境問題や政治的な配慮、あるいは今後、開発される新技術の台頭などを考えますと、遠からぬ将来、必ずやこの海底資源が新時代の中心的エネルギーや、資源になるものと考

える次第でございます。

何しろ、メタンハイドレートを中心とした資源の中には、レアアース等が含まれ、石油のようにあと四、五十年で枯渇するものではなく、メタンハイドレートが天然ガス換算で100年分、金銀コバルト5,000年分が埋蔵されていると推定され、100パーセント近く、外国に依存している体質から脱却することが、政府も必要と判断し、海底資源の開発計画を策定したところでした。

正直なところ、まだ技術的な面で研究が必要だと思われませんが、大局的に考えて、必ずやこの資源は、石油にとってかわる新しい存在として、脚光を浴びるものであります。

その海洋資源が、我が土佐沖に大量に埋蔵されているという調査結果があります。ぜひとも、この機会に、この資源の本格的調査に名乗りをあげ、良好な港湾である宿毛湾を、海洋調査船、資源の母港として、調査研究を進めるもらえるように、国の方に名乗りをあげてもらいたいと思います。

高知大学には、幸いにも海洋地質研究所のコアセンターができ、他の県や市町村が手を挙げる前に、国や研究機関に積極的に働きかけて、新しい雇用や町の発展にもつながるものと思われれます。

今、名乗りをあげておけば、我が国初の新しい取り組み、パイロットタウンとして、宿毛市が全国の注目を浴びることは必至でしょう。

そして、2番目といたしまして、宿毛市としての雇用対策について、昨年のリーマンショック以降、都会に出稼ぎに出かけていた非正規労働者の方々に、契約期間を残して、合意退職させられた郷里の宿毛の方々が、私は7人の方々と年末より、2月までにお会いしました。

その方々が、一律に、職を探していただけませんかというような相談を受けました。

以前、宿毛市では、建設業に従事している方々が、統計調査などによると、1割以上と言われました。しかしながら、最近では、急激な公共事業の落ち込みなどにより、失業者が増大している状態でございます。

現在、未曾有の経済危機の中で、製造業を中心に、大幅な人員整理が行われており、この対応として、国や地方公共団体をあげて、緊急雇用対策を講じております。

そこで、宿毛市では、建設業に従事している方の割合が高いこともあり、建設業から離職された方々を対象にして、次の項目について質問します。

以前、宿毛市で行われた失対事業、直接雇用により、道路の維持管理をすることも効果があるのではないかと考えますが、市では、緊急雇用対策として、どのような対策を講じておるか、お聞きします。

3番目として、定額給付金について。

宿毛市においては、定額給付金の問題について、金額を上乗せの商品券の発行などの取り組みは行わないと伺いましたが、私どもの調査では、当市民は、現金を直接給付された場合、近隣の宿毛市より規模の大きい市に出向いて、そちらで消費するか、あるいは消費に回されず貯蓄するといった意見が大半を占めておりました。

それでは、そうでなくても消費が滞っている町中の商店街の死活問題にもつながるのではないかと考えます。

国民すべてに等しく配布される金銭を、いかにして地元で消費してもらおうか。これは、何も宿毛市だけに限った問題ではありません。

近くでは、四万十市が商品券を配布する予定があるとのことでした。

このように、地産地消ではありませんが、地元で使ってもらってこそ、給付金の値打ちがあるのではないかと考えるわけです。

せっかく、いくばくかの金銭をもらっても、そのほとんどが宿毛市以外の場所で消費されるなら、この政策も、当地には何のメリットももたらさないのではないかと思います。

この点を考慮して、ぜひ、商工会などとも連絡を取り、何とか宿毛市民に、宿毛市で消費活動をしてもらえるように考えていただきたい。

以上で、一般質問、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、メタンハイドレートの件でございますが、このメタンハイドレート、ご存じない方もいるかもしれません。海底の方に、シャーベット状で蓄積されているというふうな記事も載っております。

1つ、これを燃える氷と言われているそうございまして、私も、実は市長になる前に、次世代のエネルギーとして、このメタンハイドレートなるものがあるよと。これからは石油が枯渇した場合に、これが本当に有用なエネルギーとなるという話の、講習会等もございまして、これに2回ほど参加したこともございます。

途中で中断をしたわけでございますけれども、昨年からも、去年の8月20日の日経新聞の記事を、今、持っているんですが、これ、経済産業省としても、次世代エネルギーとして、開発に取り組んでいくというふうなことの記事が載っております。

これから、政府として、このメタンハイドレートを開発していくことですから、これを開発して、エネルギー源として、本当に使うのであれば、これから莫大な、いわゆる石油コンビナートみたいなような、そういった施設も要ることになるんじゃないかなというふうなことを、以前、勉強した覚えがございます。

そういうことで、これが幡多地域にコンビナートの的なものが来てくれれば、この地域の発展にも、大分、つながるんじゃないか。そういったところでの勉強会に入ったことがございます。

その後、海底掘削船の「ちきゅう」が、宿毛の沖にもひと月とまっていたいただきましたし、2週間ほど、この港に入ってきていただいたこともございます。

この海底掘削船の「ちきゅう」は、世界最大の海底掘削、いわゆる海底におろして、それから1,000メートルぐらい掘削できるというふうな、世界最大の掘削船でございますけれども、これがこのメタンハイドレートなどの試掘をしているということでございまして、その試掘したものを、高知大の、先ほど濱田議員おっしゃいましたコアセンターに持ち込んで、そのの実用実験なんかをやっているというふうなことのお話は聞きました。

このとったものを、高知港に「ちきゅう」がつかまして、それでちょっと、コアセンターの方に運んだという話は聞いております。実際にどれかは、私は見たことはございませんが、そういう状況の話聞きまして、これが調査研究が推進されて、宿毛湾港も喫水の深い湾港でございますので、こういった貨物の中に、こういったものが、宿毛からあげられれば、非常にいいかなという思いも、私も抱いております、この13メートルの大型の公共岸壁が、この海からとってきたものについて、使用されることになれば、最高に、この地域の振興策にもなってくるんじゃないかというふうなことも思っております、地球の深部探査をしております「ちきゅう」を持っております海洋研究開発機構でございますが、この方々ともお話もさせていただきまして、ぜひ、宿毛湾港で手伝えるもの、利用できるものがありましたら、ぜひ宿毛湾港を使っていただきたいというふうな申し入

れは、もう既にしておりまして、なお、メタンハイドレートの関係で、きょうもご質問がございましたように、調査研究への協力申出は、私としては、しておるつもりでございますが、まだ試掘の段階で、ことしぐらいから、熊野灘沖で「ちきゅう」が掘削作業に入ろうかというふうな話は聞いております。

土佐沖には、まだ入らないというふうなことでございますけれども、資料によりますと、土佐沖の方に、非常にたくさんのメタンハイドレートが埋蔵されているという話は聞いておりますので、近い将来、やはりこういうものを実用化していかないと、資源のない国でございますから、実用化のときには、少しでも宿毛もかかわっていききたいなというふうなことは思っております。

これからも、国とか海洋研究開発機構、それから経産省が非常に、これから力を入れていくということでございますので、いろいろなルートで、我々がかかわれるものはないか、また勉強もさせていただきたいと、このように考えます。

次に、雇用対策でございますが、宿毛市としての雇用対策、失対事業のように、直接雇用ということもございました。平成17年度の国勢調査でございますが、宿毛市の産業別の就業者の建設業に占める割合でございます。これは、11.5パーセントになっております。働く場所の少ない宿毛市におきまして、建設業は地域経済や雇用に大きく貢献をしておりますが、近年の公共事業の減少によりまして、建設関係の業務から離職されている方がふえているという状況でございます。

世界的な経済不況でございまして、国は総額75兆円の経済対策を出しておるということは、昨日来から、皆さんのお話もあるところでございますけれども、宿毛市におきまして、20

年分としましては、平成20年度分でございますが、3月補正で地域活性化生活対策臨時交付金によりまして、市道維持補修工事費が1,600万円、河川等の環境整備工事費が400万円を繰越事業として計上しておるところでございます。

平成21年度は、小筑紫地区の小学校の建築工事であるとか、市道大島中央線の整備等、こういった普通建設事業費として、14億3,800万の費用を予算に計上させていただいております。離職者の雇用につきましては、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料としまして、これが2,000万程度計上しておるところでございます。

この緊急雇用事業では、直接雇用になるか、また間接雇用になるかは、ちょっとまだ検討中ではございますが、市道、公園等の側溝清掃とか、草刈りなどの軽作業に従事していただくということで、公共事業の増額と合わせまして、雇用や地域経済に少なからず貢献はできるものではないかなと思っております。

ただ、きのうも、今城議員のご質問の中で答えさせていただきましたように、都会では公共事業はもう要らないというふうなことは言われておりますけれども、私どもは、やはり公共事業に頼るところも、やっぱりあるし、公共事業をしなきゃいけない。これは学校の建築工事にしても、これは公共事業でございますし、河川の洪水対策にしましても、公共事業。道路の整備も、まだまだしなきゃいけないところもたくさんございます。がけ崩れの箇所もございます。そういったものが、やはり公共事業として必要などころでございますので、予算につきましても、私どもも県、国を通じて予算要求もしていきたいということは、常々思っているところでございます。

これがまた、建設業の、いわゆる雇用の創出

につながっていく、こういった間接的なものではございますけれども、そういったことが、必要な雇用対策であろうかというふうに思っているところでございます。以前のように、市が直接失対事業として雇用できるということは、なかなか、ちょっと難しい面もあるかと思っておりますけれども、こういった間接的な雇用対策というものを、しっかりとしていかなきゃいけない、そういうふうなことを思っているところでございます。

次に、定額給付金の件でございますが、濱田議員から、きのうも野々下議員からも質問がございました。地元で使っていただくことが、地元の振興策にとっては、非常に大切なことだということは、十分承知しておるわけでございます。できるだけこの場をお借りしまして、定額給付金の使用については、市民の皆様にも、市内で使っていただきたいという気持ちには変わりございません。

ただ、地域振興券としてやるということは、ちょっと、市はできないことでございますが、商工会議所等での取り組みが進みまして、具体的な支援要請がございましたら、どういうふうな対応ができるのか、検討してまいりたいというふうなことを思っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 11番、再質問をいたします。

先ほどのメタンハイドレートの件でございますが、私が聞きましたところ、高知の友達より、こういう資料を送っていただきました。

ちょうどメタンハイドレートの掘削方式、抽出方式は高知の業者が、一応、特許をとっているらしいです。そういうことで、どうしてもその人に会って、その話を聞いてくれんかという話もありまして、それは私の高校時分の同級で

ございましたが、何としても宿毛を、日本で一番、陸の孤島というところで、昔、市長のお父さんというんですか、ちょうど大月町に原油基地を持ってくると、そういう話がありまして、一応、推進とか、そういうものからしたら、一応、そういうものの集積場所に、最高の土地ではないかと、私も思って、またこの問題を取り上げたわけでございますが。

今、世界的に、レアメタルですか、希少金属、これなんかも、もう5,000年分、土佐沖の方から和歌山沖、その日本の近海にあるそうです。これをどうしても宿毛に、こういうような特殊なものは別として、その集積場所に、この幡多地方を選んでもらうように、何としても市の方に名乗りを挙げてもらいたいと、このように思っておりますが、5,000年分と言いますと、私らの生きているのは、あともう10年かそこらですけど、資源大国になれるという、そういうようなところで、市長のひとつ踏ん張り、ここにどうしても誘致していただきたい、そのように思っております。

それから、雇用対策の件でございますが、国から景気対策の1つとして、宿毛なんかは、公共事業に頼るあれが、また建設業に頼っていた人が、1割以上の人が、今までおりましたが、どうしても今、景気の減退とか、国の方の雇用対策の面で、宿毛が置き去りにされていると。失業者が、私もこの間からずっと会っているわけでございますけれども、都会に出てた、そして働く場所、くび切りにあったと、そういうような人たちが、何人もうちに来て、何とか職を世話をしてくれんかというので、介護保険とか、今、10人ぐらい職を世話したわけでございますが、もうそれも限界です。

それで、昔、失対事業なんかもあった関係上、そういうものも何とかして取り入れてもらいたい。そしたら、国の方で、建設業と地域活

性化事業で2,500万の融資がいただけると。それは、2年間で、そして全額国庫負担ということでございますので、そういうような、全額国庫負担の場合を、極力申し込んでいただきまして、雇用の方に役立てていただきたい、そのように思っております。

それから、定額給付金でございますが、宿毛市の方では、やらないという結論が、今、聞きましたけれども、県内におきましては、仁淀川で25パーセントのプレミアムつき、そして四万十、奈半利、田野町、安田町、馬路、北川、越知では20パーセント計画、南国市、土佐清水、中土佐町、佐川、梶原、日高村、大豊町、7市町村では、10パーセントを計画しております。

そして、東洋町、いの町はいまだ、まだ未定ではございます。

そして、須崎市では10パーセントで、4億円を発行する予定というので、商工会と話しておりましたけれども、余りにも規模が太いというので、これは没になりました。

そして、もう1つ、土佐清水市におきましては、こういうようなあれをしました。運転免許証を返納した方、それから、給付金に関して、今後発送する申請者の受付日から半年以内に生まれたお子さんたちに、2万円を支給すると。そして、当初予算に60人分、120万円を計上。そして、運転免許証は、今回、新たな追加サービスとして、市内16店舗で使用できる3,600円の商品券。そして、4,800円のタクシー券を支給すると。これも100万円盛り込んでおります。

それで、宿毛市としても、市長が先ほど申されたように、ちょっとそれは無理だというのであれば、後期高齢者の方々にいくばくかのそういうサービス券を発行するとか、そういうことはできないものかと。



そしてまた、今からのできてくる子どもたちにも、宿毛市に住んでよかったというような、そういう、市長で英断の方をひとつやってもらえないかと、そういうことを市長に申し上げたいわけでございます。

構わなければ、ひとつそういう給付金のことも再考していただきたい。そして、再質問をこれで終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員の再質問にお答えをいたします。

メタンハイドレートの件につきましては、先ほど申したとおりでございます。可能性のある、やっぱり湾港の利活用と申しますか、そういうものにつながるというふうな形、私も思っておりますので、できるだけ情報収集と、できるだけことはしてまいりたいと、このように思います。

それから、雇用対策でございますが、建設業関係で、2年間で最高2,500万の全額交付金を充てるという事業がございます。

これは、国の第2次補正予算で建設業と地域の元気回復事業というものが創設されておまして、建設業の保有する人材、機材やノウハウ等を活用しまして、農業、林業、福祉、環境、観光などの異業種との連携をとりまして、地域づくりの担い手である建設業の活力の再生、雇用の維持拡大や、地域の活性化を図ることを目的とした事業でございます。建設業団体と地方自治体のほかに、関係業種の団体が参加した協議会を組織することが前提となっております。宿毛市としては、地域活性化につながる事業であるとの認識のもとで、地区の建設協会を窓口としまして、同協会へ実現可能な事業を検討していただくよう、要請をしているところでございます。

今後、建設業と他業種の団体が、お互い、補

い合って、新たな事業を生み出すことに協力していきたいというふうに考えております。

2年間で2,500万の事業で、全額国費ということでございます。これがオーバーすれば、市もある一定、やっぱり負担を、いい事業であれば、負担をしてもいいかなと。議会のもちろん了解が要りますが、そういった形でできればと思っております。

私の方の、ちょっと、1つの提案を、ちょっとさせていただいているのが、観光につながるものとして、今、余り伝馬船、海にはございません。それから、観光釣りいかだとか、建設業の力も借りたりして、一緒に観光をやっていけば。

それから、今は釣りをする人でも、非常に高価なお釣りを、リールとかいろんな物がありますけれども、山には竹がいっぱいありますので、昔のように、竹ざおで、この釣りをできるような、何かその観光の方が、大きな釣り道具を持って来なくても、ここに竹の釣りざおがあるじゃないか。それでどうぞというぐらいで、釣りいかだと、伝馬船なんかも櫓こぎなんていうのは、都会の人はやったことないと思いますから、そういうふうなものを、そういう伝馬船をつかって櫓こぎもやって、いかだをつかって、都会から来た方に釣りをさせていただくとか、そういうふうなことで、建設関係と観光の方々と一緒にやれば、こういうお金も生きてくるんじゃないだろうか、そういうふうなことを、ちょっと呼びかけはしておるところでございますが、まだまだ、いろんなアイデアもあろうかと思っておりますので、こういった、せつかくの国交省が全額国費でということでございますので、こういうチャンスはやっぱり生かした方がいいかなというふうに思っております。

それから、定額給付金の関係で、後期高齢者にいくばくかの金を、お金だろうと思います。

お金にかわるものかもしれませんが、渡せないかということでございますが、現在、先ほど申しましたように、この定額にかこつけた形で、地域振興券を渡すということは、私ども、今までに考えておりませんでしたし、この予算計上も、今回はしておりません。

そういうことで、もしこういうことが、どうしてもしなきゃいけないのであれば、補正なりの対応をしなきゃいけないと思いますし、今のところ、お金を渡して何ぼということじゃなくて、今はもう定額給付金、政府からくださる定額給付金だけを、確実に市民の方にお渡しして、これを詐欺とかに遭わないようなことをして、そしてこれを、一時的なお金でございますので、地域の方は地域で消費していただくというふうなことをお願いするだけかなというふうなことを思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

高知県におきましては、18市町村で、一応、商品券の取り扱いをしているわけでございます。

それで、宿毛市にしましても、できる限り、高齢者の方々の喜ぶ姿も見たいと。また、宿毛市でそういうようなものを発給をしていただきまして、例えば、お医者に行く、そしたらタクシー券を使える。そしてまた、80歳とかあれとか、いろいろと年齢によって、75歳以上といえは4,000人近くなるんじゃないかと思いますが、そしたら、金額も少なくなる。

ほかのところも、1割ぐらいの、大体、あれは市として、一応、予算計上しているようなわけでございますが、宿毛市としても、いくばくかの商品券に見合うものとか、そういうものを考えていただきたいと、そのように思っております。

仮に、宿毛でこの間、私が少し聞いた話では、

定額給付金をもらったら、どのように使いますかという話をしたところが、ある、名前はちょっと出せませんが、高知の方のイオンに行って使うと。そして、宿毛市で何か使う物がありますか言うたら、宿毛市では、残念だけど商店で使うようなそういうものはないというような話を、何人かに聞きました。

そしたら、どうしますかと言ったら、もう宿毛市で使わん場合は、タンス預金をしますと。そういうような状態で、できれば、国の方としても、やっぱり地域を潤うというようなこともありますから、なるべく宿毛市で使ってもらるように、市としても、それは働きかけていきたい。

そして、商工会議所としては、もちろんのことでございますけれども、それを、私も一番悪かったのは、商工部会のとときに、ちょうど臨時議会と重なり合いました、その定額給付金のごとは頼んではおきましたけれども、だれからも質問が出なかったというので、没にされたような経過でございます。

しかし、でき得れば、市長の英断で、タクシー券とか商品券、どこの店でも使えるような、それも一応、ほかの市町村並の1割負担ぐらいを宿毛市でしていただきたい。それをまた、補正でも組んでいただきたいと、そのように思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員の再質問にお答えをします。お答えになるかどうか、ちょっとわかりませんが。

まことに、タクシー券、お年寄り、タクシー券を渡すとか、商品券を渡すとかいう話に、やはり、何らかお金とか、こういうものを出す、市のお金を出すには、何らかの大義名分なり、そういうものがある。私の大英断では、なかな

か恣意的にはできないということでございました。

お年寄りに、そのタクシー券を渡すというのは、結局、免許の返納された方について、やはり、車がなくなったんで、やはりそういうものについて不便をかこつけているから、そのかわりにタクシー券とか、公共交通関係についても、優遇措置をしてあげましょうというふうな形で、土佐清水なんかやっているんじゃないかと思えますけど。

まだ、宿毛市の方では、免許を返納した方への取り扱い等はしておりません。私もいずれ、交通安全の立場からは、そういったこともやっていかなきゃいけないかなという気持ちは持っております。

ただ、制度的に、まだ、議会の承認もいただいておりますし、そういうことはやる、まだやっております。

それから、敬老の日に、例えばお年寄りの方に、こういってお小遣いをやってくださいよとか、いうふうなことならわかりますが、どうしても私、定額給付金のときにかこつけて、こうやるというよりも、やはり、一般的に、普段の時から、宿毛市でやっぱり、自分たちは買い物はしてほしいということは、やっぱりいっていかなくちゃいけないし、市内にない物は、そらよそで買うということはあるかと思えます。

今、このお金もらったら、イオンまで行きますよというお話を聞きましたけれども、これ、お金にはやっぱり色ついてないと思えますので、じゃあほかのものは、やっぱり生活用品は市内で買っているんじゃないかなという気はしております。

そんなことで、なかなか大英断が、議員のおっしゃるように、私、できませんし、恣意的になってもいけませんので、済みません、今回の予算におきましては、これを予算化するという

ことにつきましては、勘弁をしていただきたいというふうな答弁でございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 商工会議所の方とまた話をしまして、ほかの面で、また質問させていただくと思いますが、これで一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木でございます。これから、一般質問をいたします。

市長ほか、執行部の皆様方には、これまで7人の方に答弁してきて、大変お疲れだと思えますが、最後に1人になりましたので、できるだけよろしく願いいたします。

まず、1番目に、市長の政治姿勢について、次の3点、質問をいたします。

まず、1番目は、雇用確保の対策でございます。

市長は、本年度の行政方針の中で、我が国の現状を未曾有の経済危機の中にあって、全国的な金融危機と製造業の低迷から、派遣社員のみならず、正社員まで人員整理が行われるなど、大変厳しい経済情勢だと分析しておられます。

大企業などの派遣切りにあい、職を失い、住宅も追い出され、ホームレスとなった労働者が、ボランティアが支える日比谷公園の年越し派遣村に続々と押し寄せ、やっと食べ物を口に入れている姿が、正月のテレビで放映されておりました。

私は、この状況を見て、これが経済大国といわれる日本の姿かと、腹立たしい思いをしたわけでございます。

政府が進めてきた労働法制の規制緩和によって、多くの大企業は、必要な労働者を派遣等の非正規労働者に置きかえ、不安定雇用のまま、低賃金で働かせてもうけのためこみ、今や内部

留保は230兆円にもなっています。

また、不況だ、経営が厳しいと言いながらも、株主への配当総額は、今年の3月期で6兆3,658億円と、前年並みの見通しとなっています。これほど、莫大な蓄えと、株主への配当を優先しながら、派遣切りなどを強行しているのです。

この3月までに職を失う労働者は、全国で15万7,800人、高知県で183人と推計されております。

政治主導で起こした雇用破壊であるがゆえに、政治災害ともいわれております。

これ以上の雇用情勢悪化を食いとめ、働く場を確保することは、政治の大きな役割であり、労働者自身の暮らしを守るとともに、購買力を回復し、地域経済を支えるものであります。

こうした情勢のもとで、宿毛市として、雇用の確保と失職した市民の生活を守るために、どのような対策をとるか、お伺いいたします。

1番目に、失業者を出さないため、宿毛市として、どのような対策がとれるかということがあります。

全国の自治体では、地元の企業や自治体が誘致した企業等に、派遣切りや解雇をしないよう、要請しているとも聞きますが、宿毛市として、雇用確保のために、どのような取り組みをしているのか、また、しようとしているのかお聞きしたいと思います。

2番目に、働く場所を、雇用を創出する対策をどう進めるかについてであります。

宿毛市でも、派遣切り等で失職した人々が帰郷し、働く場所を求めています。雇用問題については、この議会でも多くの議論がされ、宿毛市としても、新しく第一次産業の無料職業紹介事業を始めるとともに、国の雇用関係交付金を活用した新しい雇用対策に取り組む内容もお聞きしましたが、私もあと1つ、提起いたします。

不況時に雇用を創出する公共事業として、今、その効果が注目されているのが、おこなっている森林整備をどう進めるかであります。

アメリカでも、オバマ新大統領も、グリーン・ニューディール構想を提唱しておりますように、森林整備への投資は、地球温暖化問題とも相まって、今後の重要な政策課題であります。

宿毛市も、新年度に約55ヘクタールの市有林整備を計上しており、その効果が期待される場所でもあります。

今後、こうした森林整備事業を、民有林、特に手入れ不足が目立つ里山の小規模林にも、実施することができないか、お聞きします。

3番目に、職を失い、住居も失った人に対する住宅確保の問題であります。

こうした人に対して、国や各自治体では、低賃金で入居できる公営の空き家住宅を提供する方向にあります。そのことに対して、宿毛市として、どのような対策をとるかについて、お聞きします。

大きな2番目として、生活保護の行政について、お聞きします。

高齢化社会の進行に加え、大企業による派遣切りなどで、生活保護を受けなければ、暮らしが成り立たない人が、全国では約160万人にも達しています。生活保護の受給は、憲法25条を受けた生活保護法に基づき、最低限度の文化的生活を営めない国民に対して、国家として保障した受給権であります。

この生活保護行政に関して、最近の新しい動向の中で、次のことをお伺いします。

まず、1番目に、生活困難者から出させる申請書の即日受理と、保護の早期決定についてであります。

本人が提出した申請書は、その場で受理するのは当然であります。また、保護の要否決定については、原則として、申請から14日以内と

なっていますが、東京都では、派遣村に来ていた生活困窮者が申請した236人全員に対して、4日以内に保護の適用を決定しました。宿毛福祉事務所も、こうした早期決定ができる体制にできないか、ご検討をお願いしたい。

2番目に、諸事情により、住居をなくした人の生活保護申請について、本人の現在地で申請を受理することができるかどうかについて、お聞きします。

3番目に、当面の生活をする所持金がない生活保護申請者に対しては、生活福祉資金の緊急小口資金の貸付は可能かどうか。

4番目に、現に扶助を要する状態の人に対しては、働ける年齢であっても、保護の対象とするかどうか。

5番目に、生活保護行政は、最後のセーフティネットとも言われています。生活困難に陥った人の心に寄り添った、適切な助言と対応が必要であります。このことについて、市長のお考えをお聞きします。

大きな3番目で、特定健診についてであります。

この特定健診が、昨年の4月に実施に移されてから1年になろうとしておりますが、この制度は、2006年に自民党と公明党が国会で強行した医療関連法案の改悪によって、これまでの自治体基本健診が特定健診にかえられたものであります。

私も、後期高齢者医療制度にかかわる一般質問の中で、特定健診の問題点も指摘したところでもあります。

この制度は、特定健診の実施主体を保険者ごとに分けたこと、後期高齢者への差別を持ち込むなど、多くの問題が指摘されてきました。

今、実施初年度を振り返り、問題点を再度明らかにするために、質問します。

1番目に、2月の初めに、県下各自治体の特

定健診受診率の結果が発表され、県平均が20.9、宿毛市は23.1ということでありました。これ以降の受診率の変動はないと思われませんが、改めて受診率と保健指導の実施状況について、お聞きします。

2番目に、特定健診初年度の宿毛市の受診目標30パーセント達成に向けて、職員の皆様は努力されたと思いますが、結果として、達成できなかった原因を、どう分析されているかをお聞きします。

私の聞るところでは、これまでの自治体健診と比べて、検査項目が減ったことが受診意欲を低下させたのではないかと。また、加えてメタボ中心の健診、保健指導に対し、懐疑的な反応もあります。

組合健保や社会保険の被扶養者の健診は、それぞれの保険が責任を持つべきではありますが、被扶養者も宿毛市民であり、宿毛市行政として、すべての市民が健診を受け、健康な生活が送れるようにするために、何らかの対策ができないものか、ご検討を願いたい。

3番目に、この受診率は、毎年引き上げ、24年度には65パーセントにすることを求められていますが、来年度以降の対策について、お聞きします。

私は、健康診断を受けることの意義を、市民の中に広げるとともに、健診内容の充実や、受診料の軽減など、受診しやすいようにすること。また、集団健診を基本としつつも、病院へ行ったときに、自分のかかりつけ医のところまで特定健診を受けることができるようにすることも大切かと思われま。

既に来年度の特定健診についての案内や、健診の申込書が配付されております。この実施に当たっては、20年度については、結果として特定健診対象者の約4分の3に相当する市民が受診しなかったことの原因を把握し、実施の内

容と方法を検討する必要があると思われまので、この点についても、お聞きします。

続いて、教育長に質問いたします。

小筑紫小学校の建築についてであります。

老朽化が進んでいる小筑紫小学校の校舎を新築することについては、ほとんどの人が賛成のようではありますが、建築場所等については、多くの疑問点を残しながら、見切り発車をしようとしているようであります。

新築を急ぎたい気持ちもわかりますが、将来に禍根を残さないためにも、いま一度、慎重に検討し直す必要があると思われま。

栄喜小学校の存続問題について、お聞きします。

栄喜地区の皆さんは、栄喜小学校の存続を強く求めています。小規模校では、各児童に対して、学習面のみならず、あらゆる面で教師の指導が行き届き、各人の個性を十分に伸ばす教育がしやすいというよさがあります。

また、地域の人々も、学校のこと、各児童のことをよく知り、地域全体が子どもたちと学校を守り、育てる力を持っています。

また、学校は、地域文化の中心的役割を持ち、地域の人々の心を1つにするところでもあります。学校をなくして地域をさびれさせたくないとの思いも相まって、栄喜地区の皆さんは、小学校の存続を求める強い意思表示をしているわけであります。

教育は、保護者や地域の方々の支えがあって成り立つものであります。我が党としても、栄喜小学校の存続を求めるものであります。

地域の反対を押し切ってまで、統廃合の強行をしない方針に変わりはないものと思われまが、今後の対応をお聞きします。

2番目に、学校は、安全で安心できるところへ建築すべきではないでしょうか。新たに小筑紫小学校を建設しようとしている予定地は、近

い将来、発生するといわれる南海地震の津波で、地上7メートルまで水没すると予測されています。学校は、幼い児童の集まる場所であり、また、災害時における地域の避難場所でもあります。こうしたことから、学校は、最も災害を受けにくい場所へ設置する必要があるにもかかわらず、大津波が予想される場所へ新築することについては、地元の皆さんはもとより、宿毛市民の多くの方が疑問に思い、心配もされております。

また、大津波が予想される土地であることから、当初の木造建築から鉄筋コンクリート建築に変更されましたが、それでも津波とともに運ばれてくる漂流物で、破損も想定されます。

7メートルも水没すれば、建物の骨格は残っても、屋内の壁やガラス戸、そして物品類はことごとく使用不能になることは容易に想定されます。

こうしたことから、ことを急ぐのではなく、災害のおそれのない、安心できる土地へ、子どもの心に安らぎを与える木造の校舎を建てることのできるよう、再検討することを求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に雇用確保の対策でございますが、雇用環境は、行政方針でも申し上げ、浅木議員からもご指摘がありましたとおり、世界的な景気低迷を受けまして、大変厳しい状況であるということは、認識しております。

本市におきましても、このような景気低迷の影響が出始めておりまして、その結果、幾つかの企業で、派遣社員が契約を切られる事態も生じているというふうなこともお聞きしておりますが、本市としましては、地元企業とも、これまで以上に情報交換を密にする中で、雇用調整

助成金や、中小企業緊急雇用助成金などの各種助成制度の活用を促し、できる限り、雇用が維持されるように、努めているところではございます。

また、新たな雇用を創出するために、緊急雇用対策を活用するほか、一次産業に限定はしておりますが、無料の職業紹介を、宿毛市では実施しております。

それから、後継者育成、さらには、新たな企業誘致などを積極的に取り組んでおるわけですが、なかなかこの実行については、即上がるものではございません。即上げたい気持ちでいっぱいではございますが、なかなか上がっていかないところが実情でございます。

それから、ご提案ございました民有林の森林整備と言いますか、里山における民有林の整備も実施していけというふうなご提案でございます。これはまた、森林組合等ともお話をさせていただきながら、ふるさと雇用再生特別基金事業、こういったものにも取り組んでまいりたいというふうなことを思っております。

現在は、民有林じゃなくて、市有林の整備事業というふうな形のものでやっておりますが、また、県等とも話しまして、民有林も含めた形でできるようなことを、取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、失業されて、家のない方についての市営住宅への入居ということでございますが、市営住宅そのものが、耐用年数が過ぎているものが7団地52戸もございます。そういったところで、現在、空いている戸数が一、二戸しかございません。

そんな状況で、市営住宅に、家なくなって、職業がなくなった方を入れるということは、なかなかちょっと難しい状況にはあります。

失業からホームレスにつながるような事態が発生することはないように、国、県と一体とな

った取り組みをすることが肝要かなというふうなことは思っております。

宿毛市では、こういった事例は、いまだ発生はしてないと思いますが、今後も情報収集等、迅速に行いたいというふうなことを思っております。

次に、生活保護行政について、5点ほどお尋ねがありました。

まず、1点目でございますが、生活保護の決定につきましては、生活保護法第24条の規定によりまして、申請のあった日から14日以内にしなければならぬということになっております。

ただし、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等、特別な事情、理由がある場合には、これを30日まで伸ばすことができるというふうな規定になっております。

市としましても、その事務処理。事務処理というのは、保護の決定でございますが、これに当たりましては、早期の対応、早期決定に努めているところでございます。

2点目の居宅のない人についての保護の申請でございますが、現在の居住地が宿毛市であり、現に保護を要する場合につきましては、宿毛市が申請を受け、対応をしているところでございます。

それから、3点目でございますが、当面の生活をする所持金のない申請者に、生活福祉資金の緊急小口資金の貸付をできるようにしてほしいということでございます。

現在、この資金の貸付につきましては、市町村の社会福祉協議会が窓口となりまして、県の社協において、決定事務を行っているということでございます。

その運用につきましては、宿毛市が直接、決定する立場にはありませんが、社会福祉協議会とも連携をしまして、引き続き、相談に応じて

まいりたいと考えています。

4点目の、現に扶助を要する状態のものには、稼働年齢層であっても扶助を開始してほしいとのことでございます。

現に職がなく、緊急に保護を要する場合については、保護を開始するように対応しております。稼働年齢層であることだけをもって、保護の申請を受けつけないということはございません。

また、働くことができる方については、当然、就労に向け、あらゆる努力をしていただくことが必要になるわけでございますが、介護ヘルパーの資格取得等、可能な限り、就労支援に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

次に、特定健診のこともお尋ねがございました。

平成20年度から始まりました特定健康審査につきましても、年齢や加療中の疾病の状況によりましては、受診方法などが変更となりましたので、市の広報や回覧文書によりまして、詳しく説明し、受診勧奨を行うとともに、健診申込者には、個別通知を行いまして、受診しやすいよう、受診者の利便性等を考慮しまして、身近な地区集会所や、街区では文教センターで集団健診としていただいております。

また、各種がん検診とセットするなどして、実施をまいったわけでございます。その結果、最終の受診率は、浅木議員も先ほどおっしゃいました23.1パーセントとなっております。

項目で申し上げますと、特定健康審査の国保対象者数が5,857人、受診者がそのうち1,353人、目標率が30パーセントとなっておりますが、残念ながら実施率は23.1パーセントにとどまっているというところでございます。

特定健診の受信率が低いその原因と分析とい

うことのお尋ねと思います。制度といたしましては、年齢や加入している保険によりまして、受診券の受取方法や、受診可能な機関が異なるなど、複雑でわかりにくくなったことが1つ。それから、住民の受診しない、できない理由としましては、多くの方が、自分の健康に自信がある。普段から病院に行って、管理をしている。それから、仕事が忙しくて行けない。面倒くさいといったような理由で、受診しないのではないかとこのように考えられます。

できるだけ受診をしていただきたいと、私自身は思っております。

特定健診の受診率の向上対策についてでございますが、国から示されています平成24年度において、受診率65パーセントをあげなさいということは、もう大変厳しいものが、今の状態ではございます。

数項目にわたって、浅木議員からも、主治医でやれとか、しやすくするにはどうしたらいいとか、そういった提案もいただきました。市としましても、広報、ケーブルテレビ等によりまして、市民の皆様によりわかりやすく、より理解できるよう、工夫を凝らして、広報やピアー活動を引き続き実施してまいらなさいいけないというふうに思います。

この中で、余り詳しく、広報の中で小さな字で書いても、なかなかいかないんじゃないかと。先ほど、ちょっと岡崎議員のときに申したかもしれませんが、本当にアピールできるように、これしつこく、しつこく、毎月毎月、皆さん、もう年がら年中こういうことを、やっぱり自分の健康のためですから、健診しましょうと。特定健診を受けましょうというふうなことを、やっぱりやっつけていかなきゃいけないのかなというふうなことを、非常に思っております。

また、担当課にも、その原稿をつくるときに、アピールする、本当にアピールできるような文



章をつくって、広報に載せましょうというふうな呼びかけもしているところがございます。

健診時に必要とされる一部負担金の軽減でございますが、これは、国から健診費用の約3割を、受診者からは徴収するよというふうな指導がございます。集団健診の場合、40歳から70歳未満は、1,000円、70歳以上は300円をいただいております。

この負担金については、適切な金額ではなからうかというふうに思っておるわけでございます。

それから、民間病院による個別健診や、市外でも健診ができるよというの提案もございすが、各地区で行います集団健診に来られなかつた方、市外に出ていて、受けられなかつた方々には、個別の健診も受けられるよ。また、県内の集合契約を結んだ病院であれば、どこでも受けられるよにしていりたいと、このよに考えております。

いずれにしても、先ほど申しました、何回も申し上げたいと思ひますが、自分の健康は自分で守るよという意識が、市民の皆様にな定着するよに、積極的に取り組んでいかなきゃならない。市民の皆様は、健診について、この場をお借りして、ぜひ自分の健康は自分で守っていただく。そのために、健診を受けていただきたいよを訴えてまいりたいと思ひます。

いま一度、健康について考えていただきたいと思ひます。健康は自分のみじゃないと思ひます。子どもたち、家族の命の財産でございますので、どうか、年に1度ございますから、体の健康と生活を振り返るよい機会であるよとらえ、特定健診を受診していただくよ、この場を借りまして、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の

一般質問にお答えをいたします。

平成19年11月に策定をいたしました宿毛市立小中学校再編計画に基づきまして、小筑紫地区におきましては、栄喜小学校、小筑紫小学校、田の浦小学校の3校の統合を目指し、合計15回を数えます地元の説明会を行ってまいりました。

その結果、小筑紫地区と田ノ浦地区住民の皆様や、保護者の方には、小学校の統合につきまして、一定の理解をいただくことができました。

そして、昨年12月での3地区合同説明会におきまして、統合校舎の施設の概要説明を行い、校舎名に、学校名につきましても、小筑紫小学校ということでご了解をいただきました。

また、栄喜地区の住民や保護者の皆様にも、2月25日に地元の説明会をしてきたところで、現在、全児童数が17名の少人数であり、複式学級の解消や、施設の老朽化への対応等を考慮すると、ぜひ3校の統合学校において、教育活動をする方が、子どもたちにとっても望ましいことだと考えております。

中平議員の一般質問の中でもお答えをいたしましたけれども、まだ賛同を得るには至っておりません。しかしながら、4月に入り、校舎改築工事に伴う国庫負担金申請の事務に取りかかることとなります。そのためには、学校統合を裏づける条例改正が必要となりますので、現時点におきましては、2校による学校統合を、平成22年4月1日で実施をしたいよということで、本議会に議案として提案をいたしております。

条例改正の件につきましても、地元にも報告をいたしております。栄喜地区におきましては、将来にわたって、3校の枠組みの中で教育活動をするのを反対しているのではありませんので、今後も、地元住民や保護者の方のご理解を得るための努力を続けてまいります。

新校舎の建設場所の選定につきましては、数

人の議員や、きょうの中平議員の質問でもお答えをいたしましたように、教育審議会の中でも、また教育委員会の中でも、担当課の中でも、それから地元の中でも、いろいろな皆さんの意見を聞きまして、いろいろと検討をしてみました。

学校用地としては、のり面を除いた平地部分で1万2,000平方メートル程度の広さが必要であり、敷地造成工事費、完成時期等を考えますと、現在の小筑紫中学校の敷地内しかないのではないかということになりました。

いろいろと、確かにベストではないと思っておりますけれども、今現在、考えられるところは小筑紫中学校の敷地内がベターではないかということになりました。

当初は、木造校舎を考えておりましたが、再度、平面計画の検討を行い、より充実した施設にした結果、建物の面積が広くなりましたので、敷地状況等も考えまして、鉄筋のコンクリート2階建てに変更したものです。

近い将来、発生する可能性があると言われております南海地震に耐え得る施設であり、その後、例えば津波が発生し、押し寄せてきたとしても、流されないで耐え得る施設ができるのではないかと考えております。

また、万が一津波が押し寄せてきたとしても、避難場所には新校舎建築場所である小筑紫中学校用地に隣接する尾崎山を考えております。

尾崎山は、宿毛市の避難場所に指定をされておりますので、津波ハザードマップに示された浸水開始時間24分までには、児童生徒及び教職員が、安全に避難できるものだと考えております。

今議会に小筑紫小学校改築工事費を、計上をいたしておりますので、ご理解をいただくように、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

雇用対策につきまして、市長の方から説明を受けたわけでございますが、この中で、私はきのうからの議論がありましたので、主に林業問題を提起したわけでございます。

森林組合等と話して、今後、そういう面でも対策するということではありますが、今は、県の方でも2月の議会の中で、小規模の山、そしてまた、持ち主が明確でない山ですね、こういったところ、それから本人が都会へ出て行って、所有者はわかっているけれども、その人がつかめないと、こういうところにつきまして、公的に管理して、地域の災害、そういうことにならないように、森林整備をきちっと、そういうところについても進めていくという方向で、検討したいというふうな議会答弁もあるわけでございます。

そういった面からして、宿毛市も先ほど述べましたように、里山にそういうところも非常にある。こういうことから、ぜひ森林整備について、本腰を入れてもらいたい。

特に、先般、林業関係の団体が、この職を求め人に対して、会を開いたところ、多くの方が参加したということでございます。それぞれ組合等の方では、大体、20人ぐらい人が欲しいということであったようですが、60人を超える人が職につきたいということできたわけでございます。

これは、これまで林業が、いわゆる3Kだと。Kということは、危険、それからきつい、汚い、山仕事だから汚れるという意味ですね。そういった面で、嫌われたわけでございます。

私も37年間、林業関係の、営林署で仕事をしてまいりましたが、そういう厳しい職場ではありますが、自然相手にやる仕事につい

て、非常に、自分がやった仕事が、次に通るたんびに目に見えてくるという面があるわけでございます。自分が手入れした山が生き生きとしてくる、そういった誇りもありますし、それとまた、大自然の中で、日に日に、のびのび仕事ができる。

それとまた、都市部では、いわゆる長時間労働というようなものが言われますが、林業については、夜間の仕事はないという状況でございます。

夜の8時も9時もまで山で仕事をする人はおらんわけございまして、そういった面で、昼間は一生懸命、汗流して仕事するが、夜は子ども、家族とともに団らんできるということで、そういった面で、仕事に従事してきたですが、これがやりにくい職場だというふうには、考えたことはなかったわけでございます。

この、皆さんも言うておりますように、これが1日、2日ということではなしに、長期的に仕事ができるようにしてもらいたいという要望がありますので、こういった面で、宿毛市でも、林業に対する雇用、先ほどの答弁も含めまして、今後ともさらに取り組んでいただきたい、このように思います。

それから、宿舎の問題ですね。

市長は、宿毛市は、市の住宅については、もうほとんどないということでございますが、厚生労働省の打ち出した方針によりますと、国家公務員宿舎等を、派遣切り等で失職した人に対して貸与するというところでございますが、宿毛にはそういう、いわゆる公務員宿舎というものは空きがないというふうに思うわけでございます。

そういった面から、あの雇用促進住宅ですね、今度、市営にしていくという方向になっておりますが、これもかなり空いているわけでございますので、今はまだ市営住宅にはなっておりま

せんが、やはりこういったところの空いたところの活用。

それとまた、私が勤務しておりました営林署の宿舎、片島にあります、この宿舎等も、全部今、空いているわけで、ほとんど空いているわけですね。

こういったこと。ほかにも、空いたところがあるかもわかりませんので、もしこういう宿舎がない、ホームレスになってしまう、こういう人が出たときには、ぜひこういった面で対応していただきたい、このように求めておきます。

それから、2番目に、生活保護の問題でご答弁いただきましたが、早期に保護を開始できる、その要否について決定しているということでございますが、宿毛市の場合も、14日を超える場合が、わりかし見られるわけでございます。

そういった面から、生活保護を申請する人は、それぞれ急いだ状態で申請しているわけでございますので、定められた14日以内にできるようにしてもらいたいと。

この部分が、これまでわりかし延ばされてきた。いろいろな理由をつけて1カ月延ばすとかいうことになってきたわけですが、今度の、いわゆる派遣村の問題ですね。これで、それぞれの地元の役所へ、福祉事務所へ手続した人については、極めて短期のうちに決定がされているわけでございます。

これも同じように、生活保護法は全国共通でございますので、同じ法律のもとであっても、三、四日程度で決定するところもある。236人もの分を、早期に決定しているわけですね。

こういったことが、やろうと思えばできるということでございます。

市長もいろいろの答弁の中で、やる気があるかないかということでございましたが、やはりやろうと思たらできると。こういった面から、ぜひ早期の決定をしていただきたい。

それから、もう1つ、宿毛市でもいろいろ問題になりますが、受付において、申請を受けつける場合に、関係書類が整わないから受けつけないとかいうようなことがありましたが、この、特に扶養調査ですね。これは申請する条件ではないと。申請書につけないかん条件ではなしに、あくまでも申請書に保護が必要だということを書いて出せば、それで申請を受理するというふうになってきておりますので、そのところも、今後、そういう方向でやっていただきたい。

それから、先ほど市長の答弁の中で、住所のない人について、住居という言葉が使われたような気がしたんですが、住居が定まった場合というふうに聞こえたんですが、そうではなしに、私は所在地、例えばホームレスであれば、公園の中のテントでも、そこから申請できると。そこで、今回の場合も、日比谷公園を住所として何したわけですが、そういうことができるというふうに答えてくれたんか、なお確認させていただきたいということでございます。

それから、全くお金のない人に対して、これに対しては、たちまち困るという状況の人に対しては、東京都では、1万円程度ですが、3パーセントの利子をつけて貸しつけをしているという状況があるわけでございます。

こういった面から、たちまちお金がない、食べるに困る、こういう人に対しては、こういう措置をぜひやっていただきたい。求めます。

それから、特定健診については、市長もやはり、これを受診しなかった内容について、いろいろ、保険者分かれたということも含めて、受診券のこともあって、トラブルがあったんやないかということでございますが、来年は2年目になりますので、今年の反省の上に、ぜひやってもらいたいと。

なお、前の後期高齢者の問題にときに、私は

質問しましたが、75歳以上の人に対しては、今度の申請書の中にも、高血圧、糖尿病、脂質異常症で治療中の者は受診できないと、書いてあるわけですね。75歳以上の人。これは国が決めた、そういう方針ですので、それは宿毛市の担当がどうということではないわけですが、75歳以上の人については、今言うたような状況がある場合は、健康診断を受けさせてくれないということに問題があるわけです。

私は、こういう、今のような病気がある人は、受けんでも病院にかかるんだから、健康診断必要ないよというのであれば、75と線を引くことはない。それは65であっても、50であっても、今言うた状況やったら必要ないんだということだったら、まだわからんわけでもないですが、75以上の人で、先ほど指定したような、生活習慣に関するようなことで、病院にかかっちゃう人は、健康診断を受けさせないというふうになっていることは、75歳以上はもう健康診断を受けんと、早よ死んでもええわと、こういうことになるんで、早よ死ぬ保険かよという話にもなっているわけです。

こういった、これまでの市長答弁でも、市長は75歳について、線引きするということについては、疑問を呈しておりました。こういった面についても、今後の改善を、できれば求めていただきたい、こう思うわけでございます。

それから、教育長に、学校問題で答弁をいただきましたが、先ほどの話で、それぞれ小規模校については、先ほどの中平議員への答弁の中で、小規模校は、妙に勉強がおくれるみたいな話がありましたけれども、私は、一概にはそうは言えんと思いますね。それぞれの取り組みの仕方、効果のあるやり方あると思います。

それだったら、例えば、全国各地にまだまだ小規模校はあるわけでございますので、その子どもたちは皆、成績、ほかと比べて悪いかと

ということになると、そうではないわけですのでね。

学習内容、成績等については、私も提示しましたように、場合によっては、先生が目が行き届くという面で、効果の上がる場合もあるわけでございます。

そういった面で、主には学校統廃合の理由が財政的な問題、先ほどの答弁でも強調されておりましたけれども、財政的な問題であろうと思いますが、地元の方は、どうしても残したいというものについては、無理に強行しないということは確認できるか、なお確かめておきたいと思います。

それから、場所の問題については、いろいろ議論は積み重ねてきたと。いろいろ事件はあったんだろうとは思いますが、やはり、何と云っても、先に言いましたように、7メートルの津波が来るというところに設置すること自体に、非常に問題あるわけです。

ベストではないということ、何回も教育長答弁されましたが、やはり、私はベストの場所を求める。少なくとも、そういうふうな、わかっている災害を防ぐ、そういうものに襲われる心配のない場所ですね。もう全く予想されないことが起こった場合には、そら防ぎようはないです。しかし、もう既にここは7メートルの津波が来ますということで表示をしてある場所へ、公的な学校を今から建てるということについては、大きな矛盾があるんじゃないかと思えますね。

これはやっぱり、再度、慎重に。もう乗りかけた船だからと。この際という気持ちもわからんでもないですが、やはり再度、考えるべきじゃないかと。もう一度、ご返答を求めるわけがあります。

以上です。

なお、そのほかの場所という面では、ほかにも

提起しておりました、今の小学校の跡をかさ上げしてとか、そういうことは可能なのか、全くできないのか、そういう面も含めてご返答願いたい、こう思います。

これで、2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、雇用対策でございますが、林業関係に特化したお話もお聞きをいたしました。森林組合の方も、いろんな間伐事業、いろんなメニューがございまして、間伐事業をやっぱりやっていかなきゃいけないという状況でございます。

それには、人手が要るということでございまして、我々、都会でリストラされた方々がこっちへ帰ってきていただけるということも、1つ我々、プラスに考えなきゃいけないし、それをもって、やはり雇用の問題も考えなきゃいけないというふうなことで、林業に特化したお話をお伺いしまして、この方々が長期的に雇用をできるように、宿毛市そのものは、皆さんご存じのように、90何パーセントが森林でございまして、これから間伐しなきゃいけないとこ、もう公共的な、いわゆる市有林よりも、こちらに地主さんがいない民有林とか、先ほどおっしゃられた主のわからない山とか、そういったところが、やっぱり山が荒れる。山が荒れると、また川もよくない、海もよくないということもございまして、やはり、森の整備するということは、大切なことでございますので、先ほど申しましたように、これは森林組合と相談をしながら、やっていかなきゃいけないというふうに思っております。

これをずっとしていくことによって、長期的な雇用が可能となるということでございまして、その面については、森林組合と協議をしながらやってまいりたいと。

それでまた、この間伐事業の予算要求につきましても、県とか国とかにもお願いしていきなきゃいけない、このように思っております。

それから、宿舎の、帰ってきた人が宿舎がないよということでございます。アパート関係は、結構、空き地が、民間もあるようではございません。ただ、雇用促進住宅につきましても、議員協議会でもちょっとご説明させていただきました。市営住宅が非常に古くなっている部分もあったり、その部分の受け入れであるとか、いろいろな計画が、今現在の体制の中での雇用促進住宅を、市営住宅にもっていきたいということの計画でございます。

これが、すぐ空き家が、帰ってこられた人にあるかどうかについては、まだ計画の中に入っておりません。このことについては、検討もさせていただきますが、営林署の宿舎もあるということですが、よその方の持っている宿舎について、私ども、口出しは余りできないものから。

国は、いろんなところで、そういった方々への支援をしていくということでございますから、営林署も協力をしてくれるんじゃないかな、そんなことは思います。

それから、生活保護でございますけれども、いろんなお話がございましたけれども、担当は、窓口で、やはりその方のためを思って、法律と規則にのっとってきちんとやっていると、私は思っておりますし、その急いだ状態なのに、いろいろな理由をつけて延ばしてきたというのは、ちょっと当たらないんじゃないかなと、私自身は思っております。

これ、職員にとって、いろいろな理由をつけて延ばしても、何も得にならないわけでございまして、職員は、やっぱりその方のために、法律や規則にのっとったことでやっとなないと、後々、やはりその方のためにならないというこ

とを思ってやっているわけでございまして、それから、14日が過ぎることがありました場合には、そのときには、遅延理由なんかも説明しているようでございます。

そういったことで、職員を、余り悪くとらなideいただきたいというふうに、私自身は思っております。書類というものは、後々残るものですから、やはりその方のためには、きちんとしたことを、最初にやっぱりやっとなきゃいけないという気持ちが、職員には強くあると思ひまして、そういうことで、理由をつけて延ばすんじゃなくて、いろいろな理由を、やっぱりきちんと整理しとかなきゃいけない思いが、やっぱりあるんじゃないかというふうに思っておりますので、そこをご理解を願いたいというふうに思います。

それから、先ほどの居宅、住居地だとかいう話ですが、私、居宅のない人についての保護の申請ですと申しまして、現在の居住地が宿毛市でありというふうなこと、住所地とは申し上げておりません。居住地が宿毛市であり、現に保護を要する場合については、宿毛市が申請を受け、対応しておりますというふうに言わせていただいたと思います。

そういうことでございます。以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

2点ほどあったと思いますが、1点目は、小規模の学校で教育活動をするることについての長所、短所。それから、もう1点目は、統合の学校の予定地についてであったと思います。

1点目は、いろいろな考え方があろうと思ひますけれども、私はいつも、ずっと申しておりますが、1人の先生が異学年を担当することは、授業展開が余りうまくない、上手でない先生が

担当しますと、やはり2分の1の授業に、限りなく近くなる可能性があるのではないかと考えております。

やっぱり1人の先生が2年生、3年生を持ちますと、どうしてもその授業展開が余りうまくない先生がやりますと、能率が悪いということもありますので、そういう点はあると思います。

小さな学校で、子どものことをいろいろ、心のケアだとか、いろんな対応はできる、そんな利点はあると思いますけれども、そういうことはあるのではないかと考えております。

それから、もう1点目は、やっぱり学校は、ある程度の人数の集団の中で生活することによって、いろんなものが身についていくのではないかと考えております。

小さな、1人、2人の学校で、家庭教師のように手厚くやることもいいかもしれませんが、学校の大事なこととしては、ある程度の人数の集団の中で、いろんなことを学んでいくということも大事ではないかと考えております。

それから、2点目は、これ大変な問題でして、このことについては、いろいろ議論があったことは確かです。大変悩んだことでした。

例えば、小筑紫地区の小学校を統合して3校が集まると、やっぱり、田の浦であれば、宿毛に行ったりする児童が結構おると言うわけです。ですから、また小さくなるということもあります。

それで、そんな中で、やはり宿毛の中学校が統合するときに、栄喜も小筑紫も田の浦も、一緒に行く方がいいのではないかと考える方もいました。

しかし、旧小筑紫町の中で、1校は残す、地域性を考えて1校は残す必要があるのではないかと意見も多数ありましたので、その中で、場所を選ぶとなりますと、小筑紫中学校の場所ということになったわけです。

随分前のことだったと思いますけれども、先ほどから、中平議員の中でもちょっとお話したかと思いますが、伊与野と大海の間のマキノトウという小さな山があるわけですが、そこに学校を建ててはどうかという予定もあったと思われま

す。それから、それはどうも予算の面で、財政面でどうもたち消えになったと聞いております。

それから、伊与野の田んぼに建てるというのが、最近にあったと思います。それは、地権者の問題がいろいろあって、建てられなかったと

いうことで、いろいろと学校の場所については、考えて、悩んだ挙句ということになっておりますし、現在でも、小筑紫はもう要らないのではないかと。宿毛にそのまま行ってもどうかという考えの人も、確かにありますし、小さな学校、そんなに残してどうなるという考えもありますけれども、旧町であります小筑紫には、1校残したらどうかという意見が、大体、多数を占めたということがあって、それなら場所はどこかということになると、先ほども申しましたけれども、ベストではないけれども、ベター。もうほかに面積を考えて、あこしかないのではないかとすることに落ち着いたわけです。

それから、小筑紫小学校の跡地については、あこをかさ上げをしますと、周りが大変だろうと、そういう意見が出ました。あこを壊して、面積も随分少ないですし、子どもが、統合の学校としては随分、面積が少なくなります。

あこへ学校をかさ上げして、道のあたりまで来ると、周りの人がもてないだろうと。理解を得れないだろうと。大きな、物すごい川のような側溝をつくらなくてはならないだろうという話になりました。

それが、どこにつくるか、七日島の横を抜けるように、どういうふうにつくるかという話も出ました。

いろいろと検討しまして、山あり、それから畑あり、田んぼありということで、小筑紫中学校の場所しかないのではないかということになりました。

ということですので、ご理解をいただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をします。

林業問題については、市長の方から、こういうふうな取り組みをするということでお聞かせ願えましたので、そういうことでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

生活保護の関係で、どうも私の聞き取りが悪いのか、判断しにくい部分があるわけですがね。もう1回確認させてもらいたいんですが、市長言われました居住地いうて言われましたけれども、さっき。居住地いうたら、通常、住んでいるところと、居宅という場合と、私の言っているのは、所在地と。本人がおる場所と。例えば、公園だったら公園の中ということですが。公園でテント張ってそこで暮らしていると、そういう場合も受けつけできるんかと。

具体的に言いますと、今年も宿毛市に2名の住居のない人がガードの下で生活していたと。それに対して、私は何したわけですが、そのときに、住居がないから申請ができないと、本人がそう思ったと。住宅へ入ってないと、申請はできないと思っちゃったきに、申請による行かんかったという話をしておりましたし、また、私と一緒に話しました弁護士の方も、今の状況で、住居がなかったらあれこれ言われて、遅うなるかもわからんきに、どこかへ入らせてくれんかというような何もあったわけですね。

そういう話もありましたが、東京の方では、日比谷公園を所在地として、受けつけているということでございますので、こういうことでも

きるようになったのだということで、確認をさせてもらったわけですので、その点はよろしいですかね。私の言うように、本人がおる場所ということで。建物の中でなくてもいいということで。

所在地ということでもいいということで、理解してよろしいですかね。ちょっとわかりにくかったもので。

それから、もう1つ、特定健診について、今、こういう形で21年度各種健診の申し込みについてお知らせというのが配られております。これ、書いて出すようになってますわね。

これで、担当課長の方にお聞きしたいんですが、この中に、特定健診についてということで、保険証、受診券、問診票、自己負担金、昨年の診察結果が必要です。持参がない場合は、健診が受けられませんので、ご注意くださいとなっているわけです。

これから見ると、確かに保険証や受診券、こういったものは持っていかんと処理ができないということは理解できますが、昨年の健診結果まで持ってこんと受診できないというふうにも、これで受け取れるわけです。

そういった面から、昨年の健診結果はなくしてしまった人がおるかもわからんわけですので、その人は、ないからほんなら受けれんのかと、持ってこんきに。そういうふうにも取れますのでね。

それからまた、もう1つは、問診票等、送ってきてもろたものをなくした場合には、どうしたらいいのかということも含めて、ご説明願ひたいと思ひます。

それと、教育長に、今、お話いただきました中で、そういう議論を積み重ねたということでありまして、私はそれでも問題はあるとは思ひますが、先ほどの教育長の言葉の中に、「上手でない先生がもつとうまくいかない」というよ



うなお話がありました。

これ、中平議員の答弁に対しても、ことのと  
きにもそういう答弁がありました。これは適  
切じゃないと思うんです。

なぜならば、これは、ほんなら複式学級じゃ  
なくて、普通のクラスであっても、保護者から  
見たら、先生の教え方の上手下手だいうことは、  
保護者の中では言われるわけです。だから、複  
式学級云々の問題で、あっ、上手な先生がもっ  
たきに複式学級がうまくいく。下手な先生がも  
ったきにうまくいかんのかと、こういうふうにも  
なってきますので、先生の問題については、  
こういう場所で、上手な先生とかどうこうと、  
下手な先生とは言いませんでしたけれども、こ  
ういう表現は、やっぱり、ちょっとかえてもら  
いたい、こう思うわけです。

以上です。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般  
質問に答えるというより、ちょっと訂正をさせ  
ていただきたいと思ひまして。

先ほど、私、宿毛市の森林面積のことを、9  
0数パーセントと申しました。失礼いたしました。  
正確には84パーセントでございますので、  
これを訂正をさせていただきます。

済みません、どうも。

それから、やはり先ほど質問の中で、こちら  
からちょっと答えさせていただきましたけれど  
も、これ、居宅とは、居宅のない人の申請はと  
いうことがあったんで、それは居宅のない人  
についての保護の申請についての答えをしたとい  
うことだけで、答えは、「居住地が宿毛市であ  
り」ということであって、居宅がないことによ  
って申請は拒否をしておりますので、そのこ  
とをはっきり伝えておきます。

居住地でございますから、そこにいる、いれ  
ば、これは宿毛市域にいれば宿毛市にというこ

とはできますということでございますので。

何回もやりとりやったもんですから、はつき  
りさせた方がいいと思います。

あと、先ほどの健診の件につきましては、保  
健介護課長の方からお答えさせていただきます。

○議長（宮本有二君） 保健介護課長。

○保健介護課長（三本義男君） 保健介護課長、  
5番、浅木議員の再質問にお答えいたします。

広報3月号にも、新年度の健診の申し込みが  
スタートしますとのお知らせの中で、「保険証、  
受診券、問診票、自己負担金が必要です。持参  
がない場合は健診が受けられませんので注意し  
てください」と記載しております。

健診を受診する際に持ってきていただく保険  
証は、病院と同じく本人及び各保険者の資格を  
確認する必要があるためでございます。

受診券は、各保険者が健診受診者に発行する  
もので、本人であることを確認し、保険証と突  
合する必要があるため、健診費用請求のために必要  
な書類となります。

自己負担金につきましては、健診会場から健  
診機関が受領して帰ることになりますので、保  
険証、受診券、自己負担金は必ず持参してい  
ただくようお願いいたします。

国保加入者の場合であれば、保険者が発行す  
る受診券や問診票をなくしたことが、当日は無  
理ですが、事前にわかった場合は保健介護課の  
方へ連絡していただければ、再発行できますの  
で、連絡していただきたいと思ひます。

もし保険証など、必ず必要な書類を忘れて健  
診会場に来られた場合は、申しわけありません  
が、取りに帰っていただく場合もありますので、  
忘れないにしていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の  
再質問にお答えをいたします。

先ほど、質問のありました栄喜小学校の統合につきましても、話の中で、住民の、保護者の理解を得られなければ統合はしないという方向で話は進んでおりますので、そういうふうに理解していただきたいと思っております。

それから、最後のご質問ですけれども、指導力が不足している。それから、授業が不得手な先生というのは、これは新聞でもよく出ますし、授業改善のあれだとか、それから要指導教員だとかいう形で、新聞にもよく出ますし、これは実際に授業のうまい先生、下手な先生というのはいるんです。

これは、例えばよくお話に出ると思いますがけれども、授業の、人格のことを言っているんじゃないからちょっとご勘弁願いたいのですけれども、授業のうまい先生にもってもらうのと、授業の下手な先生にもってもらうのとは、随分と学力の違いは、違うと思うんです。

ですから、先生は授業力改善のための研修をするし、宿毛市の教育研究所でも、そんな取り組みをしているところなんです。

それで、その中で、やはり先ほど申しましたように、授業が不足、授業力が不足している先生が、複式の学級をもつと、限りなく2分の1、3分の1の教育活動に近づくのではないだろうかというお話をさせてもらったのです。

以上です。

○議長（宮本有二君） 保健介護課長。

○保健介護課長（三本義男君） 保健介護課長、5番、浅木議員の再質問で、前回の健診結果を持ってこない場合はどうなのかということをお忘れしておりましたので、お答えいたします。

本来、前回の健診結果が、持ってきていただければ、スムーズな健診ができるということで、これもなくても、うちの方で用意しておりますので、持って来られなくても、忘れた場合は構いませんので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 再質問をします。

教育長の先ほどの答弁は、私は納得できません。

その先生の上手下手というのは、そら私も教育受けてきたし、自分も教育実習にも行って見て、感じたわけですので、それはあるわけですが、栄喜の問題に限っては、複式学級だから下手な先生、上手でない先生が持ったら2分の1になる。ほな40人学級のところだって同じなわけですね。

大きな学級のところだって、上手でない先生がもったら、そら子どもの効率は上がらないと。

だから、複式学級だから、40人学級だからということで、それは決まるのじゃなしに、こういうところへ上手じゃない先生がもたらというふうな問題を持ってくると、おかしなものになるんじゃないかと。

そしたら、最初から、複式学級のところへは、これから先、教育委員会は上手な先生を全部配置するのかということ、私は今後求めていくようになってきますのでね。

そういった面で、複式学級だから上手な先生、複式学級でなところへは、そういう先生、下手な先生でも構わんというふうにも聞き取れますので。複式学級と絡めて、そういう表現をすることについては、私は疑問があると。

再度答弁願います。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

確かに、授業の下手な先生、うまい先生というのはあると思うんですけれども、それは承知していただけたでしょうか。

その場合に、複式学級でやるのと単式学級でやるのとは、単式の場合には、10人、1人

の先生が1年生なら1年生、2年生なら2年生を授業する場合は、下手な先生が、授業の下手な先生がやる場合の被害と、わかりますかね。余り授業のうまくない先生が、余りうまくない授業。授業が余りうまくない先生が、2年生の10人学級の子どもを教科指導するとします。その時の被害と、3人、4人の、2年生、3年生の複式の学級で授業のうまくない先生が授業展開しますと、可能な限り、2分の1の授業に近づく。

片一方、半分を遊ばすようになるのではないかという意味のたとえで、複式学級の授業展開するのは、単式学級で授業展開するよりも、被害が大きいであろうと。それは栄喜に限ったことではありません。どこの学校の、どこの学級であっても、そういうことが言われるという、一般論を申したのですから、栄喜小学校に限っての話ではないと思っております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をします。

今の教育長の考え方ですね、先生が上手でなかったら、子どもに被害が及ぶというような言葉を使うと、教育委員会の委員長が、これは現場の先生、先ほど、市長も職員、皆さんは一生懸命やりゆうというお話がございましたが、職員の中でも、仕事のよくできる人、中程度の人、十分でない人、差は、私らも公務員やってきて、わかるわけです。

それを、ほんなら仕事のできん職員がやったら、役場に被害を与えるんかと。それと同じように、学校の先生に対して、それぞれ一生懸命、その人の能力を発揮してやっていくというのに、被害が及ぶじゃいうような表現を、教育長がこういう場ですることについては、非常に疑問に思うわけです。

そういう考え方があるから、先ほどみたいな、

上手な先生、そうでない先生みたいな話も出てくるというふうに思うわけです。

私は、この被害という言葉については、撤回してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

私が、先ほど答弁の中で使いました被害という言葉については、謝罪をさせて、撤回させていただきたいと思います。

子どもにとって、損失であるというふうにかえさせていただきます。こういうふうに変更させていただきます。と思います。

それ以外は、訂正はいたしませんので、よろしくをお願いします。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 損失という言葉にかえたとしても、やはり問題は、教職員に対する教育長の見方としては、これは信頼を失墜したんじゃないかと。学校現場の先生は、逆にやる気をなくするということにつながっていくんじゃないかと。

これを損失という言葉にかえても、やはりこういう場所で使うことについては、私は不適切であると、こう自分では思ってます。

しかし、それは、教育長はそれでいいんだということですので、再度撤回ということは求めません。議論も果てしなくなってきましたので、そこは教育長と私の考え方の違いだと思います。

以上をもちまして、私の質問は終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（宮本有二君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時09分 散会

平成21年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成21年3月11日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第44号まで

-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第44号まで

-----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

-----

4 欠席議員

なし

-----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 児島厚臣君  
議事係長 岩村研治君

-----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長補佐	松岡博之君
商工観光課長	立田明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第44号まで」の44議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

ただいまより、本議会に提案されました議案についての質疑を行います。

まず、初めは、議案第1号別冊の平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

まず、最初はページ30ページ、第2款第1項総務管理費、1目一般管理費、18節備品購入費についてであります。

地上デジタル放送対応機器購入費といたしまして、1,145万円が国の第2次補正予算を受けて計上されておりますが、地上デジタル放送対応機器とはどのようなものであるのか。そして、どれぐらいを購入し、活用を図ろうとしているのか、その内容についてのご説明をお願いいたします。

33ページ、総務費の第1項総務管理費、24目定額給付金費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

この問題につきましては、国会においても議論を呼びましたし、いまだに国民の7割以上の方々々が反対であるとの意見があります。

これは、麻生総理大臣の定額給付金についての説明に全く一貫性がなく、自分自身の態度も二転三転をし続けてきました。そして、大事な国民の税金の使い方や、その効果等について、

疑問を抱くからであります。

私自身も、悪法も法なりという言葉がありませんけれども、大変疑義を持っています。

私が今回質疑します内容は、給付金の配付方法についてであります。

ご案内のとおり、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料に続き、本年10月から住民税もわずかな年金から天引きをされます。その理由は、高齢者の便宜を図ることとあります。

総務省は、定額給付金の申請や受け取りが困難な寝たきりの高齢者や、老人福祉施設等の入所者については、民生委員や施設職員等が代理で申請をし、受給できることといたしました。税金を年金から天引きするときは、高齢者の便宜を図るとして、強行採決等までして決めました。今回のような給付金の場合は、行政としては、こうした方々の便宜を図るとの観点に立ち、直接、申請の受付並びに交付できる方法をとるべきではないかと考えます。

宿毛市においては、交付方法をどのように行おうとしておられるのか、お示しをいただきたいと思っております。

次は、議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般会計予算についてであります。

ページ49ページ、第2款総務費の第1項総務管理費、7目企画費、8節報償費についてであります。地方公共交通会議委員報償費として、7万5,000円が計上されておりますが、この会議の委員数は何人で構成をされておられるのか。

そして、この会議の委員の中には、現場の交通体系を十分熟知しており、利用者の立場でもあり、そしてある労働組合の代表の方は参加をいたしておられるのか、お伺いをいたします。

ここに2007年10月現在の資料がありますけれども、全国で108の市町村では、労働組合の代表がこの会議の委員として参加をいた

しております。宿毛市において、この会議にこの代表の方が参加していなければ、今後、委員として検討する考えはないか、お伺いをいたします。

同じく49ページ、第2款総務費の第1項総務管理費、7目企画費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

共聴施設デジタル化支援事業費補助金の1,700万円についてであります。補助をしようとする共聴施設並びに事業の内容についてのご説明をお願いいたします。

ページ50ページ、第2款総務費の第1項総務管理費、9目開発推進費、13節委託料についてであります。

高知西南中核工業団地環境対策事業委託料として100万円が計上されておりますが、これについては、ことしの新規の事業ではないかと思えます。事業内容、並びに委託先、そしてこの事業を行うことにより、どれぐらいの雇用創出につながると考えておられるのか、お伺いをいたします。

ページ54ページ、第2款総務費の第1項総務管理費、16目開発総合センター・離島センター運営費、14節使用料及び賃借料についてであります。

宿毛市定期船事業特別会計予算にも関連をいたしますが、AED借上料として、それぞれ9万円が計上されております。まず、この借上期間はどれぐらいであるのか、お伺いをいたします。

そして、昨年9月議会における私の質疑に対して答える中で、教育委員会から各学校に配備をいたしましたAEDは、入札の結果、1基当たり16万9,260円とのこととあります。それを考えると、借り上げをするのではなく、購入すれば2年で元を取ることになると考えますが、そのことについてのご説明をお願いいた

します。

121ページ、第10款教育費の第4項社会教育費、4目図書館費、11節需用費、並びに18節の備品購入費についてであります。

図書購入費といたしまして、合計で379万円が計上されております。この予算額は、19年度、20年度と全く同額であります。図書活動については、年々多様化していますし、専門の書籍を求める利用者の需要はふえてきていると思えます。そうした利用者の需要にこたえるためにも、図書館の内容の充実を図り、図書館を利用する子どもたちや、市民の読書活動を推進していくという観点から、今まで並みの予算でいいのか甚だ疑問に感じますので、お伺いをいたします。

そして、図書の購入に当たっては、どのような選定方法をする中で購入しているのかお伺いをいたします。

同じく121ページ、第10款教育費の第4項社会教育費、4目図書館費、13節委託料についてであります。

この問題につきましては、先般の一般質問をした経過がありまして、多少、重複する部分があるかもわかりませんが、お許しをいただきたいと思えます。

窓口業務事務委託料といたしまして、885万9,000円が計上されております。昨年度までの臨時職員の雇用に対する対応に比べて、財政的に大幅な増額となっております。この予算を見ますと、4名ぐらいの雇用を見込んでおられるのではないかと思いますけれども、そこあたり、どのような体制をとるのかお示しをいただきたいと思えます。

それにあわせて、行政改革大綱に沿って市が行ってきた事務を民間委託する場合には、財政的にある程度、削減されるのかなという思いもいたしておりましたけれども、今回は増額とい



う部分でございます。

今までの行政改革大綱の履行状況を見ますと、あらゆる分野で予算が削減、効率化を図る中で削減をされておる中で、こういう部分については、増額ということで、今後において、民間委託をする場合でも、さらなるサービスが必要と思われる事業については、こういう形で予算的な裏づけをしながらサービス拡充に努めていくという考えのもと、こういう予算配置ではないかと思いますが、そこあたりお示しをいただきたいと思えます。

125ページ、第10款教育費の第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

花へんろマラソン実行委員会補助金として、600万円が予算計上されております。本議会に提出されます補正予算第7号に関連いたしますが、平成20年度予算では、当初520万円を計上し、新たに266万3,000円の追加補正の予算が提出されております。合計いたしますと786万3,000円となります。

昨年3月議会の質疑において、果たして520万の予算で大会が開催できるのかとの提起もしてまいりましたが、やはり当初予算では難しく、今回、266万3,000円の補正であります。

初めての大会ということで、予想外の経費が多くかかったとは思いますが、第2回の大会の開催を計画するに当たり、予算として600万円とのことではありますが、その内容についてのご説明をお願いいたします。

次は、議案第15号別冊、平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

19ページ、第2款保険給付費の第4項出産育児一時金、1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金についてであります。

出産育児一時金として、昨年度は1,470万円の計上でありましたが、今年度は昨年度に比べて430万円多い1,900万円の予算となっております。

これは、出産一時金が35万から38万円になったものに伴うものとは考えられます。しかし、これをもとに計算いたしますと、国保会計から20年度は42人、21年度は50人の出産を見込んでおります。全国的にも、宿毛市においてもそうではありますが、少子化が大きな問題となっております今日であります。その中で、今年度においては国保会計からの出費は増加すると考えておりますが、その根拠となる状況をお示しをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口公男君） 総務課長、4番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、30ページでございます。

総務費、総務管理費の一般管理費の中の18節備品購入費でございますが、地上デジタル放送対応機器購入費1,145万円について、その内容をご説明申し上げます。

本事業は、先ほど議員ご指摘のように、国の第2次補正予算による生活対策事業として、計上させていただいたものでございますけれども、購入する機器につきましては、デジタル放送対応のテレビでございます。

現在、宿毛市では、小中学校に178台、保育園に16台、その他市役所等に35台の合計229台のテレビを設置しております。

しかしながら、いずれもデジタル放送を受信することができない機種でございます。

平成23年7月に、現在、放送されております地上アナログ放送が終了となりますことはご

承知と思いますけれども、デジタル放送対応のテレビに買いかえるか、もしくはチューナーの購入が必要となります。

現在、設置いたしておりますテレビが、ほとんどが老朽化をいたしておりますので、今回、テレビを購入することといたしまして、1台当たり5万円、229台分を予算計上いたしましたのでございます。

なお、当事業の特定財源としております地域活性化生活対策臨時交付金につきましては、総額で2億6,049万円が限度額となっております。本市が計上いたしております候補対象経費の事業費の総額が、3億1,773万円でございますので、その中で、優先順位を考えて事業執行をしてみたいというふうに考えておりますので、先ほど申し上げました229台すべてを購入できるかというのは、その優先順位等を考慮する中で判断をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、同じく一般会計補正予算（第7号）の33ページでございます。

2款総務費、第1項総務管理費の24目定額給付金費の19節負担金補助及び交付金についてでございます。

議員から、配付方法について、宿毛市ではどのように考えているのかと、交付方法でございますけれども。宿毛市におきましては、国からの指導等もございまして、基本的にはご本人の口座に振り込みをする方法で交付をしたいというふうに考えております。

議員は、高齢者の便宜等を考えて、直接交付も行うべきではないかというご質問でございますけれども、今回、宿毛市の状況から考えますと、47カ所で申請手続を行う予定にいたしておりますけれども、特に人口の多い地域では、多額の現金を職員に預けなければならないとい

う、その部分の危険性ととともに、特に国においては、高齢者の方が、いわゆる交付申請手続と同時にお金をいただいて、帰る途上での危険等も考えて、今回、口座振込がいいのではないかという判断をいたしましたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、4番議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般会計予算、ページ49ページ。2款1項7目の企画費、8節の報償費の地域公共交通会議委員報償費の7万5,000円についてでございます。

委員数につきましては、現在、9名で構成されておまして、労働組合としての参加は、現在、ございません。

今回の目的といたしましては、住民の必要最低限度の生活路線の確保、及び利便性の増進について協議することを目的とした会でございしますので、今後、特に労働組合からの参加というのは、現段階では考えておりません。

続きまして、同じく19節負担金補助及び交付金の共聴デジタル化支援事業費補助金の1,700万円についてであります。この事業は、共聴組合が主体となって実施する事業でありまして、現在、各共聴組合において、実施時期等の協議を内部でしていただいております。

したがって、現段階では、実施場所についての確定はしておりません。デジタル改修の必要な施設につきましては、新規発生分も想定しますと、10カ所を超えるのではないかと考えておまして、準備の整った組合から、順次、整備を進めてまいりたいと思っております。

また、事業の内容についてでございますが、

デジタル受信用のアンテナ、増幅器、ケーブル、分配器等の設置を見込んでおります。

続きまして、ページ50ページ、2款1項9目開発推進費、13節委託料の高知西南中核工業団地環境対策事業委託料の100万円についてでございます。

これまで、工業団地内の環境対策は、主に排水路の清掃や道路のり面の草刈りであります。ボランティアの方や団地内企業の協力をいただく中で実施しておりました。

しかしながら、市の管理すべき道路のり面等は広大で、団地内すべての環境対策を実施することができませんでした。そこで、主体業務を委託し、補完業務を職員の動員により対応しようとするものでございます。

発注方法等につきましては、指名選定委員会に図る中で、今後、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ページ54ページ、2款1項16目、開発総合センター・離島センター運営費。14節使用料及び賃借料、AED借上料についてでございます。

教育委員会の導入されたAEDとの比較のご質問でございましたが、型式も異なるため、一概に言えませんが、今回、購入予定のもので10年間を比較した場合の、バッテリーや部品交換を考慮した場合、リースの方が安く、またメーカーによる定期点検もありますので、安心して使用できることから、リース契約とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長、4番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般

会計予算、121ページの教育費、10款4項社会教育費、4目図書館費の11節及び18節の図書購入費、計393万円について、ご説明いたします。

まず、19年度、20年度と全く同額であり、図書館の内容の充実を図り、図書館を利用する子どもたちや、市民の読書活動を推進していくという観点から、今まで並の予算でよいのかということではありますが、松浦議員のご指摘のように、市民の学習ニーズが多様化し、図書館の役割がますます重要になっていることにつきましては、同様の認識をしておるところでございますが、昨今の行財政改革の流れの中で、県下の図書館におきましては、軒並み資料費を削減されている、そういう状況でございます。

そういう中で、坂本図書館につきましては、前年度並みの予算を確保できているということにつきましては、一定、ご理解もいただけるのではないかと考えております。

なお、県下の図書館におきましては、県立図書館が中心となりまして、相互貸借制度を設けまして、高価な専門書とか、自分の図書館にない本につきましては、お互いに貸し借りができるような制度をつくっております。

そういうことで、坂本図書館でも、そういうふうな相互貸借制度を活用しながら、市民の読書ニーズにこたえているというふうな状況でございます。

また、図書の購入に当たっては、どのような選定方法で購入しているかというご質問でありますが、坂本図書館は、図書館流通センターに委託している部分と、坂本図書館独自で選定している部分がございます。

図書館流通センターは、毎日、大量の図書が出版されているわけですが、大量の本の中から、図書館に備えることがふさわしいと思われる本を、選定委員が選びまして、新刊とし

て毎週、発送していただいております。

ちなみに、図書館流通センターから購入する本は、坂本図書館の購入図書の約6割近くになっております。

なお、委託料は無料ということになっております。

坂本図書館が選ぶ場合は、利用者からのリクエスト、それから蔵書構成を検討いたしまして、不足している分野や内容等が古くなったものについては、買いかえを行ったりということで、利用者のニーズに配慮した選定を心がけております。

次に、同じく121ページの第10款教育費、第4項社会教育費、4目図書館費、13節の窓口事務委託料885万9,000円について、お答えをいたします。

昨年度までの臨時職員の経費と比べまして、大幅な増加であり、財政的な観点から見ると、NPO法人へ委託することのメリットはどうか。また、委託職員を増員するようにお見受けするが、その理由についても、説明を求めたいということであったかと思えます。

これは、松浦議員の一般質問に市長がお答えいたしましたように、図書館業務の一部をNPO法人に委託することによって、優秀な人材を確保する。そして、今まで以上に、市民サービスの向上を図るということを目的としております。

行政改革を進める上で、経費を削減するということは、主要な課題の1つというふうに私も認識をしておりますけれども、図書館業務のような専門的な知識や技術を有した職員によるサービスの質が大きなウエートを占める部分につきましては、経費が安くならないこともあるというふうに、私は考えています。

なお、委託費につきましては、これまで3名の臨時職員が、計画では4名にふやすというこ

とにしておりますので、その人件費が増額しておりますけれども、臨時職員の各種保険料等は、総務課の方で予算化しておりましたので、若干、経費が増額したように思われますけれども、1人当たりの人件費に関しましては、今までとトータル的に大きな差はないというふうに思われます。

職員を増員する理由についてであります。一般質問でもお答えいたしましたように、NPOの職員の指導監督は、NPOの職員が行うことが前提となります。

そして、NPOの職員の中で、1名の方につきましては、NPO法人の事務をしながら、なおかつ図書館の窓口業務にも携わっていただくこととなります。

図書館の窓口業務は、これまで土日などは2名となりまして、その分を職員が補っていたということですが、今後につきましては、土日の窓口業務はNPOの職員3名で対応していただくことになると考えております。

図書館業務としましては、この委託によりまして、市民の体制の強化とともに、図書館職員のスキルの向上が図られ、子どもたちや市民の読書活動が高まって、市民サービスの向上を図ることができるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

続きまして、125ページ、第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節の宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金600万円について、ご説明をいたします。

宿毛花へんろマラソンにつきましては、まだ今年度の第1回大会が終了していませんので、実績というものは出ておりませんが、次年度以降も、引き続きまして、本大会を開催することとしております。

また、平成21年度の実行委員会の事業費につきましても、まだ実行委員会で事業計画、そ

れから予算等について、承認を得ておりませんので、予算の詳細については、まだ確定していないということをご了承いただきたいと思えます。

21年度の補助金600万円の説明の前に、20年度の増額となった項目について、若干、触れておきたいと思えますが。

20年度のマラソンの補助金につきましては、当初の計画では、予測してなかった、予定してなかった予算項目がございました。

例えば、マラソンコースの公認申請料であるとか、パンフレット、参加者通知書等の送料。それから、のぼり旗の製作費、それから三角コーンの購入費、それから陸上競技場に彩りを添えますプランターとか、そういうふうなものを、当初の予算では計上しておりませんので、そういうものがどうしても必要だというふうな考えの中から、今回、補正の中でも、補正予算の増額をお願いをしている経過がございます。

それでは、21年度補助金600万円の説明をしたいと思えます。

全体の経費見込みとしましては、21年度は総事業費が1,331万円を見込んでおります。収入としましては、参加費用535万円、フルマラソンの参加者1,000名、それから3キロ、5キロの参加者を350名を見込んだ参加費であります。

そして、宿毛市補助金が600万円、それから協賛金が195万円、雑収入が1万円、計1,331万円となっております。

支出としましては、報酬が4万5,000円、それから報償費が241万5,000円、需用費が400万円、役務費が162万円、委託料が432万円、使用料及び賃借料が91万円、計1,331万円となっております。

20年度の予算と比較しまして、21年度につきましては、需用費について、例えば立て看

板や横断幕、そして交通安全旗とか、三角コーン、のぼり旗等が不用になりますので、約140万円が減額というふうになっています。

また、役務費の中のマラソンコース公認申請料が、21年度は不用になりますので、その経費約60万円も不用になるということでありませ

す。ちなみに、全体としましては、60万円の減額ということになっておりますけれども、20年度はゲストランナーとして予定をしておりました間 寛平さんが、所属する吉本興業のイベントの都合で参加できなくなったということで、委託料に予算計上しておりましたが、それを使わなくなったということがございます。

そして、21年度は、寛平さんはまだ日本に帰ってきませんので、寛平さんにかわるゲストランナーを招待するための経費を、21年度100万円を見込んでおります。

そういう内容でございますが、当初申し上げましたように、まだ実行委員会の中で、正式な計画、マラソン大会の企画について、議論、また承認もいただいておりますので、あくまでも600万円の補助金を支出する上についての根拠を、概要説明をさせていただきました。

以上であります。

○議長（宮本有二君） 市民課長。

○市民課長（弘瀬徳宏君） 市民課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算、19ページであります。

第2款保険給付費、第4項出産育児一時金、1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金の出産育児一時金が、20年度当初予算に比べて増額となる要因、及び本市の最近の出生状況はどうなっておるか、そういうご質問であったと思えます。

平成18年度の本市の出生数は175人、そのうち国保の被保険者は52人でありました。平成19年度の出生数は152人、そのうち国保被保険者は43人。平成20年度の2月末現在の出生数は163人で、そのうち国保被保険者は52名となっております。

このように、直近3年間の出生者全体に占める国保の被保険者の割合が、約3割となっておりますので、平成21年度の出生者数を170名程度と見込みますと、国保の被保険者においては50名程度になるのではないかというふうなことから、本予算を計上したものであります。

以上です。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 若干、1点だけ。1点言いますか。

図書購入費の関係の、数字の関係で、図書購入費として、393万円というふうにお話を聞いたがですけれども、11節の需用費が324万円、そして18節の備品購入費の55万で、私の方は、この2つを足して379万円という質問をさせてもらいましたけれども、393万円ということですので、それについてご説明をお願いいたします。

それと、定額給付金の関係で、寝たきりで、自宅で生活されておられる方とか、施設に入居して、世帯分離をして、家族は今までの家庭において、もう1人のお父さんであるとかお母さんであるとか、子どもさんであるとか、施設に入る場合に、世帯分離をして、1人だけで入所している家庭があるかと思えます。私のうちもそうでありますけれども、そういった場合に、施設の管理者が、代理で施設長なんか来ても、本人確認をせんといけんと思えますが、そこあたり、本人確認をする、細かい話ですけれども、謄本とったり何かせんといけん可能性もあろうかと思えますが、もしそういう場合に、満額2万円

じゃなしに、それから経費を引いた分が本人にわたると。経費が要るわけですので。戸籍謄本とか、そういう本人確認をする。細かいようですけれども、コピーしても10円は要るというふうなことで、そこらあたりの対応について、すべて本人負担であるのかどうか、お願いをします。

それと、私、質問で漏れておったんですけれども、この定額給付金を宿毛市で交付する場合、事務費としてどれぐらいかかるか。1回目に、私、質問しておりませんでしたので、そこらあたりお示しをできればお願いをしたいと思いません。

○議長（宮本有二君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

今、松浦議員のご指摘どおり、121ページの教育費、10款4項4目11節及び18節の図書購入費の合計額は、379万円の誤りでしたので、訂正をいたします。失礼をいたしました。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、4番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、高齢者等で、いわゆる施設等に入って世帯分離をされている方、寝たきり等でですね。施設長等が代理で申請をするケースでございますけれども、私ども、手続のスケジュールといたしまして、申請書をご本人にお送りします。当然、施設にもお送りしますけれども、その申請書と、それから提示される口座。いわゆる口座名義人でございますけれども、口座名義人が同一であれば、それで本人確認ができるという認識をいたしておりますので、特別に戸籍謄本、抄本をとるか、そういったことは、今のところ考えており

ません。

それと、今回の定額給付金にかかわる事務費でございますけれども、本予算にも計上させていただいておりますけれども、総額で1,820万5,000円を予定をいたしております。

これは、あくまでも国が示す事務費の総額、アップパーを計上させていただいておりますので、当然、これだけ不用になれば、その分は国にお返しするということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 定額給付金については、いろいろとまだ質問したいわけですがけれども、きのうも一般質問等、きのう、おとついの一般質問等の中で、理解もしたし、私なりにも勉強した部分がございますので、質疑については、この辺で終わりたいと思えます。

ちなみに、定額給付金、私も受け取ります。受け取って、先ほど、質疑の中で申しましたように、私たちは国会の場で、この予算についてはばらまき予算ではないか。そしてまた、医療や福祉、教育や雇用、そういった部分に使うべきではないかというところで議論をした経過がございますので、私たち社民党高知県としましては、これを党の方へカンパをして、私たちの代表が国会の場で議論したように、この使い道はそういった社会的に有効活用するという方針を、私たちは決めております。

そういった面で、私たちの分は、地域の中で使うという部分にはなりませんけれども、受け取ることは受け取ります。

以上で質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、皆さん、おはようございます。質疑をさせていただきます。早速、質疑をさせていただきます。

私が質疑を行いますのは、議案第14号別冊、

平成21年度当初予算からでございます。

初めに、79ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目母子保健推進費、第13節委託料2,089万7,000円の妊婦育児一般健康診査委託料の2,083万7,000円について、その目的及び内容について、お伺いをいたします。

続いて、同じく議案第14号、ページ85ページ。

第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料、4,714万3,000円の緊急雇用創出臨時特例基金委託料の2,011万1,000円と、同じくふるさと雇用再生特別基金事業委託料2,703万2,000円の内容と、事業効果についてお尋ねをいたします。

続いて、同じく議案第14号、ページ101ページ。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、4目地方道整備事業費、15節工事請負費、市道大島中央線道路改良工事費ほか、2億1,556万1,000円の進捗状況と、完成はいつになるのか、お聞きをいたします。

最後に、議案第14号、ページ104ページ。

第8款土木費、第4項都市計画費、5目再生整備事業費、13節委託料、都市再生基本計画委託料900万円の目的と、委託内容について、お伺いをいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本有二君） 保健介護課長。

○保健介護課長（三本義男君） 保健介護課長、3番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般会計予算、79ページ、第4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健推進費、13節委託料の妊婦・乳児一般健康診査委託料等、2,083万7,000円の目的及び内容でございます

が、昨年度当初予算で公費負担による健診回数を、2回から最低限必要な5回へと拡充し、170人分400万7,000円を見込み、乳児一般健康診査等を含め、573万9,000円を計上しておりました。

平成21年度当初予算では、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要とされる経費を、公費負担とすることで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、健診が必要とされる14回分の200人分、1,880万円を計上しております。

乳児一般健康診査等203万7,000円をあわせまして、計2,083万7,000円を計上しております。

健診の具体的な内容につきましては、妊娠初期から23週までに4週間に1回、血液検査、超音波検査等基本的な妊婦健診4回、妊娠24週から35週まで2週間に1回で6回、妊娠36週から出産まで1週間に1回で4回の、計14回の健診となります。

妊婦健康診査の公費負担の拡充による国の助成としましては、5回目以降の9回分について、2分の1の国庫補助金とし、残りの2分の1を地方交付税による財政措置が講じられております。

この事業によります歳入としましては、5回目以降9回分の健診経費として、1,080万円を見込んでおり、歳入としましては、ページ25ページ、第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金に、妊婦一般健康診査国庫補助金として540万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、3番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般会計予算、85ページでございます。

労働諸費に提示をいたしております緊急雇用創出臨時特例基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業の事業内容、及び効果についてのご質問でございますけれども、本事業につきましては、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、国が第2次補正予算におきまして、離職を余儀なくされた非正規労働者、高齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出、提供すること。

それによって、生活の安定を図るという目的、並びに、雇用失業情勢の厳しい地域において、自治体の創意工夫に基づき、雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用の機会を創出するという目的で実施されるものでございます。

国から高知県に対しまして、緊急雇用創出臨時特例基金事業に15億円、ふるさと雇用再生特別基金事業に66億円の合計81億円が配分されます。

このうち、それぞれ2分の1ずつを市町村、県内の市町村に交付するということになっております。

宿毛市の緊急雇用創出特例基金事業といたしましては、市内清掃美化事業、桜の里運動公園花いっぱい事業、観光資源環境保全事業、宿毛市ホームページリニューアル事業、宿毛市小・中学校副読本作成事業の5つの事業を予定いたしております。総事業費2,440万円でございます。

雇用といたしましては、21名を予定いたしております。このうち、新規の雇用を18名予定をいたしております。

一方、ふるさと雇用再生特別基金事業といたしましては、宿毛湾水産加工品製造販売事業、市有林活用雇用創出事業、乳児保育事業の、以



上の3事業を予定をいたしております。

総事業費は、3年間で8,109万6,000円を予定いたしております。平成21年度は2,703万2,000円を計上いたしております。

雇用効果といたしましては、年間11名。そのうち、新規雇用は9名を想定いたしております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、3番、野々下議員の質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般会計予算、ページ101ページ。8款第2項15節工事請負費、市道大島中央線道路改良工事についての進捗状況についてのご質問でございますが、市道大島中央線につきましては、平成8年度に着手しております。全体事業費約14億円。事業費ベースで申し上げますと、事業進捗率が約84パーセントとなっております。

この全体延長が1,070メートルございまして、供用済の延長といたしましては、本線が430メートル、取り合わせが140メートルで、残りのところについては、暫定断面でほとんどでき上がっておるといような状況でございます。

それで、21年度の完了予定ということになっておるところでございます。

続きまして、同じく104ページ、8款第4項5目13節委託料900万円。都市再生基本計画策定委託料についてのご質問でございますが、中心市街地商店街の状況というのは、大変、現在、空洞化を伴っております。深刻な状況となっております状況でございます。

20年度には、市の方からもプロジェクトチームをつくりまして、若手職員6名で編成をいたしまして、約1年の間、検討もしてまいった

ところでございます。

21年度につきましても、引き続き関係機関、関係団体との連携のもと、中心市街地の活性化に向けた新たな計画の策定に取り組んで、にぎわいのある商店街の再構築に向けて、協議内容の検討を進めていこうとするものでございまして、今回の計画策定に当たりまして、予定区域といたしましては、実現可能な規模ということで、南は旧国道56号線、北は宿毛小学校、東は県道宿毛津島線、西は旧鷹の羽旅館までの、面積約16.3ヘクタールを予定をしております。

委託内容といたしましては、中心市街地が目指すべき方向性に伴った各種項目における、より具体的な調査の実施及び認定申請に当たっての基本計画の概略作成作業をしようとするものでございまして、調査内容といたしましては、大きく6項目から分かれてございまして、人口、居住状況、商業状況、土地利用、建物状況、道路交通環境、法規制状況、住民意向調査など、項目ごとに詳細な調査を行いまして、既存データとあわせて解析し、因果関係のチェック、現在の状況に至った原因の分析などとなっております。

この分析結果をもとに、今後、立ち上がります商工会議所、地権者などから組織されます活性協議会との検討協議を重ね、認定基本計画の策定に向けて取り組んでいこうとするものでございまして、国の認定を得て、事業の実施ということに、実施が可能ということになります。

なお、協議会については、もう既に打ち合わせをしておるところでございます。4月中旬には協議会を立ち上げて、前向きに取り組んでいこうというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、再質問をさせていただきます。

一番最初の、妊婦・乳児一般診査の件なんです、課長は今、この予算は2年2カ月の時限的な予算だと思いますが、その2年2カ月後も、この制度は継続されるのか、ちょっと触れませんでしたので、その点、よろしくお願いいたします。

続いて、緊急雇用の件なんです、緊急雇用で5事業、ふるさと雇用で3事業ということですが、緊急雇用の臨時特例基金の中で、委託事業となっております市道、公園、市営住宅内の側溝清掃、草刈り等を行う事業について、もし箇所づけができていれば、具体的にご説明をお願いいたします。

また、2番目に、直接事業でありますへんろ道及び観光資源の観光美化作業や、観光案内板等の設置を行う事業について、詳しく説明、場所とかわかりましたらご説明願います。

そして、ふるさと雇用の方なんです、これ、最長3年間の時限事業ですが、3事業、キビナゴを中心とした水産加工品の製造販売を行う事業。市有林の整備事業を、森林組合に委託し、切り捨て間伐、除伐を行う事業。そして、保育園で乳児保育をする事業と3つあるわけですが、この事業、どれをとっても3年間で終わる事業ではないと思います。3年間で、またこの臨時で雇った9人が失業するわけですが、失業、せっかく仕事を覚えてやる気になったとこぐらいなんです、3年間というのは、失業という形になるように、非常にもったいないように思います。せっかく仕事を覚えた9人が失業しないように、ワークシェアリング等なんかも、企業努力も非常に大事かと思いますが、行政としても、何らかの施策が必要じゃないかと思うんですが、答えていただければ、よろしくお願いいたします。

3番目の大島中央線なんです、これ、完成時期はいつになるかということ。21年度と課長おっしゃっていただきましたけれども、工期があると思いますので、何月に完成するのかわかるか、詳しく言っていたきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、今回、この道路がこのまま完成して、このままでとまってしまっただけでは、私も何回か行ったことあるんですけども、非常に下の咸陽島や公園、海水浴場に行くのには、非常に使い勝手の悪い道路になってしまうような気がいたします。

また、使用人口も、国民宿舎へ行くよりも、咸陽島や公園、遊びへ行く人口の方が多いかとは思いますが、一般質問のような形になりますけれども、今後、この道路の延伸は考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

最後の都市再生基本計画ですが、旧市街地の16.3ヘクタールを、今年度の国の認定がおりたら、4月中旬からそういう策定をしていきたいというんですが、この事業化へ向けての今後の、事業化していくと思うんですけども、スケジュールどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

この点、4点、再質問をよろしくお願いいたします。

○議長（宮本有二君） 保健介護課長。

○保健介護課長（三本義男君） 野々下議員の再質疑にお答えいたします。

この事業は、議員のおっしゃるとおり、2年2カ月、22年度末までの事業として、国の方は予定しております。

その後については、国の方の補助金の方としても、未定となっております。

少子高齢化の対策として、非常に有効でありますので、その後についても、必要な事業であるということで、要請はしてまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 野々下議員の質疑に、私、お答えします。市長。

将来のことがありますので、ちょっとお答えさせていただきます。

まず、時限的にいろいろな補正予算ついたりしております。これについて、やはり市民のためになる、福祉の向上になるということでありましたら、時限的なきっかけをいただいたということもあって、その財政状況等もありますが、私自身は、これからもこういうふうな、例えば妊婦の健診にしましても、ずっと続けていきたいなというふうな考えを持っております。

それから、労働費関係でも、先ほどございました。キビナゴの製造販売だとか、切り捨て間伐、これはたった1年、2年で終わるものではございませんので、特に魚の加工して製造販売するということは、ずっと続くわけでございますので、やはりこれが2年、3年やって、その人を切るということには、なかなかならない。やっぱりやっていただいた人に、継続してやっていただく。

そして、民間の方、漁業組合の皆さんとか、いろんな事業主体があろうかと思えます。森林組合とかですね。そういったところに、やっぱり雇われた形になろうかと思ったりしますので、そういう人には、ずっと続けていていただきたいというふうな感覚で思っております。

それから、大島中央道でございますが、まだ設計、いわゆる発注の工期はできておりません。ただ、私自身思ってますのは、平成8年度からこれかかって、たかだか1キロちょっとの道路でございますので、これが10何年も続いていること自体が、やっぱりちょっとおかしいということで、私自身も反省をしているんですけれ

ども。6年目に入っておりますけれども、これだけ長い、前からやっているということ、ちょっと私も抜かっていた部分がございます。

そんなことで、もう今年度には、完成時期を早く、一日でも早くしなきゃいけないんじゃないかということで、建設課とも話しておるわけでございまして。

というのは、2月、3月になりますと、大型バスで野球の合宿であるとか、来ております。そういった形のところの運転手さんが、非常にこの道路の、今の現道の狭さ、大きなバスでございますので、非常に枝で窓を打つとか、非常に不快な思いをされているということも聞いておりますので、こういったことが、やっぱりある一定、この「椰子」を使っていただけのお客様方に不快な思いをさせている部分があります。

そういったことも含めまして、できるだけ、例えば野球のキャンプの来る前ぐらいには、何とか完成をしていただきたい。そのためにも、今後の景気対策もございまして、早期発注をして、早く完成にこぎつけるというふうなことが、努力目標として必要なことだろうというふうに思います。

それと、もう1つ、都市再生基本計画の委託でございますけれども、これも昔、昔と言っちゃあ、大昔ではございませんけれども、TMOの関係で、いわゆる基本計画、計画だけつくって、もう実行が全然なかったようなものがございます。これはやはり、計画を立てて、実行するということが大切なことでございますので、これは国交省の方の申請、お金をもらうためには申請業務が要ります。どうしても計画を立てなきゃいけない。この計画を立てて、国交省の方に申請して、国の方からのお金もいただくということを、まず確立させなきゃいけないものですから、まず申請をするということ。

その申請のためのための書類づくりというの

は、今は大変でございます。

こういうことが、まず1つ要ります。

それから、これは商工会議所の方とも話しながらやっております、この旧市街地ですか、そこをどういうふうにしていくかということの計画を、きちんとやっぱり立てた形で、実行に移していかなきゃいけない。こういうことを思っております。

そういうための状況調査ということでございますので、お金もらうための申請書作りということに、21年度はなろうかと思えます。

以上でございます。

先ほど、答弁が抜かっておりまして、恐れ入ります。

咸陽島へ向かう、今は「椰子」へ向かう大島中央道になっておりますが、これは、計画としては、いわゆる咸陽島公園におりるまでの計画は、当初はなっております、やはり大きな公園の少ない宿毛市でございますので、海と親しむという意味では、咸陽島公園は非常に有意なところだと思いますので、そちらにおりる道を、将来的にはつくっていかなくちゃいけないと、こんなふうに思っています。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、3番、野々下議員の再質疑にお答えをいたします。

緊急雇用創出臨時特例基金事業の中で、市道、公園、市営住宅内の側溝清掃、草刈り等の箇所づけ、箇所がわかればお教え願いたいというお話でございますが、市道につきましては、今までも単独事業とか、直営で草刈りとか、そういったことを行っておるわけでございますが、予算の関係上、今回の事業では、市道を7路線、それから都市公園が3カ所、市営住宅3カ所を予定をしておるところでございますが、どこをやるかということにつきましては、直営とかと

若干、委託とは仕事の内容に差がついてきますので、公表は差し控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立田 明君） 商工観光課長、3番、野々下議員の再質疑にお答えをいたします。

ご質問の緊急雇用創出臨時特例基金事業の中の商工観光課で計上している事業について、若干、説明をいたします。

第39番札所の延光寺から、40番札所観自在寺までの旧へんろ道、特に未舗装部分でございますけれども、道しるべとなる案内板の未整備や、草木の繁茂のため、歩きへんろの方々に、これまで不便な思いを強いてきたところもございます。

草刈り作業につきましては、これまで地元地区民等によるボランティアをお願いしておりましたが、今回、本制度によりまして、へんろ道を初め、各観光資源の集中的な草刈り作業や、案内板を整備することによって、おへんろさんや観光客の皆様の利便性の向上を図る計画といたしております。

なお、本事業による雇用効果でございますが、延べで60名の新規雇用の効果があるものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 各担当課長、また市長、大変詳しくご説明願いまして、本当にありがとうございました。

いわゆる3段ロケットで示された多くの予算が事業を重ねているわけですが、市民の皆さんに、有効に、むだなく使われることをお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 14番中川 貢君。

○14番(中川 貢君) 14番、中川でございます。若干、質疑をさせていただきたいと思っております。

通告で、2項目のみ質疑を通告しておりますので、通告に従って行いたいと思っておりますので、適切なお説明、ご答弁をお願いします。

まず、議案第1号別冊、宿毛市一般会計補正予算、42ページになりますが、第4款3項1目19節の負担金補助及び交付金についてでございます。

この中の生ごみ軽量化推進事業補助金についてでございますけれども、500万円予算化されておりますが、この事業内容を含めて、こういった団体で行おうとしておられるのか、どこへ補助しようとするのかについて、まずお示しをいただきたいと思っております。

加えて、この3月補正が終わりますと、16日が閉会日で議会終わるわけですが、約2週間ぐらいしか残っておりません。その2週間の間に、この補正をして500万の執行するというのは、こういった事業なのかなというふうな疑問もあります。

この時期に、どうして3月補正というこの時期に、補正予算として事業化を、補助金としてされたのか、お伺いしておきたいと思っております。

続きまして、議案第14号別冊、宿毛市一般会計予算、82ページ。第4款3項1目13節の委託料についてでございます。

一般廃棄物収集運搬業務委託料としまして、800万円が計上されております。この800万円につきましては、既に債務負担行為で、臨時議会で可決しておりますけれども、聞くところによりますと、契約については入札を議会終了後に行うような計画のように聞いております。

この内容について、若干、心配する部分がございますので、お伺いしておきたいと思っております。

執行部から示されました宿毛市一般廃棄物収集及び運搬業務の委託に関する規則、並びに恐らく、もう既に入札前でございますので、示されておると思うんですが、この業務に当たっての環境課の方でおつくりになった仕様書、その公表できない部分があると思うんですが、公表できる部分について、お伺いしておきたいと思っております。

この業務は、現在の清掃公社でやっている業務を、来年度、4月1日、平成21年度4月より、小筑紫地区、そして平田地域全般を民間の業者に委託をして、収集業務を行っていただくということになっております。

前回の債務負担行為の議決を求める議会におきまして、協議会で説明いただいた内容の中では、1社で、2名体制で積算をされたということでありまして、この800万円を、この1年間の契約で業務していただくということになっておりまして、この規則の第3条では、非常に厳しい資格条項がございますし、第4条の委託条件でも、いろいろな制約をされておりまして、その条件を満たした業者のみが、業務に当たるようになるということでございます。

そういった内容の中で、心配しておる部分につきましては、人件費の積算基礎がこういった形でなされておるのか、そしてまた、ここに規則であります本人、この収集業務を受託した本人ということであろうと思うんですけれども、またその作業員につきましては、常時、その業務に従事して、必ず収集しなければならないということになっておりますし、その人数が、2名体制の800万円で、その体制が整備できるのかどうか、そのサービスが維持できるのかどうかということに、非常に心配もしておりますし、この800万円の中には、先ほど言いましたように、人件費、そしてまたこの規則にもあります作業員の労働保険に加入させるという条

項がございますので、そういった労務管理に関するいろいろな経費。

それから、設備関係ですよね。それからランニングコストを含めた、そういった部分の経費もはじいた上で、この800万円という数字をあげておるんだと思いますが、年間で2人体制でずっとやろうということになれば、非常に厳しい仕事になるのではないかなというふうに思っておりますので、まず1回目に、その点の部分をご質問して、再質問をさせていただきます。

○議長（宮本有二君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） おはようございます。環境課長、14番、中川議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、ページ42ページ。4款衛生費、3項清掃費、1目塵芥処理費、19節の負担金補助及び交付金の生ごみ軽量化推進事業補助金500万円についてでございますが、これの事業内容、どうして、どんな団体にあれしたのかと。また、どこへ補助するのかという、そしてまた、3月、この時期に補助金をあげたのであるけれども、期間が少ないのにできるのかというご質問でございます。

きのうの岡崎利久議員の一般質問に対しても、市長が答弁させていただきましたが、ごみの減量化に対して、議員さんはもとより、市民の方々にも、最近特に感心が高まりまして、地域ぐるみ、まちぐるみでご協力をいただいております。

ご存じのように、現在、幡多クリーンセンターでのごみ処理経費負担金が、19年度で1億4,000万程度負担されております。

私も、議会のたびに、再三、お願いを申し上げますが、ごみの持ち込む重量を、市民ぐるみで減らさなくてはならないことはご存じのことと思います。

1世帯当たり1杯、大きじ5杯で年間400万、そしてコップ1杯、年間で1,100万の減額になるわけでございます。

これは、今まで以上に、市民のごみに対する意識が大切であると思っております。

このようなことの中で、今回、市街地以外では、保有土地があるために、コンポスト等の購入をしていただきまして、減量化、排水抑制に努めてくれております。ことしも100基を計上しております。しかし、市内、街区等では、土地がないために、収集しておくことが非常に困難だということもございまして、苦戦をしておる次第でございます。

そのような実情を踏まえまして、ちょうど今回、地域活性化生活対策臨時交付金という補助金を受けられるといったことで、今回、家庭からの排出するごみを軽量化し、また、水を切りまして、肥料として、とにかく重量を減らしてやっていこうという考えのもとで、生ごみ処理機を試験的に一部の地域に配置し、市民の協力を得て、実施するものでございます。

現在、売れ筋から言いますと、売れ筋ランキングから言いますと、N社とかH社、T社と、いろいろ機種もございますけれども、それら等を参考にするとともに、さらに市民の手軽に使用できる処理機等の検討を行いまして、進めていきたいと思って、今後、研究していきたいと、研究しておるところでありますので、どこに、どのようにあれするかということは、まだ決めておりません。

それと、また、3月言いましても、ちょうど繰越事業で21年度に使わせていただきますので、16日済んでも、工期は十分、21年度で実施しますので、工期はあると思います。

とにかくスプーン1杯でも減量していただくことを推進していくために、この繰越明許で計上をし、21年度に実施していきたいというこ

とで、補正をしておりますので。

それとまた、並行しまして、今後、資源ごみ等のステーションの紙をきれいにし出すとか、きれいに、濡れないとか、きれいにするとか、また行きよいかとといったような、ステーションの整備が、地区の承諾、土地の承諾が得られれば、地区とも協議いたしまして、協力し合い、進めていきたいと、そう考えておりますので、どうかご理解をさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算、ページ82ページ4款衛生費、3項の清掃費、1目塵芥処理費、13節の委託料、一般廃棄物収集運搬業務委託料800万の内容。

非常に、債務負担行為で可決して、今後の状態を心配してくれていただいていることは、ほんまにありがたいこととございます。

そこでご質問で、人件費の内容の積算がなされたら。2名体制で、どのようにできるか。そしてまた、人件費、労働保険等、施設等、これでよいのかという内容の説明と思われましたので、内容の説明をさせていただきます。

この積算する、800万の積算の内容につきましては、全体のごみの量、19年度で調べますと、5,266.82トンと、小筑紫町が705.74トン、平田町が584トンと、こういう積算の根拠となっております。

そして、各地区の量の算出につきましては、人口の構成比で算出いたしまして、おのおの算出して出しております。

算出方法は、おのおの量を出しまして、ごみの、普通ごみ、缶、ペットボトル、紙、粗大ごみ、瓶等々の小筑紫、平田町に分別しまして、月当たりどれぐらいあるかと。1回当たり、どれぐらいになるかという算出もしております。

そして、曜日別に年間の収集運搬の距離を、おのおの全部、普通ごみ、月曜日の普通ごみ、

火曜日の普通ごみと缶、そして水曜日、ペットボトル、瓶等、生ごみ全般とか、粗大ごみとか、そういうことを、回数で何回やるから、走行距離を掛けまして、年間の距離を出しております。

そして、曜日別に、そしたら月曜日は何トンあるから、何回行かないかん。また、火曜日は少ないから1回でええという積算をいたしまして、今回のその積算の基礎になる数量を挙げております。

また、心配してくれております2名という収集体制でございますが、積算の内容といたしましては、大まかに人件費、それと車両費と分かれまして、給与の人件費は2名、基本で言います、労働基準で言います時間当たり630円以上の給料をもちまして、月に20日、年間242日の計算で積算をしております。

そして、賞与と、賞与も運転手と作業員、手当も運転手と作業員を計上しております。

そして、調査費、先ほど心配されてくれました労災保険も2人、雇用保険も2人、健康保険も2人、厚生年金も2人と。そして、労働健診、以下じん肺とか、健康保険等の3回程度受けるようなものも、人件費に計上しています。

そして、車両費といたしましては、燃料、当然要ります軽油、オイル、そして車検の修理。修理代に必要な、修理代と。タイヤも交換せなけませんので、交換の費用。そして、租税公課の自動車税、また重量税、そして保険料、自賠責、任意保険、そして償却費と、みまして、今の積算をしております。

これで、1回目の、終わらせていただきます。

○議長（宮本有二君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうもご丁寧なご説明、ありがとうございます。

1点目の補正につきましては、運営補助とか、運営に関するということじゃなくて、コンポストを含めた、そういう処理機を設置するということ

の理解で、了といたします。わかりました。

2点目の、新年度の委託業務の関連でございますけれども、ちょっとお伺いをしておきたいことがございます。

仕様書の内容等々につきましては、詳しく説明いただきました。そこで、この収集業務、2名体制で、1業者でこれをやりきるということでございますが、聞くところによりますと、現在のローテーション、今やられておる業務そのまんま引き継いでやっていただくということを基本として、はじき出されておるというふうにお伺いもいたしておりますが、その中で、特にこの規則の中でありますように、運搬車、それがパッカー車とか、いろいろ種類あるようですが、これについては、別にどういった運搬車じゃないといかんということは、それほど規定はされておらんように、前回、説明を受けておりますが、実際のところ、いろいろな心配ごとがございます。水漏れの問題でありますとか、それから、例えば火曜日と木曜日には、缶とか、それから普通ごみと一緒になったりしますし、特に金曜日につきましては、小筑紫と平田の紙パック、ダンボール、その他包装容器、新聞、雑誌、これと平田地区の全域の普通ごみ。普通ごみいうことは、先ほど言われました、水をちゃんと切ってくれておればいいんですが、なかなか穴があいた袋もあったりとかして、いろいろ水漏れもすると思いますし、においも伴うことだと思います。

そういったことを考えますと、そういった業務、一緒にはなかなかできんだろうと思いますし、何度か往復する。それからまた、1台ではなくて2台に分けて収集しなければならないということも考えられるんじゃないかなというふうに思っておりますが、これ、積算された根拠になる、人数2名ということも含めてですが、1台で本当にできるのかなというふうに思います。

その辺のご説明をお願いをしたいと思います。

それから、また2名という体制につきましても、現状の作業をしておられる方に聞いてみますと、1台で3名体制でやっておられるようですが、1名の運転手さんは、本来、その持ち場から離れたらいかんと言われておるといふような話もお聞きしますし、となりますと、2名でやるということになれば、1名はその運転に専念をすると。ハンドルを握る。もう1名は、ごみの収集の作業に当たるというようなことになってくるのかなというふうに思いますし、実際のところ、その運転手の方が、何もそこでせずに、運転席から見よるのかということ、そうではどうもなくて、結構、人手が足りんということもあって、結構、一緒に作業をされておるといふことも聞きます。

そういった部分で、効率的に作業をしておるのかなというふうな気もするんですが、本当に2名体制でできるのか、ちょっと不安な気がしますが、先ほどの積算が、自信があるんだろうと思いますけれども、再度、その1台でできるのか、本当に2名でできるのかという部分について、1業者ですから、ずっとこの1週間通してやらなきゃなりません。そういった部分で心配がございますので、その部分のご説明をお願いしたいと思います。

それから、災害等があった場合です。その場合の民間の方々の協力は、例えば契約なり、仕様書なりできちっと条件づけしておられるのか。しようとしておるのか、ということについてですが。

例えば、入札制度、宿毛市、今回の一般質問でも若干触れましたが、総合評価方式を取り入れられてやっておられますし、その中には、いろいろな条件を付して、条件に合わない業者さんには、参加資格がないということになるわけですが、そういった、例えば災害時の緊急時に



において、協力いただけるかどうかのお話とか、それから、クリーンデー等々もございます。そういった場合に、ボランティアで今、清掃公社でやられておられる職員の皆さんは、参加されておるといふふうに聞いておりますけれども、委託となった場合に、その辺をどういふふうに民間業者の方にお願ひできるのかできないのか、いふ分についても、ご説明をお願ひしたいと思います。

2回目を終わります。

○議長（宮本有二君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、14番、中川議員の再質疑にお答えします。

1点目は、2名体制を含めて、1台でできるのかというご心配の点と、災害時に条件つけておるのか。災害時に出てもらえるのかというご心配のことだと思います。

確かに2名体制ということは、近隣地の市町村にも聞いてみました。みますと、皆さん、大体2名体制でやっているということを知りましたので、うちも3名よりは、業者に民間委託するのであれば、2名でお願いしたいというような考えで、2名体制でしております。

そして、1台でできるのかということですが、その作業内容が、非常に、水曜日とか木曜日とか、いろいろございます。ただ、本数が、ほんまに数字的なもので、19年度の実績をもとに出しておりますので、実際、そろばあるのかないのか、実際、本当に試行的で、1年間やってみなきゃわかりません。

ですから、多い、生ごみの日には、確かに2回、3回行かないかんとところもありますけれども、4回行くということになりますと、ちょっと時間、あこに持っていくのは無理じゃなかろうかと思ひますけれども、3回程度であれば、十分、朝8時から出て、4時半までの収集業務は完了すると思ひております。

もう1点は、災害等に出てもらえるかと、そんな条件はつけておるのかと、ご質問ですけれども、当初、審査する段階で、それは条件、仕様書といたしまして、災害時、時間外の緊急、突発した事故が行った場合には、協力することという条件をつけまして提出させておりますので、それは心配ないと思ひます。

以上です。

○議長（宮本有二君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうもありがとうございます。

最後に1点だけお伺ひをしたいと思います。

今回の契約は、とりあえず1年という予定になっておるようでございますが、若干、心配しますのは、こういった能力を有した、しかも設備を持ったところが、そんなに多く、市内に業者としてあるのかなというふうな疑問も持っております、1年契約でずっと更新をしていこうとすることであれば、1年後に別の業者になるかもしれないということにもなるわけですよ。

そうなってくると、請け負うところが1年間のいろいろな、先ほどの仕様書の中で盛り込まれた償却費であるとか、いろいろな修理費であるとか、燃料代を含めた、いろいろな積算された数字があつて800万という額になっておるとは思ひますけれども。

それで、きちっとできるとこというと、大きな、かなりな設備を持って、余裕のある、そういった業者さんしかできないんじゃないかなというふうに思ひますが。

昨今言われております雇用対策の話じゃございませぬけれども、今回のこの事業に、事業参入したいと。新規組も含めて、こういった方向になれば、私たちがこの仕事をやってみたいなという場合に、どうしても機械設備も含めて、車両関係も含めて、準備をしなくちゃならんわ

けですよ。そうなってくると、1年契約ということになると、なかなか先のことが見えない中で、そういったチャレンジもできないということにもなってきますので、その辺の行政としての考え方として、この1年契約をずっと考えておられるのかどうか。

例えば3年とか、指定管理者で言うと、今、3年と5年でやっています。これも同じような問題を抱えていると思うんですが、この業務委託に当たって、1年契約でずっとやっていこうとするのかどうか、その点だけお伺いをしておきたいと思います。

○議長（宮本有二君） 副市長。

○副市長（岡本公文君） 副市長、中川議員の質疑にお答えをいたします。

清掃作業の一部民間委託についての、委託をする場合に、今回は1年ということであるが、今後も1年で行うのか。ということであれば、なかなか参入する業者も限られてくるのではないかなというご質問であったかと思えます。

担当課長も申しましたように、議員協議会でも、また説明もさせていただきましたように、初めての取り組みということで、今回はいろんな問題も出てくるかもしれないということで、1年でやらさせていただきたいという答弁もさせていただいております。

それで、今後につきましては、また1年が済む前に、検討を、いろんな問題も検討しながら、契約期間についても検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（宮本有二君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） どうもありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 14番、中川議員の質疑にお答えを。

先ほど、中川議員から、コンポストを含めた補助金がないかというご質問をいただきましたけれども、この補助金500万は、コンポストは入っておりません。生ごみの処理する機械の補助金でございますので、どうかご理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（宮本有二君） この際、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 16番、質疑を行います。

私の質疑は、いろいろと、21年の予算については、総務課長の頭がはげればあ、苦労されたことはようわかりまして。

1つだけ、教育委員会の予算について、質疑をしたいと思います。

議案の14号別冊、一般会計、平成21年度会計の予算、2項15節の小筑紫小学校の建築費でございます。

ページは115ページでございます。

若干、議長から指摘を受ける部分もあるかと思えますけれども、ひとつ、これは今までの私の考え方と、それから教育委員会の考え方、若干ずれがございます。

本当言うたら、小泉さんみたいに、笑って済ますようなもんかもわかりませんが、将来にかけて、禍根を残してはいけないということで、私の意見も若干入るとは思いますが、その意見をご理解いただくことになれば、またこの予算の取り扱いについても、最終的には判断をしていきたいと、このように考えております。

まず、教育委員会が小筑紫小学校、大変危険な学校として、早く建築しなければならんということで、まず、小筑紫小学校の統合について、非常に取り組みをしていただいたことについては、感謝の意を表しますけれども、若干、建設、設計予算のとき、その時点におきましても、私も一般質問を申し上げて、今現在、津波という大きな危険性のある、はらんだところに、津波の中に家を建つということについては、非常に考え方のずれがございまして、一般質問を通じて、執行部にただしたわけですけれども。

その後、木造ということの発想が、非常に、何でそういう発想になるかということの趣旨で、一般質問をいたしました。

その後は、その判断に基づいて、設計変更というか、方向転換をして、木造が変わってきたと。こういうことについては、その過程に議会で発言した趣旨について、再考していただいたものと判断いたします。

がしかし、今の現状をそのまま実行することについては、今後、過去いろんな問題に波及する可能性もあると思います。ということは、市長みずからが津波対策について、市民に呼びかけて、自主防災組織もつくり、そして市民の喚起を促しておるさなかにおいて、公共事業として、またはまさかのときに避難場所として活用しなければならない学校施設を、この場所に建設することを続行することについては、非常に執行部の考え方について、開きがございまして、過去にいろいろ問題が残さないためにも、教育長にひとつご質問をしてみたいと思います。

教育長は、議会で答弁の中に、15回という説明をして、そして皆さんにご理解をいただいたという答弁がございました。

私の判断では、15回というものを、この皆さんに訴えることが、どう判断してもらえるかという、2つの、3つの、複数の案を持って判

断を仰ぐ場合と、同じ目的のために、同じことを15回も説明を重ねていく。これは強要ではないかなと、非常に受けとめいたしまして、もしこの建設が、議会で同意をいただいて、建設されることになると、例えば、田の浦小学校校下の皆さんが、目的は複式を考えて、複式を、危険性を考えて統合する目的ですけれども、もし田の浦小学校が宿毛の方に行きたいということになりますと、その目的は達成しない場合が起きてくる可能性があるのではないかということ、私、質問しますけれども、その私の質問に心配なことはあるかないか、その点についてご答弁を願いたいと思います。

もう1つ、心配な点は、さきに申しました、関連しますけれども、新築校舎は津波には流れない校舎にしたいと。鉄筋建築として、変更したことによって。そういう答弁がありましたけれども、新築という公共施設、学校というのが、市の財産であるという観点から、流れなくても、津波によってどれだけの被害が出てくるかということ想定して、試算したことがあるかないか、その点についてもご説明願いたいと思います。

また、私が危惧することにつきましては、今、このままあの場所に建築するということになれば、非常に波の強力な破壊力。これは一般質問で申しましたけれども、その破壊力の大きな原因は、波の高さによって、中腹か、波の上か、いろいろ強度差がございましてけれども、今のままで建築すると、もろに、鉄筋であろうとも被害をこうむる。

例えば、本体は流れなくても、窓枠とか窓、そして教材ですわね、子どもの持ち物、すべてが流されてしまう可能性を考えたときに、非常に心配がございまして。

今言うように、ただ流れない学校だから大丈夫だとして判断をされておるのか。そして、波

が来たときに、そういう教材とか、そしていろんな物が壊れる。そうしたときの費用というのが、これは大変な費用になるわけですね。財産管理のためには。

だから、私はいろいろ申し上げてきましたけれども、もう少し今の地盤を上げるとか、1つの配慮があつて、市民も納得する部分があると、私、本人も、これはこのままで賛同するわけにはいかないという気持ちで、今、立っております。

意見を踏まえて申し上げて、その意見が教育委員会、市長の方で理解がするとすれば、そしてまた、市民に対して、これだけの努力をしてやったんだという、1つのあかしができる場合とできない場合がありますから、できるということになれば、ご答弁をお願いしたいと思います。

だから、私は、認識の問題で、最初から木造、鉄筋になったけれども、その波を受けたときの被害、そういう1つの問題を考えたときに、認識そのものが、私とはずれておるので、くどくど申し上げてございますけれども。

もう1つ、認識の問題で、教育長に聞いてみたいんですけども、津波が来て、被害を受ければ、全滅になるんだと。学校も一緒だというような認識を、ある市民が耳にしておる。これは事実かどうかわかりませんが。

きのうでしたか、ある方が、名前言ってもいいですけども、何ぼ上げても一緒ですよ。こういうような発言を、私も耳にはしましたが、そういう認識で、この建築に取り組んでいるかどうか、その認識の問題も1つご答弁をお願いしたいと思います。

余り言うと、ごちなくなりますので、私は、要するに、今のまま、今の場所で、低いところに建築をするということを行くのか、私が言うように、何メートルかさ上げをして、1

階の場合には波は受けても、2階の方にまで影響が来ないような、上を上げるという方法を再考できるかできないか、その点について、ご答弁をいただきたいと思います。

そしてまた、建築の内容ですけれども、教員室を何階にとる計画であるのか。私の案としては、教材とか、いろんな面の重要な書類がもし流された場合に、これは教育に対する支障が来すわけでございます。

だから、子どもに対する教育の、なおす場合の時間等含めて、教材の流出ということになれば、その点も考慮した建築にすべきでないかと。

私は、教員室は2階でもって、そういうことも配慮する必要があるんじゃないかと、このように考えるわけでございますけれども。

いろいろと、ゆうべ寝んずくに考えたけれども、いっぱい言うていきますと誤解が生じますが、教育長、私の案、私の意見が参考になるとすれば、ひとつご答弁をお願いしたいと思います。

そして、私はその答弁によって、最終的には、この予算の態度を決めないといかん段階になっておりますので。

そしてまた、市長には、1つ申し上げたいと思いますけれども、非常に財政厳しい中で、これだけの予算を組むということは大変だったと、そう推察します。だから、最終的には、行政の長でありますから、今、私が心配する点を考えてみて、立派な小学校建ててもろたなということと、危険な場所に、なぜやったかと。議会でも、こういう意見を述べる中にあつても、やはり強行して、今のそのままで建っていくということの違いが、どれだけあるか、ご判断をお願いしたいと思います。

まず、1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、岡崎 求議員の質疑にお答えをいたします。

まず、1点目の統合の3校での学校が、複式解消になるかという点でありますけれども、今の小筑紫小学校でも、単式で対応しておりますので、その点につきましては、長い将来にわたってどうかということになると、問題はいろいろ、これからだんだんだんだん人口、少子化の中で減ってまいりますので、それはわかりませんが、今の短期の中では、それは対応できると思っております。

それから、今、建てている、予定している建物が、津波に対応している建物であるか、対応できる建物であるかどうかについては、その専門家ではありませんので、詳しいことはご説明はできませんけれども、ある程度の津波であれば、耐え得るんだろうというような話は聞いておりますけれども、その規模が20メートルであるとか、30メートルであるとか、最悪の津波に対応することになると、なかなか難しいのではないだろうか、そんなふう考えております。

それから、岡崎議員からお話のありましたように、津波対応について、どんな配慮をとっているのか。危険な地区でもありながら、いろいろな、総合的な条件の中で建てたのであれば、それ相応の工夫があるのではないか。それを、例えばピロティ方式、高床式で対応する。何メートルか対応するであるとか、そのレベルをかき上げるだとかいう方法があると思われるわけですが、そのことについても、教育委員会の事務局、それから建設の方にも話もしましたけれども、今のところでは、なかなか、例えば、ピロティ方式であれば、僕もよくわからないがですけども、強度の問題がありはしないだろうかというような話も受けました。

それから、そのレベルを上げるということにつきましては、隣接をしている中学校が、どの程度上げるかということにもなるかと思ます

けれども、大変、影響を受けるのではないだろうか。

それから、周りの住宅等も、影響があるのではないだろうかという話もありまして、現在の予定の中では、レベルを上げるということにはなっておりません。

しかし、そういうご提案でございますので、再度、建設課、それから教育委員会の事務局、それから市長部局とも話し合う気持ちはあります。

それから、教員が1階、教員室が1階におることについては、やはりその児童生徒に対するいろいろな資料等については、2階とか、そういう方で管理するという方法もあるかもしれませんが、いろいろな管理体制の中で、子どもを見るということの中では、やっぱり2階におることよりも、1階におる方が望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） くどくどは、申すことはいっぱいあります。頭の中、いっぱいありますけれども。余り言いたくございませんが、言葉じりをとるようなけど、教育長、審議会とか教育委員会では、いろいろ論議しましたと。私の解釈では、悪く解釈すると、都合のええ方。いろいろあったけれども、都合のええ方とったんじゃないだろうか、こういうように受けとめができるわけですか。

最終的には、私は、答弁によっては議長に要請して、それらの資料も、判断材料もらおうかなとは思っておりますけれども、それは後にしたいと思います。

市長、教育長の答弁で、大体、今後というか、質問に基づいて市長にも話をしてということで理解をしたいと思うんですけども。

あれですかね、最終的には、市長が行政の長

ですから、結果が、評価は市民がします。議会もします。だから、評価の対象は市長にくるわけですから、その点を十分理解をして、私は今、私の案として指摘しました教職員の室を2階という案は、事務能力の関係で1階の方がええというお話しましたが、そのためには、強度の問題、何じゃいうて理屈はつけますけれども、強度の問題については、設計で何とかするんですよ、それは。

あんたわからんかもしらんけれども、設計をしてやってきた経過の中に、それ以外な発想になるかもわからんけれども、埋め立ての中でも、海の上に埋め立てしてでも学校を建てるんですよ。

だから、何十年、その上も今は地盤固まってやね、そこにかさ上げすることについては、土質の関係もありますけれども、私はさほど影響はないんじゃないかと。

今、かさ上げ1メートル、2メートルしても、残土処理でただで埋まる場合もあるんですよ、工夫したら。建設協会なりに相談すればですね。そういう手法もあるから、でき上がった時点に、なるべく被害が少なくなるようなことを考えて、今の段階では、複式はないと言いますけれども、人間は感情の動物です。小筑紫に吸収されたという形の中で、田の浦小学校の父兄、地区がそういう判断した場合には、これは宿毛へ行く可能性がありますからね。

私も、ひ孫が私の生きている間に小筑紫小学校に行くようになるかもわかりません。特に心配します。

そういうことで、自分の身にかかわる問題となれば、非常に心配してくるわけですね。

そこで、私が今申し上げたように、市長は最終判断をして、教育委員会とも協議をして、上げていく方向で検討していくということになれば、今までの努力を、私も理解をして、最終判

断はしていかないかん。

これ、分離やったら、私、反対したいと思うんですけどもね、けれども総括で、21年度の予算ですから、すべてに反対するわけにいきませんので、一議員となっても、その気持ちをひとつ考慮はしていただきたいと、このように考えます。

そのことについて、市長の答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎 求議員の質疑にお答えをいたします。

ただいま、るる岡崎議員から、これは子どもの安全、ひいては地域の安全、そして学校という公共の場所でございますから、いざ災害のときには、避難場所として使わなきゃいけないんだよという思いからきている話だと思ひまして、最初、地元の材料を使った、木材を使ったというふうなことも考えたところもございましたが、これはやっぱり津波の被害想定ということが全面的に、岡崎議員からも出されたこともございまして、そういったところで、被害を最小限にする努力を、我々、つくる前からすべきであるというふうなことから、コンクリートという、鉄筋コンクリートというふうなこともなっております。

ただ、今、少し地盤を上げるとか、波の高さが、今、想定をされておりますので、言われることはごもつともだというふうに思います。

例えば、2階建てであれば、2階まで波が来ないぐらいな高さにすべきだというお話も、よく理解はできますし、そういうふうな、1階に水が入ったとしても、2階には入らないというふうなことは、十分これ、考えなきゃいけないというふうに、私自身も思います。

本当に、財政的には厳しいんですけども、すべきことは、小学校の建てかえであるとか、

地震対策、津波対策、これはずっとやっていかなきゃいけない問題でございますので、そこで安全ということを、きちんと、やっぱりやっていかなきゃいけない。

今、ご指摘のあったふうな話も、十分、これは考慮に入れた話にしなきゃいけない。

ただ、設計業務を、今年度委託しまして、まだ詳細なところは、私もまだ検証しておりません。これは、教育委員会の発注業務だとしても、財政的な問題あって、壊れるものをつくるわけにいかないわけでございますので、これ、これから私ども、詳細にもっと、設計業者から今、私、1回も聞いたことございませんので、設計業者の方々に話も聞きながら、安全面、今、岡崎議員がおっしゃった安全面についてはどうかというふうなことも聞きまして、それへの対応をやっぱり検討していただかなきゃいけないというふうに思いましたので、これから聞いて、検討をしてみたいというふうに思いますし、また、その結果を、設計業者のお話をちゃんと聞かなきゃいかんと思いますから、その結果について、こういうふうにしたくて、この安全性に、今、おっしゃった安全性については、担保できますとか、そういうふうな話を、また報告をさせていただきませんか。

そういうことによって、皆様方、議員協議会でも結構でございますが、そういう場で、設計の詳細を皆様に明らかにしていくというふうなことをさせていただきたいと思います。

これは、建築に、現場にかかる前にやっていかないと担保できませんので、そういうことで、自分の方も、これから取りかかってみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 大体、理解はした、しなければ、これは議案の取り扱いに困るわけ

ですから、大体の説明は理解をいたしました。

教育長の答弁、1つ言い残したことがございます。

前に、小筑紫小学校移転のときに、財政的な面で断念したと、こう発言しましたね。財政的な面じゃないんですよ。地権者の同意が得られなかったところで断念した。

そのときの対応は、地元議員、地区の有志、市長みずからが現地を、福良とかいろいろ回って、マキノトウにむいて、皆さんが集約したけれども、林市長は、大海地区の防災に対して、うんと神経を使って、いかんということになって、伊与野の地区の土地を設定して、交渉に入ったわけですね。

だから、今回も、やっぱり私は15回もやったけど、地元議員には、経過か説明会には来てもらって、助言してもらうとか、意見をもらうとか、そういうことがあれば、もうちょっと、皆さんが理解が深まったんじゃないかなという感じがしますので、今後の統合問題については、ひとつ参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番の浅木です。質疑をいたします。

4人が質疑しましたので、重複する部分はできるだけ避けるようにしたいと思います。

私が質疑いたしますのは、議案第14号、平成21年度宿毛市一般会計予算についてであります。

この予算の91ページを開いていただきたいと思います。

この91ページの6款2項2目8節報償費ですが、これは有害鳥獣捕獲報償費として組まれております。

昨年、この報償費を改定したのは、四国全体、特に高知県でも西から東まで、非常にシカの被

害が多いということで、報償費の引き上げを行ったわけですが、この1年間やってみて、その成果があったかどうか、そういうことについてお聞きしたいと思います。

次に、92ページ、第6款農林水産業費の第2項林業費、3目公有林整備事業費、12節役務費。その中の私有林整備事業であります。

本年、市有林を整備するために、1,979万9,000円を予算化されておりますが、この面積は55ヘクタールというふうに聞いているわけでございます。

恐らく1カ所ではないと思いますが、これの所在地と、それぞれの面積、それから林齢、これについてお聞きしたいので、お願いします。

次は、101ページの第8款土木費、第2項道路橋りょう費、15節工事請負費です。この中で、市道大島中央道改良工事費が2億1,556万1,000円含まれております。この中身については、先ほど野々下議員の質問に対して、質疑に対して答えもありましたが、私はその中で、なお聞いてみたい部分があるので、お願いします。

これが、平成8年から着工したということですが、当初見込みでは14億ということですが、今年度のこの金額を含めて、これで今年度でもう既に、すべて終了になるということですが、今年度の予算額を含めて、総額何ぼになるのかということをお示し願いたいと。

なお、その中で、宿毛市の財源を使った分がどれぐらいのなるのか、それについてもお聞きします。

それから、次に、125ページ。第10款教育費、第5項保健体育費、社会体育振興費の部分の19節宿毛花へんろマラソン実行委員会への補助金、これについてでございます。

今年度も去年に続いて予算化されていること

につきまして、先ほど、松浦議員の方からも質疑がございましたが、これが今年度の補正を含めて、前年度より減になるというふうな説明になっております。

今年度の予算が、新年度の予算が600万ということですので、今年の補正を含めた分よりは減ることになるわけですね。その減る説明については、先ほどありましたが、私としては、この間、皆さんが非常に苦勞して、花を咲かせてやってきたと。この1年、初めての取り組みでしたので、どうなることかと、わからんということでしたが、22日のマラソンに向けて、何とか間に合いそうな状況になってきたと。

特に、地元和田の方では、集中的なボランティアの日のみならず、間でものぼり立ての準備とか、いろいろな面で皆さん、一生懸命取り組んだわけでございます。

特に昨年は、秋の天候不順で、せっかくまいた種が十分に発芽しないと。これは、和田地区で、農地・水・環境保全対策向上事業なんかでコスモスの種もまいてきましたが、おとしに比べて去年はさっぱり生えてこなかったということもありまして、菜の花も同じ結果になって、12月末の寒い日に、多いとこの分を全部、生えてないところへ向けて、わざわざ植えかえしたというようなことを、ボランティアもやってきたわけです。

こういった大変な苦勞があるわけで、これをみんなでやる分については、ボランティアで、市全体でやるのはあたり前ですが、非常に地元へ負担がかかってくるという面もございまして、そこらあたり、予算を十分に確保して、やるべきじゃないかと。

何でもかんでもボランティアというふうなことになってくると、きのうの新聞だったですか、マラソン行政というようなことも書かれておりますから、やはり長くやっていくということに



なると、余り負担をかけ過ぎると、地域の人になかなか取り組みにくくなると思うので、そこからあたり配慮した予算措置も含めて、今後、どう、来年、新年度のマラソン大会の準備をどう進めていくのか、お聞きしたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（松岡博之君） 産業振興課長補佐、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般会計予算、ページ91ページ。

6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、8節の報償費の中の有害鳥獣捕獲報償金772万4,000円で、20年度において、特にシカにつきまして4,000円から8,000円に報償費を上げております。その効果はあると思うかとのことでございます。

19年度のシカの捕獲につきましては、76頭でございます。20年度におきましては、これが245頭と、3倍強となっております。

これによりまして、十分効果はあるものと思っております。ただ、金額のみでなく、これにつきましては、狩猟者の方が努力していただいたおかげだと思っております。

次に、92ページ、6款農林水産業費、2項林業費、3目公有林整備事業費、12節役務費の市有林整備事業1,979万9,000円の場所、面積、林齢ということでございます。

これは、久礼ノ川の森の工場内の、宿毛市平田町戸内字中尾山6757の66の、面積34.75ヘクタール、林齢は8齢級でございます。

同じく、中尾山6757の67、面積1.5ヘクタール。これについては、12齢級でございます。

あと、黒川字角ヶ峠5313の1、面積が19.2ヘクタール、林齢が8齢級でございます。

あわせて、全体の面積としましては、55.45ヘクタール。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） 建設課長、5番、浅木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般会計予算。101ページ、8款2項4目15節、工事請負費といたしまして、市道大島中央線道路改良工事ほか2億1,556万1,000円を予算化しておりますが、これに関連いたしまして、全体事業費が21年度の予算も含めて、幾らになるのか。

2点目は、市の負担が幾らになるのかというご質問についてでございますが、全体の事業費といたしましては、14億1,700万円でございます。市の負担分でございますが、これが7億7,000万程度となっております。

このうち、起債の充当率が90パーセントから95パーセントというふうになっております。そして、この起債を借り上げた元金、利子に対しまして、約30パーセントの交付税措置があることとなっております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長、5番、浅木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般会計予算、ページ125。

第10款第5項保健体育費、3目社会体育振興費の19節負担金補助及び交付金の宿毛花へんろマラソン実行委員会補助金600万円についての質疑であります。

この600万円の金額が、平成20年度の補正を含めた花へんろマラソンに対する補助金額

よりも、今年度の補助金額が減額になっているということから、何でもボランティアでは、なかなか地域住民の方も大変だと。参加住民へ配慮した予算化ができないかというふうな内容であったかと思います。

この花へんろマラソンのボランティアスタッフにつきましては、大変、議員の皆さんにも、何かとご心配をいただいていた問題でございます。当初の予定では、850人程度のボランティアがいるだろうということで、広報を通じたり、また、直接市民の方に声かけをしながら、呼びかけをしてまいった経過がございます。

そういう中で、地区長連合会の皆さん、それからマラソンコースの沿線の地区長さんを初め、地域住民の皆さん、また関係団体、それから市民ボランティアの皆さんの、本当に心の温まるご声援をいただきまして、現在、ボランティアの申し出が、1,192名のボランティアの方が申し出をいただいております。大変感謝をしております、本当に感謝をしているところがあります。

また、ボランティアの皆さん以外にも、現在、沿線の各地区においては、沿線の清掃活動、草刈り等、連日、精力的にやっただいて、松田川の沿線が、随分、見違えるような、すばらしい景観になっているということで、このことについても、非常に感謝をしているところがあります。

それから、当日のボランティアの申し込みを1,192名と申しましたが、それ以外にも、沿線での応援の、応援するという申し出もいただいております。

例えば、橋上子ども太鼓の皆さん、それから宿毛市老人クラブ連合会の太鼓クラブの皆さん、60数名おられるというふうにお聞きしております。

そういう方が、沿道で太鼓をたたきながら選

手を応援していただけるという、うれしい話もいただいております。

それから、栄喜小学校は、PTAの皆さん、また生徒さんと一緒になって、沿道で大漁旗を振りながら、選手を応援してくれるという申し出もいただいております、本当に私たちがこのマラソンを立ち上げるときに、市民ぐるみで、官民一体となった、宿毛の名物行事に育てたいという思いで、このマラソン大会を企画したところですが、今のこの市民の皆さんの協力の状況を見ますと、本当にそういう方向で、皆さんが協力して、一致団結して協力していただいております。

それから、浅木議員のご指摘の参加住民への配慮された予算化ということについてなんですけれども、潤沢な予算があれば、そういうことも可能かと思えますけれども、やはり経費を節約しながら、何とか参加する選手の皆さんに、十分なお接待ができるような受入態勢ということで取り組んでおる中で、なかなかボランティアの皆さんとか、応援団の皆さんに、そういうふうな予算をもって、感謝の気持ちをあらわすということにはなっておりません。

そんなことで、今後についても、今の、今年のような市民の皆さんのボランティアの力を借りながら、この大会を、ことしは1,208名の参加ですけれども、来年度以降については、もっと、より多くの選手が参加していただけるような大会にしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 再質疑をします。

先ほどの、まず91ページの分の、シカの有害鳥獣駆除の関係ですが、今、ご説明いただき

ましたように、前年と比べて非常に効果が上がっているということですので、頭数もふえているということもありますが、やはり今後、このシカ対策、さらに進めていただきたいと、このように思います。

それから、次、92ページの分については、今、箇所別の齢級区分、それから面積等は示されましたが、この中で、今、8齢級から12齢級の山ということですが、やはり、こういう森林について、以前であれば、これは有効活用、恐らく切り捨て間伐だというふうに理解しておりますが、以前はこういったものについても、切った木を有効活用するというふうにしていたわけです。今は材価が低迷して、なかなかこれを出して、材にしてということにはなくなってきているわけですが、それでも、12齢級ぐらいになってくると、これを搬出して、有効活用する方法はないのかというようなことについても、考えていただきたいと思います。

それから、8齢級ぐらいな山でありましても、活用の仕方によっては、今、こういうものを活用していこうということで、道路の近くであれば、伐倒したものを希望する人にとらせてあげるというか、そういうこともできると思います。

私も、営林署の職場におりましたころに、そういう間伐した材を、農業用資材とか、いろいろなものに利用したいということがありまして、しかし、議論しましたが、国の物じゃけに、ただでということでもいかなので、1本50円ということで、本人にとりに来てもらって、職員と一緒に、けがもせんように、指導しながら、その材を欲しい人にとっていってもらったという経緯もあります。

こういった、今、間伐材の有効利用ということも言われますが、こういった利用の仕方等についても、考えていただきたいと。

齢級はなお、今後とも進んだ段階で間伐ということになれば、材価が回復してくれば、俗に言う収入間伐ということも可能ではないかと思うわけですが、ここらあたりについても、考えておられるかどうかお聞きしたいと思います。

それから、101ページの大島の中央道のことにつきましては、先ほどの経費の内容については、私の質問してた分について答えていただきました。

なお、先ほど市長の方からもお答えがありましたけれども、野々下議員の質問に対してお答えありましたけれども、やはりあの道、あそこでとまってしまったんでは、なかなか咸陽島へ行くにも車が回りにくいと、通りにくいということもありますので、咸陽島の方へもスムーズに行けるような、やたらと金も入れる、あの道に資金を投入するということにならんかもわかりませんが、そこそこ車が回って、事故のないように行けるような道には、「椰子」から下へ向けての咸陽島の間も、していかないかんではないかと思えます。

これについては、了解しました。

それから、125ページの花へんろマラソンについて、今、説明をいただきましたが、予算はこれ以上、なかなか難しいということですが、確かに今、お話ありましたように、全部でやるものについて、それは宿毛市全市民あげてやらんと、こういうものは発展していかないと。こういうことをすることによって、宿毛のアピールにもなるし、そしてまた、活力も生まれてくるというもので、これ、マラソンとかそういうイベントですね、こういったものも、それなりに効果はあるとは思いますが、やはり特定の人に負担がいかんようにしていかなんと、長続きしないということをやったわけです。

一般の、全体でやるボランティアですね。き

ようは出て、みんなで草引きしましょう、何し  
ましょうということは、当然、何百人もの人に、  
全部どうするということは 아닙니다が、準備  
段階でのものについて、特定の人負担になら  
んように、予算措置をとるという意味で、話したわ  
けでございます。

そういった面も含めて、この問題については、  
再度お答え願いたいと。

これをずっと、特定の人にずっと負担をかけ  
ていくと、その人は、もうこれはこたわんよと  
いうことになってくると、これからの、続いて  
いかなくなると思いますので、この点について、  
お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（松岡博之君） 産業振興  
課長補佐、5番、浅木議員の再質疑にお答えい  
たします。

議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般  
会計予算、ページ92ページ。

6款農林水産業費、2項林業費、3目公有林  
整備事業費、12節役務費の市有林整備事業で  
ございます。これにつきまして、間伐材の有効  
利用ということでございますが、全体面積の5  
5.45ヘクタールでございます。このうち、  
収入間伐を23ヘクタール見込んでおります。  
あとの部分につきましては、作業道をつけて収  
入間伐をなかなか行うようなところではないと  
いうようなことと、木の太りが悪いようなとこ  
ろもございます。

収入間伐するにおいては、それらを行うこと  
によりまして、マイナスになるような試算をし  
ております。ですから、収入間伐につきましては、  
23.5ヘクタールを行い、残りは切り捨て  
て間伐としております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 浅木議員の質疑にお答  
えをいたします。

花へんろマラソンの関係でございました。こ  
れ、ちょっと、実は花へんろマラソンばかり  
の話じゃなくて、商工観光の関係がございま  
して、2つにまたがるものですから、私の方から、  
ちょっと答えさせていただきますのは、和田の  
方々には、非常に菜の花を植えていただいたり、  
今、のぼりを立てるとか、皆さん、土木関係の  
方とか、いろんな方々に協力していただいてお  
ります。

市の職員も、清掃等にも出ておりますが、こ  
れ、花へんろマラソンの予算と違いまして、菜  
の花まつりでやっているわけございまして、  
この菜の花まつりにも、市の方からも補助金  
を出しております。

したがって、一定の、特定のもの、それから  
全体のもの、ちょっと今、私が聞く限りは、  
混同されているんじゃないかなというふうなこ  
とを思いまして、菜の花まつりの今年度補助金  
は一応出すことでお願いをしてありますが、2  
1年度分の、いわゆる大きなイベントと、こ  
ういった市内のイベントを一緒にして、観光も一  
緒になっていくということで進めておりますか  
ら、21年度が菜の花まつりが、花へんろマラ  
ソンとまた、多分、一緒にやっていただけるも  
のとは思っておりますが、この分について、当  
初予算には計上しておりません。

何でかと申しますと、どれくらいの規模で、  
まだ、今年度初めてやるものですから、商工会  
議所の皆さんと、それから和田地区の皆さんが、  
本当に、非常に日夜汗を流してやっていただい  
ておりますし、菜の花も植えていただいで  
おります。そういった努力をたくさんしていただ  
いております。

そういう2つのイベントが重なっております  
ので、予算的にも、花へんろマラソンはもう花

へんろということで、マラソンを実行する部分での補助金600万ということです。

そして、あと、菜の花まつりでは、やはり和田地区の人たちを中心にして、菜の花も植えていただいたり、種代とか、そういうものもやっぱり要るのだと思いますから、そういうもので一定の補助もしていておりますので、その分で、また、多分、補正で来年度も菜の花まつりやっていただけるのであれば、皆さんのご了解をいただいて、市としても補助を出していきなさいいけない、そういうふうなことを考えております。

どうかご理解願いたいと思います。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 再度お聞きします。

先ほどご答弁願いましたが、間伐の問題ですね。これについては、収入間伐の分が23ヘクタールということですので、これはそういうことで有効活用ということで結構でございますが、収入間伐に該当しない切り捨て間伐の分について、私、質疑を提起させてもうたわけやけれども、このことについて、何もお答えがなかったんで、これについて、お答え願いたいと。

私が提起しましたのは、通常、事業活動では、販売にならないと。採算がとれないということで、山へ捨てている木ですね。これについて、市民の皆さんに、いろいろな形で、この切り捨てた物を使って、いろんな活用をするように、市有林でございますので、そういうことができないかという面で提起したわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう1件、先ほど、市長の方から菜の花マラソンについて説明がございました。私の方の、混同しております、済みません。

菜の花まつりとセットに、私は常時、それ自体は一緒にやっていきゆうので、ここへ花を咲かさんことには、花へんろマラソンにならんわ

けでございますので、これは花を咲かせるということと一体の行事だというふうに考えておりますので、引き続き、菜の花も含めて、沿道にどう花を咲かすかということについて、補正予算も含めて考えるということでございますので、その補正予算の段階で、私が先ほど提起しましたようなものを含めて、予算措置をお願いしたいということにしておきます。

以上です。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（松岡博之君） 産業振興課長補佐、浅木議員の再質疑にお答えいたします。

まず、切り捨て間伐でございますが、マイナスになるということで、今のところはそのまま切り捨てということでしたが、いろいろ有効利用ということで、今後、それをいかに利用するか考えてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 今、そういうお話がございましたので、これで私の質疑は終わります。

○議長（宮本有二君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 長時間にわたりましてお疲れのところと思いますが、5人の方がお聞きいたしましたところで、残ったところを若干聞かせていただきたいと思います。

先ほど、浦尻議員から、一般質問になりはせんかということがありましたが、大いに、私の方はそういうところがあると思いますけれども、同僚の皆さんがご理解をいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、議案1号、20年度宿毛市一般会計補正でございますが、これの30ページ。ここに公用車購入費というのが500万計上されておりますが、21年度の新しい予算にも公用車購入費300万というのが計上されております。

必要で買う車だとは思いますが、どういう車を、どの課に買おうとするものか、お聞きしたいと思います。

そして、同じそのページで、庁舎改修工事費3,800万、大変大きな数字があがっておりますが、これは庁舎の耐震工事と、それとどういうふうな関連になっておるのかをお聞きしたいと思います。

そして、32ページ、防災備品購入費399万6,000円というのが入っておりますが、昨年にも大体これに近いようなものを購入したような記憶がありますが、ことしはどのようなものをそろえようとしておるものか、お聞きいたします。

そして、42ページ、生ゴミ軽量化推進事業500万でございますが、先ほどからの質疑にお答えがありましたので、そこそこは理解いたします。中川議員がお聞きしたところでございまして、理解はいたしましたけれども、何となく、私は腹に入っておりません。

それで、小さいことを聞いてまことに恐縮でございますが、この500万でどのような機械を、何台ほど購入して、どこでテストをしようとしておるのかをお聞きしたいと思います。

続きまして、55ページ、先ほどから話題になっております花へんろマラソンでございますが、昨年より21年度の予算が少ないがという心配がありましたが、私もそう思っております。

と申しますのが、今、全国がマラソンブームでございますが、どこもここもマラソンでございます。いよいよ最後の端に名をあげた宿毛市でございますので、やるのであれば、どこにも負けないようなもの。そして、長らく続くような方法でやらなければならないと思います。

これが1年、2年で先細りになるようなことでは、初めからやらない方がいいのでございまして。

なぜ、それを私が申しますかと言いますと、四万十川のあの100キロマラソン、あれだけの人気があった。それが年々、年々参加者が減っております。それから考えましたら、この42キロのフルマラソンも、相当の努力をしなければ、継続が難しいのではないかという、危惧しておりますので、そういうふうな中で、予算をなるべく減すのはわかりますけれども、そういう意味では、恥をかかないように、十分な予算を使って、立派なものに仕上げさせていただきたいという気持ちで、もう一度市長のお気持ちをお聞きしておきたいと思います。

そして、参加費として5,000円を徴収しておるようでございますが、ことしは幾らその収入があったのか。その参加費を徴収するために、一生懸命選手をかき集めたのではないかと。反対に、あり余る選手であれば、5,000円を3,000円、2,000円に減してでもいい、心から、このへんぴなところへ来ていただける、ピーアール費用だという考え方で、参加費用を下げることも含めて検討してはどうかと思ひまして、改めてお伺いいたします。

そして、21年度予算でございまして、議案第21号でございます。

12ページに、宿毛ポンプ場修繕307万6,000円、それから、13ページに、宿毛クリーンセンター改修工事費294万円、そして宿毛ポンプ場長寿命化計画作成費1,122万1,000円というのが出ておりますが、上の2つは修繕費でございますが、毎年毎年出てきますので、これはどういう修繕か。そして、この長寿対策1,100万というのは、どういうことをおやりになるのかをご説明願います。

そして、議案14号別冊でございますが、81ページ、斎場費でございます。

この斎場費も、毎年、窯を直す、クーラーを直すという修繕が出てきますが、昨年、一昨年。

ことしもまた、263万8,000円という設備修繕費というのが出てきております。

まだ、この設備そのものは比較的、耐用年数から言えば、新しい施設でございまして、毎年毎年、こうして出てきますが、この理由と、そして今回はどこをやるようとしておるのか、その説明をお願いいたします。

そして、83ページ、し尿処理費でございませう。これは、和田のし尿処理費でございまして、一昨年、オーバーホールいたしまして、新しくなったわけでございますが、私は、新しくなったので、管理費も安くなると。当然、この分担金も効率がよくなるから安くなるのではないかとこの期待をしておりましたところ、昨年は8,370万そこそこございましたのに、ことしは1億2,794万、50パーセント以上負担金が増加しておりますが、この理由をお願いいたします。

それから、92ページ、先ほど浅木議員が質疑をいたしました市有林整備事業でございますが、内容はよく理解しております。ただ、1つここで担当課にお願いでございますが、皆様ご存じのように、宿毛市は今、国土調査を休止しております。しかし、宿毛の市有林は大変広くて、場所も多くて、その上、境界がわかった方がどんどんいなくなっております。

幸いにして、今回、55ヘクタールの山へ入りまして、伐採をして、道もできるわけでございますので、多少、予算が増加するかもわかりませんが、この3筆の山が、もし境界が画定していないものなら、この際、同時に境界の画定をしてはどうかという提案をしたいと思っておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

それから、次に、小筑紫小学校の件でございますが、るる討議がありましたので、内容は省かせていただきますが、ここで私の考え方を、教育長に1つだけ申し上げたいと思っております。

今までの学校統合問題については、当然とは思いますが、教育審議会の答申に基づいて事業を実施してまいりました。

しかし、残念なことに、今までの経過から見ましても、田の浦、小筑紫、栄喜の統合でさえ、学校の校舎の起工式が近づいておる今でさえ、まだ、統合に賛同を得られてないということは、まことに残念なことだと思います。

しかも、議員の中にも、心からまだ、統合に対してご理解をいただいてないということは、どこに原因があるかということを考えたときに、私は、少し教育委員会の運営の仕方にも欠点があるのではないかと思います。

と申しますのが、私が6月か9月の議会で皆さんにお尋ねしようと思っておりましたけれども、今回、この時期を抜かしましたら、大変なことになると思いますので、質疑で、私の心を開かせていただきますが。

大島、宿毛、和田、そして橋上を合併すると、統合すると。そのもとは、教育審議会から答申をいただいたからということでございますが、それを議会に聞かされたのは、昨年の末でございまして、秋ごろですか。こういうふうなことになりましたという経緯だけであって、それに従って、今からどんどん進めていくところまでの意気込みは、私はまだ聞いておりませんでした。

ですから、今の時点で、議会でもこの統合をそんなに切羽詰って受け取ってないし、議会の我々の中でも、この問題はまだ全然議論はしておりません。ところが、きのうの教育長のご発言によりましたら、もうその統合を決めて、用地買収の交渉に入ったという、大変な発言がありました。

その発言、用地買収というのは、県立病院の跡でございまして、面積が1万2,436平米、県の売りたい単価が2億1,068万何々の単

価で売りたいということも、もう県下に公表しております。宿毛市が買うというのは、すぐ売ってくれます。

しかも、栄喜でさえ説得ようしないのに、理想の規模である大島小学校を統合する。反対の強い橋上も統合する。まして、議会もまだ煮詰まってない、PTAも全然、話もできてないのに、はや用地買収の話がそこまで進んでおるといふことに、私は驚きを感じました。

少なくとも、議会は公有財産を買うときには、皆様から相談を受けて、公有財産を買おうと思えます。予算はいつごろになります、どうでしょうかという、表現はわるいですが、下話を受けて、それだったらやってもええじゃないかということがあって、初めて執行部も弾みがつきます。

しかし、議会は全然つんぼさじきで、こういう話が進んでおるから、なにへんがうまくいかないのではないかという、私は心配をしております。

どうか、この統合につきましても、慌てることなく、まずは栄喜に何とかご理解をいただくように努力をして、それが一段落をして、それからにかかっただきますように、新委員長にもよろしくお願い申し上げまして、もう内容は、その合併についての内容は、もう私は、岡崎議員がるる聞きましたので聞きませんが、大まかな私の気持ちとして、ここで発言をさせていただきます。

以上です。

○議長（宮本有二君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

-----

午後 2時35分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 先ほどの私の質疑の中で、不適當な発言があったようでございますので、取り消しさせていただきます。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、15番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）でございます。

30ページ、総務費の一般管理費の中の15節工事請負費でございますけれども、庁舎改修工事費といたしまして、3,800万円を本補正予算に計上させていただいております。

その内容でございますけれども、議員、庁舎の耐震化に関係した工事かというご質問でございますけれども、残念ながら耐震化ではございませんで、現在、市の庁舎の冷暖房施設がかなり、もう数十年経過いたしておりまして、かなり老朽化をいたしております。

業者等から、修繕の部品もない状態であるという指摘もございまして、もうすぐにも改修をしなければならぬということで、市の冷暖房施設を、今回、各課ごとに効率的に使用できるように41台の設置、それとあわせまして本議会棟の北側の壁が、実は2度にわたって滑落をいたしておりまして、住民に、通行の方々にも危険が及んではいけないということで、予算を計上して、改修をさせていただきたいと。

あわせて、市役所の玄関のひさしについても、多少、前側にたれてきておりますので、それについても、今回、あわせてこの生活対策の国の第2次補正予算を活用して、実施をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、同じく一般管理費の18節備品購入費でございます。公用車購入費といたしまして500万円を計上させていただいておりますけれども、議員ご指摘のように、平成21年



度の当初予算におきましても、いわゆる車購入、公用車購入費として計上させていただいております。

車の内容につきましては、ハイブリットなり、環境に優しい車を予定しております。

平成20年度におきましても、車はハイブリット車の購入をいたしたわけでございますけれども、かなり使用頻度が高うございまして、このままでは、いわゆる1台では、余りにも消耗が激し過ぎるということ。あわせて、現在、市の保有している公用車につきましては、余りにも老朽化が激しいということもあわせまして、今回の、この件も生活対策としての予算を活用して、購入できないかということで計上させていただいております。

ただ、けさほどの松浦議員の質疑でもお答えいたしましたように、交付金そのものが2億6,049万円でございますけれども、お願いしている事業費総額が3億1,700万円でございますので、一定、けさほど申し上げましたように、優先順位をつける中で、この公用車についても最終的な判断をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、議案第1号別冊、第7号の32ページでございます。

防災対策費の11節防災備蓄品購入費399万6,000円でございますけれども、本予算につきましては、議員ご指摘のように、平成20年度予算でも備品の購入として、防災備蓄用の毛布等の購入費として計上させていただいております。平成20年度予算では、92万2,000円で、毛布を250枚、ポータブルトイレを3基、トイレ処理剤を1,400回分、アルミロールマットを240枚、これを10年間、例年予算を計上して、備蓄に備えてまいりたいというふうに考えておりましたけれども、今回

の生活対策の予算、交付金ございました関係で、このうち、毛布については、3年分を前倒しをして、750枚購入をしたいと。ポータブルトイレ、トイレ処理剤、アルミロールマットにつきましては、20年度の予算と同程度、3基と、それから1,400回分、240枚を購入したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、15番、西村議員の質疑にお答えします。

議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、ページ42ページ。

4款衛生費、3項清掃費、1目塵芥処理費の19節負担金補助及び交付金の説明の中で、生ごみ軽量化推進事業の補助金500万についてのことでございます。

この500万につきましては、中川議員にもご説明申し上げましたけれども、再度、どのような機械を買うのかと。そして、何台購入し、どこでテストをするのかというご質問でございますが、どのような機械と申しますと、けさも言いましたように、売れ筋の、なかなかランキング上位のN社とか、H社、またT社などの機械を参考にいたしまして、さらに市民の手軽に利用できる処理施設の機械を検討したいというふうに考えております。

また、何台購入するのかということでございますが、市内地区長とも協議をいたしまして、地区を、今後決めまして、その後、その中で台数等を決めてまいりたいと思っておりますので、どうかその点をご理解願いたいと思っております。

もう1点の議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般会計予算、ページ81ページの4款衛生費、2項環境衛生の斎場費の11節需用費の中で、施設修繕料263万8,000円の理

由と、そして、今回どこをなおすがぞというご質問でございます。

これ、毎年修繕費もかなりいっておりましたけれども、去年ですか、2号炉を大型化にしまして、2号炉の方はかなり順調に操業と言いますか、進んでおりますけれども、3号炉はもう老朽化しております。3号炉の方を2号炉の古い備品と言いますか、機材を使いまして、直してきておりましたけれども、どうしても寿命がきたということで、今回は3号炉のセラミックスの補修に、主に計上しております。

それと、もう1点のページ83ページ、4款衛生費、3項清掃費の3目し尿処理費、19節の負担金補助及び交付金の幡多西部消防組合分担金のし尿処理施設分の1億2,794万8,000円、負担金の理由ということでございますが、この理由につきましては、総務費では、主に人件費によるものが主でございます。約29万円。そして、衛生施設といたしまして、472万。主に、これも薬品の単価の上昇による増額でございます。

それと、一番大きなものは、公債費につきまして、6,156万4,000円の増額。これは施設改修工事費に伴いまして、10年度及び18年度に起債したものでありますので、18年度起債分について、元金据え置き期間2年の経過により、元金返済が開始されたことのための増額でございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 西村議員からの質疑でございます。

花へんろマラソンについて、市長の気持ちを述べよということでございます。

以前、もうご存じのとおり、正月に5キロ、10キロ、3キロというふうなロードレースをやっておりました。これも全くじり貧状態でご

ざいました。

日本国中、マラソンブームではないんですが、ジョギングで健康を保持しようというふうな方々が非常にふえております。

先ほど、西村議員が、四万十100キロマラソンも減っているというふうな話ですけども、四万十マラソン、定員で結構カットされておまして、それで申し込みは非常に、まだまだふえているという状況のようでございます。

いろんなところでいろんなフルマラソン等をやっておるんですが、どこもふえている状況でございます。ただ、うちの方は、交通の便が非常に悪いもので、果たして1,000名集まるかなという危惧はされておりました。

皆さん、それぞれがいろんな有名人がゲスト出演したりして来ておりますが、私どもも、無理にどこどこに来てほしいというふうなことはやっておりませんで、先ほど、生涯学習課長が、間寛平さんの話出しました。きょうは、間寛平さんがロサンゼルスに着いたようでございますけれども、そういう世界を回るということで、なかなか郷土の有名人が来てくれません。

そういうもので、もう真っ白な状態の中で、1,200名の方が集合してくださったということについては、非常にありがたい話でございます。こういった一番交通の不便なところに、果たしてどうかなと思いましたが、1,200人という方が集まっていた。

西村さんから、非常にありがたいお話をいただいて、参加費用につきましては、全国の事例を見ながら決めたという、教育委員会の方ですが、決めたということでございますけれども、参加費用を下げても予算を上げて、もっとやれというふうな温かいお言葉をいただきました。

私どもも、そういうふうな形に、もしできれば、財源があればそんなこともしたいというふうには思っております。

ただ、ことしの第1回目でございます、もうスタートをしております。そういったことで、この20年度補正予算については、ぜひお認めを願いたいということ、来年につきまして、600万円の計上をさせていただいておりますが、ことしが検証をしまして、この分を見極めて、生涯学習課長申しましたように、この600万で果たして足りるかというふうなことも、私自身も、その部分は心配の部分もございます。

せっかく来ていただく方々に、温かいおもてなしをして、次も、次も、次もというふうに、ずっと生涯ランナーという方がたくさんおられます。生涯って、一生涯の話ですが、そういう方がおられますので、ぜひたくさんの方に、宿毛を知っていただくために来ていただいて、その方がよかったよという声を、またそのもとに帰ったときに言っていただいて、またその友達を連れてきていただけるというふうな相乗効果を、ぜひねらいたいというふうに、私自身は思っております。

そのために、和田地区の方々を中心にしまして、商工会議所の皆さんが中心になって、菜の花まつりも同時開催していただけるというふうなことで、市民の皆様がこれほどこのイベントを支えていただける、市民全体と一緒にやっていただけるというところがございますから、こういうものに対しては、宿毛を売り込んでいく。そしてまた、来ていただける方におもてなしをする意味では、予算的にはおっしゃっていただいたように、議会の承認さえ得られれば、もしこの第1回目が終わりました、検証させていただきまして、また予算を少し追加をさせていただきたいというふうをお願いをするかもしれません。

その時は、またぜひもろ手を挙げて賛成をしていただけたら、ありがたいというふうに思っております。

この花へんろマラソンが、これからやっぱり、ずっと宿毛の1つの大きなイベントでございますので、これがずっと続くように、来ていただけるような、そういったおもてなしの心でずっと進めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長、15番、西村議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、55ページの社会体育振興費、9・5・3の19節宿毛花へんろマラソン実行委員会の補助金に関連してのご質疑であります。

参加費の状況は、どうなっているかというご質問であったかと思えます。

当初予算では、参加費を、一応、マラソン大会につきましては1,000名を見込んでおりました。

それから、3キロ、5キロは参加費は200円ということで、安かったんですけども、当初予算額では、収入を549万円見込んでおりました。

実績といたしましては、マラソン大会の参加費、参加者が900名強でありましたので、3キロ、5キロの参加者の経費を合わせまして489万7,000円の参加費をいただくようになっております。

当初予算に比べましてマイナス60万円の減額ということになっております。

また、参加費を3,000円という提案に対するお答えは、市長の方から返答させていただきましたので、私からは、以上で説明を終わりたいと思います。

○議長（宮本有二君） 水道課長。

○水道課長（豊島裕一君） 水道課長、15番、西村議員の質疑にお答えいたします。

議案第21号別冊、平成21年度宿毛市下水道事業特別会計予算。ページ12ページ、第1款下水道費、第1項公共下水道費、2目維持管理費、11節需用費、宿毛ポンプ場修繕費。

まず、20年度までは、宿毛ポンプ場は、以前、市内を排水、浸水防除のために、都市下水道事業で工事をしましたので、20年度までは一般会計の都市下水道費の中に組み込まれておりました。

しかし、今、公共下水がそこを取り込みまして、ことし21年度に宿毛ポンプ場につきましては、国の新しい補助事業、後で質問がありました宿毛ポンプ場長寿命化計画を立てて、補助事業へのせるため、今回、21年度から下水道事業費の中にポンプ場、宿毛ポンプ場の予算も組み込んでおります。

今回、宿毛ポンプ場の修繕費の内容につきましては、ここは昭和49年から稼働してまして、非常に、施設がかなり老朽化しております。今回の修繕の内容につきましては、外の除塵機を作業する段階に照らせる投光機が6台故障して、現在、暗い時には作業が難しいという状況になっておりますので、投光機の取りかえ。あと、冷却ポンプの修繕、粗目の除塵機のモーター整備等、今回、緊急に、21年度に修繕せなあいけないものを307万6,000円計上させていただきます。

あと、13ページの第1款下水道費、第1項公共下水道費の2目維持管理費の中で、15工事請負費、宿毛クリーンセンターの修繕工事費294万円につきましては、宿毛クリーンセンターの修繕でございまして、ここは平成14年に供用開始して、その最終沈殿池がありますが、そこへたまった汚泥をかき寄せるかき寄せ

機が不具合を生じておりますので、その修繕費294万円を計上されております。

しかし、14年で、現在7年経過しておるわけですけども、まだ7年ですので、非常にまだ新しいと思いますので、ここは下水道事業団に委託してこさえた施設ですので、そこについて、まずどういう原因で、今、不具合が生じておるのか、原因については、調べるように、メーカーに調べるように調査させていただきます。

続きまして、13ページの、同じく3目建設事業費の13節の委託料、宿毛ポンプ場長寿命化計画策定業務委託料1,122万1,000円につきましては、これは現在、古い施設につきまして、国の補助事業が20年から新しく下水道長寿命化計画で各施設を調査することによって、延命を図れるものについては、補助金を出しましょうと。2分の1の補助金ができますので、現在、ポンプ等のオーバーホール等も単独でしておりますけれども、この業務をして、作成して、21年度以降、悪いものについては、補助事業で修理していきたいと。

修理の内容については、施設、建物とか、設備の状況ですね、箇所とか、部分ごとに調査しまして、劣化の状況、修繕経過とかも勘案して、一体的な更新が必要なのか、部分的な部品の取りかえでいいのかとか、関連施設も含めてトータルで判断して、ライフサイクルコストが縮減できるような、耐用年数を延ばしていくような業務を委託するものであります。

これによって、補助事業にのせていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（松岡博之君） 産業振興課長補佐、15番、西村議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成21年度宿毛市一般

会計予算、ページ92ページ。

6款農林水産業費、2項林業費、3目公有林整備事業費、12節役務費の中の市有林整備事業でございます。この市有林3カ所について、境界が画定していなければ、この際、境界設定してはどうかとの提案をいただきましたが、この3カ所の市有林については、境界は画定されております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、西村議員の質疑にお答えをいたします。

1点目の教育委員会として、小筑紫の3校の統合の取り組みに、もう少し工夫をしながら、熱心に説得するべきではなかったかというご指摘ですけれども、私も含めて、教育委員会がもう少しリーダーシップを発揮して、理解をしていただけるように、もっともっと努力をするべきであったと反省をしております。

そのような流れの中で、宿毛小学校地区の統合ができるのかというご指摘でありますけれども、大変難しい、いろいろな、一般質問の中でも教育的な問題もあり、それから財政面の問題もあり、いろいろな二律背反する、地区によって事情が違うので、説得のしにくい、適正規模であるかとか、そういう項目で、大変、住民に納得をでき、保護者や地域の人に納得させることができない要件がたくさんある中で、大変だとは承知しております。

そして、その中でも、やはり宿毛小学校の建築は、いろいろ教育審議会の中、それからかえって教育委員会の中でも話をしましたが、昭和33年、34年、35年につくられた小学校でありますので、築50年を経過するという学校でありますので、上の方を歩いたら、校長室の方へ何回も訪れますと、ギーギーと音がするような状態ですので、このままでは大きな地

震が来たら大変だなと、今でも心配をしているところですけども。

できるだけ早く統合しなくちゃならないと、こういうふうに思っております。

その中で、やっぱり適切でない、さっき話に出ましたように、大島だとか、それから橋上はいろいろな地域の問題もありますし、松田川は松田川で、いろいろ問題も抱えておりますので、適切でないことについては、話し合いの中で改めるべきことは改める必要もある。けれども、やっぱり一遍決めたもの、金科玉条のように、一遍決めたものをずっと守り通すという気持ちもありますけれども、朝令暮改のように、すぐ決めたものがすぐ変わるというのは、いかなものかとも思っております。

いろいろ、みんなが知恵を出して考えてくれたのですので、その中で説明をしながら、どうしてもこれは乗り越えることができない、ハードルが高いということであれば、再度、教育審議会ともかけて、話し合いをしてみたいと考えております。

今では、できるだけ宿毛小学校の建築を早くしたいという思いとともに、西村議員指摘のように、あせってはいけない。やっぱり辛抱強く、熱心に説得をしていく覚悟ではあります。

それから、3点目の予定地、宿毛小学校建築の予定地でありますけれども、これは県がインターネットで競売にかけている、2億5,000万ということでありますけれども、このことについて、キャッチをしましたので、情報をつかみましたので、この前の一般質問でお答えをしましたように、大島小学校のことがあるので、できるだけ西に動かす方がいいのではないかという考えのもとに、市長の方へ、こういう競売が出ているのですけれども、ちょっと考えてみてくれませんか。もうちょっと安いのであれば、ちょっと交渉をしてもらえんでしょうかという

話をしているところでございます。

市長部局の方で話が進んで、このぐらいの程度で、金額であれば可能であるということになれば、正式にここを、正式な統合の場所として建築をしますというふうにお願いをするつもりでございました。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 議案21号の21年度の下水道事業でございますが、私が言いたかったのは、わずか建築7年で修繕費が出てくるのはおかしいのではないかとこのことを言いたかったわけでございますが、その付近を課長がくんで、下水道事業団の方へ申し込んでおるようでございますので、できることなら、その300万も事業団から取り戻してもらおうように努力していただきたいと思っております。どうぞ努力していただきたいと思っております。

続きまして、公用車の件でございますが、よく内容もわかっております。ただ、公用車、そしてテレビの地上デジタル関係で、テレビを229台購入予定と。そして、裏のページでは、防災対策の毛布などを390万余り購入ということが出ておりますが、私が本当に、最後の端に各担当課長にお願いしておきたいのは、宿毛の業者は悲鳴をあげております。不景気でね。しかし、宿毛から逃げることはできない。

宿毛市に税金は取られております。ところが、昨年、その防災対策で毛布を買うたときに、公共の物だから、なるべく安く買って、入札はささないかん。その原則は十分わかりますよ。ただ、大きな高知や大阪の業者にいけば、1枚1万円の毛布が7,000円が入るでしょう。車を、今度2台買うのも、中村、高知の営業所へ言えば、よく販売してますから、1万や1万5,000円は安いでしょう。

しかし、宿毛にも販売所があって、セールス

マンがおるわけですから、その子たちは税金をはらうて、一生懸命頑張りようがですから、わずか1万円や1万2,000円の入札の差。わずか500円、600円の毛布の単価の差、そんなところへ力を入れて、高知やないといかん、大阪じゃないといかんといって業者を指名に入れるということは、私がいつも言っとなるように、これは大きな間違いです。

入札さすのは、確かに正しいですけども、まずわん子を加えて、わん子をかわいがって、その余力ができれば、よそをかわいがつたらいいんです。

どうか、この防災の毛布の購入や車の購入、229台のテレビの購入、高い安いじゃなくて、本当に中西市長は、宿毛の人をよく考えてくれる、宿毛の商売人がこれで生き返るというふうな政治をしていただくように、重ねてお願いしておきたいと思っております。

そして、最後の1点でございますが、副市長にお尋ねいたします。

この生ごみ処理機でございますが、この世知辛いときに、500万の予算、随分思い切ってつけました、と私は思っております。そんなにしりに火がついたほど急ぐことでもないし、ほかに使えたらなという気も、私はあります。

しかし、交付金が来たものですから、これはどこかへ配分をしなければなりませんので、ここにたまたま500万がわたったということも理解いたしますが、こういう事業をするには、今までの例からいいましたら、3台、4台機械を買って、それを半年なり10カ月使わせて、どの機種が一番いいかを、皆さんの意見を聴取して、安くて長持ちして、電気が要らなくて、丈夫で、いう機種を選んで初めて市民に使いなさいやということになるわけですが、この場合は、その器具を全部買ってやるのか、負担金を補助してあげるのか、そういう内容も一切ない。し

かも、何台買うかも決まってない。どういう物を買うかも決まってない。

ちなみに、市場価格で言いましたら、1キロの生ごみを乾燥させるのは、大体、5万円前後かかります。そして、2キロの生ごみを処理する機械をいいましたら、7万前後かかります。これだけの高価なものを買って、市民にあてがえるのに、何ら試験も比較もせずに、500万ポコッと。それで、よかったらあともっと買い足そうということでございますので、いま一度、この予算の執行に当たっては、私は慎重にやるべきだと思います。

そこをひとつ、副市長のご意見をお伺いして、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（宮本有二君） 副市長。

○副市長（岡本公文君） 15番、西村議員の質疑にお答えをいたします。

今回、補正で計上させていただいております生ごみ処理機500万についてでございます。

この500万のものにつきましては、総務課長も申しましたように、総額、通常の交付金よりかよけの額で掲載をいたしております。

その中の1つとして、この生ごみ処理機もございまして。

それで、いろいろと精査する中でという答弁もありましたように、これの執行に当たっては、西村議員が言われますように、十分精査して、執行をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本有二君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち

「議案第1号から議案第27号まで」の27議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第27号まで」の27議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第28号から議案第44号まで」の17議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、3月12日及び3月13日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、3月12日及び3月13日は休会することに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

3月12日から3月15日までの4日間休会し、3月16日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時14分 散会

## 議案付託表

平成21年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (10件)	議案第28号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第37号 議案第40号 議案第41号 議案第42号	宿毛市定住自立圏構想推進基金条例の制定について 宿毛市表彰条例の一部を改正する条例について 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
産業厚生 常任委員会 (7件)	議案第29号 議案第30号 議案第36号 議案第38号 議案第39号 議案第43号 議案第44号	宿毛市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について 宿毛市の簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 市道路線の認定について 市道路線の廃止について



平成21年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第13日（平成21年3月16日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第44号まで

（議案第1号から議案第27号まで、討論、表決）

（議案第28号から議案第44号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第12号外7件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで

意見書案第1号 インターネット上のプライバシー侵害の防止を求める意見書の  
提出について

意見書案第2号 地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について

意見書案第3号 父子家庭に対する児童扶養手当の支給を求める意見書の提出に  
ついて

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第44号まで

日程第2 陳情第12号外7件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	夕 部 政 明 君
次 長	児 島 厚 臣 君
議 事 係 長	岩 村 研 治 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
副 市 長	岡 本 公 文 君
企 画 課 長	岡 崎 匡 介 君
総 務 課 長	出 口 君 男 君
市 民 課 長	弘 瀬 徳 宏 君
税 務 課 長	美濃部 勇 君
会計管理者兼 会 計 課 長	小 島 秀 夫 君
保健介護課長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	小 栗 幹 夫 君
産業振興課長補佐	松 岡 博 之 君
商工観光課長	立 田 明 君
建 設 課 長	安 澤 伸 一 君
福祉事務所長	沢 田 清 隆 君
水 道 課 長	豊 島 裕 一 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 島 正 樹 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	有 田 修 大 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	岡 村 好 知 君
千 寿 園 長	村 中 純 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 正 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	土 居 利 充 君

-----・-----・-----

午前11時17分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第44号まで」の44議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号から議案第27号まで」の27議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第27号まで」の27議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって「議案第1号から議案第27号まで」の27議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第28号から議案第44号まで」の17議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（有田都子君） 総務文教常任委員会に付託されました議案審査の結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第28号、31号、32号、33号、34号、35号、37号、40号、41号及び42号の10議案であります。

議案第28号は、宿毛市定住自立圏構想推進基金条例の制定についてであります。

本案の内容は、昨年、国より宿毛市と四万十市を中心市として、幡多圏域が定住自立圏構想の先行実施団体としての決定を受けました。

これに伴い、事業推進のための財源の1つと

して、地域活性化生活対策臨時交付金の割増分として、3,721万3,000円が交付されましたが、事業を実施するに当たり、周辺市町村との調整に時間を要することから、一たん、全額を基金として管理するために、新たに基金条例を制定しようとするものであります。

議案第31号は、宿毛市表彰条例の一部を改正する条例についてであります。

主な内容は、功労者、善行者に対する「記念品又は記念品料」を「記念品」のみに改めること、及び榮譽ある表彰式に、より多くの市民が参加できるよう、開催日程を限定しないために、条例の一部を改正し、「11月3日」を「1回」に改めようとするものであります。

議案第32号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。主な改正は、株式会社日本政策金融公庫法及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行等に伴いまして、職員の特別休暇に裁判員を加える等、語句の整理を行おうとするものであります。

議案第33号は、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方の医師不足を解消するため、平成20年高知県人事委員会勧告に基づき、高知県が平成21年度より初任給調整手当を10万4,000円増額改定することにより、宿毛市としても、県に準じて同額の増額改正をしようとするものであります。

議案第34号は、宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、平成22年度開校を目指している小筑紫地区小学校を、平成21年度に建築することに伴いまして、国庫負担事業認定申請が年度当初に必要となるため、今議会において、条例

の一部を改正しようとするものであります。

議案第35号は、宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、スクールバスは、沖の島、橋上、小筑紫の3地区にて運行し、一般客の乗車を認めております。

小筑紫地区においては、舟ノ川、石原地区の小学生をスクールバスで登下校時に送迎していましたが、平成21年度は、両地区ともに小学生が不在となることにより、スクールバスを休止するために、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第37号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、日本に滞在する外国人に対する被保険者の取り扱いについては、国民健康保険法に明記されているので、あえて条例で明記する必要がないことから、条文から削除するとともに、章立て等を廃止して、条文の整理を行おうとするものであります。

議案第40号は、宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてであります。

平成15年より、宿毛西町郵便局において、取り扱っている納税証明書、住民票の写しの交付等の事務について、平成21年度も継続して行うため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

内容は、小筑紫町栄喜地区で、老朽管の更新と、出水不良解消のため、簡易水道工事を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号は、辺地に係る公共的施設の総合計画の変更についてであります。

内容は、島民の健康維持、増進を図るため、沖の島へき地診療所に医療機器を整備することに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

以上、10議案につきまして、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査いたしました結果、原案を適当と認め、第34号を除く9議案は、全会一致をもって、第34号は、賛成多数をもって、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案10件についての報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中平富宏君） 産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第29号、第30号、第36号、第38号、第39号、第43号、第44号の7議案であります。

議案第29号は、宿毛市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定であります。

本案は、介護保険制度において、介護報酬が3パーセント増額改定されることに伴い、保険料の急激な上昇を抑制するために、平成21年度からの3年間に限り、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が市町村に交付されることに伴い、全額を基金として管理するための新たな基金条例を制定するものであります。

議案第30号は、宿毛市の簡易水道事業に、地方公営企業法を適用する条例の制定であります。

本案は、平成21年度から簡易水道事業特別会計を、水道事業会計に統合し、地方公営企業法を適用するものであります。

また、これに伴い、簡易水道事業特別会計を、

平成20年度限りで廃止すること、及び関係条例の一部を改正するものであります。

議案第36号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、平成20年度をもって、和田保育園を廃園することについて、再三にわたり、地元関係者と協議を重ねておりましたが、このたび、地元関係者の同意が得られましたので、和田保育園を廃園するために、条例の一部を改正するものであります。

なお、廃園後の施設につきましては、子育て支援センターとして活用する予定となっております。

議案第38号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例であります。

介護保険料については、3年ごとに見直しを行っておりますが、高齢者人口の増加や、介護従事者の処遇改善などの増加要素を見込み、介護保険基準額を90円増額し、月額で4,980円に改定するものであります。

議案第39号は、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、条例制定後、10年以上が経過し、現状にそぐわない部分が生じてきたために、「未納の家賃又は損害賠償金がある」を「家賃の滞納その他の債務の不履行が存在する」に改めるなど、語句の整理を行うものであります。

議案第43号及び議案第44号は、市道路線の認定及び廃止であります。

本案は、東鹿島線を道路法第8条第2項の規定に基づき、市道認定すること、及び横瀬ダム工事に伴い、役目を終えた一生原2号線を、道路法第10条第3項の規定に基づき、市道路線を廃止することについて、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上7議案につきまして、担当課から詳しい

説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案について、ご報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第28号から議案第33号まで及び議案第35号、議案第37号並びに議案第39号から議案第44号まで」の14議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第28号から議案第33号まで及び議案第35号、議案第37号並びに議案第39号から議案第44号まで」の14議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって「議案第28号から議案第33号まで及び議案第35号、議案第37号並びに議案第39号から議案第44号まで」の14議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第34号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第34号」について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(宮本有二君) 起立多数であります。

よって、「議案第34号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第36号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第36号」について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(宮本有二君) 起立多数であります。

よって、「議案第36号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第38号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番(浅木 敏君) 5番議員の浅木です。

ただいまから討論を行います。

議案第38号について、私は委員長報告並びに本議案に反対する立場から討論をいたします。

この議案は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例案であり、現在、宿毛市民が支払っ

ている介護保険料を約3.2パーセントを引き上げようとする内容であります。

例えば、保険料の年間支払額が2万9,340円の人は、950円上げて3万290円に、5万8,680円の人は、1,900円上げて6万580円に、また、8万8,020円の人は、2,850円上げて9万870円にしようとするものであります。

厚生労働省は、介護保険が始まった2000年には、全国平均で年間2万9,000円程度であった保険料を、3年後の改定で13パーセント引き上げ、2006年には24パーセントも引き上げました。

そして、今回の第4期事業計画でも、また引き上げを決定したため、保険料の全国平均は発足当時の1.7倍となり、5万円を超えました。

政府の動向から、介護保険料の引き上げがされる心配があったため、私は今年の9月議会で、市民の保険料負担は限界だ。介護報酬の引き上げ等に要する財源は、国の負担金割合をふやして賄うことを求めたことでした。

全国市長会や全国町村会も、国庫負担を50パーセントにするよう求めています。政府はそれにはこたえず、保険料の値上げを強行したのであります。

国庫負担50パーセントにするための財源は、約3,000億円であり、思いやり予算など、在日アメリカ軍のために支出している約6,000億円を半分に減額すれば実現できるものであります。

なお、この議会には、宿毛市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例が同時に提案され、先ほど可決されました。これによって、激変緩和措置はとられています。しかし、それも23年までであり、その後は今、論議されている条例どおりの保険料に引き上げられるわけであり、

こうした介護保険料の引き上げは、雇用不安

と低賃金の現役世代に苦悩を広げ、また年金のみで生活する高齢者には、大きな負担となつてのしかかつてまいります。

こうしたことから、私は、この介護保険料の改定をするこの条例案には反対するものであり、皆さんのご賛同を求め、討論を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第38号」について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 起立多数であります。

よって、「議案第38号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第12号外7件」の8件を一括議題といたします。

これより「陳情第13号及び陳情第15号から陳情第16号まで並びに陳情第18号から陳情第19号まで」の5件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（有田都子君） 総務文教常任委員会に付託されました陳情について、審査結果のご報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第12号、14号、15号、16号、17号、18号及び19号の7件であります。

陳情第12号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について、陳情第14号、公契約入札制度の改善

を求める意見書の提出について、及び陳情第17号、派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書の提出についての3件につきましては、継続審査を要するものと決定いたしました。

陳情第15号、臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書の提出について、陳情第16号、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書の提出について、陳情第18号、地方分権「改革」に関する意見書の提出について、及び陳情第19号、物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出についての4件につきましては、地域性、財政面等をかんがみの中で、慎重なる審査をいたしました結果、賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情7件についての報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中平富宏君） 産業厚生常任委員会に付託されました陳情について、審査結果のご報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第13号、落石及び崩落防止対策についての1件であります。

坂ノ下地区住民にとって、唯一の生活道路であり、児童の通学路でもある宿毛橋南詰めの市道は、いつ落石、崩壊が発生してもおかしくない、危険な状況であります。

隣接地では、落石により、民家の一部が破損し、住民が負傷する事故も発生しております。

また、荒瀬山公園に至る道においても、大規模な落石が発生しており、宿毛市に対しまして、早急な対策を求めるものであります。

担当課の説明を受け、陳情の趣旨も踏まえて、慎重に審査した結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情について、ご報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第13号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第13号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第15号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第15号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご

賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第16号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第16号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第18号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第18号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。



これより「陳情第19号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木でございます。ただいまから討論を行います。

議題となっております陳情第19号について、委員長は不採択と報告されましたので、この報告に反対する立場から討論します。

陳情の内容は、物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

具体的には、原油や穀物の投機をきっかけに、消費者物価が高騰し、沈静化への方向にはあるが、高どまりとなっている。

加えて、政府の物価統計は上昇を続ける税金や社会保険料などが含まれていないなど、庶民の生活実態を正しく反映しないものとなっているため、新年度の年金改定はゼロ改定と見られる。

高齢者の生活は、物価上昇にあわせて年金額を引き上げることによって維持される。

高齢者の収入減や先行不安が続くと、消費を冷え込ませ、不況をますます深刻にする。こうしたことから、1つには、来たる4月から年金を3パーセント引き上げること。2つ目として、年金月額が8万円に満たない低年金や、無年金の人に、8万円に達する年金を支給するように、政府に求めてもらいたいとする内容であります。

私は、物価上昇が続き、引き続き増加している今日こそ、わずか3パーセントでも年金を引き上げ、安心できるようにするべきだと思います。

また、少ない年金や無年金の人であっても、憲法で保障された健康で文化的な生活をする権利があると考えます。

25年間という長い年金資格の期間を満たせ

ず、無年金になった人。期間は満たしても、年金額が月8万円にも満たない人などもあります。

8万円といえば、2万円ぐらゐの家賃を含めた1人分の生活保護費と同程度であります。

無年金、あるいは低年金の人のために、生活保護程度の最低年金を保障する制度をつくることも、必要な時期になっていると思います。

財源としては、全国各地で問題になっているダムなど、大型公共事業や、年間約5兆円にものぼる軍事費の削減、また年間320億円にものぼる政党助成金を廃止するなど、支出の面での見直しとあわせて、大企業向けの優遇税制を改めるとともに、大企業や大資産家など、負担能力のあるところには応分の負担を求めれば、財源は確保できます。

こうしたことから、3パーセントの年金引き上げ、並びに無年金や低年金対策は、今後、政府が取り組むべき重要な政策であり、私は、この陳情の採択をすることを求めます。

皆さんにご賛同を訴え、討論を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ほかに討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第19号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

「陳情第12号及び陳情第14号並びに陳情

第17号」の3件については、総務文教常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号 インターネット上のプライバシー侵害の防止を求める意見書の提出について」及び「意見書案第2号 地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について」、並びに「意見書案第3号 父子家庭に対する児童扶養手当の支給を求める意見書の提出について」の3件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号から意見書案第3号まで」の3件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって「意見書案第1号から意見書案第3号まで」の3件は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決をされましたが、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。  
よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会にあたり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

去る3月4日に開会いたしました今期定例会は、本日までの13日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただきました。

結果、ご提案を申しあげました44議案を、すべて原案どおりご決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させていきたいと考えております。

平成21年度を迎えるに当たり、市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申しあげましたが、大変厳しい財政状況が続く中、行政改革大綱及び集中改革プランに基づき、経常経費の節減、むだの排除に努めるとともに、防災対策や子育て支援、また少子高齢化対策、一次産業振興などについては、より積極的に推進していかなければならないと考えております。

また、21年度の予算の執行に当たりましては、現今の経済状況から、より早期の執行に努めてまいりたいと考えております。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、どうか健

康にもご留意をいただき、より一層のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成21年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 宮本有二

宿毛市議会副議長 寺田公一

議員 今城誠司

議員 岡崎利久

平成21年3月13日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 有 田 都 子

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第28号	宿毛市定住自立圏構想推進基金条例の制定について	原案可決	適当
議案第31号	宿毛市表彰条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第32号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第33号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第34号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第35号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第37号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第40号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	原案可決	適当
議案第41号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第42号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当

平成21年3月12日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第29号	宿毛市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	原案可決	適当
議案第30号	宿毛市の簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について	原案可決	適当
議案第36号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第38号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第39号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第43号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第44号	市道路線の廃止について	原案可決	適当

平成21年3月13日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 有 田 都 子

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第15号	臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書の提出について	不採択	不適當
第16号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書の提出について	不採択	不適當
第18号	地方分権「改革」に関する意見書の提出について	不採択	不適當
第19号	物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について	不採択	不適當

平成21年3月12日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第13号	落石及び崩落防止対策について	採 択	妥 当



平成21年3月13日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 有 田 都 子

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第12号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について
陳情第14号	「公契約」「入札制度」の改善を求める意見書の提出について
陳情第17号	派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成21年3月13日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 有 田 都 子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について  
(2) 行政機構の状況について  
(3) 財政の運営状況について  
(4) 公有財産の管理状況について  
(5) 市税等の徴収体制について  
(6) 地域防災計画について  
(7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成21年3月12日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成21年3月16日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

議会運営委員長 西 郷 典 生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件   (1) 議会の運営に関する事項  
          (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
          (3) 議長の諮問に関する事項  
          (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由   議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

インターネット上のプライバシー侵害の防止を求める意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成21年3月16日

提出者	宿毛市議会議員	有田都子
賛成者	宿毛市議会議員	岡崎利久
〃	〃	浅木 敏
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	西郷典生
〃	〃	中川 貢
〃	〃	西村六男

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

説明 口頭

インターネット上のプライバシー侵害の防止を求める意見書

インターネットの普及による情報通信技術の発展は、住民生活に多くの恩恵をもたらしている。しかしその便利さは、人びとの幸せに貢献する形であるべきであり、私たちは常に人権に配慮した活用を心がける必要がある。

しかしここ数年の間に、地図情報に併せてその地点の実写画像を提供する企業が複数登場したことにより、世界中でプライバシー侵害問題が発生している。その一例として、昨年8月に運用を開始したグーグル社の地図検索サービス「ストリートビュー」がある。このサービスは、地上2.5メートルの高さからの周囲360度と上下の「風景」を見渡せる無料サービスであるが、グーグル社は画像の撮影に際しても、被写体となる地域や個人に対し、撮影告知も画像の公開許可願いも一切行っていない。ネット上で公開された画像には、民家やその家庭の私物、自家用車、敷地内の様子、家屋の構造をはじめ、通行人や自宅内にいる人の顔の判別や車のナンバー、表札の文字が読み取れるものも少なくない。

こうした現状から、悪意を持ったインターネット利用者が、空き巣や、振り込め詐欺、ストーカー犯罪等、テロを含めた刑事犯罪にこのサービスを悪用する危険性が懸念されているほか、全国各地で児童生徒の通学路や教育施設等の防犯対策に不安の声が急速に拡がっている。

問題のある画像については利用者から申し出れば削除に応じるとしているが、そもそもインターネットを利用しない人に対し、自宅等が全世界に公開されている現状が十分に知らされていない現状と、一度公開されればそのデータはインターネットを通じて瞬時に誰でも保存できてしまうために、事後削除しても一度閲覧されてしまったプライバシーは守れないのが実態である。見知らぬ土地への訪問や、待ち合わせ等に有用であるという意見がある一方で、生活空間である地域、民家の画像を、無料で誰でも閲覧可能とすることに対してプライバシー侵害と防犯上の不安を訴える声も多く、「ストリートビュー」は悪用する者にとっても使い勝手の良い便利なサービスとなっている。

海外では、カナダで「ストリートビュー」が「プライバシー保護法」に抵触するとして公開停止したほか、欧州連合でも非公開あるいは観光地や公園等に限定している国が多く、居住地域への影響を及ぼさない配慮がされている。また、グーグル社の本拠のあるアメリカではプライバシー侵害の裁判も行われるなど、世界各国で規制を求める動きが広がっている。よって本市議会は、国会、政府、県及び関係機関に対し、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 「ストリートビュー」サービスについては、国に寄せられた意見の実態調査をはじめ、現状把握に努めること。
- 2 インターネットを利用しない国民に、必要な広報活動と啓発活動を行うこと。  
住居専用地域の公開の適否については、国民の意見聴取の上、事業者に対する指導を行うこと。
- 3 個人や住宅を撮影し、無断で公開する行為については、都道府県迷惑防止条例上の迷惑行為として加えること。
- 4 新たな人権侵害を生まないように早急な法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月16日

高知県宿毛市議会議長 宮 本 有 二

衆 議 院 議 長 殿  
参 議 院 議 長 殿  
内 閣 総 理 大 臣 殿  
総 務 大 臣 殿  
法 務 大 臣 殿  
経 済 産 業 大 臣 殿  
高 知 県 知 事 殿

意見書案第2号

地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成21年3月16日

提出者	宿毛市議会議員	中平富宏
賛成者	宿毛市議会議員	松浦英夫
〃	〃	今城誠司
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	寺田公一
〃	〃	濱田陸紀

〃 〃 山本幸雄  
〃 〃 岡崎 求

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿  
説明 口頭

地方の道路整備の着実な推進を求める意見書

本県では道路整備が遅れ、地場産業の発展や地域の活性化、潜在する地域の魅力の有効活用ができないばかりか、県民の安全・安心の確保すらできていない状況であり、「命にも地域間格差」が生じている。

中央経済圏から遠隔の四国西南地域において、高速交通網の整備の遅れは地域の産業・経済の発展と生活文化の活性化を阻害する大きな要因となっている。

また、一般国道56号平田・宿毛間は洪水時には道路冠水等により交通が遮断される区間があり、生産物の輸送や、救急医療、台風、地震等の防災対策上大きな支障となっており、一日も早い幹線道路の整備が喫緊の課題となっている。

これらの道路整備のための財源は、これまで道路特定財源制度によって計画的に確保されてきたが、昨年12月8日の政府・与党合意「道路特定財源の一般財源化について」において、一般財源化を前提に暫定税率を当面の間、原則維持することや「地域活力基盤創造交付金」を創設することなどが決定された。また、昨年末に決定した5年間の「道路整備中期計画」でも、地域における道路の位置づけや役割を議論し、「地方版」の計画を作成することとされている。

道路特定財源が一般財源化されようとも、遅れている地方の道路が一日でも早く整備され、活力ある地方を実現するため、次の事項について強く要望する。

1 「四国8の字ネットワーク」などの高規格幹線道路から生活道路まで、地域の安全・安心を確保するための「命の道」を「道路整備中期計画」の地方版に位置づけたうえで、計画的で着実な整備が可能となるよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月16日

高知県宿毛市議会議長 宮 本 有 二

内閣総理大臣殿  
財務大臣・経済財政政策担当大臣殿  
国土交通大臣殿  
総務大臣殿

----- . . . -----

意見書案第3号

父子家庭に対する児童扶養手当の支給を求める意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成21年3月16日

提出者	宿毛市議会議員	松浦英夫
賛成者	宿毛市議会議員	野々下昌文
〃	〃	中平富宏
〃	〃	有田都子
〃	〃	中川 貢

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

説明 口頭

父子家庭に対する児童扶養手当の支給を求める意見書

国の制度として実施している児童扶養手当の支給については、児童福祉法第1条で「この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため」とあり、父子家庭と比較して経済的に弱い立場におかれている母子家庭の支援を目的とした制度であり、父子家庭は収入にかかわらず支給対象から除外されています。

父子家庭においても、子どもの養育、教育、家事、労働時間等、多岐にわたる問題を抱えており、父子家庭の増加が顕著となっている今日において、その対策を講じることは重要な行政課題である。

また、男女共同参画社会の実現という立場で考えてみても、母子、父子という枠組みではなく、「ひとり親家庭の自立支援」という観点からも、母子家庭の支援だけではなく、父子家庭に対しても、公的扶養の対象とすることは、男女共同参画社会の推進に寄与するものとする。

よって、児童扶養手当法を改正し、父子家庭にも児童扶養手当を支給できるよう法律改正を、早期に実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月16日

高知県宿毛市議会議長 宮 本 有 二

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿

少子化対策・男女共同参画担当大臣 殿

厚生労働大臣 殿



一 般 質 問 通 告 表

平成21年第1回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	3番 野々下昌文君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 定額給付金について</p> <p>(2) 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策について</p> <p>(3) 地域活性化・生活対策臨時交付金について</p> <p>2 環境問題について（市長）</p> <p>(1) 太陽光発電の補助について</p>
2	4番 松浦英夫君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 「広報すくも」2月号について</p> <p>(2) 図書館の窓口業務の委託について</p> <p>2 地区への未加入者対策について（市長）</p> <p>3 介護保険について（市長）</p> <p>4 教育行政について（教育委員長、教育長）</p>
3	14番 中川 貢君	<p>1 住民から信頼される行政運営について（市長）</p> <p>2 産業振興支援策について（市長）</p> <p>3 国の第2次補正予算と宿毛市の産業計画アクションプランについて（市長）</p> <p>4 指定管理者制度の充実について（市長）</p> <p>5 適正な業務委託基準の確立について（市長）</p> <p>6 人権と福祉のまちづくりについて（市長）</p>
4	1番 今城誠司君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 雇用対策について</p> <p>(2) 職員の能力開発について</p> <p>2 教育行政について（教育長）</p> <p>(1) 学力、体力向上対策について</p> <p>(2) 教育委員会の点検評価を受けての展開について</p>

5	2 番 岡崎利久君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 エコツアーで楽しむ「宿毛自然紀行」について（市長）</li> <li>2 子ども農山漁村交流プロジェクトについて（市長、教育長）</li> <li>3 ごみ減量化について（市長）</li> </ul>
6	6 番 中平富宏君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 宿毛市立小中学校再編計画について（教育長） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小筑紫統合小学校について</li> <li>(2) 大島、宿毛、松田川、橋上小学校の再編計画について</li> <li>(3) 中学校の再編計画について</li> </ul> </li> <li>2 防災対策について（市長、教育長） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 耐震化のできていない学校について</li> <li>(2) 災害協定について</li> </ul> </li> </ul>
7	1 1 番 濱田陸紀君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 土佐沖の海底資源とメタンハイドレートについて（市長）</li> <li>2 宿毛市としての雇用対策について（市長）</li> <li>3 定額給付金について（市長）</li> </ul>
8	5 番 浅木 敏君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市長の政治姿勢について（市長） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 雇用確保対策について</li> <li>(2) 生活保護行政について</li> <li>(3) 特定健診について</li> </ul> </li> <li>2 小筑紫小学校の建築について（教育長）</li> </ul>

平成21年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成20年度宿毛市一般会計補正予算について	3月16日	原案可決
第 2 号	平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
第 3 号	平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
第 4 号	平成20年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
第 5 号	平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
第 6 号	平成20年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
第 7 号	平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
第 8 号	平成20年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
第 9 号	平成20年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
第10号	平成20年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
第11号	平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
第12号	平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
第13号	平成20年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3月16日	原案可決
第14号	平成21年度宿毛市一般会計予算について	3月16日	原案可決
第15号	平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月16日	原案可決
第16号	平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月16日	原案可決
第17号	平成21年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月16日	原案可決

第18号	平成21年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月16日	原案可決
第19号	平成21年度宿毛市老人保健特別会計予算について	3月16日	原案可決
第20号	平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月16日	原案可決
第21号	平成21年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月16日	原案可決
第22号	平成21年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月16日	原案可決
第23号	平成21年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月16日	原案可決
第24号	平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月16日	原案可決
第25号	平成21年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月16日	原案可決
第26号	平成21年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月16日	原案可決
第27号	平成21年度宿毛市水道事業会計予算について	3月16日	原案可決
第28号	宿毛市定住自立圏構想推進基金条例の制定について	3月16日	原案可決
第29号	宿毛市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	3月16日	原案可決
第30号	宿毛市の簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について	3月16日	原案可決
第31号	宿毛市表彰条例の一部を改正する条例について	3月16日	原案可決
第32号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3月16日	原案可決
第33号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	3月16日	原案可決
第34号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	3月16日	原案可決
第35号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	3月16日	原案可決

第36号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	3月16日	原案可決
第37号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	3月16日	原案可決
第38号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	3月16日	原案可決
第39号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月16日	原案可決
第40号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	3月16日	原案可決
第41号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月16日	原案可決
第42号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月16日	原案可決
第43号	市道路線の認定について	3月16日	原案可決
第44号	市道路線の廃止について	3月16日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第13号	落石及び崩落防止対策について	3月16日	採 択
第15号	臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書の提出について	3月16日	不採択
第16号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書の提出について	3月16日	不採択
第18号	地方分権「改革」に関する意見書の提出について	3月16日	不採択
第19号	物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について	3月16日	不採択